

平成19年度三次市「The行政チェック」

事務事業評価一覧

(チェックシート抜粋)

平成20年1月



三次市総務企画部企画調整担当

平成19年度

The 行政チェック事務事業チェックシート

1次評価記入年月日
平成19年 7 月 20 日

番号	事務事業名	担当部署名		電話(内線)/eメール		
1	保育料徴収	子育て支援局	のびのびこども室	0824 - 62 - 6147(内線 4322) kodomo@city.miyoshi.hiroshima.jp		
1 事務事業の概要	分野	大項目	中項目		施策コード	
総合計画の施策体系	第1こども	1子育て	(1)安心して産み育てることのできる環境づくり		1	1 1
根拠法令・条例等	児童福祉法, 児童福祉法施行令, 三次市保育の実施及び保育料等に関する条例, 三次市保育の実施及び保育料等に関する条例施行規則, 三次市保育料徴収規則					
根拠となる計画・プラン	三次市次世代育成支援行動計画					
事業年度	平成 16 年度 から 平成 年度まで					
事業の種別	任意的事務		義務的事務		間接業務(内部管理) 直接業務(対外的な業務)	
	正確性が重視される仕事		サービス向上が求められる仕事		新たなものを創り出す仕事	
受益者負担の妥当性	(負担を求める必要性)		(見直しの必要性)		説明	
	有		有		保育の実施には受益者負担が必要	
事業概要	三次市内にある認可保育所(公立23所, 私立3所, 計26所)に通所する児童の保護者より, 三次市保育料徴収規則に定める保育料を徴収する。現年度分保育料の徴収方法は, 平成16年度より原則9金融機関での口座振替である。平成18年度給与差押等の法的措置は10件実施し, 現年度分収納率98.3%, 滞納繰越分収納率23.8%だった。					

2 事務事業の内容

1. 対象(誰を対象にしているのか)	2. 手段(具体的に何をするのか)
市民	保育料の滞納者に対して督促状を発送し, それでも未納となる者は納付相談・分納誓約・法的措置を実施する。今年度からコンビニ収納を開始した。法的措置は給与差押・公売・ヤフーオークション等々実施。
3. 目的(対象をどのような状態にしたいのか)	4. 前年度の行政チェックの結果とその対応(前年度と比べて改善した点)
市民への公平性の堅持と市財源の確保を行うため保育料の滞納者に完納させる。平成19年度 目標収納率 現年度分98.5% 滞納繰越分23.8%	現年度分の督促状については, 18年度まで保育所長からの手渡しにより実施してきたが, 19年度から郵送している。
5. 今後の課題(ミッションの達成との関連)	平成17年度評価 要改善 平成18年度評価 要改善
保育料の滞納者が増加しない対策として, 現年度分の取り組み強化, 滞納繰越分は法的措置を積極的に進める。また, 分納不履行や折衝に応じない未納者については法的措置で対応する。	

3 必要経費

(単位: 千円)

項目		平成17年度実績	平成18年度実績	平成19年度計画	
(人件費を除く) 事業費	事業費	309	361	361	
	財源内訳	国庫支出金			
		県支出金			
		地方債			
		その他()			
一般財源	309	361	361		
人件費	職員数(人)	1.00	1.00	1.00	
	人件費 (7,119千円/年)	7,119	7,119	7,119	
公債費					
合計(+ +)		7,428	7,480	7,480	

平成18年度事業費の内訳(=)	
項目	事業費
郵送料	168
口座振替手数料	193

網掛け部分を抜粋

4. 定量分析

番号	指標	単位	平成17年度	平成18年度	平成19年度 (見込み)	指標の説明及び指標の変化に関する所見
活動指標	法的措置件数	人	6	10	12	件数が増えるにつれて、単位あたりコストはさがっている。
	単位あたりコスト(÷)	円	1,238,000	748,000	623,333	
	差押額	円	1,933,810	2,657,760	3,000,000	平成18年度給与5件、預貯金3件、不動産2件
成果指標	現年度分収納率	%	97.0	98.3	98.5	現年度分収納額 / 現年度分調定額
	滞納繰越分収納率	%	19.8	23.7	23.8	滞納繰越分収納額 / 滞納繰越分調定額

活動指標: 事務事業として具体的に何をしたかを示す指標(投入された経営資源で行政が産出したサービスの量を数値で表します)

成果指標: 活動の結果、どのような成果があったかを示す指標(行政活動の結果、市民にどれだけの効果をもたらしたか数値で表します)

5. 定性分析

評価項目	評価基準	評価点	評価点	説明(判断の根拠)
目的適合性	手段が目的に合致している	5	4	公平性の観点より法的措置は有効な手段である。
	手段がおおむね目的に合致している	4		
	手段が目的にある程度合致している	3		
	手段が目的にあまり合致していない	2		
	手段が目的に合致していない	1		
実施改善等による成果向上の余地	成果の向上余地がない(十分に成果がある)	5	3	催告書の送付により納付忘れへの対応が可能となり、新規滞納者が減少した。滞納整理システムの導入により、滞納繰越分の分割納付管理が容易となり、分割納付誓約を履行しない者については、法的措置を実施することにより滞納額を減らすことができる。
	成果の向上余地が小さい	4		
	成果の向上余地が少なからずある	3		
	成果の向上余地が大きい	2		
	成果の向上余地が極めて大きい	1		
コストの削減余地	コストの削減余地がない	5	4	固定的な経費なのでコストの削減余地は小さい。滞納整理システムや新基幹業務システムの導入により事務の省力化が図られている。
	コストの削減余地が小さい	4		
	コストの削減余地が少なからずある	3		
	コストの削減余地が大きい	2		
	コストの削減余地が極めて大きい	1		
市の役割	市でなければならない	5	3	情報漏えいの可能性を考えると市が行うべきである。
	市でなくてもできるが、市がやった方がよりよくできる	4		
	市でなくてもできるが、公共性が高く、市がやるべき	3		
	市の関与を縮小するべき	2		
	市が関与する必要がない	1		
社会的ニーズ	社会的ニーズが極めて高い	5	5	保育料の滞納については新聞報道されるなど社会的関心が高い。
	社会的ニーズが高い	4		
	社会的ニーズがある	3		
	社会的ニーズが低い	2		
	社会的ニーズが極めて低い	1		
市民ニーズ	市民ニーズが極めて高い	5	4	公平性を確保して欲しいという市民の要望はある。
	市民ニーズが高い	4		
	市民ニーズがある	3		
	市民ニーズが低い	2		
	市民ニーズが極めて低い	1		
合計			23	

6. 一次評価

担当室等記入	総合評価	拡大	縮小	継続	終了	廃止	改善の必要性	定性分析ランク ミッション 達成度合	B	
	拡大・縮小の内容	人員					要改善区分	3 民間委託等の推進		
	判断理由	平成19年度の取り組みで法的措置の強化(給与差押)と債権担当室との連携により滞納者の資産情報を共有化し、債権回収にあたる事で更なる収納率の向上が期待できる。								

7. 二次評価

事務局追記	総合評価	拡大	縮小	継続	終了	廃止	改善の必要性	定性分析ランク(30点満点) A 27~30 B 22~26 C 17~21 D 12~16	
	拡大・縮小の内容	事業規模					要改善区分	6 職員の意識改革	
	判断理由	滞納防止に向けては関係職員の意識改革も重要なファクターである。							

Table with columns: 施策番号, 分野, 大項目, 中項目, 開始年度, 所管, 事務事業名, 事業概要, 今後の課題, 事務事業者, 手段, 目的, 平成18年度事業費, 活動指標, 単位, H17, H18, H19, 説明, 活動指標, 単位あたりコスト, 成果指標, 単位, H17, H18, H19, 説明, 目的適合性, 実施改善等による成果向上の余地, コストの削減余地, 市間の妥当性, 社会的ニーズ, 市民ニーズ, 合計点, ランク, 十八年度評価, 十七年度評価, 1次総合評価, 2次評価, 拡大/縮小, 改善区分. Rows include '保育料徴収', '第3子目以降保育料無料化', '子ども発達支援センター運営事業', and '子育てネットワーク事業'.

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

施策番号	分類	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	各評価項目は、1～5の5段階で評価										ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11										総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択									
												定量分析					手段の適切さ					市の役割					必要性					合計点	ランク	十八年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次評価		拡大/縮小	改善区分
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニース	市民ニース	総合評価					判断理由	総合評価	判断理由	内容		
9			(1)安心して産み育てることのできる環境づくり	17	子育て	妊産婦健康助成事業	平成17年度から経済的負担の軽減と母子の健康管理のため、助成券が2枚から6枚に拡大した。また、非課税世帯に対しては、さらに4枚追加して対応している。母子健康手帳交付時に、母子健康手帳別冊として助成券を同時に妊婦へ交付している。	前年度同様、国保連合会からの健診結果が2ヵ月遅れで送付されるため、タイムリーな支援にならない。現在、県を中心とした受診券単価の見直しを行っている。事務量等を含め検討が必要である。	妊婦	妊婦一般健康診査費を6回分助成する。ただし、非課税世帯については、4回分追加する。(平成19年度単価6,480円)	健診を受けることで、妊婦の心身の健康管理をすることで安楽な出産ができ、新生児が健やかに成長できるようにする。	20,852	助成券交付人数	人	535	539	500	年間の子健康手帳交付人数	H17 47,145 H18 38,686 H19 41,704	助成券使用枚数	枚	3,382	3,110	3,100	助成券を使用し、定期的に健診を受け、健康管理に役立てられているかを確認。	4	4	4	5	4	25	B	事業拡大	要改善	継続	市民サイドとして妊婦の早期発見や、経済的負担の軽減につながる。市サイドとしては妊婦の状況把握や支援につなげていける高い必要性があるため、健診結果を早期に健康管理につなげていくよう改善を図る。	継続	事業効果の検証を実施する。	15	効果の検証	
10			(1)安心して産み育てることのできる環境づくり	16	子育て	病後児保育事業	市立三次中央病院施設内に病後児保育室を設置し、病気の回復期にあって集団保育が困難な理由により、家庭で保育できない場合に、その児童の保育及び看護を行うことで、保護者の子育てと就労の両立の支援を行うとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与する。 開設時間:8時～18時 利用定員:4人 対象年齢:0歳～小学校3年生 利用料(1人1日):2,000円(減免制度あり) 対象病名:感冒・消化不良症等、喘息等の慢性疾患、熱傷等の外傷疾患、麻しん・水ぼうそう等の予後	インフルエンザ流行期等は、極めてニーズが高く保育室の確保が必要。 ・市外に住所を有し、本市に勤務している保護者からの依頼希望がある。 ・より多くの人に利用していただけよう、啓発を積極的に行う。	市立三次中央病院の一部を利用して保育室を確保し看護士資格を持つ専任職員及びサポート会員(まかせて会員)にだけよう、啓発を積極的に行う。	病気の回復期で集団保育が困難な期間、保護者が仕事・病气・冠婚葬祭等の理由により、家庭で保育できない場合に、その児童の保育及び看護を行う。	開設日 1日あたりのコストは平成18年度、前年度に比べ増えている。これは、利用数の増加が原因と考えられ、利用1件あたりのコストは減っていない。	20,367	延べ利用人数	人	252	315	400	平成18年度、前年度の約1.3倍に増加しており、19年度、さらに増加をめざす。	4	4	5	4	5	5	4	5	27	A	要改善	要改善	拡大	利用件数の増加から、目的達成への成果がより多くの市民が利用できるような普及啓発を積極的に行う。また、子育てサポート事業との連携の中で、市民との協働による運営をおこなっているが、安心して預けられるよう、スタッフの研修等を行い、サービスの質の向上を本市への通勤者についての利用ニーズについても研究していく。	継続	スタッフの雇用形態の検討。	13	サービスの向上					
11			(1)安心して産み育てることのできる環境づくり	17	子育て	未熟児訪問事業	保健師や助産師が低出生体重児の家庭を訪問し、児の発育、発達を確認して発達に合わせた指導、支援を行う。(平成17年度から県からの事務・権限移譲により三次市が実施主体)	未熟児養育医療申請のある児については、出産間もない時期から家族や医療機関との連絡、調整が図れ、退院後早期に訪問ができて支援につながる。しかし、その他の未熟児(低出生体重児など)については、本人から申し出がない限り、把握が難しく訪問時期が遅れることがあり、対象児の把握に努める必要がある。	主に低出生体重児の家庭を訪問し、養育に関する訪問指導や育児相談を行う。	低出生体重児の健やかな発育と発達を促し、低出生体重児を養育する家庭の育児不安の解消を図る。	年間養育医療対象者が15人程度、また継続して訪問したり、低出生体重児の訪問件数を含めた件数。	8,464	訪問達成率	%	100	100	100	対象者に対して全件訪問を行い、低出生体重児の状況を把握し家族へのフォローアップを行っている。	4	3	4	4	3	21	C	現状維持	要改善	継続	対象者が一部であることから社会的ニーズや市民ニーズの評価点が高いが、対象者の方のニーズはとも高い事業である。今後さらに未熟児訪問指導の内容を充実させていくことが必要である。	継続	ニーズを把握し助産師の体制整備も検討する。	13	サービスの向上								
12			(1)安心して産み育てることのできる環境づくり	19	子育て	不妊治療助成制度	平成19年度より、不妊症のため子どもを持つことができない夫婦がうける不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精(特定不妊治療)に要する費用の一部を助成する制度である。ただし、広島県不妊治療助成事業を承認された者で、金額は10万円限度を1年度2回までとし通算5年間の助成とする。	今年度スタートした事業であり、対象者に対して適切に支援ができるように制度内容などの周知に努める必要がある。そのため県との連携をとり、県制度の申請時に三次市制度についても紹介してもらった。不妊治療等に関する相談等も増えることから、県や不妊専門相談センター等と連携し情報提供できる支援体制づくりが必要である。プライバシーの保持に努める必要がある。	い治つな対象者が特定不妊治療に要した費用額から、広島県の不妊治療費助成費を差し引いた額を助成する。ただし10万円を限度とし、1年度2回までとし、通算5年間の助成とする。	特定不妊治療に要する費用は高額であり(平均で体外受精30万、顕微授精40万)、経済的負担の軽減に努める。そして、子どもを産みやすい環境を確保し、子育て支援の充実をはかる。	年間申請件数	10	助成件数	件	-	-	10	助成件数により、ニーズを把握することができる。	4	3	4	4	4	4	4	4	23	B	未実施	拡大	昨年度の事業で14件の申請は14件あり、予算内容の検討が必要である。また、現事業を充実させるとともに、不妊治療助成事業内容の拡大していくのが検討課題である。	継続	ニーズを把握する。	14	成果の向上						

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価
 ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分類	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	ランク	十七年度評価	十八年度評価	1次総合評価		2次評価		拡大/縮小	改善区分	
												活動指標					成果指標					目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	総合評価	判断理由					総合評価	判断理由					
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標	単位	H17	H18															H19	説明			
13	第1	子育て	(1)安心して産み育てることのできる環境づくり	16	みらい都市室	市街地公園整備事業	市内には尾関山公園やみよし運動公園等の広い公園はあるが、小さな子どもを自宅から歩いて連れていけるような身近な公園が少ないため、一番身近な公園として整備する。また、設計段階から地元に関わっていただき、地元が必要なものを整備するとともに、完成後の運営・管理を地元で担ってもらうことにより、行政に気兼ねなく、地元の使い勝手の良いように育てていける公園とする。さらに、16年度は人口集中地区と呼ばれる三次市・十日市・八次地区のみを対象としていたが、17年度からは三次市内都市計画区域を対象としている。(整備箇所)平成17年度:南大下公園・荒瀬コミュニティ広場・毘沙門広場(吉吉)、平成18年度:麻原ひろば	完成後の地元運営について、自分たちで自由に使ったり、改良できるという、これまでの公共施設とは一線を画す事業であるので、より多くの市民へ事業の周知を行うこと。また、公園整備に当たり、景観に配慮し、緑のある公園を推進する。	都市計画区域の公園が不足している地域の住民	地元要望があり、適地がある地域において、設計-工事-完成-運営まで地元住民とともに公園を一から作る。	公園を整備することにより、地域の憩いの場、世代間の交流の場を提供する。	整備箇所	箇所	3	1	1	市街地公園の整備箇所数	H17	7,477,000	オープニングイベント開催数	回	2	1	未定	開園を祝って、地元主催のオープニングイベント	4	3	3	3	4	4	21	C	現状維持	要改善	継続	地域(市民)からの要望による事業であり、継続すべきである。	自然のままの緑が多く、公園の必要性がないが、憩いの場としての公園は必要であり、継続すべきである。	4	市民の多様な力の活用
14	第1	子育て	(2)子育てと仕事が両立できる環境づくり	16	のびのびこども室	一時保育事業	就労形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、緊急時の保育等が必要な場合に対応する事業です。具体的には保護者の傷病、入院、災害、事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童に対して保育を実施する。	社会環境、又は就労環境が大きく変化する中、子育て中の保護者が心身の疲労の解消その他の事由により保育を必要とする場合、子育て環境を充実するため、情報提供、利用者拡大が重要。なお、年間の延べ利用者数が25人を超えないと補助対象にならない。	就学前児童(三次市以外も対象)	一時的に保育が必要な保護者のニーズに応えるため、通常保育の定員の枠内で保育を実施する。	児童の保護者が一時的に保育を必要とする場合、保護者の心理的・肉体的負担の軽減、就労援助等を行うため就学前児童の保育を提供する。	一時保育実施保育所(公立)	所	3	3	3	一時保育を実施する保育所が増えることを指標とする。	H17	441,000	一時保育年間延べ利用者数(三良坂保育所)	人	60	33	33	一時保育の利用者が増えることを指標とする。	3	4	3	3	3	20	C	未実施	要改善	継続	出産での帰省、保育にかけない児童の保育等がある程度、一時保育の利用がある。通常保育でカバーできない保育の実施であるのでこのまま継続することで利用者の利便性が高くなる。	ニーズを把握し利用しやすい制度とする。	1	サービスの向上	
15	第1	子育て	(2)子育てと仕事が両立できる環境づくり	15	のびのびこども室	延長保育推進事業	保護者の就労形態の多様化・勤務時間の延長等に対応するため11時間保育(7:30-18:30)の後1時間(18:30-19:30)の延長保育を行う。東光保育所・十日市保育所でも実施している。また、私立では子供の城保育園、子供の館保育園、みゆき保育園で実施している。	今後は、他の保育所でも延長保育の希望者が増えることが予想される。一日あたりの利用人数は少ない日もあがるが、情報提供や市民ニーズを的確に把握し開所する保育所を検討する。	市民	18時30分までの通常保育が終了した後、18時30分から19時30分までの間、保育の提供をする。	市民に就労の機会を提供し、仕事と子育てを両立できる環境を整備する。	延長保育実施保育所数	所	2	3	3	実施している公立保育所(十日市・東光・愛光保育所)	H17	6,057,000	延長保育1日平均利用者数(十日市保育所)	人	4	4	6	延長保育利用数	3	3	4	4	4	22	B	現状維持	事業拡大	拡大	平成18年度から延長保育を実施する保育所が、3園所の公立保育所の要13園所になったため利用者には喜ばれているが、1日当りの利用者は少ない。	延長保育を必要とする人はいるが、利用者は少ない。しかし、子育てと仕事を両立できる環境を整備するために利用人数の面だけでは判断できない面があり、順次拡大していく必要がある。	ニーズを把握し利用しやすい制度とする。	1	サービスの向上
16	第1	子育て	(2)子育てと仕事が両立できる環境づくり	16	のびのびこども室	特定保育事業	保護者の就労形態の多様化(パート勤務の増大等)に伴う子どもの保育需要の変化に対応するため、一定程度の日時で必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスである。	社会環境または、就労環境が大きく変化する中、子育て中の保護者が心身の疲労の解消、その他の事由により保育を必要とする場合、子育て環境を充実するために情報提供し、利用者拡大を図ることが重要。なお、年間の延べ利用者数が25人を超えないと補助対象にならない。	就学前児童(三次市以外も対象)	通常保育の定員の枠内で保育を実施し、一定程度の日時において保護者の保育ニーズに応えるため。	児童の保護者が一定程度、児童を保育できない場合、就労を援助して保護者の利便に供し、就学前児童に保育を提供する。	特定保育実施保育所(公立)	所	3	3	3	特定保育を実施する保育所が増えることを指標とする。	H17	259,666	特定保育年間延べ利用者数(三良坂保育所)	人	11	66	66	特定保育の利用者が増えることを指標とする。	3	4	3	3	3	20	C	現状維持	要改善	継続	短期間の就労という通常保育ではカバーできない保育サービスの提供であるので、このまま継続することで利用者の利便性が高くなる。	ニーズを把握し、利用しやすい制度とする。	1	サービスの向上	

Table with columns for project details (事業概要, 目的, 手段, etc.), quantitative analysis (定量分析), and qualitative analysis (手段の適切さ, 必要性). It contains 5 rows of project data, including '3歳未満児保育', 'ふるさとランチ推進事業', '女性キャリアアップ支援事業', and 'ひとり親家庭等医療費助成事業'.

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価
 ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

実施番号	分類	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	総合評価	17年度評価	18年度評価	19年度評価	1次総合評価		2次評価		拡大/縮小	改善区分		
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニース						市民ニース	判断理由	総合評価	判断理由			内容	その他 の内容
21	第1	子育て	(2)子育てと仕事両立できる環境づくり	16	すくすく育児支援室	放課後児童健全育成事業	近年の核家族化及び夫婦共働き家庭の増加に伴い、昼間保護者が家庭にいない児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブを開設している。直営14クラブ、委託1クラブにて運営している。また、児童10未満の児童クラブに対し、市独自で、運営費として「三次市小規模型放課後児童クラブ事業補助金」を地域運営団体8箇所(君田・青河・仁賀・八幡・安田・のみが丘・川地・志和地)(平成19年度現在)に交付している。	保護者の勤務時間や通勤等に対応できるよう、開設時間の見直しを行う必要がある。未設置地区(作木・田幸・川西)への、ニーズ調査を含め、設置の可能性を検討する必要がある。	昼間、保護者が就労等により家庭にいない児童(学校1年生から3年生までの児童)のおおむね小	対象となる児童の健全育成と、保護者の就労支援をめざす	児童館及び学校の空き教室等を利用して、学校の放課後等に、家庭に代わる生活拠点として、遊びを中心とした活動を行い、心身ともに健全に育つことを支援する。	平成18年度事業費(千円)(職員人件費含む)	措置児童数	人	465	510	514	児童クラブの措置児童合計数	H17	185,696	ニース達成状況	%	116	106	107	措置児童数/入会申込者	4	3	4	3	4	3	4	4	22	B	事業拡大	事業拡大	拡大	拡大	3	民間委託等の推進
22	第1	子育て	(2)子育てと仕事両立できる環境づくり	19	すくすく育児支援室	子育て環境整備補助金交付事業	働きながら安心して子どもを産み育てる環境づくりには、子育てに対する企業の意識改革と協力体制が必要である。このことから、子育て環境を整備した企業に対し、工事費等にかかる費用を助成金として交付する。例えば、企業内託児所の設置や、保育スペースの増設、遊具購入等。但し、子育て推進企業登録をした企業に限る。経費の1/2を交付とし、託児所等の整備については、総経費の10万円以上200万円を限度。遊具等購入については、1品目あたりの単価が1万円以上で総経費5万円以上、50万円を限度とする。なお、1事業所につき一会計年度1回限りとする。	地域や企業と一体となって取り組んでいく必要がある。中小企業が多い中で、企業が子育て支援に取り組む意識改革に向けて、周知していく必要がある。	子育て支援推進企業登録を行った企業	事業所内託児所等の整備及び保育用具等の購入により子育て環境を整備した企業に対し助成金を交付する。	企業に、従業員が仕事と子育ての両立がしやすい職場環境づくりを積極的に取り組んでいただく		環境整備を行った企業に対する補助件数	件	-	-	5	従業員が子育てをしながら働ける職場環境づくりを整備した企業	H17	#VALUE!	補助金交付企業件数	件	-	-	5	利用件数により、子育て環境を整備している企業が把握できる	5	5	5	4	4	4	4	27	A	未実施	未実施	継続	継続	14	成果の向上	
23	第1	子育て	(2)子育てと仕事両立できる環境づくり	19	すくすく育児支援室	子育て支援推進企業等登録事業	働きながら安心して子どもを産み育てる環境づくりには、子育てに対する企業の意識改革と協力体制が必要である。このことから、子育て支援を推進していく企業に登録していただき、子育て支援策の目標を立てて実施していただく。その中で、特に取組が顕著な企業に対して、子育て支援優良企業表彰を行う。なお、子育て支援企業等登録には、市内に本社又は事業所を置く企業であり、次世代育成支援対策推進法第12条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、広島労働局へ提出した企業であること。	地域や企業と一体となって取り組んでいく必要がある。中小企業が多い中で、企業が子育て支援に取り組む意識改革に向けて、周知していく必要がある。	市内本社又は事業所を置く企業	(仮称)三次市子育て支援企業等登録用紙に必要事項を記入し、必要書類を添付市提出(広島労働局に提出される)「次世代育成支援対策推進法第12条の規定に基づき(一般事業主行動計画)の写し)	労働者が仕事と子育ての両立がしやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいただきたい。		事業説明会開催	回	-	-	8	商工会議所等商工会単位で、事業主を対象とした説明会を開催し、趣旨を説明していただく。	H17	#VALUE!	登録企業数	件	-	-	10	子育て支援環境に取り組む企業を把握することができる。	4	3	3	5	4	5	5	26	B	未実施	未実施	継続	継続	14	成果の向上	
24	第1	子育て	(2)子育てと仕事両立できる環境づくり	19	すくすく育児支援室	育児休業支援金交付事業	子育て支援策が不十分な企業が多く、育児休業が取得しにくい労働環境であるため、出産後、退職せざるを得ない従業員が多い。働きながら安心して子どもを産み育てられるための育児休業取得推進のために、企業に対して育児休業期間に事業主が支払った賃金の1/2の額を交付する。但し、子育て支援推進企業等登録事業に登録した企業に限る。	地域や企業と一体となって取り組んでいく必要がある。中小企業が多い中で、企業が子育て支援に取り組む意識改革に向けて、周知していく必要がある。	子育て支援推進企業等登録している企業	企業が、積極的に従業員に対し、育児休業支援を行うよう補助し、労働者が、子育てと仕事の両立が出来るよう推進する		補助を行った企業	件	-	-	10	市内企業等へ説明会を行い、制度の内容を理解いただき、育児休業取得を推進する	H17	#VALUE!	補助企業件数	件	-	-	-	補助金利用が、おおいほど、職場環境が育児休業の取りやすい環境となることが伺える。	5	4	3	4	5	5	5	26	B	未実施	未実施	継続	継続	14	成果の向上		

Table with columns for project details (事業概要, 目的, 手段), quantitative analysis (定量分析), and qualitative analysis (手段の適切さ, 市の役割, 必要性). Rows include projects like 'Child Support Enterprise Incentive System', 'Adult Ceremony', 'Youth Development', and 'Marriage Support'.

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

施策番号	分類	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	各評価項目は、1～5の5段階で評価										ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11										総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択						
												定量分析					手段の適切さ					市の役割					必要性					1次総合評価		2次評価		拡大・縮小		
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニ- ズ	市民ニ-ズ	合計 点	ラン ク	17年度 評価	18年度 評価	総合 評価	判断理由	総合 評価	判断理由
29	第1	子育て	(5)子どもを見守る地域づくり	16	子育て支援センター運営	子育て家庭への支援活動の企画・調整・育児不安等の相談・指導・子育てサークルの支援等を進めるとともに、子育てを地域全体で支援するという意識の醸成を図り、地域の子育て力の基盤形成と環境整備を図る。 ・育児不安等に関する相談・指導・保育士等専門知識を有する職員により、電話・面接等で相談業務を実施する。 ・子育てサークル及び子育てボランティア等の育成・支援・地域の需要に応じた保育サービスの積極的実施・普及促進 ・交流・あそびの場の提供・地域の保育資源の情報提供・子育て講演会の開催・保育所開放・子育てサロン	国の要綱改正に伴い、事業内容について早急に拡大していく必要がある。次の内容が加わる。 ・子育て支援を必要とする家庭の支援を行うため、公民館・公園等に出席し、親子交流や子育てサークル等の地域支援活動を実施する。(関係機関と連携) ・月1回の子育て講座等の開催等 また、より多くの市民に利用していただけるよう、広報活動を積極的に実施する。	サマ 1 ク ル 就 園 児 と そ の 保 護 者 ・ 子 育 て ボ ラ ン テ ィ ア ・ 子 育 て	・子育て相談 ・子育てサークル・ボランティア等の育成支援 ・交流・あそびの場の提供 ・子育て情報提供 ・子育て講演会等の開催	地域全体で、子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件 費含む)	利用人数 人	5,440	6,452	7,750	5箇所の合計。平成18年度、前年度に比べ、利用人数が増加しておりコストが削減している。	2,408	子育て講演会等利用人数	人	150	300	2,120	平成19年度みゆき保育園、子供の城(センター型)月1回実施予定分増加	利用数は増加傾向にあり特に、市街地における利用は多い。参加者の様子、相談等から発達などについて早期発見・対応につながるケースもある。	4	4	5	3	5	26	B	要改善	要改善	継続	利用数の増加から目的の達成に向けての効果はあるが、新要綱に対応した事業内容を実施することで、より成果を得ることができる。	ニーズを把握し、利用しやすい制度とする。	13	サービスの向上
30	第1	教育	(1)子どもたちのための学校改革	19	小中学校耐震化事業	昭和56年6月1日に施行された新耐震基準を満たしていない建物の耐震化を進めるため、各学校の耐震診断を行い、耐震性が不足する建物を把握する。	安全・安心なまちづくりの一貫として、公共施設すべてが耐震化されることは、住みやすさの実感に直結することと考えるが、耐震診断は、そのための基礎データに過ぎず、これをもとに確実に耐震化を実施していくことが肝要である。学校については、改修、建替えだけでなく、統合、廃止も含めた適切な維持管理計画を立案し、推進することが担当部署に求められる。	生徒、教職員、一般市民	耐震診断	耐震診断の結果に基づき、すべての学校を耐震化する。		耐震診断実施棟数 棟	-	-	10	耐震診断を実施した棟数	#VALUE!	耐震診断実施棟数 棟	-	-	10	耐震化の実施方針が明確になった棟数	目的と手段はほぼ確立されており、数量の余地はほとんどない。	耐震診断の結果を受けて、耐震化が実施されなければ意味がない。	耐震診断に関しては、適正な業務委託とする程度しか削減の余地はなく、耐震化工事実施において工法の選定等コスト削減を図る。	対象が市立学校であるため。	耐震化の促進は、全国的な課題である。	生徒の安全確保のみならず、避難場所と学校に対する耐震化については、潜在的なニーズも含めて高いものと思われる。	26	B	未実施	未実施	継続	耐震化は確実に実施されなければならない課題である。補助金申請手続きを、耐震改修助成事業と併せてみる。耐震改修指導グループが行っているが、事業については施設管理または設備管理(教育企画室、あかいは住宅室)が行うべきである。	将来を担う子どもが安心して学べる環境は大事である。また、災害時の避難所でもあり、計画的に取組む必要がある。	8	事務事業の効率化	
31	第1	教育	(1)子どもたちのための学校改革	13	中学校給食業務改善対策事業	三次市は行政改革の一環として民間委託を進めるため、民間委託の方針により、平成13年9月に共同調理場から給食を受けていた十日市中学校を業者委託によるデリバリー(配達方式)給食に移行した。その後、平成16年度で目標とした旧三次市内5中学校の拡大計画に達した。その際、家庭からの弁当持参も可能な選択制をとっている。	民間委託によるデリバリー給食を実施しているもののその単価は安価となっていない。老朽化している給食センターの対応とあわせ効率的な民間委託を推進するなど、ランニングコストの削減を行う必要がある。給食を通して食育の推進を進めるため、学校との連携をより強化した指導体制の確立や魅力あるデリバリー給食とするための工夫、生徒・保護者へのデリバリー給食への理解を深める方策が必要である。	旧三次市内中学校5校の生徒(選択制導入)	市が作成した献立に基づき食材も調達し民間の施設を活用して調理、配送を委託する給食と家庭から持参する弁当との選択方式による。	学校給食法第2条に定める教育目的及び学校給食の目標を達成する。 1.日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。 2.学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。 3.食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。 4.食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。	35,669	毎日の発注数量 個	525	536	495	生徒数の減少に伴い発注数量も若干減少しているが、選択率はほぼ横ばいである。	69,622	デリバリー給食の選択率 %	43	43	41	デリバリー給食実施校全校において選択が可能となった。	旧三次市内5校全校にデリバリー給食の導入を行っている。選択性のため効果的な食育推進が課題である。	デリバリー給食そのものを、効果的な手法への見直しが必要である。	コストの削減が課題であり、給食全体を通して効果的な民間委託を推進していく必要がある。	学校給食の実施主体は、学校設置者となっている。	健康の保持増進や、望ましい食習慣の形成や食に関心をもち、自らの健康管理ができる豊かな生徒の育成のために必要でありニーズはある。食育推進の効果的な手法を確立する必要がある。	家庭環境等さまざまなため、生徒の健全な発育や安心して授業が受けられる環境づくりのために必要でありニーズはある。食育推進の効果的な手法を確立する必要がある。	21	C	現状維持	事業縮小	継続	各学校と連携を強化して給食指導の工夫で魅力あるデリバリー給食を実施し、食育推進の効果を高める。	民間への委託等も視野に、コストの削減と食育の推進を図る。	17	コストの削減	
32	第1	教育	(1)子どもたちのための学校改革	16	調理場の管理運営	学校給食法の規定に基づき、三次市立小学校及び中学校の給食を実施するため、市内へ12の共同調理場及び1単独校給食調理場を設置し教育委員会が管理運営する。共同調理場の運営を円滑に行うため、各共同調理場に学校給食共同調理場運営委員会を置き年1回以上会議を開き運営に関する審議を行う。	安全安心の確保、地場産物の活用について担保しつつ、効果的で効率的な給食運営を展開していくことが今後の課題である。	三次市立小中学校における完全給食実施校の児童・生徒	学校給食実施のための栄養管理、食材の仕入れ、調理、配送を行う。給食を使っていることに関する指導を行う。	学校給食法第2条に定める教育目的及び学校給食の目標を達成する。 1.日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。 2.学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。 3.食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。 4.食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。	280,985	1日あたりの食数 食	4,389	4,352	4,267	1日あたりの食数(デリバリー給食を除く)	67,047	一食あたりのコスト(食材費を除く) 円	335	322	286	年間200日実施(21日×12月-52日(夏・春・冬休み)=200日)	市内全小中学校で学校給食を実施しているが、そのうち全小中学校と旧町村中学校への給食を実施している。(旧三次市内中学校は調理業務を民間委託して行うデリバリー給食)	子どもたちが望ましい食習慣を体得し、自ら実践できることを目指した食教育の取組みにおいて、学校給食は具体的な体験を伴った学習の機会であり、現状でも一定の成果はあるが、地場産物の活用や米飯給食の拡大等により一層の学校給食の充実が求められる。	人件費部分が占める割合が大きく、給食調理業務を民間委託することによるコスト削減の余地は大きい。また、小規模調理場の統合を含めて、効率的運営を進める必要がある。	学校給食は、学校設置者が実施する事となっている。調理業務については、民間委託による効果・効率の向上を図ることが重要である。	健康の保持増進、体位向上を図り望ましい食習慣を身に付け好ましい人間関係を育てるなど食育推進の観点から、食育推進の効果が確立する必要がある。	児童生徒が豊かな人間性を持ち、健康と体力を向上していくこと、食育推進の観点から、食育推進の効果が確立する必要がある。	22	B	要改善	事業縮小	継続	学校給食は、学校教育の一環として実施されており、今後も事業を継続する。事業の合理化については、安全安心の確保、各学校の特色を担保しつつ、施設統合も視野に入れた調理業務の計画的な民間委託を進める。	安心・安全な食料、地産地消を進めるとともに、民間委託を進める。	3	民間委託等の推進	

Table with columns for project details (事業概要, 目的, 手段), quantitative analysis (定量分析), and qualitative assessment (手段の適切さ, 市の役割, 必要性). It contains 6 rows of data for different educational projects.

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

実施番号	分類	大項目	中項目	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	各評価項目は、1～5の5段階で評価										ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11					総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択				
											定量分析					手段の適切さ					市の役割					必要性				
											活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニース	市民ニース	合計点
37	第1	2	(1)子どもたちのための学校改革	学校教育室	学力向上モデル事業	平成17年度までの「やる気のある学校支援事業」を昨年度から学力向上に特化させ、計画的・先進的な取り組みが望める学校を中心に予算の傾斜配分を行ってきた。校長のリーダーシップのもと、子どもや地域の実態を踏まえた特色ある学校づくり「学力向上日本一」をめざした先進的な実践を行い市内全体のレベルアップを図る。平成17年度は研究公開を市内全校で開催させたが、開催することが目的であった状況を脱却し、昨年度よりモデル校において内容の充実を図らせた研究公開を開催させてきた。本年度はモデル校として18校を指定した。研究内	特色ある取り組みについては、学校間だけでなく、保護者・地域はもとより市民への情報発信を積極的に行わせていく必要がある。 さらに内容の拡充を図らせるため、予算範囲を拡大させより内容の充実化を図らせた。	三次市内小・中学校の児童・生徒	指定を受けた学校(18校)は、先進的な実践研究を行うとともに研究公開を実施し、児童・生徒の学習意欲の喚起と学力向上につなげる。	地域や児童・生徒の実態に応じた学校独自の豊富な教育内容の創造や教育活動を支援し、児童・生徒の学習意欲の喚起と学力向上につなげる。	3,714	293,750	%	74	77	78	小学校2年生から中学校3年生までの学力到達度検査結果(国語・算数・数学・英語)の平均通過率。着実に児童・生徒の基礎学力は向上してきている。	4	3	4	5	4	24	B	未実施	要改善	拡大	学校の主体性と専任教員としての責任を保持しながら、本事業がより特化された事業になるよう改善を行っていく必要があると考えられる。 学校教育の充実、とりわけ学力の向上は社会的ニースが極めて大きく、学力向上及び子育て日本一をめざす本市の重点施策の中核をなす事業でもあり、内容の充実と内容の深化を図ることにより、一層の成果が期待できるものと考えられる。	14	成果の向上
38	第1	2	(1)子どもたちのための学校改革	学校教育室	補助教材支援事業	確かな学力定着のために、三次市内の小・中学校国語・算数、中学校国語・数学・英語の繰り返し学習用としての補助教材購入費を、各学校の児童生徒数に応じ、補助するものである。	補助教材(ドリル等)購入について、補助対象教科の選定や児童生徒の実態に応じた補助を引き続き行う。	各小・中学校の児童・生徒	各学校に対し補助教材購入費の4割補助をし、補助教材を活用し指導する。	繰り返し学習することにより、確かな基礎学力を身につけさせる。	2,750	561	%	74	77	78	学力到達度検査結果(小学校2年生から中学校3年生までの国語・算数・数学・英語)の平均通過率。着実に児童・生徒の基礎学力は向上してきている。	3	3	4	2	3	18	C	未実施	要改善	継続	学力向上基本プランを基に、基礎学力を身につける目的で購入しているが、児童・生徒の実情や学校の特色、判断を含めた受益者負担等の検討をする必要がある。	14	成果の向上
39	第1	2	(2)自分・みんな・生命を大切に育てる教育の推進	学校教育室	特別支援教育推進事業	障害があることにより、通常の学級における指導だけではその能力や可能性を十分に伸ばすことが困難な幼児児童生徒について、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するための基礎となる生きる力を培うため、一人ひとりの障害の種類・程度や教育的ニーズに応じた教育を行う。	専門機関が近隣にないことで、早期の対応が困難を極めている。今後は、教育相談員等による実態把握、指導を行いながら、専門家による巡回相談体制の整備を行い、専門機関の不足という地域的な課題の克服を行わなければならない。 また、ケース研修など専門的な研修等を開催し、専門性の向上を図るとともに、特別支援教育支援員制度を導入し、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内における支援体制の構築を図る必要がある。	三次市地域の児童・生徒	LD、ADHD、高機能自閉症等を含む障害のある幼児児童生徒に適切な指導や必要な支援を行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育を実施する。 適正な就学指導及び教育相談の体制整備、充実した教育の向上	能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するための基礎となる生きる力を培う。	7,242	128,420	特別支援学級数	24	32	38	特別支援学級数	4	2	4	5	4	24	B	未実施	要改善	拡大	障害のある児童生徒の自立と社会参加を促進するために、学校関係者の各段階において、個々の教育的ニーズに応じた指導及び一貫した支援を推進している。これまでの取組により、校内における特別支援学級が構築されつつあるが、今後の教育の質向上や、個々の教育的ニーズに応じた指導、支援のあり方など、市が中心となり推進していく必要がある。	14	成果の向上
40	第1	2	(2)自分・みんな・生命を大切に育てる教育の推進	学校教育室	不登校1/2作戦	不登校傾向にある児童・生徒の早期発見・早期対応に努めるとともに、不登校解消に向けて、三次市子ども応援センターを中核とし、指導主事、教育相談員、青少年指導相談員、スクールカウンセラーが学校、家庭、関係機関等と連携し、家庭訪問やカウンセリングなどの対応を図る中で、個々の不登校の子どもたちの状況に応じた支援に取り組む。 平成19年度から、新規に不登校児童生徒サポートモデル事業を実施し、不登校対策の進展を図る。	不登校解決の目標は、児童・生徒が将来的に精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるよう、その社会的自立に向けて支援することである。学校に寄せられる期待を最終的に達成するのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的にとらえ、社会的に自立することを目指す必要がある。一人ひとりの状況も踏まえて、その最善の利益が何であるのかという視点に立ち、教育委員会などもより、学校、家庭、地域など教育に携わる者すべてがそうした姿勢を保ちつつ、不断の	三次市地域の児童・生徒とその保護者	欠席把握時点からの早期対応・未然防止、学校体制としてのチーム対応、保護者との信頼関係づくり、研修による教職員の資質向上、適応指導教室との連携強化	不登校に悩む児童・生徒が安心して学校に復帰し、また社会生活を行えるようにする。(平成20年度までに市内小・中学校の不登校児童・生徒数を半減(50人以下)させ、将来的にはこれをゼロにする。)	年間30日以上欠席した児童・生徒数 (平成19年度は、6月末までの数値による)	73,316	対前年度減少数	3	12	不登校傾向の児童生徒に対するきめ細かな対応を行っている。	4	3	4	5	4	24	B	未実施	要改善	継続	児童・生徒がどのような状態にあり、どのような支援を必要として見極めることが大切である。一人ひとりの状況に合わせた支援を行う。不登校対策に対する市民ニースは高い。	15	効果の検証	

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価
 ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

実施番号	分類	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	ランク	十七年度評価	十八年度評価	1次総合評価		2次評価		拡大/縮小	その他の内容	改善区分	
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニース					市民ニース	総合評価	判断理由	総合評価				判断理由
41	第1	教育	(3)世界へはばたく教育	18	教育企画室	小中学校情報ネットワーク整備事業	市で運用している地域イントラネット基盤を利用して教職員1人1台のパソコンを整備することにより、教育委員会と学校間、また学校内で発生する定型業務や連絡事務等、さまざまな業務・事務を効率的に処理するための環境整備を行う。	地域イントラネット基盤を利用することから、ネットワーク管理者及び保守業者との連携をとり、正確に構築する必要がある。	三次市内小中学校教職員	行政情報システムとの相互連携及び行政情報パソコンと向レベルのセキュリティを確保したシステムの構築を行い、市内小中学校すべての教職員に1人1台のパソコンを整備する。	ITを活用した教育の推進、及び学校運営の高度化・効率化を図り教職員の児童生徒への指導時間を確保するとともに、個人情報保護及び情報セキュリティを確保する。	導入端末台数	台	-	-	60	小中学校教職員数	#VALUE!	ポータルアクセス	件	-	-	48,000	2回×20日×600台×2ヶ月	5	4	4	5	4	3	25	B	未実施	未実施	継続	終了					
42	第1	教育	(3)世界へはばたく教育	16	学校教育室	小中学校英語活動推進事業	三次市内の全ての小学校で総合的な学習の時間を中心とする国際理解教育の充実を図る。 三次市内の全ての中学校で英語の授業改善に取組み、英語学習に対する生徒の意欲を高めるとともに、英語学力の基礎・基本の定着や、実践的コミュニケーションの向上を図る。 小・中9年間を見通した系統的な英語教育の内容づくりを進める。	平成19年度に文部科学省委託事業を活用し、川地小学校を拠点校として、小学校英語活動の充実を図るための実践研究事業を行う。小学校における英語の「必修化」を見据え、研究の成果を生かしながら、小学校教員の英語指導力の向上に努める。 小・中の英語教育の接続をより効果的にするため、小・中合同での研修や教材開発を行う。 ALTの研修を継続し、児童・生徒の英語への興味関心を高め、英語の基礎学力向上につながる指導内容等の改善を図る。	三次市地域の児童・生徒	外国語指導助手の全校配置し、外国人との交流を通して、積極的なコミュニケーション能力及び英語力の向上を図る。 小・中学校の英語学習内容の効果的な接続を計るための教職員研修の実施	異文化・異言語に積極的に接する姿勢をもつ。 小・中学校9年間で学ぶべき、英語の基礎・基本を身につけさせる。	1週間の標準授業時数	時間	6,240	6,240	6,560	1日のALTによる標準授業時数を4時間とし、週当たりの派遣日数、年間を通して派遣した人数に年間の標準的な派遣回数である40を掛けた数値。	1,429	小学校英語活動の実施率	%	100	100	100	高学年において、年間35時間実施する学校の割合を高めることを目指す。	児童・生徒の英語学習への動機づけを高めるために、ALT派遣は大いに貢献している。	計画的な研修の実施などを通して、学級担任、教科担任、ALTの指導力向上を図ることと、さらに向上が期待できる。	現段階ではこれ以上コスト削減は困難である。	民間企業への委託を実施しているように、英語教育の充実を強く求めることと、完全に委託することはできない。	小学校英語の必修化に現れているように、英語教育の充実が求められる。社会的ニースは極めて高い。	国際理解教育の必要性が強く叫ばれている状況の中で、市民の理解も進んでいる。とりわけ、保護者のニーズは極めて高い。	27	A	要改善	要改善	継続	拡大	英語にかかわる時間	14	成果の向上		
43	第1	教育	(3)世界へはばたく教育	17	学校教育室	キャリア教育推進事業	望ましい勤労観・職業観、そして社会人として自立する力を備えた三人の子どもの育成 ～キャリア教育の視点での教育活動の見直しを通して～ 小学校6年生全員を対象としたキャリア教育特別プログラム 主に中学校2年生全員を対象とした5日間の職場体験 小・中9年間を見通した系統的なキャリア教育の中身づくり キャリア教育充実のための教職員研修の実施	小学校プログラムは経済産業省指定(3年間)を活用して行っている。そのため、民間企業との連携が期待できる。来年度以降、本市の独自事業として行うにあたっては、キャリア教育の指導にあたることのできる地元人材の育成をいっそう進めたい必要がある。 小学校特別プログラムを体験した学年が、今年度から5日間の職場体験を行うことになる。小・中のプログラムの運動の観点で、成果と課題を明確にしていること、今後の事業を充実させていくことが必要である。	三次市地域の児童・生徒	小学校におけるキャリア教育特別プログラムの実施 中学校における5日間の職場体験の実施 及び、実施に向けた教職員研修、保護者の協力要請及び事業実施への参画要請	発達段階に応じた、望ましい勤労観・職業観を身につけさせる。 自己肯定感の醸成、郷土に対する理解を深める。	キャリア教育講師、職場体験学習受入事業者数等	人	-	-	357	370	小学校プログラムの講師、キャリアアドバイザー、中学校職場体験の受入事業者数、職場体験の対中学生的な数、見込み数を昨年より大きくして	#VALUE!	職場体験生徒事後アンケート	%	-	-	-	職場体験により、働くことへの意識が高まったと答えた生徒の割合	特別プログラムの成果を、教科指導を含む全教育活動との関連させることで、更なる効果が期待できる。	中学生職場体験は、今年度の市独自の事業として行っている。はじめて独自の予算を確保している。職場体験の事前、事後学習の内容を精選し、より計画的に進めることと、コスト削減は可能と考える。	教育内容に関するため、市が責任をもって行うことが求められる。ただし、内容の性格上、保護者や地域人材の共同参画を得ながら進めていくべきものである。	今の若年層の勤労観・職業観の希薄さや、不安定な就業状況に鑑み、小学生の時期から計画的なキャリア発達教育の創設は不可欠である。しかしながら、現状では市民の理解を十分に得られていない。今後より積極的な啓発活動が必要である。	市の将来を担う次世代を育成する取組の一つとして、キャリア教育に対する期待は大きいと言える。しかしながら、現状では市民の理解を十分に得られていない。今後より積極的な啓発活動が必要である。	25	B	未実施	要改善	継続	継続	内容の改善	10	内容の改善		
44	第1	教育	(4)地域みんなの温かい声援	17	観光商工室	匠伝承事業	みよしの匠認定事業 市内の優れた技能者のみよしの匠として認定し、認定証の発行、副賞の授与を行う。 匠伝承事業補助金 みよしの匠の指導のもと、小中学校の生徒が技能体験を行う場合に、補助金を交付する。 1校あたり上限:15万円/対象経費:みよしの匠への謝礼、技能体験に要する経費など 匠伝承事業 商工フェスティバルなどでみよしの匠の講演、体験を行う。	「みよしの匠」の掘り起こしを進める。 実施希望校が増えており、選考基準を明らかにする。作品等の展示方法を検討する。実施場所の選考・調整し回数を増やす。	市民	みよしの匠の募集・選考を行う。 みよしの匠による技能体験をおこなった場合、補助金を交付する。 商工フェスティバルなどで、講演・体験コーナーを運営する。	市民が優れた技能に接することにより、技能のすばらしさ又は「ものづくり」のおもしろさを体験し、優れた技能への感動や「ものづくり」への関心を高める。	広報回数	件	2	4	4	市広報、HPで募集 校長会での事業紹介 シナジテラ	527,500	みよしの匠認定者	人	17	6	6	みよしの匠として認定した人数	三次を代表する技能者の選考と、市民への周知により、啓発につながる。	学校教育との連携方法を改善し、全校で実施するなど検討できる。	実施回数 小・中・中・小の生徒への活動が主である。行政の関与が必要である。	団塊の世代の退職者が増加するなかで、若年層のものづくりは必要であり、職業意識の醸成は急務である。	小・中学校の生徒への活動が主である。一般市民のニーズは少ない。	単発的な支援となっているため、継続した活動が必要である。市内全校で実施できる方法を検討する。	市内全校で利用できるような、内容の改善を行う。	10	内容の改善								

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	各評価項目は、1～5の5段階で評価										ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11					総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択				
													定量分析					手段の適切さ					市の役割					必要性				
													活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニ ーズ	市民ニ ーズ	合計 点
45	産業・経済	3 商工業	(1)元気なお店づくりとにぎわいの創出	17	観光商工業	三次市の特産品による美容料理解開事業	三次市の特産品等を使用し、女性客をターゲットとした美容飲料、美容料理解開を行う。また、各企業等の収益にもつなげていくためPR活動を実施する。	各企業の努力により、「みよし美容飲料」の開発には一定の成果を得ているが、今後はこの商品を広く周知するため、各分野での広報PR活動の実施が必要である。	市民及び観光客飲食店を中心とした企業	「みよし美容飲料」のPR提供店舗内に幟、店舗内へ車上ポップで各飲料の紹介、「みよし美容飲料」の紹介プレートを設置	三次市の特産品を市内外にPRするとともに、飲食店等の収益増につなげていく。	1,458	211,333	162,000	#DIV/0!	4	3	2	2	2	15	D	未実施	事業縮小	終了	終了	拡大	縮小				
46	保健・福祉	1 保健	(1)いきいきと暮らせる健康づくり	19	さわやか市民室	国保ヘルスアップ事業	生活習慣病対策を重点的に行うため国保被保険者で健診後に要指導となった方に対して「個別支援プログラム」を実施し、平成20年度から義務化される特定保健指導の実施に向けた準備事業とする。	生活習慣と密接な関係にある内臓脂肪型肥満「メタボリックシンドローム」の危険性に対する住民意識が低い。本事業対象者は331人あり、実施定員100人の募集に対して70人と参加者が少ない。(対象者に対する約21%) 現在、平成20年4月から実施される「特定健康診査及び特定保健指導」に向けて、住民意識を向上させるため、冊子・ケーブルテレビ等を活用した啓発を行なっている。また「特定健康診査及び特定保健指導」は、国保のみを対象とした事業ではないため、福祉事務所との連携が不可欠である。	健診後に要指導となった方(約100名抽出)	総合集団検診・人間ドックデータと国保レセプトデータにより生活習慣病予防が必要となる対象者を抽出し、保健師・管理栄養士・運動指導士により生活習慣病の予防と介護費用の抑制につながる。また、市民の健康寿命の延伸を図る。	対象者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の改善のための自主的な取り組みを継続的におこなうことができるようになることを目的とし、生活習慣病の予防と介護費用の抑制につながる。また、市民の健康寿命の延伸を図る。	560	#VALUE!	20,026	4	2	4	3	4	21	C	未実施	拡大	拡大	拡大	拡大	拡大	14	成果の向上			
47	保健・福祉	1 保健	(1)いきいきと暮らせる健康づくり	19	すくすく育児支援室	食育推進プロジェクト	子どもたちをはじめ市民が豊かな人間性を育み生きる力を身につけるためには「食」が何より重要である。また、市民が心身とも健康で長生きができるようひとり一人が自ら「食」について考え、判断する力をつけるために「食育」が必要となります。 このことから、「食育」を推進していくために、まずは三次市食育推進計画を策定し、その計画を積極的に実行していきます。出前講座の方法として、キッチンカーを使用しイベント会場や企業へ訪問したり、各地域のコミュニティーセンターに行き、様々な内容の講座を行ないます	三次市食育推進計画を策定し、よりよい推進が出来るよう、事業計画を立案していく課題がある。	三次市食育推進計画の策定および計画に基づいた食育の推進・食育に関する啓発活動・食育出前講座	子どもへの食育を通して、成人からお年寄りまで、食生活を見直していただく。	40回	#VALUE!	500人	4	2	4	3	5	4	22	B	未実施	拡大	継続	継続	拡大	拡大	14	成果の向上			
48	保健・福祉	1 保健	(1)いきいきと暮らせる健康づくり	16	すこやか保健室	国保被保険者人間ドック事業	40才以上の市民を対象に、市内外5つの医療機関との事業委託により実施している。本市は、国保世帯員以外も対象としているが、県内では他の市町では行っていない。医療制度改革に伴い平成20年度からは、医療保険者に対し、健診、保健指導の事業実施が義務付けられるため、国保世帯員以外も要検討となる。	高齢の受診者が多く、疾病により通院治療している者が多い。重複健診になり疾病の早期発見・治療にはなっていない現状がある。特に脳ドックは高齢になるほど治療のリスクが高くなる。40歳から65歳までの年齢層に受診しやすくするため、年齢制限等の検討が必要である。また、国民健康保険世帯員以外も対象としているが、保険者責任の観点から、国民健康保険世帯員のみを対象とした方がよいと思われる。昨年からの傾向として総合健診から人間ドックを受診者が流れており医療機関の定員数もパンク状態となってい	40才以上の市民。(国民健康保険税滞納世帯の方を除く)	受診希望者から人間ドック又は脳ドックの選択申し込みを受け、受診希望者が多い場合は抽選により受診者を決定し、医療機関に事業を委託して実施する。	健診により、疾病の早期発見と早期治療を行う。また、健康意識の高揚を図ることを目的とする。	23,060	24,796	24,086	3	3	3	2	3	18	C	未実施	要改善	継続	継続	継続	継続	14	成果の向上			

Table with columns: 実施番号, 分野, 大項目, 中項目, 開始年度, 所管, 事務事業名, 事業概要, 今後の課題, 事務事業の対象者等, 手段, 目的, 平成18年度事業費, 定量分析 (活動指標, 単位, H17, H18, H19, 説明, 活動指標, 単位あたりコスト, 成果指標, 単位, H17, H18, H19, 説明), 手段の適切さ (目的適合性, 実施改善等による成果向上の余地, コストの削減余地, 市関与の妥当性), 市の役割 (社会的ニーズ, 市民ニーズ), 必要性 (合計点, ランク), 1次総合評価 (総合評価, 判断理由), 2次評価 (総合評価, 判断理由), 拡大/縮小, 改善区分.

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

施策番号	分類	大項目	中項目	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	各評価項目は、1～5の5段階で評価										総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択																					
												定量分析					手段の適切さ					市の役割		必要性		合計点	17年度評価	18年度評価	1次総合評価		2次評価		拡大・縮小	改善区分									
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性				実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニース			市民ニーズ	総合評価	判断理由	総合評価	判断理由	内容	その他の 内容		
53	保健・福祉	2	1	健康づくり	地域トレーニング拠点整備事業	健康増進や生活習慣病、介護予防などを目的に、市民が継続した運動のできる環境づくりのため、保健・福祉センターなどを利用した地域のトレーニング拠点を整備する。 平成19年度は、三良坂福祉施設と塩町中学校体育館へのトレーニングマシンの設置及び指導者、ボランティアの養成等を実施する。	市民の日常生活に運動を習慣化させる取り組み。 トレーニングマシンを設置している施設の利用向上のための方策検討。 指導者の確保とボランティアの育成、活用方法の研究。 民間施設や総合型地域スポーツクラブとの連携を図る。	市民	トレーニングマシンや運動消耗品を設置し、リハビリや健康増進のための利用や筋力向上トレーニングなど運動教室等に活用する。	継続した運動(トレーニング)により、生活習慣病の予防を図る。 介護予防にもつながることで、医療費や介護給付費を抑制できる。	10,596	運動教室等参加者数	人	1,494	1,098	1,400	運動教室、介護予防教室など	H17 1,014 H18 9,650 H19 9,880	運動教室等参加者数	人	1,494	428	500	運動教室、介護予防教室など	5	2	3	2	4	20	C	未実施	未実施	継続	社会ニーズ、市民ニーズ共に高く、積極的に継続して取り組む必要がある。	新事業であり、トレーニングによる効果の検証が必要。	15	効果の検証					
54	保健・福祉	2	2	福祉の推進	民生委員・児童委員に関する事務	厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員は区域ごとに民生委員児童委員協議会を組織するよう義務づけられている。 13地区 委員数 民生委員児童委員数 169名 主任児童委員20名(任期:3年 平成19年12月1日一斉改選) 組織構成 三次市民生委員児童委員協議会 会長1名 副会長2名 理事10名 監事2名 会計(事務局)1名 事務局体制 市職員 2名(事務局長、まごころ福祉室長、事務) 会計担当:まごころ福祉室 民生委員担当1名(主な事務内容) (1)民生委員児童委員に関する(2)民生委員児童委員協議会事務局に関する(3)民生委員・児童委員の指導監督・研修 報償費支払 定例理事会の開催(月1回) 総会(年1回) 民生委員推薦会運営 各種委員研修(年8回程度)	10名以下の地区協議会区域について、広島県では平成19年12月改選期から地区協議会の合併方針が示されているため、地域実情に配慮しながら地区民児協の取組みが必要である。 市全体での研修の充実及び地区協議会の研修の充実を図るための工夫や支援の取り組み。 事務局業務の所管検討・・・市直轄の事務局体制維持と社会福祉協議会等への事務局移管についてのメリット・デメリットの研究を行う。	三次市民生委員・児童委員189名を対象	行政業務 指揮監督、研修、報償費支払 任意団体事務局業務 各種定例会議、各種研修会の開催、その他事務局事務	民生委員児童委員の資質向上及び委員活動への支援を通じ、地域住民の福祉の増進を図る。	30,799	活動日数	日	30,986	30,449	30,500	民生委員・児童委員(169名)及び主任児童委員(20名)の延べ活動日数実績(見込み) (H17年度以降のデータには関係職員等の含まれている)	H17 989 H18 1,011 H19 1,026	相談・支援件数	件	12,610	12,741	12,870	全委員(189人)の活動の成果	4	2	3	3	5	22	B	現状維持	要改善	継続	福祉行政に関する情報提供や委員研修を通して、民生委員の地域福祉活動の資質向上に寄与している。	多種多様な相談・支援にさらに対応するために委員の資質向上をはかる必要がある。そのためには、行政担当と団体事務局担当が同一である現状が必須と考える。	事務局体制の見直し。	5	組織・機構の見直し				
55	保健・福祉	2	2	福祉の推進	手話奉仕員養成事業	聴覚障害者と手話を通じてコミュニケーションできる人材を育成し、市の手話通訳者派遣事業の推進を図る。 社会福祉協議会へ事業委託して実施する。	受講終了者からの奉仕員への登録者数が少なく、奉仕員の養成に結びついていない現状がある。CATV等により受講者を広く求めるとともに、育成プログラムの見直しが必要。	手話奉仕員になることを希望する者	定期的な養成講座を開催する。 入門講座 10日間(15時間) x 2回 初級講座 5日間(7.5時間) x 2回	手話の技術を向上させ手話によるコミュニケーションを可能にする。	371	受講実人数	人	47	37	40	当該年度に手話養成講座を受講した人数	H17 8,106 H18 10,027 H19 9,275	奉仕員新規登録者数	人	1	3	3	当該年度に派遣可能奉仕員として新規登録された人数	2	3	4	4	4	20	C	未実施	要改善	継続	受講人数に比べて新規登録人数が少ないため、向上の余地はあると思われる。	講師への謝礼及び代金が主たる経費であり、向上の余地は小さいと思われる。	平成18年10月からは、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として位置づけられた。	情報バリアフリーの観点からニーズは高いと考え、熱心な手話通訳者育成が求められている。	手話でなければコミュニケーションが取れない障害者にとってはニーズが極めて高い。手話を取っている障害者が少ない。障害者自身の手話技術の取得支援が必要があるが、中途失聴者においては、習得が容易でない。	必要事業ではあるが、奉仕員の実数は増えておらず、事業内容等の工夫が必要であると考えられる。	手話通訳者の養成のためには多くの市民(中途失聴者を含む)がレベルにこだわらず手話を習得できる事業内容とする中で手話の裾野を広げることが必要。	10	内容の改善
56	保健・福祉	2	2	福祉の推進	高齢者共同生活施設支援事業	在宅生活の維持が不安なひとり暮らし高齢者を対象として、生活援助員(支援員)の協力を得て、共同生活を行い、相談や食事、レクリエーションを通じて生きがいのある生活が送れるように支援する。 委託先:松伯園(君田) 施設数:1箇所(君田生活支援ハウス松伯園) 利用定員:11名	今後、ますます対象者の増加が見込まれるため入居人数や予算に制限があるため、サービス内容について検討する必要がある。	が市で生活(市内に居住するおむね60歳以上の高齢者。ただし、日常生活が困難な高齢者を含む)の提供を希望する者	居住機能と交流機能を総合的に提供する。施設内の生活援助員による利用者への日常の相談や、規則正しい生活への助言などを行う。	独立して生活することに不安があると認められた60歳以上の高齢者に安心して生活を送ることができるよう施設入居により支援する。	13,912	入居者数	人	11	11	11	君田生活支援ハウスで共同生活している人数	H17 1,383,636 H18 1,264,727 H19 1,264,727	入居割合	%	100	100	100	待機者が10人ぐらいたまにはあるが緊急性は高く、まだ在宅生活を希望されているため希望者は100%入居できている。	4	5	4	3	4	24	B	未実施	要改善	継続	利用者は日々生きがいをもって生活している。	類似施設の経費と比較しながらコストの見直しを検討すべきであるが、委託料のほとんどが人件費と施設維持経費であるが、職員数も少ないため削減の余地は少ない。	入所者の決定や負担金の決定について公平公正に行うため市の関与が必要。現段階の制度では、利用料の収入による独立採算は不可能である。	高齢者の一人暮らしが増える中、他の入居施設も含めた生活困難者への支援施設としての社会的ニーズは高い。	高齢者の一人暮らしが増える中、利用希望の声は多い。	今後、不安をかかえたひとり暮らし高齢者が増えるため、自立を支援する施設として現状での運営が必要である。	他の生活支援施設等との運営基準の均衡を図る。	10	内容の改善

Table with columns for project details (事業概要, 目的, 手段), quantitative analysis (定量分析), and qualitative assessment (手段の適切さ, 必要性). Rows include projects like '広島県福祉のまちづくり条例に伴う事務' (57), 'ふれあい収集' (58), '障害者生活支援事業' (59), and '日常生活用具給付事業' (60).

Table with columns for project details (No., Category, Item, Sub-Item, Start Year, Name, Summary, Future Vision, Objectives, Methods, Purpose, Budget, Quantitative Analysis, Qualitative Analysis, Role, Necessity, etc.) and rows for projects 65, 66, 67, and 68.

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	各評価項目は、1～5の5段階で評価										総合評価…「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択															
												定量分析					手段の適切さ					市の役割		必要性		合計点	17年度評価	18年度評価	1次総合評価	2次評価	拡大/縮小	改善区分					
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性								実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニース	市民ニース
69	保健・福祉	2	福祉	(2)住み慣れた地域で快適生活	食の自立支援事業	三次市内に住所を有する65歳以上の高齢者や障害者で調理をする事が困難な者へ自立した生活が送られるよう「食」の自立の観点からアセスメントを行い、サービス調整を行ったうえで配食サービスにより食事の提供を行う。また、低栄養のため栄養改善が必要な対象者へは介護予防計画を作成し、この計画によりサービスを利用し介護予防を図る。	自立を促進するよう個々でできる事と支援が必要な事とを把握し、そのニーズにあったサービス内容の「食」を提供等を行う必要がある。サービス内容の「食」は…主食と副食の選択、治療食(糖尿、腎臓、貧血)、形態(普通食、刻み食、ペースト食)など	高齢者(65歳以上)または市内に住所を有する世帯のおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、身体障害者	1日1食(主食と副食)を利用者一人当たり週5日以内で、自宅に届ける。	在宅生活を送ることができるよう食の自立の観点から支援し、低栄養状態の高齢者の栄養改善に努め介護予防を図る。	24,583	利用回数	人	49,080	36,263	27,392	対象者のアセスメントにより必要な弁当の提供H18からは利用希望者の見直しにより委託料を310円/食、利用者負担金740円/食とした。	751	実利用者	人	327	197	214	利用者全員に食の確保ができた。	4	3	3	3	4	21	C	要改善	要改善	継続	効果を検証するとともに、他のサービスとの利用調整を図る。	15	効果の検証
70	保健・福祉	2	福祉	(2)住み慣れた地域で快適生活	介護認定審査業務	要介護(要支援)認定申請者に対し、介護認定審査会において、要支援・要介護度を決定する資料とするため、認定審査員が申請者と面談し、全国一律の方法により国が設定している82項目の調査を行っている。	平成18年度の認定調査は約45%が市が行い、約55%が業者への委託となっている。市の調査件数を増やせば、委託料が削減となり、市の経費は増額となるが、全体事業費は削減される。現在、市が月平均220件の認定調査を嘱託職員を含め、5.7人で、月平均230件が限度であると思われる。これから、団塊の世代が高齢者となれば急激な高齢者の増加と予測されることから、嘱託調査員の増員を計画的に行う必要がある。(委託料は3,150円/件、2,100円/件)また、サービス利用をしない申請者が多くあり(要支援者618)	市民(要介護(要支援)認定申請をされた被保険者全員)	申請者の要支援・要介護度を決定する基本的な資料とするため、認定審査員が申請者の介護の現状や介護の手間について国が設定している82項目を、面接により調査を行う。	申請日から、30日以内に公平公正で客観的かつ正確な調査を実施することに、必要な介護サービスを利用できるようにする	35,268	対象者数	人	5,710	6,003	6,100	要介護認定申請により、調査(アセスメント)を行い、一次判定を行う。	5,712	認定調査資料が認定審査会の判定資料となった件数	%	100	100	100	一次判定を基に認定審査会で行い、その人であった介護サービス決定する。	5	4	4	4	5	27	A	要改善	要改善	拡大	引き続き、要介護(要支援)認定申請を増やすために申請から判定までの時間を短縮するための判定プロセスを見直しを図る。	9	事業の迅速化
71	保健・福祉	2	福祉	(2)住み慣れた地域で快適生活	精神障害者就労促進事業	この事業は一般企業等での就労が困難な精神障害者に作業の場を提供し、作業を通して技能習得訓練や生活訓練を受けることにより、精神障害者の就労への支援を行うとともに社会復帰を目指し実施している。	障害者自立支援法の施行により、新事業体系への移行が必須となっており、既存の小規模作業所から、法人化により多様な運営をすることを促進している。平成18年度にハート作業所(1名通所)が平成19年度より法人化し、「障害者地域活動センター」へと移行し、ともえ三次工房も今年度NPO法人化に向け取組み、19年度中に「障害者地域活動センター」に移行予定である。今年度中に、この事業自体は廃止が予定され、「障害者地域活動センター」に移行後は市の委託を受け事業を実施することとなるが、これまでの課題として挙げられている技能習得	市民(満15歳以上の三次市在住の在宅精神障害者)	精神障害者への生活訓練・技能訓練等に係る作業所運営費補助金を交付する。	この事業により運営している小規模作業所に在籍する精神障害者が通所し基本的な生活習慣を身に付けるとともに、生活訓練や技能習得訓練を受けながら、就労・自立に向けた意欲を持つ。	9,231	利用者数	人	210	204	174	利用登録者のうち5月5日以前通所した延べ人員が通所者の体質不良等及び平成19年度は事業所分が前事業に移行し減少	44,909	登録した者のうち5月5日以前就労できた実人員	人	18	17	15	通所実人員は、日によって体調等により変動がある	4	3	5	3	5	25	B	未実施	要改善	拡大	これまで本事業は、精神障害者の社会参加促進に大きく寄与し、一定の成果を挙げたが、障害者自立支援法施行により、今年度から小規模作業所から法人化し「障害者地域活動センター」に移行して行く予定である。今後には法人格取得による事業範囲の拡大とともに、補助金交付による運営ではなく、市の委託事業となることから、今後一層、障害者の社会参加促進を進めていくための訓練内容や通所者への指導等について事業拡大をしい必要がある。	10	内容の改善
72	保健・福祉	2	福祉	(3)一人ひとりの生きがいづくりの推進	心身障害者就労促進事業	福祉的就労の場を確保するため、無認可小規模作業所である「ジョイジョイワーク第3作業所」を運営する事業主に対し、運営費を助成する。	本事業は、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月から県の運営費補助金が廃止になり一般財源化している。したがって、無認可作業所については法定化事業所(地域活動支援センター等)への移行が想定されているため、作業所の意向/平成20年度移行)を踏まえ、障害福祉計画に位置づけるとともに、社会的資源としての位置づけを明確にしているところである。今後は、県の障害者自立支援特別対策事業等の活用を推進し、円滑なる地域活動支援センター移行の支援を図る。	市民(満15歳以上の一般的な障害者)	障害者への訓練・指導等に係る作業所運営に交付する。	一般就労が困難な障害者に対し、日中活動と就労の場を提供することにより、生活のリズムを整え社会活動への参加を促進する。	5,750	利用者数	人	112	104	130	5月5日以上通所した者の延べ人員(利用登録者が就労した延べ人員)	47,375	登録した者のうち5月5日以前就労できた実人員の月平均	人	9	9	11	通所実人員は、日によって体調等により変動がある。	5	3	4	5	27	A	未実施	事業拡大	登録者が定員の1/2の現状から利用者数の拡大に向けての取り組みが必要と考えられる。(社会参加の喜びが実感できる作業所運営の検討)	10	内容の改善		

施策番号	分類	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	十八年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次評価		拡大/縮小	改善区分			
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニース				市民ニーズ	総合評価	判断理由	総合評価			判断理由		
																																								1次総合評価	2次評価
73	第2保健・福祉	3医療	(1)どこでも安心・充実「地域医療」	17	さわやか市民室	レセプト点検事務	適正な保険給付を行うため資格の有無、診療内容の点検を行う。	平成20年度後期高齢者医療制度の施行に伴い、嘱託職員体制及び事務の効率化について適切な対応が必要である。	保健受給者から提出されるレセプト(診療報酬明細書)	医療機関から提出されたレセプト(診療報酬明細書)請求に対し、適正な保険給付を行うため資格の有無、診療内容の点検を行う。	被保険者資格の有無及び診療内容の点検を行うことにより、適正な保険給付を行い、医療費の削減を図る。	点検枚数 枚	471,300	484,500	490,000	点検を行ったレセプトの枚数	30	点検金額 千円	63,465	99,463	過誤及び内容点検を行ったレセプトの金額	4	3	2	2	4	4	19	C	要改善	要改善	縮小	縮小	民間委託等も含め、事務の効率化を図るため、必要となるため、民間委託等も含め、事務の効率化の検討を行う。	17	コストの削減					
74	第2保健・福祉	3医療	(1)どこでも安心・充実「地域医療」	18	医事室	地域連携業務	当院は地域医療の中核病院として急性期医療を担う医療機関である。地域においてその機能を発揮するためには、他の医療機関とそれぞれの機能を分担し、連携、協力する必要がある。このため、四病院連絡協議会の連携強化や、医師会との合同カンファレンスを実施し、地域医療の提供を可能にすべく活動している。	在宅ケアを推進するためにも、医療福祉資源を最大限活用する意味でも、各機関施設との連携強化が必要となっている。また、このためには市民に対する、在宅ケアの啓発が必要となる。各メディアを使った伝達、パンフレット作成を行う。	対象となる地域医療を必要とする患者さま及び関係医療機関を	地域の医療機関等から、高度医療を必要とされる患者様の紹介、また、患者様及び家族の方からの転院等総合的に相談業務を行う。	地域の中核病院として、対象に対し必要な医療を実現する。	連携室経由紹介患者数 人	2,627	3,075	3,000	地域医療の機能分担の到達度を測る指標である。	4,064	患者紹介率 %	21	15	15	初診患者に対する紹介患者数と救急車での搬送患者数の割合であり、病院機能を表徴する。	3	5	5	3	5	26	B	要改善	事業拡大	継続	拡大	良質な地域医療の実現のために不可欠な存在であり、貢献度は極めて高い。	良質な地域医療の実現のために、最大限の効用を齎す選択の結果であり、コスト削減は少ない。	良質な地域医療の実現のために、医療資源を効率的に機能させる連携業務は不可欠であり、社会的ニースは極めて高い。	良質な地域医療の市民への提供は大きなニーズであり、この実現のために行う活動は不可欠である。	良質な地域医療の充実のため、地域の医療、福祉資源の連携が必要である。このため、継続的に、福祉機関との連携を図る。	14	成果の向上	
75	第2保健・福祉	3医療	(2)いつでも安心・充実「休日・夜間・救急医療」	16	すこやか保健室	休日夜間救急センター運営補助業務	三次地区医師会が医療センターで実施する、休日夜間の急患センターの運営費について補助する。[平成18年度実績]利用者数:2751人(うち市外394人) 運営日数:休日70日、夜間365日	中央病院での受け入れ態勢から医療センターへの内科利用啓発を、昨年度の二次評価結果としているが、前提として利用者意識の改善が重要である。家庭でできる対処は、家庭で行うなど夜間・休日診療について、本当に必要な場合に利用してもらうように市民に啓発していく必要がある。	三次地区医師会が医療センター(三次市民センター)で実施する休日夜間救急センター	補助金を支出し休日夜間の急患センターの安定した運営を行う。	市民の休日・夜間の急病・救急時に安心して適切な医療を確保する。	受診者数 人	2,653	2,751	2,700	受診者一人当たりの事業費	10,105	休日診療日数 日	70	70	70	年間の休日診療を実施した日数	4	3	3	3	4	21	C	未実施	要改善	継続	継続	休日夜間の診療体制の確保は必要である。補助金の多くは医師・看護師・技師等の人件費でありコスト削減は困難と思われるが、実施機関においてもコスト削減に努めた運営の必要がある。今年度において補助金の見直しを実施予定としている。	10	内容の改善					
76	第2保健・福祉	3医療	(2)いつでも安心・充実「休日・夜間・救急医療」	16	病院企画室	救急医療拠点病院業務	地域の中核病院として救急医療体制(医師、看護師、放射線技師、臨床検査技師、薬剤師当直体制)を整備し、夜間休日住民の緊急時のために救急医療を確保している。	地域住民が安心できる救急医療体制の確保及び充実を図っていくためには、医師、看護師、コメディカルスタッフを充実し、体制整備をおこなっていく必要がある。	住民	救急診療	休日夜間の救急医療の確保、充実	救急医療で受診した日数	365	365	365	救急医療で受診した患者数	1,075,742	救急患者数(小児科を除く) 人	12,194	11,111	11,100	救急医療で受診された患者数	5	3	5	3	5	26	B	未実施	要改善	継続	継続	広島県保健医療計画においても病院群輪番病院に位置付けられており、備北二次医療圏における救急医療対応をおこなっている。	救急医療の充実を図っていくためには、医師、看護師、コメディカルスタッフの充実が必要である。	直接的な経費は、人件費部分等である。	地域の中核病院として、市立病院として救急医療体制を整備していく必要がある。	地域の中核病院として、社会的ニースは極めて高く、診療機能、医療の質の面で充実が求められている。	住民からのニーズは多様化しており、診療機能、質の面で充実が求められている。	13	サービスの向上

施策番号	分類	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	総合評価	17年度評価	18年度評価	1次総合評価	2次評価		拡大/縮小	改善区分				
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニ- ズ						市民ニ-ズ	総合評価			判断理由	総合評価	判断理由	
																																										判断理由
77	第2保健・福祉	3医療	(2) いつでも安心・充実(休日・夜間・救急医療)	16	病院企画室	小児救急医療拠点病院事業	小児救急医療拠点病院の指定をうけ、24時間救急医療体制(小児科医師当直体制)を確保し小児救急患者に対応している。	365日24時間小児救急医療体制の確保及び充実を図っていくためには、小児科医師、看護師を確保し体制整備をおこなっていく必要がある。	小児患者	救急診療を行なう。	24時間小児救急医療の確保、充実	116,833	診療日	日	365	365	365	小児救急で診療した日数	H17 311,279	H18 320,090	H19 320,090	救急患者数	人	8,918	8,036	8,000	小児救急で受診した患者数	5	3	5	3	5	5	26	B	未実施	要改善	継続	継続	継続	10	内容の改善
78	第2保健・福祉	3医療	(3) 市立三次中央病院の充実	16	病院企画室	医療施設整備事業	急性期病院として、必要な医療施設を充実し、病院を利用される方々に質の高い医療を提供するとともに患者サービスの向上を図る。	より病院を利用しやすいよう施設の充実を行う。	病院を利用されるすべての方	医師住宅屋上防水を補修する。 産婦人科外来を改修し3診体制にする。 3階東病棟の浴室、分焼室の改修を行う。 受変電設備の増設を行う。	病院の診療しやすい施設環境の充実及び、患者様が利用しやすい環境を整える	56,425	施設整備等工事	箇所	2	1	2	施設改善要望を整理し、工事を施工する	H17 48,508,000	H18 56,425,000	H19 33,960,000	施設整備工事	箇所	2	1	2	施設を新たに整備した工事の実施箇所	3	5	3	5	3	3	22	B	未実施	要改善	継続	継続	継続	17	コストの削減
79	第2保健・福祉	3医療	(3) 市立三次中央病院の充実	16	病院企画室	中央病院ホームページ更新	病院情報をより多くの市民の皆様へ正確に伝え、ご意見や要望を病院運営へ反映させるため双方向の媒体としてホームページを開設し適宜内容を変更更新を行う。	より多くの方に病院を知っていただけるよう表現方法や内容の充実を行う。又、携帯電話によるアクセスもできるようにする。 安全・安心な医療を提供するために病院の最新情報を住民に発信する。	パソコンを利用されているすべての方	病院の診療内容や施設・職員の紹介、患者様に対するサービスの向上	病院ホームページに診療・健診のご案内・施設・広報紙・職員募集の紹介・お見舞い・ご意見メールの受付	3,498	ホームページの更新回数	回	8	8	2	適宜(毎年4月と10月の2回は常時)更新している18年度リニューアル	H17 114,875	H18 437,250	H19 455,500	ホームページのアクセス件数	回	35,000	39,000	43,000	平成15年10月から、ホームページを開設し、平成18年度は、内容の充実を図った。	3	5	4	4	3	22	B	要改善	要改善	継続	拡大	その他	13	サービスの向上	
80	第2保健・福祉	3医療	(3) 市立三次中央病院の充実	16	病院企画室	医療機器更新事業	最新医療への対応のための医療機器の整備及び移転新築時より12年を経過した老朽化した医療機器を計画的に更新することにより医療レベルの向上や効率化を図る。 17年度は放射線画像管理システムの導入、結石波砕装置などの更新を行った。 18年度は放射線治療装置、X線テレビ装置、自動洗浄装置などの更新を行った。 19年度は電子カルテシステムを中心に機器更新を行う。そして20年度以降は、心臓用アンギオ造影装置等の更新を計画している。	医療機器は平成6年新築移転時に整備したものが12年を経過し、老朽化により機器の故障が多発しているため、機器更新は急務となっている。 安全・安心な医療を提供するために最新の医療機器の導入は必要不可欠である。	市民(患者様)	最新の医療に対応した機器への更新、新規機器の導入を行う。	急性期医療、高度医療を中心に最新の医療提供を行う。	358,019	購入機器数	台・式	130	88	42	医療機器の購入台数 18年度放射線治療装置更新(156,240千円) 19年度電子カルテ(200,000千円)	H17 2,545,769	H18 4,068,397	H19 9,822,833	機器更新数	台・式	38	34	18	現行医療機器の更新台数	5	4	4	5	5	28	A	未実施	要改善	継続	継続	継続	15	効果の検証	

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価
 ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

実施番号	分類	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件 費含む)	定量分析										手段の適切さ			市の役割		必要性		合計 点	十八年度 評価 ランク	十七年度 評価 ランク	十八年度 評価 改善	1次 総合評価		2次 評価		拡大・縮小 理由	その他の 内容	改善 区分
													活動指標	単位	H 17	H 18	H 19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H 17	H 18	H 19	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性					社会的ニ- ズ	市民ニ-ズ	総合 評価	判断理由			
81	保健・福祉	3 医療	(3) 市立三次中央病院の充実	17	病院企画室	認定看護師育成研修事業	認定看護師とは、特定の看護分野(救急看護、がん疼痛看護等)において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践のできる看護師であり、認定看護師を育成することにより、市立三次中央病院の看護レベルの向上を図る。 認定看護師の資格要件は、保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許を有し、認定看護師として必要な実務経験があり、日本看護協会が認定した「認定看護師教育課程」を修了した者である。 認定看護師教育課程は、看護協会が認定した教育機関で6ヶ月研修を行うものである。 平成18年度は、4名の看護師が研修に参加し、平成19年度にその4名全員が認定看護師に合格した。	資格取得者の院内における実践・指導・相談体制及び病院の支援体制の確立 看護確保のため、有資格者の数を増やしていく。	勤務年数3年以上の看護師	認定看護師教育課程の受講(6ヶ月)	認定看護師資格の取得	5,958	研修受講者数	人	1	4	3	認定看護師教育課程の受講者数	H17 1,579,000 H18 1,489,500 H19 2,185,000	認定看護師に合格した人数 (平成19年7月現在)	人	1	4	5	研修計画に基づき教育課程を修了し、認定看護師に合格した。	5	5	4	3	5	4	26	B	未実施 要改善	継続	認定看護師は、特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践のできる看護師であり、看護現場において、実践・指導・相談の役割を担う。 市立三次中央病院においては、実践力の質の向上のため、引き続き、認定看護師の育成を推進する。	研修内容を拡大し、最新技術の習得など、研究を重ねて中央病院職員の質向上を図る。	6	職員の意識改革	
82	保健・福祉	3 医療	(3) 市立三次中央病院の充実	16	医事室	中央病院広報紙・業績集作成	病院情報を市民の皆様へお知らせするとともに医療機関相互の連携を深め、ご意見や要望を病院運営へ反映させるための媒体として発行している。	多くの市民に三次中央病院の情報を知らせるため、表現方法や内容の充実を行う。	(1) 広報紙は、市立三次中央病院、市立三次中央病院医師会等へ配布	広報紙・業績集の作成	病院の診療内容や施設・職員の紹介、患者様に対するサービスの向上 地域医療機関等との連携	1,587	広報紙発行回数	回	3	3	3	広報紙は、4月、10月の2回発行 業績集は、年1回発行	H17 588,666 H18 529,000 H19 685,000	平成15年10月から発行している。さらに充実を目指す。	部	26,000	26,000	26,000	病院を理解していただくための有効な方法のひとつであり、紙ベースで病院情報を市民のみならずお届けている。 (市内全戸配布)	4	4	4	4	4	25	B	現状維持 要改善	継続	市民に医療に関することや病院業務を広く知らせる工夫を図る。	広(市民に知らせる工夫を図る。	10	内容の改善		
83	保健・福祉	3 医療	(3) 市立三次中央病院の充実	18	医事室	がん診療連携拠点病院事業	質の高いがん医療体制を確保するとともに、その均てん化のため地域の医療機関との診療連携を推進し、患者・家族等に対する相談支援機能について強化を図り、もって地域全体のがん医療水準を向上させる。 このため、次のとおり推進する。 (1) 高度がん治療体制の確立 (2) がん医療従事者の研修事業 (3) がん診療連携拠点病院ネットワークの確立 (4) 標準登録モードに基づき(院内がん登録の実施と地域がん登録事業への積極的な参加 (5) がん相談支援事業と普及啓発・情報提供	治療率向上のためには、専門医の確保(病理医、診療内科医、麻酔科医)、認定看護師の育成等が必要であり、地域医療機関との病診連携を推進し、地域全体の医療水準を向上させる。 また、地域医療・福祉資源の最大効用をはかり、在宅ケアの充実を図る。	(1) 市民 (2) 地域医療機関 (3) 医療従事者	(1) 医療機器整備 (2) 専門的診療従事者の配置 (3) オープンカンファレンスの実施 (4) 在宅ケアのための連携 (5) 市民への情報提供とがん患者家族への相談支援	(1) がん治療の向上 (2) かかりつけ医と連携し、ターミナルケア、緩和医療連携体制を充実させる。 (3) 相談支援活動の中でがん患者・家族の不安や悩みを緩和する。	166,081	稼働日数	日	365	365	がん治療に対応する日数である 18年度放射線治療装置更新 (156,240千円)	H17 #VALUE! H18 455,016 H19 75,504	がん治療水の客観的指標である。	件	239	250	がん治療水の客観的指標である。	5	3	5	3	5	3	26	B	未実施 未実施	拡大	市民からのニーズは高い。このため、中核病院として、がん診療連携拠点病院として地域医療水準の向上に果たす役割は増大する。	中核病院としてがん診療は必要不可欠であり、市民及び利用者への効果は大きい。がん診療連携拠点病院として、がん診療は極めて重要な課題となっている。	事業規模	10	内容の改善		
84	文化・学芸	1 住民自治・生涯学習	(1) 市民と行政の協働によるまちづくり	16	自治振興室	地域懇談会	市町村合併により市域が拡大し、タウンミーティング(市政懇談会)のみでは、市民の意見を反映していくことが困難となるため、それを補完するもの。 タウンミーティング(市政懇談会)の位置づけを「市の総合かつ計画的な行政を運営するにあたり、市民の市政参加を促進するために設置する」と考え、地域懇談会「市民の市政参加をさらに促進・保障しながら、行政への提言・地域課題を共に考え、地域が自ら行動するための協議の場」として位置づける。	地域まちづくりビジョン実現のため、合併前に計画した「新市まちづくり計画」の見直しを含めたチェックを自治連合会を中心に行っていく必要がある。	市民	同じ目的を達成するために補い合い、協力して一緒に「協働のまちづくり」=「地域まちづくり」の実現を行う。	1,210	地域懇談会開催箇所数	箇所	51	26	19	懇談会の開催箇所数	H17 23,725 H18 46,538 H19 63,684	参加者	人	163	797	570	懇談会に参加した市民	5	3	5	2	4	3	22	B	要改善 要改善	縮小	自立した地域づくりに向け、開業・運営を住民自治組織が主体で行うようになっている。	住民自治組織を主体とした地域コミュニティづくりの場とともに、実施回数・時期・テーマ等を熟考し、より効果的な取組として、市の関与を縮小していく。	住民自治組織を主体とした運営としていく。	4	市民の多様な力の活用	

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価
 ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分類	大項目	中項目	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業 の対象者 等	手段	目的	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件 費含む)	定量分析										手段の適切さ		市の役割		必要性		合計 点	十八 年度 評価	十七 年度 評価	1次 総合評価		2次評価		拡大/縮小 内容	改善 区分									
												活動指標	単位	H 17	H 18	H 19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H 17	H 18	H 19	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの削減 余地				市関与の 妥当性	社会的ニ- ズ	市民ニ-ズ	総合 評価			判断理由	総合 評価	判断理由						
85	第3	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	16	自治振興室	地域審議会運営事務	【経緯】…合併特例法第5条の4の規定に基づき、地域審議会を設置することを第9回合併協議会で確認されました。合併後、「三次市地域審議会条例」が定められ、第1条に基づき、旧市町村単位ごとに設置する。 【概要】…旧市町村単位に設置。各地域審議会の委員は12人以上とし、任期は2年で再任を妨げない。審議会の所掌事務として、市長の諮問(新市まちづくり計画の変更等)に応じて審議し答申することや、必要と認める事項について市長に意見を述べることができる付属機関(地方自治法第138条の4第3項)	三次地域審議会から、合併後、3年が経過し、まち・ゆめ基本条例や三次市総合計画の策定が進められるなど、新しいまちづくりが始まっていることから、地域審議会の廃止も含め、地域審議会のあり方を検討するようとの意見具申が出されました。そうしたことから、設置の目的である、合併によって住民の意見が新市の施策に反映されにくくなる懸念に対し、今後の審議会運営について検討していくなかで「市民と行政が情報を共有化し、課題に対して協働して取り組む」という自治振興部の基幹ミッションを実現していく必要がある。	新市まちづくり計画の変更等(諮問及び報告、広島県との事前協議、議会議決)・地域審議会の開催及び運営	3,202	審議会開催回数	回	14	8	8	地域審議会の開催回数	H17: 245,571 H18: 400,250 H19: 429,375	いずれの地域からも答申、又は意見具申の提出を受けている。	%	100	100	100	すべての地域審議会から意見具申の提出を受けている。	4	各地域審議会から意見具申書が提出されていることから、目的達成に貢献していると言える。	3	活発な議論を行い、きめ細やかに市民の意見を反映するため、情報発信や意見交換を行うなど、日常から地域課題を共有し、相互に信頼関係を築いていく必要がある。	4	報酬と人件費のみであり、ほとんどコスト削減の余地はない。	5	市町村の合併の特例に関する法律・三次市地域審議会条例	5	市町村の合併の特例に関する法律・三次市地域審議会条例	3	地域審議会では意見は、厳しい意見があるが裏を返せば、期待も表れる。そうしたことから、情報を積極的に開示し、地域課題を共有する中で、より多くの市民ニーズを反映していく必要がある。	24	B	要改善	要改善	継続	地域審議会を機能させていく中で、市政に関する情報を積極的に開示し、市民の意見を聞き、反映するとともに、出された意見に反映していく必要がある。	継続	更に効果的で効率的な運営方法とする。	8	事務事業の効率化
86	第3	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	16	君田支所	地域審議会に関する事務	新市まちづくり計画の変更に関する事項 新市まちづくり計画の執行状況に関する事項 公共施設の設置・管理運営に関する事項	君田生涯学習センターの改築検討委員に加わっており、平成19年度は設計の年度で現在、改築検討委員会で協議中である。君田町ならではの施設をめざして視察研修も行い、町民の提言も聞き入れ納得のいく施設とすること。	審議会での進捗状況を確認し、答申を行う。	まちづくり行動計画に基づいたまちづくりの実現を図ること。	281	君田地域審議会委員審議	回	5	3	3	新市まちづくり計画、三次市生活交通体系、はらみちを美術館建設事業、指定管理者制度、生涯学習センター改築について審議をし答申を行う。	%	100	100	100	意見具申の提出を受けている。	4	町の意見を的確に反映できる組織となっている。	3	町の意見を的確に反映するため、少なくとも成果の向上の余地がある。	5	コストの削減余地がないと考える。	5	町審議会として町の意見を集約し答申するさいに、市長へ行うため市の関係は絶対不可欠となる。	3	活性化をまちづくりのためにも、社会的ニ-ズがある。	3	市に対しての要望事項としては、市民ニ-ズがある。	23	B	未実施	未実施	継続	特色ある町づくりや、町の活性化のために審議する機会であり市へ答申する会として必要である。	継続	更に効果的で効率的な運営方法とする。	8	事務事業の効率化	
87	第3	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	16	布野支所	地域審議会に関する事務	新市まちづくり計画に基づく、市全体及び布野地域に関する事業計画の進捗状況や、緊急を要する新規事業の追加等を審議し、提言等を行う。	年1回の審議会では内容を十分に審議することができないため、勉強会を3回開催する。	各地域から専任された者で、計画について関係部署からの説明を受け、その内容について計画の妥当性や効果等について審議を行い、その結果を町民に周知させる。	計画内容を審議し、早期完成、事業延期、事業中止及び新規計上をする。	284	審議会開催	式	1	1	1	地域に根ざした事業等に対して率直な意見を述べる事ができる。	審議会開催回数	回	2	3	審議会開催までに計画書について、独自に勉強会を開催する。	5	当該地域の実情に合致した計画であるかを判断できる。	3	経済情勢に見合った事業展開が必要である。	5	必須最低限で実行しており、これ以上の機会を逃さないように実施したい。	4	事業実施に関するデータ(予算規模等)の提供がなければ、審議することができない。	5	町民及び一般市民に代わって、直接意見をのべることができる。	5	地域と密接な関係であり、今後の対応を伺うことができる。	27	A	未実施	未実施	継続	生活者の目線に立ち町民ニ-ズとして多様な意見を集約し、新市まちづくり計画の進行管理を行う組織として不可欠である。	継続	更に効果的で効率的な運営方法とする。	8	事務事業の効率化	
88	第3	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	16	作木支所	地域審議会に関する事務	新市まちづくり計画に基づく、市全体及び作木地域に関する事業計画の進捗状況や、緊急を要する新規事業の追加等を審議し、提言等を行う。	審議会では計画内容について十分に審議できないため、研修会等を開催する。	審議会では、計画並びに実施状況等について関係部署からの説明を受け、その計画内容の妥当性や効果等について審議を行い、その結果を住民に周知させる。	計画内容を審議し、緊急性、事業延期、事業見直し、中止及び新規事業の計画をする。	284	審議会開催	式	2	2	2	事業等について様々な分野から意見を述べ審議会としての意見をまとめる。	審議会開催回数	回	1	1	1	審議会委員の研修会を開催し、計画内容等の研修を開催する。	5	地域の意見を集約し、特色ある計画であるかを判断できる。	4	計画、課題明確にし、早期な事業展開が必要である。	5	コスト削減の余地はないと考える。	4	市の役割について明確にし、関与することが必要。	5	計画について直接意見をのべることができる。	4	地域住民の意見と、計画の関係を調整し、実施に向けて必要	27	A	未実施	未実施	継続	市全体に関することは各該当地域で審議会を開催し、布野地域での修正等については良く把握できている。	継続	更に効果的で効率的な運営方法とする。	8	事務事業の効率化

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価
 ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11
 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分類	大項目	中項目	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業 の対象者 等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ		市の役割		必要性		合計 点	17年度 評価	18年度 評価	総合 評価	1次 総合評価	2次評価		拡大/縮小 内容	改善 区分					
											活動指標	単位	H 17	H 18	H 19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H 17	H 18	H 19	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの削減 余地						市関与の 妥当性	社会的ニ ーズ			市民ニ ーズ	判断理由	総合 評価	判断理由	その他 の内容
89	第3	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(1) 市民と行政の協働によるまちづくり	地域審議会に関する事務	地域審議会は旧市町村の区域を単位として、新市まちづくり計画の変更等に関して、市長から諮問を受け審議・答申し、または必要と認める事項について市長に意見を述べることができる附属機関です。 地域審議会は、当該区域に係る新市まちづくり計画の変更・新市まちづくり計画の執行状況について審議し、答申を行う。 また、新市まちづくり計画の執行状況に関する事項及び公共施設設置・管理運営に関する事項について、審議し意見を述べることができる。 委員は12人。任期は2年。地域審議会の設置期間は、平成16年4月1日から平成27年3月31日までとする。	新市まちづくり計画の執行に関して審議会の意見が反映されているか。	吉舎地域審議会委員及び市民	新市まちづくり計画の進捗状況をフォローアップするための会議の開催。	地域審議会が吉舎支所の新市まちづくり計画の執行状況に関連し、審議し意見を述べる。	71	審議会	回	1	1	1	新市まちづくり計画の執行状況について審議	H17 71,000	意見具申	回	1	1	1	吉舎地域における、まちづくり活動に対して意見要望等述べる。	5	5	5	5	4	4	28	A	未実施	未実施	継続	条例に定められた事務事業	更に効果的で効率的な運営方法とする。		8	事務事業の効率化
90	第3	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(1) 市民と行政の協働によるまちづくり	地域審議会に関する事務	主に新市まちづくり計画の変更・執行状況に関する市長の諮問に対して答申及び意見具申を行う機関として、市町村合併前の三次市、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴町の区域ごとにそれぞれ地域審議会を置いており、この地域審議会に係る庶務を本庁及び各支所の地域振興を担当する部署で処理している。 業務内容としては、地域審議会委員に対する事業説明、審議会議事録の作成がある。	合併後3年が経過し、当初「新市まちづくり計画」にあがっていなかった事業も出てきている。政策的に新たに追加された事業もあり、三次市全体の優先順位を考慮し、新事業への転換や廃止等の検討も必要である。地域住民の意見を行政施策に反映させていくうえで、地域審議会の役割は重要であり、今後の運営について検討する必要がある。	市民	地域審議会の開催および運営・庶務	地域審議会を通じ、地域住民の声を行政施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現する。	142	地域審議会開催回数	回	1	1	1	地域審議会の開催回数	H17 142,000	意見具申の提出	%	100	100	100	意見具申の提出を受けている。	3	3	4	5	3	4	22	B	未実施	未実施	継続	市政に関する情報共有と公開を積極的に行うことで地域審議会を機能させ、より多くの市民の意見を行うためにも、市民のニーズは高い。	更に効果的で効率的な運営方法とする。		8	事務事業の効率化
91	第3	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(1) 市民と行政の協働によるまちづくり	地域審議会に関する事務	主に新市まちづくり計画の変更・執行状況に関する市長の諮問に対して答申及び意見具申を行う機関として、市町村合併前の三次市、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴町の区域ごとにそれぞれ地域審議会を置いており、この地域審議会に係る庶務を本庁及び各支所の地域振興を担当する部署で処理している。 業務内容としては、地域審議会委員に対する事業説明、審議会議事録の作成がある。	合併後3年が経過し、当初「新市まちづくり計画」にあがっていなかった事業も出てきている。政策的に新しく追加された事業もあり、三次市全体の優先順位を検討したり、新事業への転換または廃止等を検討する必要がある。地域住民の意見を行政施策に反映させていくうえで、地域審議会の役割は重要であり、今後の運営について検討する必要がある。	市民	地域審議会の開催および運営	地域審議会を通じ、地域住民の声を行政施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現する。	142	地域審議会開催回数	回	2	2	2	地域審議会の開催回数	H17 71,000	意見具申の提出	%	100	100	100	意見具申の提出を受けている。	3	3	4	5	3	3	21	C	未実施	未実施	継続	地域審議会を機能させていくため、市政に関する情報の共有と公開を積極的にを行い、より多くの市民の意見を反映するとともに、出された意見を市政に反映していく必要がある。	更に効果的で効率的な運営方法とする。		8	事務事業の効率化
92	第3	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(1) 市民と行政の協働によるまちづくり	地域審議会に関する事務	合併後「三次地域審議会条例」が定められ、第1条に基づき旧市町村単位ごとに設置する。旧市町村単位に設置する各地域審議会の委員は、12人以上とし、任期2年で再任を妨げない。審議会の事務として、市長の諮問(新市まちづくり計画の変更等)に応じ、審議または必要と認める事項について意見を述べることができる。付属機関(地方自治法第138条の4第3項)	合併によって、住民の意見が市の施策に反映されにくくなるなどの意見があり、今後の運営について検討していく必要がある。	地域審議会	地域審議会を通じ、地域住民の声を行政施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現する。	新市まちづくり計画の変更等 地域審議会の開催及び運営	71	地域審議会	回	3	2	2	地域審議会の開催回数	H17 23,666	甲奴地域審議会委員審議	人	12	12	12	課題の共有とともに相互の信頼関係の構築	4	5	5	5	5	3	27	A	未実施	未実施	継続	特色あるまちづくりに向け、地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスの実現にむけた取組みが確立できるものと考えられる。	更に効果的で効率的な運営方法とする。		8	事務事業の効率化

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価
 ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

実施番号	分類	大項目	中項目	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ		市の役割		必要性		合計点	17年度評価	18年度評価	1次総合評価		2次評価		拡大・縮小	改善区分			
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18				H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地			コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニ- ズ
93	第3	文化・学習	(2)住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	自治振興室	NPO育成	福祉、環境、防災、平和、人権、子どもの健全育成など、いわゆる「まちづくり」に係る様々な分野において、市民の自由な社会貢献活動を促進することや、また、参加することを目的としたNPOの立ち上げに際し、活動の基盤整備(初期投資分)に係る必要費用として2分の1(補助金額で5万円以上20万円以下)を助成するもの。	多様化・高度化する市民ニーズに応え、公共サービスの質を高め、公共課題の解決に取組むNPO・ボランティア団体とより深い連携を図り、協働している新たな仕組みの構築の必要がある。	地域団体・任意団体等	任意団体等から、法律行為の行える法人格を持つ団体となること。	NPO法人格取得への支援(助成、指導等)	71	補助金交付団体	団体				補助金交付件数	H17 #DIV/0! H18 #DIV/0! H19 271,000	4	法人格取得には相当の費用がかかるので、立ち上げに対する補助があることの意義は大きい。	法人格取得が目的であり、取得=成果となるため向上の余地はないと考える。	年間1団体の補助を見込んでいること、また、成果を得るためには多額の費用や労力が必要であることから一定のルールにのっとり設立手続きへの支援であり、削減の余地は少ないと考える。	市民との協働のまちづくりを推進するうえで、市が支援や補助という形で積極的に関与すべきである。	全国的にもNPOの法人が増加している状況を見ても、社会的ニーズは高いし、これらも多様化・高度化している。	問い合わせがあったが、事業実施には至っていない。	22	B	現状維持	要改善	継続	NPO法人の制度は、市民の多様化したニーズに効率的に対応することができると、また、個々の自己実現の意欲を生かすことのできる仕組みとして、今後ますます重要な役割を果たすことになる。	拡大	10	内容の改善
94	第3	文化・学習	(2)住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	自治振興室	自治活動支援事業	住民自治組織による自治活動を支援	自治活動の推進には事務局を含めた体制の充実、人材確保が必要であり、今後、「地域まちづくりビジョン」の実現に向け、地域全体が関わる体制づくりが必要である。	住民自治組織の組織運営や活動に対する補助。	地域活動と学習活動の一体的な展開による「市民一人ひとりが、まちづくりを自ら考え、行動していく住民自治」の確立。	141,441	補助金交付件数	件	19	19	19	住民自治組織数	H17 9,108,842 H18 7,444,263 H19 8,118,473	5	住民自治組織が活動する上での基本的な財政支援であり、この支援により、組織体制が確立され、地域コミュニティの維持・増進が図られている。	事務局体制の充実や活動基盤の強化、支援者などにより向上の余地はある。	事務局職員の人員費が占める割合が高いものの、活動に見合うもので、地域によっては事務局職員が自主的なボランティアで運営できている面もあり、現状では削減する余地は少ない。	住民自治組織は、協働のまちづくりを推進する市のパートナーであり、自治活動の支援は必要である。	地域の実態に見合った具体的なコミュニティの推進に向けた期待は高い。	自治活動は、地域住民にも身近な活動であり、良好な地域づくりへのニーズは高い。	26	B	現状維持	要改善	継続	「地域課題の克服、や「自ら考え行動することによって地域を創造する活動」を中心として推進する住民自治組織への財政的支援は必要である。	拡大	1	市民と行政の協働	
95	第3	文化・学習	(2)住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	自治振興室	地域集会所整備事業	地域におけるコミュニティづくりを推進するため、住民自治組織が行う地域集会所整備に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額で、補助金の額は100万円を限度とし、また補助対象経費の2分の1が10万円に満たない時は補助しない。	集会所は「自立した地域づくり」をめざす地域コミュニティの拠点であるが施設の老朽化、また地域の環境対策(衛生)からの上・下水道接続など修繕助成を希望する自治組織は多く、事業の継続が必要である。	地域集会所を利用・管理している自治組織(自治会、常会等)	地域のコミュニティが図られる場となるよう整備費を支援	地域づくりの核となる集会所としての機能を発揮する。	8,640	補助を行った施設	件	6	21	14	整備(補助)事業を行った施設数	H17 747,500 H18 411,428 H19 622,214	4	事業費の助成を行うことにより、地域コミュニティの推進(拠点整備)に寄与している。	集会所として必要不可欠な部分を優先している。	2分の1の負担が必要であるため、申請者(地域)も最小限の修繕工事としており、コストの削減は望めない。(施工内容の査定を厳しくすることは可能)	全額地元負担で対応するケースもあるが、それが困難な地域には一定の支援が必要と考える。	活動拠点を整備することで、地域のコミュニティの活性化の意味からも重要である。	施設の老朽化による基礎部分の修繕や公共事業(上・下水道の供用開始)による環境改善等、ニーズは高い。	23	B	現状維持	事業縮小	継続	地域コミュニティの拠点施設であると同時に、下水道接続等による環境対策の要素も含まれ、引き続き事業を推進する必要があると考える。	継続	8	事務事業の効率化
96	第3	文化・学習	(2)住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	君田支所	住民自治活動の推進	あつたかむらフェスティバル10月27,28日 自治活動活性化事業(コンサート2回 8月11月はらみちを美術館) 自主防災組織の組織化 生涯学習事業(毎月「そよ風通信」を発行し、生涯学習をはじめ、地域の情報を発信する。地域文化活動助成(地域の特色を生かした住民自治活動に、また意欲的に活動している文化活動グループに対し助成金を配分する。) 作品展示 君田生涯学習センター 改築事業の検討 指定管理施設の管理	自主防災組織を9月中には結成することが課題である。7地区の地域をまとめて、君田地区連合会を組織しているが、三次市として合併4年目となり、地域連携づくりや自立した地域、ひとづくりが大切であり、次代を担うリーダーの育成を図り、特色を生かす活力あるまちづくりを目指す必要がある。	自治会の区長会議、理事会等で具体的な事業について協議し、住民に徹底を図るよう努めている。	君田地域の将来像の実現を目指し、君田地区連合会をはじめとした地域の各種団体と連携し、支えあい、協働し、暮らしよいまちづくりに取り組んでいくこと。	13,426	地域懇談会	件	7	1	1	平成18年度より、君田地区連合会が中心となり、7地区は協働によるまちづくり(防災事業)について協議する。18年度は、自主防災組織の組織化について協議する。19年度は、自主防災組織の組織化に継続する中で、安心安全なまちづくりに関する協議を行う予定。	H17 2,005,142 H18 13,426,000 H19 13,266,000	4	事業計画に沿った事業となっている。	住民が関心を持つようには行っていない。	毎年、予算が削減されているが、これ以上削減することは自治活動を推進するのには困難な面がある。しかし、自立した地域づくりに向けて自主財源を持てるように将来的には、君田生涯学習センター 改築に伴い、利用料、使料の	市としてサポートすることは、当然のことだが、直接的に連携するのは難しいと思う。自立した地域づくりや、まちづくり行動計画から検討する。市の関与は縮小と判断する。	特色あるまちづくり事業、誇れるまちづくり、地域資源を生かした観光事業に力を入れる。社会的ニーズは高いと思われる。	市民や町民のニーズは高いと判断する。具体的には、住民全体アンケートを行い、君田町での正確なニーズを把握することが必要である。	21	C	未実施	未実施	拡大	現在1名の事務局員で指定管理も含めて行っているが、実態的に、君田町のコミュニティセンターを例にしたら2名は必要と判断している。生涯学習センター 改築に伴い人員の問題も出てくるが、コミュニティセンター 機能としての自治会連合会としては2名は必要と判断している。事業費の配分等自治会において検討の余地がある。	継続	1	市民と行政の協働	

実施番号	分類	大項目	中項目	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業 の対象者 等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ				市の役割		必要性		合計 点	ラン ク	十 七 年 度 評 価	十 八 年 度 評 価	1次 総合評価		2次 評価		拡大/縮小 の内容	改善区 分		
											活動指標	単位	H 17	H 18	H 19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H 17	H 18	H 19	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニ ーズ					市民ニ ーズ	総合 評価	判断理由	総合 評価			判断理由	
97	第3	文化・学習	(2) 住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	布野支所	住民自治活動の推進	平成17年度に「ふのまちづくりビジョン」を策定し、8つの活動プランと4つの施設活用プランの事業展開を行っている。「さとやま布野」の文化を保存・再生・発信し、出雲街道を介した交流で住民自身が幸せを感じ、次世代へつなぐ役割を果たす。連絡調整会議(まちづくり連合会事務局員と支所職員で構成)でプラン別の活動推進計画を作成し、住民自治会の活動として事業展開できるよう支援を行う。	・活動プランを計画的に推進するため、基本的には数値目標・年次目標を示し、進行管理を支援する。 ・情報開示など説明責任の徹底により、市民との価値観の共有化を促進する。 ・職員に多様な窓口対応を経験させ、地域おこしのファンリテラチを育成する。	自治組織及び町民一般	まちづくりに関係する各種情報提供(他町の自治組織等からの情報紙及び講師や視察などの研修情報) ・布野町まちづくり連合会主催事業への事務支援 ・ふのまちづくりビジョン実行のサポート	自治振興組織を中心とした市民による自治活動の活性化を図る。	7,119	まちづくり連合会主催事業支援 式	1	1	1	まちづくりに関係する各種情報提供 まちづくり連合会主催事業の事務支援 ふのまちづくりビジョン実行のサポート	711,000	イベント開催	回	3	3	3	主要イベント開催の支援	市民のやる気が希薄化している現状の中、市民の参加意欲を高めるため、行政のノウハウは不可欠であり、職員が率先して行事に参加しながら自治活動の自主性を育むようサポートする。	5	2	2	4	4	4	4	21	C	未実施	未実施	継続	市民が主役となり自ら解決できる地域課題は自ら取り組むよう意識改革を推進するとともに、市民が積極的に活動に参加し「ふのまちづくり」の活動プランを実現するよう支援する必要がある。特に、支所においては職員を地域イベントに積極的に関わらせ、市民の信頼を得ながら地域リーダーの育成、市民の参加意欲の高揚、協働体制の充実を促進する。	コミュニティ活動だけでなく、各地域の自主自立を推進していくようなサポートを行い、住民自治活動の活性化に向け、更に工夫を凝らした取組を進める。	1	市民と行政の協働
98	第3	文化・学習	(2) 住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	作木支所	住民自治活動の推進	組織体制の見直し ・地域相互対策 ・観光交流 ・リサイクル事業の展開 ・担い手確保	自治連の支援体制の充実(人材育成、課題解決のための情報提供)・自治連の意識改革	自治連	自治連の意識改革を図り自主を促進する ・昨年度実施したアンケートを参考に、自治連に支援、連携しながらまちづくりビジョンの実効を進めていく	自治連の定期的な協議や研修を行う ・昨年から取り組んでいる自治連の意識改革を更に推進することにより、自立を促進し協働のまちづくりを実現する。意識改革とは、まちづくりの主人公は行政ではなく住民であり、自治連がまちづくりの推進役であるという自覚を持つこと	14,238	自治組織との会議	回	36	36	36	まちづくりに関係する各種情報提供 自治連主催事業の事務支援 作木町まちづくりビジョン実行のサポート	395,500	イベント開催	回	2	3	3	主要イベント開催の支援	住民自治組織の自立のために自治組織と行政が連携を持ちサポートを行った結果自主的活動が芽生えつつある	5	3	3	5	5	5	26	B	未実施	未実施	継続	自立した活発な取組ができる自治連を支援すると、支所も積極的なサポートを地道に続けていく必要がある。	コミュニティ活動だけでなく、各地域の自主自立を推進していくようなサポートを行い、住民自治活動の活性化に向け、更に工夫を凝らした取組を進める。	1	市民と行政の協働
99	第3	文化・学習	(2) 住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	吉舎支所	住民自治活動の推進	「吉舎町まちづくりビジョン」に基づく「特色あるまちづくり」の推進 ・市民と行政との協働によるまちづくり ・地域づくり ・地域を愛し、地域を誇れる人づくり、そして地域リーダーの育成	協働のまちづくりと特色あるまちづくりのため、市と市民の情報と目的の共有を進める必要がある。 まちづくり・地域づくりへの参加・参画のため、啓発や広報活動を進める必要がある。 住民自治組織の活動支援のため、支所職員の資質向上に向けた研修を進める必要がある。	市民・住民自治組織	住民自治組織や市民一人ひとりが自治活動やまちづくり活動に積極的に参加・参画する機運の醸成と環境の整備	市民や住民自治組織が自主自立の下に参加行動し、まちづくり活動が活性化するとともに「幸せ」を享受できる状態。	17,016	まちづくり懇談会	回	6	6	6	各振興会ごとに開催し、情報の共有やまちづくりの機運を高める。	3,028,166	まちづくり懇談会参加者	人	143	84	120	地域の課題を共有し、課題解決に向けて地域から行動するための協議の場として位置づける。	4	3	4	3	5	5	24	B	未実施	未実施	継続	社会的ニーズ・市民ニーズともに高く、目的や情報に努めながら、市民との協働をまちづくりにより強く推進する必要がある。	コミュニティ活動だけでなく、各地域の自主自立を推進していくようなサポートを行い、住民自治活動の活性化に向け、更に工夫を凝らした取組を進める。	1	市民と行政の協働	
100	第3	文化・学習	(2) 住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	三良坂支所	住民自治活動の推進	「まちづくりビジョン三良坂」に基づく「特色あるまちづくり」の推進 平成18年度においては、平成17年度に策定した「まちづくりビジョン」を基に、30名程度の委員で構成する「三良坂まちづくり会議」を発足させ、まちづくりビジョンに基づいた具体的な行動計画「まちづくりビジョン三良坂」を実現するために、策定した。 平成19年度では、より具体化に向け「まちづくりビジョン三良坂」プロジェクト実行計画作成・住民との協働によるコミュニケーション能力アップとスキルアップ・まちづくりサポートセンターの機能化に向けた取り組みを行う。	・住民の意識を変えるため、地域へ出かける。住民の視点に軸足を置き、価値観を共有し、共に汗を流す。・住民自治組織のアドバイザー、サポーターとなりうるだけのスキルが求められる。・ブログやHP、まちづくりサポートセンターを活用しての情報発信や情報交換ができるよう、サポートセンターを機能化することにより「まちづくり」の推進が実現可能となる。	住民自治組織と地域住民	・職員研修へ位置づけ、住民の意識を変える。プロジェクトを組んでの研究、内部議論、地域資源の活用や地域の魅力を創造する特色ある地域自治活動の展開	まちづくりビジョン三良坂の実現と自立した、住民自治組織による地域の特色を活かした事業、地域資源の活用や地域の魅力を創造する特色ある地域自治活動の展開	3,559	組織運営支援月数	月	12	12	12	自治振興区連絡協議会の運営支援、情報提供や助言	296,583	情報提供による各種会議補助金申請件数	件	5	3	5	市の補助事業をはじめとする各種補助事業等の情報提供結果、各自治組織から申請のあった件数	特色あるまちづくりを一体的に進めるためには、町内のあらゆる団体との連携が重要である。	4	3	3	4	4	4	22	B	要改善	要改善	継続	特色あるまちづくりに向け、支所がサポートセンターとしての機能を、グループの枠を超えて支所全体(職員含む)で取り組む体制・意識が必要。	コミュニティ活動だけでなく、各地域の自主自立を推進していくようなサポートを行い、住民自治活動の活性化に向け、更に工夫を凝らした取組を進める。	1	市民と行政の協働

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

Table with columns for project details (実施番号, 分類, 大項目, 中項目, 開始年度, 所管, 事務事業名, 事業概要, 今後の課題), quantitative analysis (活動指標, 単位, H17, H18, H19, 説明, 活動指標, 単位あたりコスト), and qualitative analysis (手段の適切さ, 市の役割, 必要性). Includes rows for '住民自治活動の推進' and '生涯学習事業'.

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価…「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

Table with multiple columns: 施策番号, 分類, 大項目, 中項目, 開始年度, 所管, 事務事業名, 事業概要, 今後の課題, 事務事業の対象者等, 手段, 目的, 平成18年度事業費, 活動指標, 単位, H17, H18, H19, 説明, 活動指標, 単位あたりコスト, 成果指標, 単位, H17, H18, H19, 説明, 目的適合性, 実施改善等による成果向上の余地, コストの削減余地, 市関与の妥当性, 社会的ニーズ, 市民ニーズ, 合計点, 総合評価, 判断理由, 2次評価, 判断理由, 拡大/縮小, 改善区分.

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価
 ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分類	大項目	中項目	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ		市の役割		必要性		合計点	ランク	十七年度評価	十八年度評価	1次総合評価		2次評価		拡大・縮小	その他の内容	改善区分	
											活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地					市関与の 妥当性	社会的ニース	市民ニース	総合評価				判断理由
109	第3	文化・学習	2	芸術・文化	文化連盟支援事業	三次市文化連盟は、8支部200団体で構成され、会員数は2,159人(平成18年度実績)となっており、本市の芸術・文化活動を推進する中核団体となっている。本組織の活動を支援することにより市民の文化意識・レベルの高揚と活動者の裾野を広げることが目標とする。 主な支援事業は、補助金交付(2,400千円)、みよし市民祭、みよし文化祭等主要行事の共催(人的支援)、情報提供、広報支援等である。	平成19年度の補助金は2,400千円で、平成18年度に比べ327千円減額しており、会員増、会費の増額やイベントでの収益(パザー・自主事業)等、自主財源の確保の取組みを一層推進していく必要がある。 文化連盟の会員は減少傾向にあり、会員増の取り組みや役員の高齢化による後継者育成、舞台スタッフの養成等課題がある。市としても積極的に指導・助言していく。 また、文化イベントでは新規事業の実施や市民祭・文化祭等の既存事業の拡充について、平成19年度より実施する「スポーツ・文化振興事業」の一環として文化連盟が取り	市民	財政支援、人的支援、情報提供、広報支援等	市民の文化意識や文化レベルを向上させるとともに文化活動者の裾野を広げ、本市の文化・芸術活動を推進する中核団体である文化連盟で市民文化団体・サークルの育成や文化行事を主体的に実施できるよう、また、自主財源の確保ができるよう文化連盟を育成・強化していく。	文化連盟主催の行事件数	件	23	29	29	本部、支部主催の文化行事件数	H17 179,130	文化連盟加入団体数	団体	216	200	205	文化連盟の市内8支部加入団体数	4	3	4	3	4	3	4	22	B	現状維持	事業縮小	継続	縮小	自主財源確保の取組を継続して行う。	17 コストの削減
110	第3	文化・学習	2	芸術・文化	文化団体の育成・支援	市民が質の高い芸術・文化に触れる機会を提供し、地域の芸術・文化の振興につなげるものとして、文化施設ホール等で行う文化活動に対し補助金を交付し、活動を支援する。 交付団体の実施する事業は、参加型事業よりも鑑賞型事業のものが主体となっている。(参加型事業は文化連盟の事業で行っている。)	文化事業の補助金については、「スポーツ文化振興事業補助金」との相違点を整理する必要があるが、「文化振興活動支援補助金」は、自主的に文化事業を企画・運営できる団体への補助金として継続させる意義があると考え、 また、交付団体の中に依然残る補助金依存体質を改め、利用者負担の増大、自主財源の確保、指定管理者との協力関係構築等で適正な運営が行われるよう、交付団体に対する指導助言をこれまで以上に積極的に行う必要がある。 また、CATVや市ホームページ等による広報を充実させ、入場者の増加について積極的に支援する	市民	文化施設を活用した事業に補助金を交付し、企画内容を指導・助言し、広報を充実させる。 これにより、質の高い芸術鑑賞機会を市民に提供し、また、多くの方に実施しただけの事業を実施する。	市民に質の高い芸術・文化の鑑賞機会を提供することにより、地域の芸術・文化を発信するとともに、地域住民が芸術文化に親しめる土壌を醸成する。	補助金交付団体	件	4	4	5	補助金を交付した団体数	H17 2,010,000	企画指導・ヒヤリング	回	4	4	5	補助金交付団体の事業内容について指導・助言	4	3	4	3	4	22	B	要改善	要改善	継続	継続	文化施設を活用するとともに、利用者負担の見直し、自主財源の確保、指定管理者との協力の構築を行う。	17 コストの削減		
111	第3	文化・学習	2	芸術・文化	児童演劇地方巡回公演に関する事務	成長期にある子どもたちに優れた芸術を鑑賞する機会を確保し、豊かな創造性、情操の涵養に資するとともに、優れた舞台芸術を派遣して、芸術文化への関心を高める。(平成19年度より名称が「児童演劇地方巡回公演」に変更された)	一人でも多くの子どもたちに鑑賞機会を提供できるよう、工夫を凝らし計画的に実施していく。	市内の小・中学校の児童・生徒	日本児童青少年演劇団協同組合加盟の、子どもの健全育成に優れた劇団が全国を巡回する際に、児童・生徒が演劇を鑑賞する機会を設定する。	感性豊かな子どもたちを育む。	公演回数	回	3	3	2	年間公演回数	H17 277,000	対象校	校	9	4	6	鑑賞した(する)学校数	3	4	4	3	22	B	現状維持	事業縮小	継続	継続	引き続き当該事業の実施により、優れた芸術鑑賞を子どもたちに提供し、演劇鑑賞体験の共有と感性を育んでいく。	15 効果の検証			
112	第3	文化・学習	2	芸術・文化	国際交流推進業務(財団法人三次国際交流協会)	国際交流事業の推進及び交流都市との都市提携にむけた取組み、財団法人三次国際交流協会の事務局を持つ。 三次市における国際化の進展に適切に対処するとともに、在住外国人と地域住民との親善交流及び市民レベルでの国際交流・国際協力を積極的に推進する。 (1)在住外国人のための生活相談・協力ボランティアの募集 (2)賛助会員の募集 (3)国際交流・協力ボランティアの募集 (4)スピーチ交流会(H18年度から新たな取組み、市内在住外国人及び市内在住または市内・高校へ通学する学生を対象) (5)国際交流・協力事業報告会	現在の交流都市及び友好・姉妹都市との相互交流の継続的な推進を図り、国際感覚豊かな人材育成を行う。 ハイデラバード市とは、協力内容の具体化を行い、今後の事業計画を明確にしている。財団法人三次国際交流協会では、主要事業として市内在住外国人の生活相談/外国人訪問者受入事業、財団法人三次国際交流協会の継続とさらなる参加者拡大を目指す。 三次市在住外国人が暮らしやすい生活相談の継続、日本語教室の支援を行っている。地域住民との相互理解を図り、住みやすい環境を提供する。	三次市民(在住外国人を含む)・三次市を訪問する外国人・民間国際交流団体	三次市民の国際意識の高揚・国際理解を目的とした事業の実施 (スピーチ交流会/国際交流・協力報告会支援) (2)外国人の住みやすい訪問しやすいまちづくりのための事業の実施 (在住外国人のための生活相談/外国人訪問者受入事業) (3)協会の活動拡大と強化のための事業の実施(賛助会員の募集/国際交流・協力ボランティアの募集) (4)国際交流団体支援のための事業の実施(助成金交付事業) (5)友好・姉妹都市交流推進のための事業の実施(友好・姉妹都市からの公式友好訪問団受入事業への協力)	国際交流の継続	協会の主要事業開催日数	日	17	17	17	財団法人三次国際交流協会主催の開催日数	H17 1,188,470	外国人相談業務	回	48	48	48	毎週木曜日及び事業実施における参加者数	4	3	5	4	5	25	B	事業拡大	事業拡大	継続	継続	在住外国人とふれあう機会を増やし相互理解に繋がる地道な活動の推進の継続が必要である。	10 内容の改善		

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価
ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分類	大項目	中項目	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	17年度評価	18年度評価	総合評価	1次総合評価	2次評価		拡大/縮小	その他の内容	改善区分				
											活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニース						市民ニーズ	判断理由				総合評価	判断理由	内容	
																																										補助金交付 事業数
113	文化・学習	3	文化・学習	1	魅力あるスポーツ文化振興事業	スポーツ文化みよし夢基金の運用益金を財源として、市民のスポーツ文化活動及び交流を推進するとともに、魅力あるスポーツ文化の創造及び振興を図るため、対象事業に補助金を交付し、支援する。 事業の選定については、市民(関係団体代表及び公募委員)と行政で構成する三次市スポーツ文化振興事業検討委員会を設置して選考する。検討委員会は候補事業の検討を行い、選考結果について市へ提言する。市はこの提言に基づき、事業を決定する。事業の選考基準についても、検討委員会が定める。	平成19年度候補事業について、スポーツ文化団体へ情報提供して企画立案を依頼するとともに、市行政も事業提案を行う。 三次市スポーツ文化振興事業検討委員会を早期に開催して、対象事業を選考、決定していく。 平成19年度は民間団体の準備期間が足りず、事業提案が困難な団体もあるが、20年度実施事業についても今年度検討してもらい、19年度の検討委員会でも20年度事業の選考ができるよう各団体と連携して準備を進める。	市民	魅力的な夢が実現する事業を、市民と行政の協働により事業を創造し、対象事業に補助金を交付して目的が達成できるように支援する。	市民が良質のスポーツ文化に触れる機会を増大させるとともに、スポーツ文化団体の活動や交流を一層促進し、特に青少年が夢を抱ける事業を実現することで、うるおいある暮らしの実現と感性豊かな人格形成に貢献する。	検討委員会 会議回数	回	3	検討委員会の会議回数	H17 #VALUE!	補助金交付 事業数	件	10	補助金交付 事業数	H17 #VALUE!	補助金交付 事業数	件	5,000	補助金交付 事業数	H17 #VALUE!	補助金交付 事業数	件	4	4	4	4	4	4	23	B	未実施	未実施	継続	スポーツ文化みよし夢基金の設置目的である、スポーツ文化推進のため、本事業は今後も継続していくことが必要である。	今年度基金を創設して運用益で取組む新規事業であるが、しっかりとPRを行い、早期に本事業を活用し、魅力あるスポーツ文化の創造及び振興を図る。	9	事業の迅速化
114	文化・学習	3	文化・学習	1	平和推進事業	被爆者や戦争体験者の高齢化により、原爆と戦争の記憶は次第に風化し、忘れ去られようとしている現状にある。このため、平和行政を「慰霊・継承・創造」の三つの基本理念のもと、市民一人ひとりが平和の尊さについて考え、平和への想いを伝える平和祈念事業を展開する。 平和のつどい MIYOSHI 2006 平和映画上映会 平和絵巻紙展 & 折鶴リレー 8・6 8・9 祈りの呼びかけ(サイレン、平和の鐘の一言放送)ほか	被爆者や戦争体験者の高齢化により、体験の継承が困難となってきた。	市民	平和の尊さの発信	平和の大切さ、尊さに想いを寄せ、恒久的な平和の実現を祈念する機会として、市民が安心して暮らすことのできる、戦争も核も無い世界平和の構築	平和のつどい MIYOSHI 映画上映会の人場観客数を計上。平成18年度は、映画の上映回数が増加したことによる。	4,908	回	770	1,220	1,000	11,887	来場者数	人	770	1,220	1,000	4,022	4,989	4	3	3	4	4	4	4	22	B	現状維持	要改善	拡大	有効性・効率性に課題が残るものの、平和を基調とするまちづくりは、本事業を推進する必要がある。	平和教育は今一番求められるものであり、次世代の子どもたちに、平和と生命の大切さを認識させる環境づくりを今後も行っていく。				
115	文化・学習	3	文化・学習	2	地域相談業務	みよしまちづくりセンター及び別館において、市民相談全般(人権相談・地域相談・生活相談・消費生活相談・健康相談・介護相談・助成相談・青少年、子育て相談・教育相談など)の相談業務を行う。	設置目的に沿った運営義務があり、今後も最低限度の相談業務は実施せざるをえない。	市民	面談による相談など	市民の悩みや問題の解決につながるようなアドバイスを行う。	まちづくりセンター及び別館での相談件数。	213	件	10	10	10	21,300	解決	件	4	4	4	21,300	21,300	3	3	3	3	3	3	22	B	要改善	要改善	継続	補助事業の関係により最低限の事業実施が必要である。	補助事業のため継続しているが、効果の検証を行う必要がある。	15	効果の検証			
116	文化・学習	3	文化・学習	2	ひと・かがやきフェスタ	人として人権感覚を身につけるための取り組みを行うこと、自ら問題に気づくこと、そして他人を思いやる意識に目覚めることができる具体的な施策の事業として実施する。 (平成18年度の取り組み内容)ひと・かがやきフェスタ2006の開催。 テーマ - 知れば広がるよひとの温もり やさしさの輪 - 日時/会場 平成18年12月10日(日) 9:30～15:10(平成18年度の取り組み内容)ひと・かがやきフェスタ2006の開催。	ひと・かがやき・みよしプラン(三次市人権教育・啓発推進プラン)に基づき、時代要請にそった啓発の取り組みについて、広く市民に伝え理解をしていただく。	市民	人権をともに考える機会として、ひと・かがやきフェスタ2006を開催する。	市民誰もが人権尊重の理解を深め、互いに認め合いともに支えあっているひとづくりをめざす。	人権週間(12月4日～10日)の事業として実施しており、市民の関心が高まった。また、映画上映では17年度が特に人権週間(12月4日～10日)の事業として実施しており、市民の関心が高まった。	2,850	回	469	250	400	13,810	ひと・かがやきフェスタ参加者数	人	469	250	400	11,400	7,312	3	3	3	4	4	4	19	C	未実施	要改善	拡大	市民ニーズの低さに課題があり、市民の関心や盛り上がりがないため、今後は、より一層の取り組みやすい具体的な施策を推進する必要がある。	平成17年度は福祉事務所(健康福祉まつり)の開催により参加者が増加した事例もあり、他の行事と併せて開催するとともに、参加者を増加させるとともに事業の効率化を図る。	8	事務事業の効率化			

Table with columns: 施策番号, 分野, 大項目, 中項目, 開始年度, 所管, 事務事業名, 事業概要, 今後の課題, 事務事業の対象者等, 手段, 目的, 平成18年度事業費, 活動指標, 単位, H17, H18, H19, 説明, 活動指標, 単位あたりコスト, 成果指標, 単位, H17, H18, H19, 説明, 目的適合性, 実施改善等による成果向上の余地, コストの削減余地, 市関与の妥当性, 社会的ニーズ, 市民ニーズ, 合計点, ランク, 十七年度評価, 十八年度評価, 総合評価, 判断理由, 2次評価, 判断理由, 拡大/縮小, 改善区分.

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価
 ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

実施番号	分類	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	17年度評価	18年度評価	総合評価	1次総合評価	2次評価		拡大・縮小	改善区分			
												活動指標					成果指標					目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	総合評価	判断理由						総合評価	判断理由					
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17																		H18	H19	説明
121	第3	文化・学習	4スポーツ	17	社会教育室	小学生スポーツ振興事業(小学生陸上記録会)	児童の体力・運動能力が低下傾向にあるなか、市内全校の6年生がみよし運動公園において競技を行い、体力・競技力の向上を図る。(教育委員会・小学校長会・小学校体育研究会・陸上競技協会にて実行委員会を結成し内容協議) 運動を始める契機作りや、個性や特技を伸ばすための模範演技や指導を行う。 知育・体育・德育には体力、集中力、礼節が必要であり、バランスの取れた人間形成を図る。 小学校間の親睦交流を深める。自己記録目標達成を果たすため、練習に取り組む。	目的を達成する手段として、現在の記録会という方法がよいのか検討し、より効果的な手法に改善する必要がある。	市内小学校6年生	市内小学校6年生全員がみよし運動公園において、100m競争 走幅跳び ソフトボール投げ 800m走 4x100mリレー以上5種目により陸上記録会を行う。	陸上競技をとおして挑戦しつづける意思を育むとともに、体力・陸上競技力を向上させる。	1,711	実施回数	回	1	1	1	年間実施回数。現在は年1回、10月に開催している。	2,120,000	運動能力が全国平均を上回る種目の割合	%	11	11	22	新体力テスト調査結果(中学校2年生)	2	2	4	3	3	17	C	未実施	要改善	継続	児童の体力・競技力向上へむけては、学校の体育の授業等だけでなく、本記録会で達成されるものとは考え難い。今後は他の種目も含め、競技力向上を主目的に、スポーツ教室等の開催が望ましいと考える。	体力づくりの基礎基本となる種目であり、個人の体力判定と同年齢の他校児童の記録に接することに意義がある。参加者の親睦と交流を深めるための仕組みづくり等が必要である。	10	内容の改善		
122	第3	文化・学習	4スポーツ	19	社会教育室	総合型地域スポーツクラブ設立支援事業	総合型地域スポーツクラブは、多世代(ジュニアと成人、ジュニアと中・高齢者、青年と中・高齢者など)、多志向、多目的(2種目以上のスポーツ活動)により活動する。地域住民が主体的に運営するクラブである。 三次市教育委員会は、老若男女を問わず、いつでもどこでも、だれでもいつまでも、スポーツに親しむことができるような環境を整えるため、総合型地域スポーツクラブの育成もしくは設立へむけた地域や団体の取り組みに対して支援を行う。	自治組織を中心として、まちづくり活動の一環として位置づけていくこと。 補助金は、クラブの設立に関する事業、もしくは設立後1年目にクラブの活性化を図るために行う事業に使用することとし、人件費としては使用しないこと。 既存のスポーツ団体(体協、スポ少、体指など)や、コミュニティセンターや各学校と連携して、地域の中で格となる人材の発掘と、クラブの創り方や育て方の検討やサポートを行う。	三次市内で総合型地域スポーツクラブを設立しようとしている地域や団体。また、設立後1年未満のクラブに対し、クラブの育成と活性化を図るための活動補助金(上限50万円)の交付や先進事例等の情報提供をする。	三次市内成人の週1回以上のスポーツ実施率を50%以上にさせる。 三次市内に19の総合型地域スポーツクラブを設立する(コミュニティセンター単位)	三次市内成人の週1回以上のスポーツ実施率を50%以上にさせる。 三次市内に19の総合型地域スポーツクラブを設立する(コミュニティセンター単位)	総合型地域スポーツクラブの設立総数	件	1	4	600	総合型地域スポーツクラブの総員数	4	500,000	クラブ会員数	人	600	600	600	600	600	600	4	2	4	3	4	20	C	未実施	拡大	今後は市民の健康や体力づくりへの関心が高まることが考えられ、年齢や体力に応じたニューや運動の場、確保が必要になってきます。この場は交流や生きがいづくりの場でもあると考えます。このため市民の多様な力をいかしたクラブを設立する必要と考える。	総合計画「まちづくりの目標」の一つであり、市民だれもがいつでも、どこでもスポーツを楽しむことができる。無理のない種目の取組や指導者等の人材育成に取組、拡大を図る。また、受益者負担の必要性について理解を求めます。	1	市民と行政の協働	
123	第3	文化・学習	4スポーツ	19	社会教育室	中学校クラブ活動ステップアップ事業	希望する部活動が自校にない生徒のために、学校間の連携による部活動を実施するとともに、当該校までの移動手段を確保し、生徒の送迎を行う。	目的達成のためには、単に部活動での学校間の連携を支援するだけではなく、教職員が部活動における指導力強化や、地域の人材活用などにより、指導体制の充実を図っていく必要がある。	三次市内の中学生	中学校部活動の学校間連携を図り、生徒が希望する部活動ができるよう、相互受入体制を構築するとともに、バス・タクシー等により、生徒が学校間を移動する際の送迎を行う。	部活動を通して、自分の特技・能力を伸ばすとともに、チャレンジ精神を発揮して、目標達成のために努力し続けていく精神力を醸成する。	3	該当校数	校	-	-	3	当該事業該当校数の開帳(見込み)	人	-	-	-	-	現在、希望生徒数を把握中	3	3	3	3	3	19	C	未実施	継続	平成19年度に着手した事業であり、現在ニーズの把握に努めている。今後は生徒数の減少により、ニーズの多様化・高まりが予想されるが、生徒・保護者・学校のニーズを常に把握する中で、送迎方法・ルート等の見直しを図っていく必要がある。また、部活動における指導体制の強化にも取組まなければならない。	体育系・文科系を問わず、子どもたちが学校間を超えて取り組みたいことの調査、情報提供をしっかりと行っていき、必要がある。限られた時間の中で、効率ある事業推進を行なう。	10	内容の改善				
124	第3	文化・学習	4スポーツ	63	みよし都市室	みよし運動公園整備	東北のスポーツ・レクリエーション活動の拠点を担う都市公園施設として位置づけ、都市計画決定及び事業認可を受け整備を行っている。これまでは平成6年のアジア大会や平成8年の国民体育大会でのサッカー競技会場として活用しており、スポーツ人口の増加や競技レベルの向上に寄与している。平成18年度は野球場造成工事を行い、公園用地も計画に三次市土地開発公社から買い戻しを行っている。今後は野球場等の施設整備を進め施設の充実を図る。	野球場建設についてはプロ野球場が開業可能な規模とする一方、維持管理経費については野球場の芝を人工芝としランニングコストの低減を図っている。H19年度に事業再評価を行い効果分析し、今後の施設整備に生かす。 また、指定管理において業務委託し管理しているが、利用者のニーズに応えるための施設整備及び指定管理者と協力して利用促進を図る必要がある。	市民・広島県北部のスポーツ愛好家・ファミリー層・近隣	利用者の利便性の向上やシンボル性をもった施設整備。 広域的な各種スポーツ教室の開催、大会・プロスポーツ競技の開催・誘致及び県内外からの合宿利用の促進など)	スポーツ人口の増加及び競技レベルの向上、市民の憩いの場の提供	運動公園整備検討委員会の開催 野球場づくりワークショップの開催	回	1	4	1	1,039,461,000	ワークショップ等の参加人数	人	-	120	80	ワークショップ等への参加者数	人	-	210	210	210	210	210	210	210	210	26	B	現状維持	拡大	来園者数をみて東北のスポーツ・レクリエーション施設としてのニーズは非常に高い。整備は必要である。さらなる来園者数を確保し、施設を有効に活用するためには、高品質な施設(広域三次ワイナリー・奥由良三中央病院)との連携を視野にいれた多目的な利用について検討する必要がある。また合併後の市場人口の増加に対応した各種スポーツ大会やイベントの拠点にふさわしい施設であり、三次の顔の一つとなり得る。また、H19年度は事業再評価を行い、事業効果の分析を行う。	野球場整備等市民ニーズを反映し、子どもたちが夢を叶える整備を進める。	9	事業の迅速化

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価 ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

Table with columns for project details (事業概要, 目的, 手段), quantitative analysis (定量分析), and qualitative analysis (手段の適切さ, 市の役割, 必要性). Includes rows for projects like '観光振興・情報発信事業', '江の川文化圏会議', '食育ネットワーク推進事業', and 'ふるさとの食づくり推進事業'.

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	各評価項目は、1～5の5段階で評価										ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11										総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択									
											定量分析					手段の適切さ					市の役割					必要性					1次総合評価		2次評価		拡大/縮小	改善区分				
											活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニース	市民ニース	合計点	ランク	17年度評価	18年度評価	総合評価			判断理由	総合評価	判断理由	内容
129	第4産業・経済	2農林畜産業等	(1)儲ける農業戦略	ふるさと農林室	三次産米販売拡大事業	昨年度から攻めの農業を展開し、生き残りをかけた取り組みとして、市内で生産された良質でおいしいこだわり米を「三次産米」として、広く市内外へ宣伝販売することで、産地のイメージアップを図り、三次産米のブランド化に取り組む。	販売先の確立と採算ベースへ乗せていくことが重要。三次ブランドの発信。	市内外・県内外の個人消費者及び飲食店・小売店等	堆肥を施用した「三次産こだわり米」として、付加価値をつけ、他の米とブレンドすることなく、誰がどこでどのように作ったかがわかる安全・安心でおいしい「こだわり米」を有利販売していく。	「三次産こだわり米」を県内外へ広くPRすることにより、ブランド化を図る。	市内外で開催される各イベント等への三次産米の 出展回数	回	-	-	20	H17 #VALUE!	H18 #VALUE!	H19 961,900	米販売実績	t	-	-	5	米の販売量	安全・安心な農産物の需要は高まっており、消費者ニーズにこたえ、農家の所得向上を目指す。	2年目の取り組みであるため、向上の余地は大きい。	流通過程におけるマージンや生産コストの削減により、削減余地はある。	実際の販売者は、三次市農業支援センターであり、生産者との調整や販売促進活動は、センターと連携して市が主体的に行うべきと考える。	安全・安心でおいしい農産物の需要は高まっており、消費者が求める農産物の販売は社会的にもニーズが高い。	地産地消の観点から、学校給食・小売店・飲食店において地元産農産物の消費拡大を図ることは、市民にとってもニーズが高い。	20	C	未実施	未実施	拡大	現在の米流通販売の体系から脱却しなければ、産地間競争には勝てない。特色のある米づくりを促進、誘導し、有利販売を行う必要がある。	今後も海外からの米の輸入は拡大すると考えられるため、高付加価値米の販売拡大を行うために、更なる成果の向上が求められる。	事業規模	14	成果の向上
130	第4産業・経済	2農林畜産業等	(1)儲ける農業戦略	ふるさと農林室	戦略的シンク設置事業	農業者(農産物生産法人・農事組合・法人・農産物加工グループ等)が有する課題を解決するため、各分野の専門的知識を有する有識者を派遣する。	これまでの待ちの姿勢から、攻めの農業を展開するためには、農業者の戦略的な経営が求められており、農業者の意欲の喚起、ニーズの掘り起しなど普及啓発を図る。	市内に在住する農業者	専門的知識を有する有識者を派遣する。	農業経営に関する各種課題へ有識者からのアドバイスにより解決を図り、より高度な企業的な農業経営の確立を推進する。	経営診断士等派遣回数	回	-	-	3	H17 #VALUE!	H18 #VALUE!	H19 807,666	制度利用団体	団体	-	-	2	本事業を活用し、経営診断士等にアドバイスを求める団体数	戦略的な農業経営を実現するためには、有識者の専門的知識とアドバイスが有効である。	初めての取り組みであり、向上の余地は大きく可能性があるが、継続的な取り組みの中で克服していきたい。	制度に基づく事業であるため、コスト削減の余地は小さい。	戦略的な農業経営を促進するために、市としても主体的に情報提供の一環として有識者を派遣していく必要がある。	戦略的な農業経営の推進を図るための方法として、シンクタンクを設置する必要がある。	自立した農業経営を実現するためには、専門的な知識と技術が必要であり、農業者からはニーズも高い。	22	B	未実施	未実施	継続	今年度よりスタートした事業であり、当面は規模を継続し、事業の普及とともに、内容を改善していく。	今年度の取り組みを検証し、事業の普及とともに、内容を改善していく。	内容の改善	10	内容の改善
131	第4産業・経済	2農林畜産業等	(1)儲ける農業戦略	ふるさと農林室	集落法人経営支援事業	新たな米政策に対応し、需要に即応した売れる米づくりを推進するため、省力低コスト化の推進と高付加価値米の生産拡大をすることで集落法人経営の安定・高度化を図り、消費者の多様なニーズに対応した米の生産流通体制を構築する。	備北地域事務所や北部農業技術指導所等の関係機関と連携し、他の法人支援策も含めた支援を行う必要がある。	集落法人	省力低コスト稲作を実践するために必要な田植機の改造、乳苗疎植栽培、育苗、無人ヘリ委託に関する経費等、通常栽培との掛け増し経費の補助。また、特別栽培米を生産するために必要な紙マルチ田植機、除草アタッチ、湯湯消毒器等通常栽培との掛け増し経費の補助。	法人経営のコスト削減、特別栽培米の推進による環境負荷低減。	乳苗疎植栽培実施面積	ha	1	9	H17 #DIV/0!	H18 #DIV/0!	H19 #DIV/0!	高付加価値米栽培	ha	8	39	39	平成19年度対象経営体水稲栽培面積	乳苗疎植栽培は、慣行栽培と比べ、苗箱数の削減が可能で省力化が図れる。また、本事業が要件としている特別栽培米の栽培と比較し、農薬や化学肥料の施用を削減し栽培する必要がある。その結果環境負荷低減につながる。	本事業による高付加価値米の栽培に係る事業の推進により特別栽培米の普及を行うことで、環境負荷低減の農業を目指すことができる。	事業費にかかるコスト削減は、通常栽培との掛け増し経費について、実費相当分を補助することになり、コスト削減の余地は小さい。	本事業は広島県が実施するに当たり市も負担を要する必要がある。その分申請等にかかる時間も必要となる。事務に要する時間や経費を考慮すれば、県が独自で事業が実施できる体制整備が必要である。	今後、農業の担い手である法人の経営コスト削減が図られれば、米の販売価格の低下も考えられる。また、特別栽培米の普及により、環境負荷低減農業を推進することができる。	低コスト栽培が広がり、法人の経営コスト削減が図られれば、米の販売価格の低下も考えられる。また、特別栽培米の普及により、環境負荷低減農業を推進することができる。	22	B	未実施	要改善	継続	今後、米価が高値に回復していることは考えられる中、水稲を中心に経営を行う農業法人においては、省力低コスト化や高付加価値米などの売れやすさの取り組みが求められている。推進する上では、本事業の内容と市の農業施策の方向性と整合を図りながら実施する必要がある。	今後も海外からの米の輸入は拡大すると考えられるため、省力低コスト化の推進と高付加価値米の生産拡大をすることで、更なる集落法人経営の安定・高度化を図るために、成果の向上が求められる。	成果の向上	14	成果の向上	
132	第4産業・経済	2農林畜産業等	(1)儲ける農業戦略	ふるさと農林室	酪農・和牛支援対策事業	〔肉用牛ブランド化〕畜産農家が行う肉用牛の改良事業に補助金を交付することで、肉用牛の改良増殖を推進し、肉質・増体等の産肉能力の向上を図り、優秀な「三次和牛」のブランドを構築することで生産性の高い畜産経営の確立に資する。〔酪農ヘルパー-肉用牛ヘルパー〕市内の酪農家・畜産農家が定期的または臨時的に利用するヘルパーの利用料の一部を市が助成することで、休日の取得を促進し、安定的でゆとりある畜産経営の発展に資する。	これまでの取り組みにより、市内の繁殖雌牛群は一定以上のレベルに達している。今後は保留及び和牛繁殖農家の確保に重点を置き、この優秀な繁殖雌牛群を市外に流出させないことと他産地に対する優位性を維持するとともに、引き続き改良に取り組む必要がある。また、三次産肉の安定的な販路を確保する必要もある。	市内の酪農家・畜産農家	〔肉用牛ブランド化〕肉用牛の改良増殖促進に資する費用の一部助成。(酪農・肉用牛ヘルパー)ヘルパー利用料の一部助成。	〔肉用牛ブランド化〕三次和牛のブランド化を構築し、生産性の高い畜産経営を実現する。	肉用牛ブランド化助成	件	130	52	136	H17 49,161	H18 162,096	H19 56,666	肉用牛飼育頭数	頭	2,541	2,268	2,300	肉用牛の飼育頭数	改良に伴う農家負担の軽減は、三次和牛ブランドの構築にとって重要なポイントである。	牛の改良とともに、和牛繁殖農家の確保にも力を入れる必要がある。	和牛の改良を進め、経営効率の高い畜産経営を実現することで、将来的には補助金無くとも農家自らで改良を進められるようにしていかなければならない。	JAに委託するほうが効率的事業を実施できる。	BSE問題等により、食の安心・安全への意識が高まるなかで、国産牛肉、とりわけ生産者の顔が見える地元産肉への期待は大きい。	和牛の繁殖は当市の農業において重要な位置を占めており、その振興を図る必要性は高い。	21	C	未実施	要改善	継続	三次和牛のブランド化に必要な支援であるため継続すべき。また、高齢家や担い手不足に悩む酪農・畜産農家にとって、ヘルパーを活用し、負担の軽減だけでなく、後継者の育成にもつながることである。	これまでの取り組みにより、市内の繁殖雌牛群は一定以上のレベルに達しており、本対策事業の効果を検証し、今後の支援策を考える必要がある。	効果の検証	15	効果の検証

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	各評価項目は、1～5の5段階で評価										総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択																								
													定量分析					手段の適切さ					市の役割		必要性		合計点	十八年度 評価	十九年度 評価	1次 総合評価		2次評価		拡大・縮小 理由	改善区分												
													活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性				実施改善等 による成果向上 の余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニース			市民ニース	総合評価	判断理由	総合評価	判断理由							
133	産業・経済	2 農林畜産業等	(2) 「消費者が求める安全・安心・おいしいもの」へのこだわり	17	ふるさと農林室	三次産産物ブランド認定制度	当初「安全・安心・こだわり」を満たす一定条件の栽培方法を満たした三次産産物をブランドとして認定することを予定していたが、各地での事例を検討する中で、認定により価格の引き上げや消費の拡大につながる可能性から、一定の栽培基準を満たした「三次産こしひかり」をブランド米として普及することにより、県内有数の米産地である三次のイメージアップに努めることとした。	三次産ブランド米の販売は、「チャレンジングウエーブ06」で提案された主要事業であり、18年度の試験販売の成果をふまえて、本格販売に向けた体制づくりを図ることとする。	生産者（認定農業者・大型農家・法人）	一定の栽培基準を満たす三次産こしひかりを三次産ブランド米として、広く県内に普及販売する。	消費者の求める安全・安心かつこだわりのある農産物(米)生産を誘導し、生産力と所得の向上を図り、自立した農業経営を確立する。	1,923	イベント 出展回数	t		5	-	市内外で開催される各イベントへ三次産米を出展した回数	H17 #DIV/0!	H18 384,600	H19 #VALUE!	4	一定の基準を満たす三次産こしひかりを普及することは、県内有数の米産地である当地を広くPRし、さらには安全安心の三次産農産物のイメージ定着に貢献すると考える。	3	18年度はこだわり米の試験販売であり、この取り組みの総括の中で、より効果的で効果の高い米の販売戦略を確立していくこととする。	3	成果向上の余地と同様に、コストの面においても、より効果的で効果の高い米の販売戦略を確立していくこととする。	3	米の販売はJAをはじめ各企業で行われているが、硬直化している米の流通システムに一石を投じ、農家の所得拡大につながる取り組みは、農家からの期待が大きく、市が担うべき公共的役割であると考えられる。	4	食の安全や地産地消への社会的関心が高まる中で、市が主導的に三次産こしひかり米を普及させることは、消費者にとっても価値のあることと見られる。また、各農家においても、好ましい結果を得ている。	21C	未実施	要改善	終了	18年度はあくまでも米の試験販売であり、取り組みの総括を行ったうえで、三次市農業支援センターが販売の主体となるよう、市として支援を行う必要がある。三次産米販売拡大事業へ引き継いだため廃止。	3	三次産米販売拡大事業へ引き継いだため廃止	15	効果の検証							
134	産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	16	ふるさと農林室	産地づくり交付金	水稲以外の作物作付等を実施した農業者に対し助成を行う。助成内容は水稲以外の作物作付等を実施した農業者への「基本助成」、また、生産調整推進上の地区で米の生産調整を達成した農業者に対し、「達成加算」、水稲以外の麦・大豆や飼料作物、そばといった土地利用型作物を担い手が一定規模で実施した場合に交付する「担い手加算」、そして、市の振興する作物を作付し、一定要件で出荷している農業者へ対し交付する「振興作物加算」、集落営農集団や法人を育成、支援していくための「担い手育成助成」からなる。	従来は、行政が主体で産地づくり対策を講じてきたところだが、今後は、農業者、農業者団体の取り組みも積極的に取り込んで産地づくり対策を講じる必要がある。また、平成20年度からの水田農業推進協議会事務局が農協へ移行するにともない、農協、市が十分な連携を図り、事務局農協移行後、事務局を円滑に推進していく必要がある。	米の生産調整に寄与する農業者	産地づくり対策の実施計画の内容を現地確認し、交付金の交付を行う。また、水田農業ビジョンの点検を行い必要に応じて助成体系の見直しを行う。	水田を利用した農業経営の確立と担い手の育成	181,181	交付金交付対象農家数	人	4,024	3,601	4,202	交付対象者3,601(法人、生産集団含む)	H17 43,599	交付金対 象水田面積 (実面積)	ha	1,060	2,050	3,810	産地づくり対策交付金の対象となった水田面積	H17 50,314	H18 38,040	H19 38,040	4	麦・大豆について、パンやパスタ、豆腐や味噌などに加工するため、地元での需要も大きい反面、販売単価が安い。また、転作を実施するにあたり、農業者の経営を大きく支えている。	3	転作の奨励金として、助成制度が恒常化しているため、本事業を利用した新規植栽等の成果が現れにくくなっている。	3	農業者、農業者団体の主体的な取り組みにより、コスト削減の可能性がある。	2	国の「食料・農業・農村基本計画」では、食料自給率の向上、安定供給の確保、担い手の育成等に重点的取り組みがされており、産地づくり対策はそれらの目的に資する制度であり、生産者のニーズは高い。	4	麦や大豆といった転作物は、地元産のパンやパスタ、豆腐等の加工品として使用され、これが市民の間にも定着してきていることから、消費者や生産者のニーズは高い。	20C	現状維持	要改善	継続	産地づくり交付金は農家にとって重要な収入源にもなっており、本事業の継続、改善が農業者が主体的に取組むことにつながっていくと考える。	3	平成20年度の農協への水田農業推進協議会事務局移行後も、農協と市が十分な連携を図り、事務局を円滑に推進し、併せて市の人員も削減する。	3	民間委託等の推進
135	産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略		ふるさと農林室	米生産調整	主要食糧の需給及び価格の安定を図るため、国が毎年定める基本方針に基づき、市が水稲の生産目標数量及び生産目標面積を、集落の代表者を通じて各農家へ配分している。平成19年度からは、条件整備等の状況を検証した上で、行政による生産目標数量の配分は行わず、国による需要見通し等の需給に関する情報提供に基づき、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を実施する新システムがスタートした。	米の計画的生産により価格の安定を図るとともに、制度を利用しながら売れる米づくりの推進、流通・販路の創意工夫により、米の販売の拡大を図っていく必要がある。	米の生産者	生産目標数量の配分及び生産計画の確認	生産者が主役の需給調整システムを確立することにより、市場の需要動向に応じた生産が行われ、米の需給や価格の安定が図られることを目的とする。	6,389	配分対象農業者数	人	7,758	7,364	7,247	数量の配分を行った農業者数	H17 949	米の数量 調整実施者	人	7,322	7,120	7,100	実施計画書を提出し、数量調整の実施が確認された農業者数。	H17 867	H18 1,054	H19 1,054	3	平成18年度は全国的な豊作基調の中で、本市においては、目標配分数量を達成したため、水稲を主食以外に区分して出荷する必要がなかった。このことにより、水稲生産者の米の販売収入に寄与した。	3	米の数量調整は米の価格安定に資するものであるが、今後は、農業者、農業者団体の主体的な取り組みが、計画書作成等にかかる経費や確認等コストの削減が可能である。	2	平成19年度から実施された経営所得安定対策等大綱の中、数量調整や配分を農業者、農業者団体が主体的に担うよう移行を進めているところである。	4	主役である米穀の価格や供給、流通の安定は生産者だけでなく消費者のメリットも大きい。また、消費者からは、生産者の経営努力と適切な価格競争による安定した供給体制が求められる。また、生産者の水稲の生産意欲は他の作物と比べても、依然として高く、生産調整に対する抵抗感はない。	19C	要改善	事業縮小	米の数量調整については、消費者や市場を重視した売れ残りの取り回し配分数量に反映され、これまで以上に消費者のニーズに対応した生産・販売方法の推進が重要になってきている。今後米の計画的生産により価格の安定を図るとともに、米の販売の拡大を図っていく必要がある。	3	米の数量調整は、行政ではなく、農業者、農業者団体が、市場の需要動向を反映し、自ら主体的な取り組みを行うこととされているため、生産者が主役の需給調整システムを確立し、行政の関与を減らしていく。					
136	産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	16	ふるさと農林室	新規就農総合対策事業	意欲ある地域農業の担い手として、新たに市内に就農する若者等を育成確保するため、三次地域新規就農者研修事業後、引き続き栽培・経営研修を必要とする新規就農者及び就農者の栽培及び経営研修受入を実施する農家・団体等に対して助成を行い、地域農業の活性化を図る。	ニューファーマーサポート補助金は、三次地域新規就農者研修事業を終了したものを対象者とする交付要件があるが、対象である三次地域新規就農者研修事業が平成18年度で終了したため、現段階上では平成19年度の対象者が最後となる。今後、新規就農者への支援システムを新たに再編する必要がある。	農新就農者・就農者等及び就農者の栽培及び経営研修受入を実施する	対象者への資金支援	新たに就農する若者等の支援を行い、新規就農者の経営の安定を図る。		新規就農者補助金交付件数	件	3	3	本事業への申請者	H17 623,666	新規就農者数	人	3	3	本事業を利用して新規就農の開始した人数	H17 623,666	H18 #DIV/0!	H19 623,666	4	地域農業の担い手の育成・確保につながっている。	5	平成18年度は本事業の対象者がいなかったが、これまでの実績を見ても、新規就農者は積極的に視察研修等に参加しており、生産技術の向上にもつながっている。3年間の補助期間中、農業者所得も上がり、生産性の向上につながっている。	4	収入が少ない新規就農者への支援は、削減余地が小さい。	5	地域農業の担い手の確保と地元農産物の生産高向上という市民のニーズがある。	4	地域農業の担い手の確保と地元農産物の生産高向上という市民のニーズがある。	26B	要改善	要改善	本事業の交付要件は三次地域新規就農者研修事業を終了者を対象としており、本事業が平成18年度で終了したため、交付要件の見直しや他の新規就農者に対する支援策を改めて検討していく必要がある。	15	平成19年度で一旦終了するが、4年間の事業効果を検証し、今後の新規就農者への支援について検討する必要がある。	15	効果の検証			

施策番号	分野	大項目	中項目	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	平成18年度 事業費 (千円) (職員人員 費含む)	定量分析										手段の適切さ		市の役割		必要性		合計点	17年度 評価	18年度 評価	1次総合評価		2次評価		拡大/縮小	改善区分				
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの削減 余地				市関与の 妥当性	社会的ニース	市民ニース	総合評価			判断理由	総合評価	判断理由	
137	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	ふるさと農林室	認定農業者育成事業	農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地・遊休農地が増加している。意欲と能力のある認定農業者の農業経営規模の拡大により経営の安定を図り、併せて農地保全を図るため、借地権設定による認定農業者への農地集積を支援する。	農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地・遊休農地が増加しており、認定農業者による農業経営規模の拡大・経営の安定と農地保全の観点から、認定農業者育成事業を継続していく必要がある。しかし現行の補助金制度では、貸借権設定の再更新を含んでいるので、直接農地集積の拡大に繋がらない部分も含んでいる。また近年、集落法人の設立に伴い財政面の負担も増大している。	3年以上の貸借権の設定を受けた認定農業者	貸借権の設定による農地集積を支援(補助金の交付) 3年以上6年未満:6,000円以内の額/10a 6年以上10年未満:15,000円以内の額/10a 10年以上:20,000円以内の額/10a	認定農業者の農業経営の安定を図る。	33,260	貸借権を得ている認定農業者数	人	33	35	35	貸借権の設定により経営規模の拡大に取り組み、経営の安定を図っている認定農業者数	H17:242,454 H18:950,285 H19:1,002,028	利用権設定面積	m ²	707,456	1,889,804	1,800	新規設立法人3つによる増	4	4	3	3	4	4	22	B	要改善	要改善	継続	継続	農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地・遊休農地が増加しており、認定農業者による農業経営規模の拡大・経営の安定と農地保全の観点から、認定農業者育成事業を継続していく必要がある。しかし現行の補助金制度では、貸借権設定の再更新を含んでいるので、直接農地集積の拡大に繋がらない部分もある。また近年、集落法人の設立に伴い財政面の負担も増大している。	担当室での記載もあるが、再更新など、効果が見込まれない部分については制度の改正が必要である。	10	内容の改善
138	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	ふるさと農林室	農地集積・保全管理	適正な農地の保全管理を円滑に行うため、JA三次営農センターと業務委託契約を結び、地域農業を支える多様な担い手を確保・育成し、農作業の受委託及び戦略的な転作物の導入等による地域営農体制の再編に向けた企画・提言・指導・調整活動を行わせるとともに、農作業受委託に係る事務等を代行させる。	経営構造対策事業(マッピング)との関連事業として位置づけられているが、経営構造対策事業において地図作成未了地区が存在する。 平成18年度にはデータ整備を完了し、本格運用する予定であるが、整備後には農地の分合筆等の異動が生じるため、引き続きデータ更新を行う必要がある。	農業振興地域農用地区域内のすべての農業者・農地	市の保有する農地情報を活用し、農作業の委託を円滑に実施するとともに、生産調整支援システムを活用する戦略的な転作物の導入と効率的な農地利用を推進し、農業経営の効率化を図る。	農地情報を活用した営農支援事業 農作業受委託の指導・調整活動及び業務の代行 戦略的な転作物導入のための企画・提言・指導	1,271	地域農業経営研究会	回	40	40	35	農業法人化をめざす集落農業者研修会への参加	H17:31,775 H18:31,775 H19:36,314	農地利用集積面積	ha	100	85	95	地図情報管理システムを活用した計画的農地利用の推進	5	5	5	5	5	28	A	現状維持	要改善	継続	継続	経営構造対策事業との関連事業であり、平成14年度から平成18年度まで年度別の計画を作成し順次事業を実施している。 この事業に関しては、現在の農業農村の課題に対処するために必要不可欠な業務である。	本事業で整備したデータを有効利用し、農業経営の効率化を図る。	14	成果の向上	
139	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり	ふるさと農林室	耕畜連携支援モデル事業	農地の荒廃防止及び保全管理の省力化を図ることを目的として、水田(休耕地)等へ繁殖牛を放牧するために必要な電気柵・給水設備等の導入費用の一部を補助する。	18年度で県のモデル事業は終了。	3戸以上の農家で組織する団体等	繁殖牛の放牧に必要な電気柵・給水設備等の導入費用の一部を補助する。	農地の荒廃防止及び保全管理の省力化を図る。	1,075	実施団体数	団体	3	3	-	放牧を実施する団体数(平成18年度事業終了)	H17:372,666 H18:358,333 H19:#VALUE!	放牧を実施する面積	ha	7	8	-	放牧により管理の省力化が見込まれる面積(平成18年度事業終了)	4	4	5	3	23	B	未実施	要改善	終了	終了	現在のところコスト・労働力・効果の面で最もバランスが取れた方法である。 機材の選定及び放牧頭数について削減の余地があるが、一層の情報収集及びノウハウの蓄積により解決できるものと思われる。 県の実施要領により、市の関与が義務付けられている。 高齢化が進行する中山間地域においては、農地の維持管理に要する労働力が大きな負担となっており、水田放牧による省力化の効果は大きい。	県のモデル事業は18年度で終了。(19年度より、国のモデル事業として別の地域で実施)	省力化の他に、景観の維持、獣害防止等の効果もあり、ニーズはある。	23	B	
140	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	ふるさと農林室	和牛の里創造事業	繁殖雌牛頭数の確保及び肉用牛の振興を図るため、中核経営農家及び規模拡大農家が経営規模の拡大を目的に、牛舎の増改築を行うとする場合に、予算の範囲内において補助金を交付する。経費は全体額50万円以上を条件とし、要した経費の3分の1以内を補助する(補助額上限は50万円)	三次産の肉用牛のブランド化を図るためには、市内の牛の頭数を確保する必要がある。そのためには、飼育の省力化や低コスト化を進め、飼育頭数の増加に取組む必要がある。	市内に居住し、市内で肉用牛を飼育している繁殖農家	牛舎の増改築にかかる費用の一部を助成。	肉用繁殖雌牛の飼育頭数の増頭により、所得の増加を図る。	#VALUE!	和牛の里創造事業助成	件	-	-	5	事業を活用した件数	H17:#VALUE! H18:#VALUE! H19:313,800	助成した繁殖農家の肉用牛増加率	%	-	-	20	飼育頭数の増加率	4	4	4	3	23	B	未実施	未実施	継続	継続	飼育頭数を増やすためには、牛舎の増改築が必要である。 日常の飼育管理を行うにあたっては、既存牛舎の増築がもっとも効果的であるが、飼育方法等改善する余地はある。 補助率は、3分の1以下で、上限を50万円としており、これ以下の補助では、事業に取り組みが少ない。 子牛価格が比較的高値で安定しているため、増頭に取り組み意欲が高いと思われる。補助事業を行うには適期だと思われる。 農畜産物の安全が注目を集めており、安心して食べられる肉のニーズは高い。 受益者としては、設備投資の経費が少なく増頭できることから、ニーズはある。	今年度から取組む牛舎の増改築にかかる費用の一部を助成する事業であるが、補助金を交付する効果を検証する必要がある。	15	効果の検証		

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価
 ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析										手段の適切さ					市の役割					必要性					合計点	17年度評価	18年度評価	総合評価	1次総合評価	2次評価		拡大/縮小	改善区分
													活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニ- ズ	市民ニ-ズ	総合評価	判断理由	総合評価	判断理由	内容	その他 の内容									
													活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニ- ズ	市民ニ-ズ	総合評価	判断理由	総合評価	判断理由	内容	その他 の内容									
141	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	18	ふるさと農林室	三次市出荷野菜等ハウス導入事業	ハウス導入による出荷野菜及び花卉の生産促進を図り、農家所得の向上と農業経営の安定に資するため、三次市出荷野菜等ハウス導入に要する経費に対し助成を行う。	本事業は平成19年度までであるが、事業年度にかかる要綱改正も視野に入れ、今後とも出荷野菜や菊のハウス栽培を行う生産者を支援していく必要がある。	八で市内にアンテナショップ等で行う者、または出荷野菜及び菊の生産者	出荷野菜及び菊のハウス導入に要した経費の1/2以内を補助金として交付。	農業所得の向上	5,769	ハウス導入申請件数	件	19	15	23	本事業への申請件数	H17 269,421 H18 384,600 H19 199,000	ハウス導入数	件	23	25	31	新たに設置したハウス数	ハウス導入することで、生産者の野菜栽培が有利に行うことが可能で、本事業を活用すればハウス導入に係る経費負担も削減でき、農業所得向上につながる。	4	4	4	4	4	4	4	4	4	25	B	未実施	未実施	継続	農業所得の向上と経営安定のためには、今後もハウス導入を継続していく必要がある。	効果を検証し、今後の制度を検討すべきである。	継続	1	事務事業の統合	
142	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	19	ふるさと農林室	ニューファーマー案件整備事業	新規就農者の確保を図り、生産・販売力の維持及び産地の活性化を図っていく。 平成19年度は、新規就農者の受入体制を整備することを目的に、受入モデル地区を選定し、また、就農希望者によるプレゼンテーションを行い、事業対象者の選考を行う。 また、農業用機械については、モデル地区の農家から借り上げ、就農者へ利用してもらう。	農地の賃借等にかかる法的な問題、新規就農希望者の把握	新規就農者及び受入れモデル地区	受入モデル地区において、新規就農者が農地や機械を借りる場合の賃借料等の補助	新規就農者の経営基盤の安定 受入れ地域の活性化		事業申請件数	件	-	-	1	本事業を活用して新規就農を行うおとす件数	H17 #VALUE! H18 #VALUE! H19 3,323,000	新規就農者	人	-	-	2	新規就農を始めた人数	新規就農者を確保していくため、「三次市農地・空き家情報バンク」事業ともからめ、多様なニ-ズに応えられるよう整備していく。	4	4	5	5	5	5	4	27	A	未実施	未実施	継続	今年度からの新規事業のため。	今年度の効果を検証し、新規就農者への支援のあり方について検討する必要がある。	継続	15	効果の検証			
143	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略		農業委員会	広島県農議会に関すること	農業委員会の業務(農業・農民に関する意見の公表、行政への建議、行政からの諮問に対する答申、農業・農民に関する情報提供、調査及び研修、農業委員会委員の研修、農業委員会が所掌する事項に関する助言・協力)が円滑に行えるよう連絡調整を行う。	委員研修を充実してゆく	市町村農業委員会の県内における組織上の上部組織	連絡調整業務	県内各農業委員内が適正な業務遂行ができるようにする	1,230	農業委員研修会	回	4	4	4	農業委員会研修会開催回数	H17 307,500 H18 307,500 H19 307,500	農業委員研修会	回	4	4	4	農業委員会研修会開催回数	適正な農業委員会業務を行うに当たり必要事項である	4	4	4	4	3	3	22	B	現状維持	事業縮小	継続	農業委員会等に関する法律により設置されている機関であり、今後、構造改革特区等の検討も含め、このあり方の検討を行う	事務・権限移譲や構造改革特区提案の活用など、今後の方向性を検討する。	縮小	8	事務事業の効率化				
144	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略		農業委員会	農家相談日に関すること	農業委員が、農家の農地の権利や転用、又は農業経営などについて相談を受け、問題点等に対する助言を行う。農業委員は日常業務として随時相談は受けているが、相談日を設けることにより農家は相談しやすい。	他部局との連携(相談内容の反映)to	市内の農家等	農家相談	農地の所有権、賃借権や農地の転用、営農について農業委員が助言を行い、農地の効率的な利用を図り、農業者の地位の向上や農業生産力の増進を図る。		農家相談件数	件	10		相談日における相談件数 18年度から、相談日は休止し、通常業務の中で行うこととした。	H17 14,200 H18 #DIV/0! H19 #DIV/0!	農家相談件数	件	10		相談日における相談件数 18年度から、特に相談日は設けない。	4	3	4	4	3	2	20	C	要改善	事業縮小	廃止	日常的に、農業委員は、地域の農家からの相談を受けているため、特に相談日を設けるメリットは少ない。相談日の廃止、通常業務での対応。	平成18年度からは相談日の指定をせず、いつでも相談を受けられる体制を整備していたが、相談がなかった。今年度も相談見込みがなかった。来年度からは、廃止し、相談がある場合は、通常業務の範囲内で対応する。	廃止									

施策番号	分野	大項目	中項目	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	総合評価 18年度評価	17年度評価	1次総合評価		2次評価		拡大/縮小	改善区分			
											活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性				社会的ニ- ズ	市民ニ-ズ	総合評価	判断理由			総合評価	判断理由	
																																							1次総合評価
145	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	農業委員会	農地保有合理化促進事業	農業経営者に対し、農地の売買、賃借を行う場合に、農地保有合理化法人(財)広島県農林業振興センター等)を仲介し、農地の所有権移転や、賃借借を行う制度で、税制上の優遇措置も受けることができる。平成18年度は3つの農業集落法人へ農地の利用集積を行った。	平成18年度で新たに財・農林振興センターが仲介する事業は終了したが、平成19年度からは、同センターの継続分の賃借借農地等の管理を適正に行うとともに、他の農地保有合理化法人(市や農協)が仲介する農地の所有権移転等事業を推進していく。	農業者	規模拡大を目指す農家や農業集落法人へ利用権設定等の方法により農地を集積する。	農業の担い手へ農地を集積し、農業経営の安定化に資するとともに、耕作放棄地の発生防止を図る。	農地保有合理化事業対象件数	件	3	3	2	農地保有合理化事業実施件数	件	3	3	2	農地保有合理化事業実施件数	件	3	3	2	5	5	5	5	3	3	26	B	現状維持	要改善	継続	継続	10	内容の改善
146	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(3) やりたない農業の支援	ふるさと農林室	地域特産品支援事業(アスパラ価格補償支援事業)	三次市の振興作物であるアスパラガス生産農家の経営安定を図るため、計画的生産・出荷を推進するとともに安値価格補償を充実させる。	近年、アスパラガスの価格が低迷しているため、生産者の経営は厳しい状況にある。あわせて、アスパラガス生産者の高齢化により、産園が増加している。今後、アスパラガスのブランド化・産地化を図るため、新規植栽者の意欲を喚起し、安心して出荷できるよう制度の充実及び予約数量の増加が必要である。	市内のアスパラガス生産者	予約数量に対して負担金支出。市場価格低下に補給金を交付。	生産者の経営安定。	予約数量	t	229	223	223	生産者による生産予約数量	t	267	265	265	補償対象出荷数量	t	267	265	265	4	4	5	5	4	3	25	B	未実施	未実施	拡大	継続	15	効果の検証
147	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(3) やりたない農業の支援	ふるさと農林室	特産品加工事業	地元農産物を有効活用した加工品、及び特産品の開発・改良に伴う経費の1/2を補助	開発を行なった6次産品が、安定した加工・販売が行なわれ、着実に地域の農業振興につながるよう、販売経路を確立する必要がある。	市内の特産品加工グループ	特産品開発の初期投資にかかる経費の1/2に相当する額を補助(上限100万円)する。	地元農産物を有効活用した農産加工品を開発し、地域農業の振興を図るとともに、農業者(加工グループ)の所得向上と商品の販路拡大を図る。	特産品加工グループ数	団体	1	4	4	当該事業を採択した農産物加工グループ	団体	1	5	3	事業を実施したグループが新たに製造を始めた加工品数	件	1	5	3	4	4	4	5	5	27	A	現状維持	要改善	継続	継続	11	事務事業の統合	
148	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(3) やりたない農業の支援	ふるさと農林室	アグリボランティア支援事業	農業に対する新たな知恵・アイデアの実現に係る経費の1/2(上限100万円)を補助する。	自立した農業経営の確立に向け、農業者自身の創意工夫が現実となるための具体的支援策として、有効な事業であると考える。しかしながら、一方で煩雑な申請手続きに加え、類似する補助事業の並立により、申請者が少ないことも事実である。今後は、他の事業との整理・統合を行うことにより、より一層農業者にとって使いやすい事業として改正することが必要と思われる。	農業者、農業者団体、農業者・法人志向グループ、新規就業者	農業に係る新たな技術の開発や特産品開発などの初期投資にかかる経費の1/2に相当する額を補助(上限100万円)する。	様々な農業に関する知恵やアイデアを具体化することにより、頑張る農業者が企業体的経営体へと発展するよう育成を図るとともに、他の農業者への先導的役割を果たす地域農業の担い手とする。	事業実施件数	件	2	1	当該事業を実施した者	件	2	1	1,211,500	特産品開発の施設整備	件	2	1	1,211,500	4	4	4	5	4	1	22	B	未実施	未実施	終了	終了			

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価
 ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析										手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	17年度 評価	18年度 評価	総合評価	1次 総合評価	2次評価		拡大・縮小 の内容	改善区分					
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニ ーズ						市民ニ ーズ	総合 評価			判断理由	総合 評価	判断理由		
												活動回数	回					#VALUE!	事業活用 農家数	件						4	3	4	4						3	22			B	継続	継続		
149	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(3) やりた農家の支援	ふるさと農林室	農林業に関する新たなアイデア・工夫を開発、又は知的財産として登録、保護する経費の1/2を補助する。	農業者が発明した技術等の知的財産を市として保護することは、新たな起業につながるだけでなく、既存の農業経営に大きな変革を及ぼす可能性を持っている。当該事業を広くPRし、やる気のある農業者の取り組みを興起させる必要がある。また、知的財産の存在を知らない、他の権利を侵害する可能性がある場合等も想定され、制度の周知徹底を図る必要がある。	農林業に関する新たなアイデア・工夫を開発、又は知的財産として登録、保護する経費に対し補助金を交付する。	市内に在住し、農林業を営むもの。	様々な農業に関するアイデアや工夫を開発・保護することにより、他産地との競争力強化、農産物に付加価値をつけての有利な販売、営農技術の合理化によるコスト削減など、経営戦略に優れた農家を育成する。	1,673	活動回数	回	-	2	4	利用促進のための広報活動回数	#VALUE!	事業活用農家数	件	-	1	1	本事業を活用した農家数	4	知的財産の登録に関しては、その可否が微妙であることから、積極的に知的財産の開発・保護を推進する立場から、目的に合致している。	3	平成18年度からの事業であり、成果の向上の余地はある。継続的な取り組みの中で克服していききたい。	4	新規技術の開発については、総事業費の積算時点でのコスト削減は可能であるが、知的財産登録等の経費は、関係省庁により定められており、コスト削減の余地はない。	4	農業に関する知的財産の保護は、当該農家だけでなく、市の農業振興にも資するものであり、市として支援していくべきではない。	4	知的財産の保護は社会的な関心事である。	3	農業分野における知的財産の保護については、関心は高く、その重要性に普及啓発していく必要がある。	22	B <td>継続</td> <td>継続</td> <td>三次市内で開発される新しい技術や知的財産が、限りなく生まれることは考えにくい。知的財産の保護、及びリスク回避を行うため、知的財産の普及啓発を継続して行っていべきと考えられる。</td> <td>知的財産の普及啓発を継続していき、将来的には所有者が知的財産を保護し、リスク回避できるような仕組みづくりが必要である。</td> <td>18</td> <td>受益と負担の適正化</td>	継続	継続	三次市内で開発される新しい技術や知的財産が、限りなく生まれることは考えにくい。知的財産の保護、及びリスク回避を行うため、知的財産の普及啓発を継続して行っていべきと考えられる。	知的財産の普及啓発を継続していき、将来的には所有者が知的財産を保護し、リスク回避できるような仕組みづくりが必要である。	18	受益と負担の適正化
150	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(2) 「消費者が求める安心・安全・おいしいもの」の提供	ふるさと農林室	「安全・安心、よりおいしいもの」の提供として、地域自らがブランドを作成し、特殊農法による生産体制を地域で形成し、産地化を図る。 また、この特殊農法によって生産された安心・安全な農産物のブランド化し、イメージアップするための活動を支援する。	特殊農法は、その独特の農法ゆえ、大規模化が難しい。集落単位で取り組み、産地のブランド化に発展させることが大きな課題になる。	集落単位・個人単位で特殊農法による農産物の生産し、奨励金を交付する。また、三次の特殊農法による農産物のPRすることを目的に、市内外で行われる各種イベントに参加し、販売促進する活動を補助する。	特殊農法に取組む農産物生産者(米・野菜)	産地間競争に生き残っていくため、「安全・安心、よりおいしいもの」へのこだわりとして、他産地との差別化を図り、有利販売へ結び付けるシステムの構築が必要である。そのためには、特殊農法による高付加価値農産物の生産を推進する。	#VALUE!	活動回数	回	-	-	1	市広報等を通じて市民へ広報を行った回数	#VALUE!	取り組み農家数	件	-	3	本事業を活用し、特殊農法に取り組む農家等	4	事業導入の初期段階で、集落・農家を対象に行っていく、地域ブランドの確立を目指す。	3	事業実施についての改善(範囲・補助金額)を検討する余地がある。	3	未だ未実施のため、今後見極める必要がある。	4	市以外機関でも対応可能だが、今のところ、その予定は無く、また三次市の農産物のブランド化につながるため、市が行うことが妥当である。	5	農産物に対する安全性を求める声は多い。しかし農産物の価格が不安定、一定の収量が確保できないため、取り組む農家は少ない。	5	しなくても同様で、農産物に対する安全性を求める声は多い。しかし農産物の価格が不安定、一定の収量が確保できないため、取り組む農家は少ない。	24	B <td>継続</td> <td>継続</td> <td>三次農産物のイメージアップによる販路拡大、一般栽培と比較したときの販売価格の差による所得の向上、特殊農法による高付加価値農産物の生産を推進することによって、販売先確保、農家所得向上を図ることによって多くの生産者への波及効果が期待できる。</td> <td>今年度からスタートした事業であるが、今年度の取り組みを検証して次年度の取り組みに生かしていく必要がある。</td> <td>10</td> <td>内容の改善</td>	継続	継続	三次農産物のイメージアップによる販路拡大、一般栽培と比較したときの販売価格の差による所得の向上、特殊農法による高付加価値農産物の生産を推進することによって、販売先確保、農家所得向上を図ることによって多くの生産者への波及効果が期待できる。	今年度からスタートした事業であるが、今年度の取り組みを検証して次年度の取り組みに生かしていく必要がある。	10	内容の改善	
151	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(3) やりた農家の支援	農業委員会	農業者年金制度は農業者全般を対象とした年金制度で、国民年金と相まって、農業者の老後の生活の安定と福祉の向上、併せて農業者の確保に資することを目的とした公的年金制度です。なお、これに伴う事務は、地方自治法第180条の2の規定により、市長から事務委任を受けて農業委員会が行っているものです。平成18年度は、5名の農業者年金受給等の手続きを行った。	関係機関と一緒に年金相談会の開催を行う。	加入促進、被保険者の管理、年金受給手続き、その他相談業務全般	農業者	農業者の老後生活の安定と福祉の向上、農業者の確保。	726	農業者年金加入者	人	879	838	800	農業者年金加入者数	H17: 825 H18: 866 H19: 907	経営移譲者	人	3	1	2	農業者経営移譲年金裁定請求者数	5	農業者年金加入者へ、より有利な受給のための相談業務を日常的に行っている。	5	年金受給に向け、適切な指導助言を行っている。	5	事務事業に係る費用は小額である。	5	法で定められた事務事業である。	5	農業者年金法により定められており、必要性は高くない。	5	農業後継者の減少等により、新たな農業者年金への加入者は減少傾向にあるが、農業者の老後生活を支える制度として必要である。	30	A <td>継続</td> <td>継続</td> <td>加入促進を行うと同時に事務の助言、相談等を充実させ、自民サービスの向上を図る。</td> <td>10</td> <td>内容の改善</td>	継続	継続	加入促進を行うと同時に事務の助言、相談等を充実させ、自民サービスの向上を図る。	10	内容の改善	
152	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり	君田支所	鳥獣飼育許可については、実施していない。鳥獣被害届を受付、駆除班へ駆除指示を行う。	中山間地域は、山林での保水機能及び水田での貯水機能などをはじめとして、都市住民に対しては、適した機能を持している。山林や農地が荒廃することになれば、保水機能・貯水機能が低下していく事になり、しいは中山間地域の持つ森・水・農地のバランスが崩れ、鳥獣の生活体系も崩れてしまう事も予想される。鳥獣による農作物への被害軽減の手段として被害届・駆除班への指示による一連の駆除活動が、しいは自然との共生による生活環境保全の一役を担っている。	被害届を受付、駆除の指示を行う。	鳥獣による農作物への被害を受けた農家	農作物への被害の軽減を図る。	284	被害届受付件数	件	6	6	6	各年度において被害届被害の状況は、違っている。冬季の狩猟時期における被害届の提出回数も関係あり駆除活動回数等にも関係する。	H17: 47,333 H18: #DIV/0! H19: 23,666	駆除頭数(イノシシ)	頭	9	10	平成18年度の駆除実績は、農家からの被害届の提出がなかったため、駆除指示は、なかった。	5	平成18年度の駆除実績は、農家からの被害届の提出がなかったため、駆除指示は、なかった。	4	書類(様式)の統一化・簡略化による農家の負担軽減を図る。	4	鳥獣被害防止対策は、農業者による被害軽減を目的として、駆除指示を行うことである。コスト的には、安価な状況での対策と考える。	3	被害～駆除を行うための把握することで、銃器等による人的被害防止や違法狩猟の防止につながっている。	4	農作物への被害防止は、農業生産活動へ寄与している。また、自然環境保護の観点から乱獲を抑制している。	4	動物愛護の観点から鳥獣被害対策の駆除の観点から見ることが出来るが、農家においては、農作物被害防止対策としての駆除活動は、継続して行う必要がある。	24	B <td>継続</td> <td>継続</td> <td>有害鳥獣の駆除については、農作物被害対策に一定の効果を得ており、現時点では、有害鳥獣を減少させる方法としては効果的と考えられるため、今後は駆除班の育成を行う必要がある。</td> <td>10</td> <td>内容の改善</td>	継続	継続	有害鳥獣の駆除については、農作物被害対策に一定の効果を得ており、現時点では、有害鳥獣を減少させる方法としては効果的と考えられるため、今後は駆除班の育成を行う必要がある。	10	内容の改善		

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価
 ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析										手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	十八年度評価 未実施	十九年度評価 未実施	総合評価	判断理由	2次評価 総合評価	判断理由	拡大・縮小 の内容	改善区分		
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニース										市民ニーズ	
												被害受け 付け件数	件					駆除頭数 (イノシシ)	頭																					
153	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	布野支所	鳥獣飼養許可及び鳥獣被害届に関する事	鳥獣飼養許可については該当事例なし。 鳥獣被害届を受け付け、駆除班へ駆除指示を行う。	農作物への被害等の報告があれば迅速に対応する。	鳥獣により農作物への被害を受けた農家	被害届の受付、 駆除の指示	農作物への被害の軽減	355	被害受け 付け件数	件	32	28	30	集落単位での被害届が増加しているための変化であり、被害が減少しているものではない。	H17	11,093	駆除頭数 (イノシシ)	頭	28	23	20	(特に前年度の)気象状況により、山林内のエサの量が変動し、加害頭数が変化している。 (被害が「見込まれる場合には対応していないため、作物被害を防ぎきれない。)	4	4	4	4	4	5	25	B	未実施	未実施	継続	統一した事務フロー図・様式を作成することにより、判りやすい、すばやい事務処理が期待できる。	有害鳥獣の駆除については、農作物被害対策に一定の効果を得ており、現時点では、有害鳥獣を減少させる方法としては効果的と考えられるため、今後は駆除班の高齢化等を考え、後継者の育成を行う必要がある。	10	内容の改善
												駆除出動 日数(延)	日	36	25	34	イノシシについては農による駆除、カラスについては銃器によるものが多い。おおきな変動はない。	H18	12,678	駆除頭数 (シカ)	頭				管内でのシカによる被害はほとんどない。	4	4	4	4	4	5	25	B	未実施	未実施	継続	統一した事務フロー図・様式を作成することにより、判りやすい、すばやい事務処理が期待できる。	有害鳥獣の駆除については、農作物被害対策に一定の効果を得ており、現時点では、有害鳥獣を減少させる方法としては効果的と考えられるため、今後は駆除班の高齢化等を考え、後継者の育成を行う必要がある。	10	内容の改善
												駆除出動 員数(延)	人	189	80	120	同上	H19	4,733	駆除頭数 (その他)	頭	11	55	30	主なものはカラスによるリンゴへの被害。	4	4	4	4	4	5	25	B	未実施	未実施	継続	統一した事務フロー図・様式を作成することにより、判りやすい、すばやい事務処理が期待できる。	有害鳥獣の駆除については、農作物被害対策に一定の効果を得ており、現時点では、有害鳥獣を減少させる方法としては効果的と考えられるため、今後は駆除班の高齢化等を考え、後継者の育成を行う必要がある。	10	内容の改善
154	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	作木支所	鳥獣飼養許可及び鳥獣被害届に関する事	鳥獣飼養許可については実績なし。 鳥獣被害届を受け付け、駆除班へ駆除指示を行う。	被害発生予察の精度をより一層向上させることにより、経済効率の高い「駆除実施計画」の策定と「駆除実施体制」の整備、をおこなう。	鳥獣により農作物への被害を受けた農家	被害届の受付、 駆除の指示	農作物への被害の軽減	711	被害届受 付件数	件	89	32	50	集落単位での被害届が増加しているための変化であり、被害が減少しているものではない。	H17	7,988	駆除頭数 (イノシシ)	頭	64	73	70	農作物への被害があった駆除の指示を行っている。 (被害が「見込まれる場合には対応していないため、作物被害を防ぎきれない。)	4	4	4	4	4	5	25	B	未実施	未実施	継続	統一した事務フロー図・様式を作成することにより、判りやすい、すばやい事務処理が期待できる。	有害鳥獣の駆除については、農作物被害対策に一定の効果を得ており、現時点では、有害鳥獣を減少させる方法としては効果的と考えられるため、今後は駆除班の高齢化等を考え、後継者の育成を行う必要がある。	10	内容の改善
												駆除出動 日数(延)	日	不明	68	70	イノシシについてははなによる駆除、カラスについては銃器によるものが多い。大きな変動はない。	H18	22,218	駆除頭数 (シカ)	頭				管内でのシカによる被害はほとんどない。	4	4	4	4	4	5	25	B	未実施	未実施	継続	統一した事務フロー図・様式を作成することにより、判りやすい、すばやい事務処理が期待できる。	有害鳥獣の駆除については、農作物被害対策に一定の効果を得ており、現時点では、有害鳥獣を減少させる方法としては効果的と考えられるため、今後は駆除班の高齢化等を考え、後継者の育成を行う必要がある。	10	内容の改善
												駆除出動 員数(延)	人	296	116	120	同上	H19	14,220	駆除頭数 (その他)	頭	95	71	70	主なものはカラスによる梨への被害。17年81羽、18年52羽(農園の経営面積減少が影響か?)	4	4	4	4	4	5	25	B	未実施	未実施	継続	統一した事務フロー図・様式を作成することにより、判りやすい、すばやい事務処理が期待できる。	有害鳥獣の駆除については、農作物被害対策に一定の効果を得ており、現時点では、有害鳥獣を減少させる方法としては効果的と考えられるため、今後は駆除班の高齢化等を考え、後継者の育成を行う必要がある。	10	内容の改善
155	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	吉舎支所	鳥獣飼養許可及び鳥獣被害届に関する事	鳥獣飼養許可については、毎年1件許可申請あり。 鳥獣被害届を受け付け、有害鳥獣駆除班へ駆除指示を行う。	生活環境の保護・鳥獣被害の軽減	有害鳥獣により生活環境や、農林産物に被害を受ける市民	住民に対する被害防除対策実施の喚起。 被害届の受付により、年間駆除実施計画に基づいた駆除の指示。	生活環境の保護及び農林産物への鳥獣被害の軽減。	711	被害届受 付件数	件	66	53	60	被害届数は横ばい状態にあるもの、被害実態は増加傾向にある。	H17	10,772	駆除頭数 (イノシシ)	頭	29	24	25	被害の防除対策を喚起し、農家も対応するも被害の拡大に歯止めがかからない。	4	4	4	4	4	5	25	B	未実施	未実施	継続	三次市全体の生活環境保護と農林産物への鳥獣被害の軽減実現のためには、個人や個別集落の対応でなく、同士の協力的な市民の多様な力の活用が有効と判断する。	有害鳥獣の駆除については、農作物被害対策に一定の効果を得ており、現時点では、有害鳥獣を減少させる方法としては効果的と考えられるため、今後は駆除班の高齢化等を考え、後継者の育成を行う必要がある。	10	内容の改善
												駆除出動 日数(延)	日	155	220	200	出動実績に箱わなの見回りを含む。	H18	13,415	駆除頭数 (シカ)	頭	1	2	2	近年シカの被害が増加傾向にある。	4	4	4	4	4	5	25	B	未実施	未実施	継続	三次市全体の生活環境保護と農林産物への鳥獣被害の軽減実現のためには、個人や個別集落の対応でなく、同士の協力的な市民の多様な力の活用が有効と判断する。	有害鳥獣の駆除については、農作物被害対策に一定の効果を得ており、現時点では、有害鳥獣を減少させる方法としては効果的と考えられるため、今後は駆除班の高齢化等を考え、後継者の育成を行う必要がある。	10	内容の改善
												駆除出動 人数(延)	人	371	636	550	同上。	H19	11,850	駆除頭数 (その他)	頭	5	1	3	カラス・キツネ・サル等。	4	4	4	4	4	5	25	B	未実施	未実施	継続	三次市全体の生活環境保護と農林産物への鳥獣被害の軽減実現のためには、個人や個別集落の対応でなく、同士の協力的な市民の多様な力の活用が有効と判断する。	有害鳥獣の駆除については、農作物被害対策に一定の効果を得ており、現時点では、有害鳥獣を減少させる方法としては効果的と考えられるため、今後は駆除班の高齢化等を考え、後継者の育成を行う必要がある。	10	内容の改善
156	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	三良坂支所	鳥獣飼養許可及び鳥獣被害届に関する事	鳥獣飼養許可については実績なし。 鳥獣被害届を受け付け、駆除班へ駆除指示を行う。	生活環境の保護及び鳥獣被害の軽減	鳥獣により農作物への被害を受けた農家	被害届の受付、 駆除の指示	農作物への被害の軽減	355	被害届受 付件数	件	5	5	5	被害件数は横ばい状態であるが、被害は減少していない。	H17	71,000	駆除頭数 (イノシシ)	頭	11	5	5	駆除の指示は行っているが、作物被害を防ぎきれないのが現状である。	4	4	4	4	4	4	24	B	未実施	未実施	継続	統一した事務フロー図・様式を作成することにより、判りやすい、すばやい事務処理・駆除体制がとれる。	有害鳥獣の駆除については、農作物被害対策に一定の効果を得ており、現時点では、有害鳥獣を減少させる方法としては効果的と考えられるため、今後は駆除班の高齢化等を考え、後継者の育成を行う必要がある。	10	内容の改善
												駆除出動 日数(延)	日	57	47	45	大きな変動はない。	H18	71,000	駆除頭数 (シカ)	頭	4	1	1	同上	4	4	4	4	4	4	24	B	未実施	未実施	継続	統一した事務フロー図・様式を作成することにより、判りやすい、すばやい事務処理・駆除体制がとれる。	有害鳥獣の駆除については、農作物被害対策に一定の効果を得ており、現時点では、有害鳥獣を減少させる方法としては効果的と考えられるため、今後は駆除班の高齢化等を考え、後継者の育成を行う必要がある。	10	内容の改善
												駆除出動 員数(延)	人	132	130	125	同上	H19	71,000	駆除頭数 (その他)	頭	119	30	30	主なものはカラスによるぶどうへの被害、駆除である。	4	4	4	4	4	4	24	B	未実施	未実施	継続	統一した事務フロー図・様式を作成することにより、判りやすい、すばやい事務処理・駆除体制がとれる。	有害鳥獣の駆除については、農作物被害対策に一定の効果を得ており、現時点では、有害鳥獣を減少させる方法としては効果的と考えられるため、今後は駆除班の高齢化等を考え、後継者の育成を行う必要がある。	10	内容の改善

Table with columns: 施策番号, 分野, 大項目, 中項目, 開始年度, 所管, 事務事業名, 事業概要, 今後の課題, 事務事業の対象者等, 手段, 目的, 平成18年度事業費, 定量分析 (活動指標, 単位, H17, H18, H19, 説明, 活動指標, 成果指標, 単位, H17, H18, H19, 説明), 手段の適切さ, 市の役割, 必要性, 合計点, ランク, 17年度評価, 18年度評価, 1次総合評価, 2次評価, 拡大/縮小, 改善区分.

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

施策番号	分類	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	各評価項目は、1～5の5段階で評価										ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11										総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択											
												定量分析					手段の適切さ					市の役割					必要性					合計点		17年度評価		18年度評価		1次総合評価		2次評価		拡大・縮小	
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニース	市民ニース	総合評価	判断理由	総合評価	判断理由	内容	その他 の内容	改善区分						
161	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	16	ふるさと農林室	内水面漁業振興	1. (社)広島県栽培漁業センター負担金の支払い 2. 江の川漁業協同組合負担金の増加 この被害を最小限にするための活動として、「バス等リリース一部禁止」に係る記事を広報へ掲載した。	特定外来種であるブラックバスやブルーギルの繁殖による、アユ等の淡水魚への被害の増加 この被害を最小限にするための活動として、「バス等リリース一部禁止」に係る記事を広報へ掲載した。	内水面漁業関係者団体(川漁従事者・養殖業者・遊漁者)	負担金・補助金の支払い 養殖業者からの相談への対応 魚の伝染病に関する情報提供	伝統的産業である川漁の維持、振興 水産業者の所得の確保 遊漁者の入込数増加	1,236	負担金支払団体	団体	3	2	2	内水面漁業振興への間接的貢献度	H17 49,971,666	遊漁者入数	人	1,561	1,141	遊漁証年券購入者数(漁協調べ) 年券913人・日券228人 合計1,141人	4	3	5	3	3	4	4	23	B	要改善	事業縮小	継続	縮小	市の関与のあり方を見直す必要がある。	4 市民の多様な力の活用				
162	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	14	ふるさと農林室	森林整備地域活動支援交付金	森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図る観点から、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林整備を行うため、森林の現況の調査及び、その他地域における活動の確保を図る。	平成19年度から第2期取り組みが始まり、より効率的な実施が行えるよう検討が必要。	森林所有者等による計画的・一体的な森林の現況調査、実施実施区域の明確化作業、歩道の整備等 交付金額 1haにつき10,000円	森林整備の地域による推進	積算基礎 森林面積	ha	3,379	3,379	-	交付金の対象となる森林面積(平成18年度事業終了)	H17 10,315	森林の現況調査	日	192	190	-	現況調査実施日数	3	3	3	4	4	3	20	C	要改善	未実施	継続	継続	本制度は、森林の有する多面的機能を持続的に発揮するため、森林整備の確保を目的としており、効果がある。	4 市民の多様な力の活用						
163	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	16	ふるさと農林室	濃密林間伐事業	森林のもつ公益的機能の持続的な発揮を図るために必要な保育(下刈・除伐・間伐)のうち、全体的に遅れている間伐の推進を図る必要があるため、森林所有者負担の2分の1を補助する。	間伐をより一層推進するためには間伐材の利用促進、団地化による効率的な間伐の実施に取り組む必要がある。	濃密林間伐事業の補助対象とする事業(流域公益保全林整備事業又は流域公益保全林整備事業)又は流域公益保全林整備事業	流域公益保全林整備事業又は流域公益保全林整備事業により実施した事業費から国庫補助金を控除した金額(2分の1)の2分の1以内を補助する。(森林所有者負担は4分の1)	間伐の推進を図ることにより、森林の公益的機能の持続的な発揮を図る。	間伐実施箇所数	件	336	314	350	間伐を実施した箇所数	H17 19,976	間伐実施面積	ha	312	125	136	間伐を実施した面積	4	3	4	4	4	3	22	B	要改善	未実施	継続	継続	自己負担が軽減されることにより、間伐実施への誘導等が図られている。	1 4 成果の向上					
164	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	15	ふるさと農林室	森林施策計画	森林所有者が自発的意思に基づいて森林施策に関する5年の計画を作成し、その計画に従って計画的・合理的な森林施策を行うことにより森林の持つ多面的機能を高度に発揮させるため、計画策定に係る経費の一部を助成する。	森林組合等が森林所有者と長期「森林の施策や経営の委託契約」を結び森林所有者に代わって森林施策計画を作成し、認定を受け、森林の施策に取り組みができるようになる。自分が所有している森林を「託す」という新しいスタイルで計画的な森林づくりが可能になっている。今後も、森林組合等と連携し作業受委託を推進する必要がある。	森林所有者等が30ha以上の団地の作成経費	団地施策計画の作成事務を行う森林組合に対して、補助を行う。	計画的・合理的な森林施策を確保することで、健全で豊かな森林をつくる。	計画策定面積	ha	11,440	4,008	6,000	森林施策計画策定面積	H17 342	森林整備地域活動支援交付金対象面積	ha	3,379	3,379	5,552	本事業の対象面積	3	3	3	4	4	3	20	C	現状維持	継続	継続	この制度は、森林の有する多面的機能を持続的に発揮するため、森林整備の確保を目的としており、効果がある。	1 5 効果の検証						

Table with columns: 施策番号, 分野, 大項目, 中項目, 開始年度, 所管, 事務事業名, 事業概要, 今後の課題, 事務事業の対象者等, 手段, 目的, 平成18年度事業費, 活動指標, 単位, H17, H18, H19, 説明, 活動指標, 単位あたりコスト, 成果指標, 単位, H17, H18, H19, 説明, 目的適合性, 実施改善等による成果向上の余地, コストの削減余地, 市関与の妥当性, 社会的ニーズ, 市民ニーズ, 合計点, ランク, 17年度評価, 18年度評価, 1次総合評価, 2次評価, 拡大/縮小, 改善区分.

Table with columns: 施策番号, 分野, 大項目, 中項目, 開始年度, 所管, 事務事業名, 事業概要, 今後の課題, 事務事業の対象者等, 手段, 目的, 平成18年度事業費, 活動指標, 単位, H17, H18, H19, 説明, 活動指標, 単位あたりコスト, 成果指標, 単位, H17, H18, H19, 説明, 目的適合性, 実施改善等による成果向上の余地, コストの削減余地, 市関与の妥当性, 社会的ニーズ, 市民ニーズ, 合計点, ランク, 十八年度評価, 十七年度評価, 1次総合評価, 2次評価, 拡大/縮小, 改善区分.

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	17年度評価	18年度評価	1次総合評価		2次評価		拡大/縮小	改善区分				
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性				社会的ニ-ズ	市民ニ-ズ	総合評価	判断理由			総合評価	判断理由		
																																								総合評価	判断理由
173	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	16	ふるさと農林室	林道台帳整備事業	三次市内の林道について、各路線ごとに「現況一覧表」「総括表」「経過表」「平面図」等整備し、旧市町村ごとの綴り(台帳)で管理している。(平面図以外は電子データ化している。)林道整備事業により、改良等があった場合又は災害の被災状況、改修履歴等を随時追録し、現況を反映した台帳として整備する。	・平面図以外の電子データ化は済んだが、今後、システム化に向け市道、農道、と併せて一体的に整備する必要がある。	財源・国庫補助事業による林道整備事業に併せて、市道・市町整備が目的	新規整備林道の台帳作成・改良、補修等の履歴を随時追録。	林道の種類、構造、資産区分等林道の現況を明らかにし、適正な林道管理を行なう。	142	林道台帳更新	件	7	8	7	林道改良等によるデータ更新	H17 20,285	H18 17,750	H19 20,285	災害・道路改良申請等による施設状況把握	件	9	10	7	災害発生時、道路改良申請審査の際に当該路線の林道施設データ検索。	4	4	4	5	3	3	23	B	現状維持	要改善	継続	継続	14	成果の向上
174	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	16	ふるさと農林室	占用改築境界立会	道路・水路の占用又は改築行為者からの申請により、その目的、工法(手段)、施工に際しての安全性等を審査し、現場立会によりその妥当性を審査する。その際、市の行政財産及び管理財産である道路・水路が必要以上に占用改築されることはないか、改築等の行為により道路水路機能を損なうことはないか、改築等の行為により市の財産が侵害されることのないよう、境界線を敷設させるなどにより機能の保全を図っている。	・追跡調査の必要性。無届占用改築行為の把握困難。	市民	申請に基づき行為者と現場立会し、申請内容の妥当性及び境界侵害(将来含め)の危険性の有無について確認すると共に、道水路の機能に支障をきたさない行為かどうかを審査する。	申請行為の妥当性を審査し、立会により市の財産の保全を図る。	71	申請件数	件	12	13	12	申請(許可)件数	H17 5,916	H18 5,461	H19 5,916	市有財産が保全されたか	件	12	13	12	適正な審査、立会により、財産保全が図られた件数。	5	5	4	5	5	5	29	A	現状維持	要改善	継続	継続	10	内容の改善
175	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	19	ふるさと農林室	農地・水・環境保全向上対策	農地・水・環境の良好な保全とその質の向上を図る対策で、将来にわたり農業・農村の基盤を支え、環境の向上を図る活動に対して交付金が支給される。 これまでの保全活動に加えて、施設を長持ちさせながら、きめ細かな手入れや農村の自然、景観などを守る地域共同活動の実施。地域共同活動に加えて、科学肥料と化学合成農薬の5割低減等の環境にやさしい農業に向けた取組みを実施。	地域ぐるみの共同活動や先進的な営農活動が将来にわたって持続されることをとおして、「農地・水・環境保全向上対策」が有効に機能していくため、担い手を中心とした営農が図られることが必要。	農業者及び地域住民 自治会 関係団体など	市と農地や農業施設を保全する活動組織で協定書を締結し、草刈りや農業用水の補修などの共同活動支援並びに営農活動に対して支援を行う。	農地や農業用水等の資源を守り、質の高い地域共同の取組みと、環境保全に向けた先進的な営農活動を総合的に支援する。	4	協定締結数	件	-	-	11	協定締結された活動組織	H17 #VALUE!	H18 #VALUE!	H19 1,897,454	保全された農用地	ha	-	-	472	協定に含まれる農用地面積	4	3	5	5	4	4	25	B	未実施	未実施	拡大	継続	8	事務事業の効率化
176	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	19	ふるさと農林室	農村環境保全事業	農地や農業施設並びに農村の環境を守る地域ぐるみの共同活動や、個別の小規模農家を直接支援することにより、農村地域の農地・水・環境の良好な保全の確立と質的向上並びに地域間格差を是正する。	高齢化、混住化の進展の中で、農地・農業施設の保全を図る必要がある。	策中 中山間地域等交付金を活用している農地・水・環境保全事業に対する支援	水路・農道・ため池の維持管理、畦畔管理の省力化、荒廃農地の復元、花木植栽等の景観向上等に係る事業を行うための支援	農村環境を守り育てていく。	4	支援面積	ha	-	-	7,200	国の支援から取り残された地域の3割を支援面積と予定。	H17 #VALUE!	H18 #VALUE!	H19 1,487	保全面積	ha	-	-	7,200	国の支援から取り残された地域の3割を保全面積と予定。	4	3	4	2	4	5	22	B	未実施	未実施	拡大	継続	15	効果の検証

施策番号	分類	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	17年度評価	18年度評価	総合評価	1次 総合評価	2次評価		拡大/縮小	改善区分		
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニース						市民ニース					
																																				判断理由			判断理由	内容
177	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	13	ふるさと農林室	果樹三次・吉舎地区農村振興総合整備事業	地区ごとの各種整備事業と交流を通じた物流システムが有機的につながり、さらに定住の場として魅力を向上させることにより、活力に満ちた農村の創出ができる総合整備事業である。 平成18年度は、圃場整備事業、農業用水施設整備、農道改良、営農飲雑用水施設整備を実施した。 平成19年度は、農業生産基盤整備として春木・久留比農道改良、生活環境基盤整備として川地地区営農飲雑用水施設整備を実施する。	農作業効率の向上をめざし、また農業法人の育成を推進し、農業経営の効率化で収益性を高め、攻める農業への転換を図り、生産から販売までのシステムの構築を図る必要がある。	市民	農業生産基盤整備として、圃場整備、農業用水施設整備、農道改良、営農飲雑用水施設整備等の事業実施。 また、生活環境基盤整備として、農業集落道整備、営農飲雑用水施設整備の実施。	圃場整備の実施に伴い農作業の効率化、農道改良により生活利便性の向上、営農飲雑用水施設整備により飲料水の確保を図ること。	110,492	負担金額 千円	86,275	82,213	県営事業に係る負担金額等。	H17 #VALUE!	H18 1,280	H19 1,148	事業実施箇所(地区)	件	8	3	事業実施件数。	5	5	4	4	4	5	27	A	未実施	未実施	継続	継続	継続	8	事務事業の効率化	
178	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	14	ふるさと農林室	果樹中山間地域総合整備事業	本事業は自然的、経済的、社会的条件に思ふまま土地利用型農業の生産条件が不利な地域で、加えて人口の流出、高齢化の進行等により農業・農村の活力が失われつつある農業・農村の生産条件が不利な地域を対象に、農業を中心とした地域の活性化に意欲のある地域に対して、それぞれの地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、併せて地域における定住の促進等に資することを目的とする。本市における事業の区分としては、市町村全域から複数市町村に及び広域地域(旧君田村、旧布野村、旧作木村)を対象として活性化を図る「広域連携型事業」を市町村合併後も継続して事業を行っている。	事業完了年度が目前となり、地域活性化の基本構想で計画した各事業の円滑な事業推進・完了が行われるよう図っていく。	市民(君田町、布野町、作木村)	策定した実施計画に基づいた事業・農業生産基盤整備・農村生活環境基盤整備・生態系保全施設整備	地域内の生産・生活の基盤整備水準を揃えて広域的な事業の一体化が図られ、地域農業の継続的発展と、地域が観光周遊できる環境整備を整えて、都市農村交流の活性化とゆとりある生活空間の創出を目標とする。	55,105	事業件数 件	14	13	10	本事業は工種が多くなりコストの算出は馴染まないため、事業箇所毎に算出した。	H17 3,587,500	H18 4,238,846	H19 6,970,790	受益者数 戸	444	596	585	本事業の実施にあたり、直接的な効果が現れる各地域内の対象戸数	5	4	4	5	4	4	26	B	未実施	未実施	継続	継続	継続	8	事務事業の効率化
179	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	18	ふるさと農林室	酒屋地区畑地帯総合整備事業(果樹予定地調査)	酒屋地区開発団地は70haの農地造成し、果樹(ブドウ・ユズ)を中心に作物導入をし、農事組合法人三次ビオーネ生産組合、亀の丸果樹生産組合並びに酒屋飼料生産組合が営農をおこなっている。三次ビオーネ生産組合・ユズ団地・採草放牧地の団地へは用水を送っているパイプライン・樹園地内配管があり、その施設は昭和53年以来29年経過し老朽化が顕著になっており、漏水による用水不足が懸念され、このことはさらに維持管理に多大な経費を費やすこととなり、経営面・営農面から生産者から改修の要望がだされ、県営予定地調査として酒屋地区パイプラインの管路等の調査を実施した。	酒屋地区パイプラインの調査の結果、送水管路等からの漏水は認められず施設更新判定までには至らなかった。畑地帯総合整備事業の一環として計画していた三次ビオーネ園内道路整備等の併せ事業が、畑地帯総合整備事業を19年度実施に至らなかったため、他事業で検討していく必要が生じた。	農事組合法人三次ビオーネ生産組合、亀の丸果樹生産組合並びに酒屋飼料生産組合の営農活動者	酒屋地区パイプラインの管路及び調整池の漏水量と老朽化度の調査	パイプライン設置後年数が経過している施設の老朽化度の判定	2,711	事業調整 回	-	8	調査打合せ・現地調査並びに調査結果報告説明等	H17 #VALUE!	H18 338,875	H19 #DIV/0!	地元住民の同意 %	-	100	地元住民の同意を得ている。	5	3	5	2	5	3	23	B	未実施	未実施	終了	終了	終了				
180	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	7	ふるさと農林室	果樹広域農道整備事業(南北西部地区)	小規模な営農集団を連結させ、広域営農団地を形成し、生産から集荷に至る流通条件の整備と農業近代化施設の有効利用による農産物の生産性の向上と輸送体系の改善、特産物の販路拡大を図ること。また地域の道路網整備を目的とし、豊道木呂田本郷線(三次市君田町)を起点とし、主要地方道庄原作木線(庄原市口和町)を結ぶ総延長5.962mの整備を県が事業実施主体となり行うことに対して負担金の支出を行う。	生産から販売までのシステム構築を図るうえで、施設配置の整理、経済効果の算定などを行い、平成21年の全線開通に向け再度活用方法を見つめ直す必要がある。	市民	広域営農団地整備を目的とした道路整備	流通条件の整備により、農産物の輸送体系の確立、販売拡大を図る。	18,150	負担金額 千円	17,661	16,727	20,489	負担金額を示す。負担率については7.14%となっており減あり。	H17 1,080	H18 1,085	H19 1,069	事業費 千円	250,000	258,000	288,000	事業費を示す。	5	5	3	4	5	27	A	未実施	未実施	継続	継続	継続	8	事務事業の効率化	

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の段階で評価
ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

実施番号	分野	大項目	中項目	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	17年度評価	18年度評価	総合評価	1次総合評価	2次評価		拡大/縮小	改善区分					
											活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニーズ						市民ニーズ	判断理由			判断理由	内容	その他 の内容		
																																									負担金額	千円
181	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	ふるさと農林室	果樹広域農地農道整備事業(備北南部地区)	小規模な営農集団を連結させ、広域営農団地を形成し、生産から出荷に至る流通条件の整備と農業近代化施設の有効利用による農産物の生産性の向上と輸送体系の改善、特産物の販路拡大を図ること、また地域の道路網整備を目的とし、東酒屋町を起点とし、下志和地町春木を終点とする総延長5.500mの第1期整備を県が事業実施主体となり行うことに対して負担金の支出を行う。	生産から販売までのシステム構築を図るうえで、施設配置の整理、経済効果の算定などを行い、平成22年の全線開通に向け再度活用方法を見つめ直す必要がある。	市民	広域営農団地整備を目的とした道路整備	流通条件の整備により、農産物の輸送体系の確立、販路拡大を図る。	平成18年度事業費(千円)(職員人件費含む)	28,423	活動指標	負担金額	千円	39,000	27,000	20,000	負担金額を示す。	H17	1,036	事業費	千円	390,000	270,000	200,000	事業費を示す。	5	5	3	4	5	5	27	A	未実施	未実施	継続	継続	生産から集出荷に至る流通条件の整備により、本市の農産物の生産性向上につながる。計画的に事業を進める。	8	事務事業の効率化
182	第6 都市	2 防災・安全	(1)だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	ふるさと農林室	小規模農地復旧事業	荒廃林地の復旧及び荒廃の恐れがある林地の予防工事。又は松くい虫被害等のため、倒木により被害を助長する恐れのある箇所での伐倒処理を含む工事、主要公共施設等に直接被害を与え、又は与える恐れがあると認められるものについて事前に防護する。	財政難から、要望に応えられない。予算の確保が困難になっている。	市民	崩壊の恐れのある急傾斜林地について、地元要望に基づき、崩壊防止工事を施工する。	未然に災害を防止し、市民の生命財産を守る。	17,559	活動指標	箇所数	15	5	6	必要経費を施工箇所数で除す	H17	3,237,266	危険箇所の改善箇所	箇所	15	5	6	復旧工事により改善した箇所	5	5	5	4	4	4	27	A	未実施	未実施	継続	継続	市民の生命財産を守る事業で継続が必要。職員人件費が0.5人役であるが、事務事業の効率化を図り、コスト削減を行う。	17	コストの削減		
183	第4 産業・経済	3 商工業	(2)雇用の拡大をめざした企業誘致や起業支援	観光商工業	工場立地推進事業	三次市における、経済の活性化と安定した雇用の増大を図るため、市内への進出企業の増加をめざし誘致活動を行う。特に、平成21年度に分譲開始予定の三次 期地区工業団地(平地分譲面積:7.3ha)についての、誘致活動を強力に推進する。	三次市人口増加推進プランにあるように、国・県頼みでなく「暮らしやすい働きやすいまち」とするため、単市での施策展開を数多く行っている。進出しようとする企業にとって、従業員への福利厚生面でのメリットは大きく、メディア利用も含めてこれら施策の情報発信に戦略が必要である。産業部の他の施策との組み合わせにとどまらず、全市で「みよしブランド」「みよしイメージ」の確立・発信を行っていき、また、地道な企業訪問等も拡大していく必要がある。企業立地推進法の活用も検討し、三次に立地する価値を上げ、高賃金の従業員が安定して数多	市民	三次工業団地を中心に市内への企業誘致を進める。そのため、企業誘致推進本部を立ち上げ、市職員全体での誘致活動を行うとともに、県人会等も活用した人脈ネットワークづくりや、企業ニーズを含めた情報収集、三次の情報発信などを行う。	雇用の増大や若年層の安定就労を促進する。	9,612	活動指標	誘致活動(企業訪問件数)	社	80	71	90	企業訪問件数	H17	142,387	三次工業団地企業立地件数	社	2	3	2	三次工業団地に新たに立地した企業数	4	4	5	5	5	4	27	A	未実施	事業拡大	拡大	平成21年度に分譲開始予定の三次 期地区工業団地に立地する企業の業種によっては、雇用創出の質・量が大きく異なる。地域経済への効果、将来の市税収入へも大きく影響するため、今後数年間は、予算を増額し、集中的に誘致活動を行う必要がある。	16	予算の見直し		
184	第4 産業・経済	3 商工業	(2)雇用の拡大をめざした企業誘致や起業支援	観光商工業	広島県企業立地推進協議会	県内の工業団地等に県外企業の立地を積極的に推進し、もって地域における就業機会の増大、経済変動に柔軟に対応できる産業構造の改善を図り、活力ある地域社会の形成を促進する。	現在、関西と関東の企業を中心に活動が展開しているが、経済活動が活発で産業集積の動きが著しい中部地方、九州も視野に入れた活動を拡げることが必要である。	市民	企業との意見交換会、企業立地セミナー、企業懇談会等を通じて人的ネットワークの構築を進め、企業立地の推進につなげる。	企業立地による雇用の増大、若年層の就労の場の確保	505	活動指標	セミナー等参加回数	回	6	6	6	意見交換会、企業立地セミナー、懇談会等への参加回数	H17	84,166	各セミナー等への参加企業数	社	450	350	350	意見交換会、企業立地セミナー、懇談会等における参加企業数	3	3	4	5	3	22	B	現状維持	事業拡大	継続	継続	企業情報入手手段として有効であり、今後も活動を継続すべきである。定住促進の意味でも有効な事業であるため、取組の成果を企業立地に十分活かしていくことが必要である。	14	成果の向上		

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析										手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	総合評価 ランク	十八年度 評価	十九年度 評価	1次 総合評価		2次評価		拡大/縮小	改善区分				
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性					社会的ニーズ	市民ニーズ	総合評価	判断理由			総合評価	判断理由		
																																									企業立地 引合い件 数	件
185	産業・経済	3 商工業	(2) 雇用の拡大をめざした企業誘致や起業支援	観光商工室	工業団地等企業立地奨励事業	産業振興及び雇用機会の拡大を図り、経済の活性化や市民生活の安定に結びつけていくため、本市に工場等を新設、又は増設する者に対して必要な奨励措置を講じるもの。 交付条件及び交付額 工場等の新設又は増設に伴い、新たな投下固定資産総額が1億円以上であり、新規雇用常用労働者が5人以上のとき、固定資産税相当額を5年間工場等設置奨励金として交付するとともに、雇用した市内居住者一人当たり30万円の雇用奨励金を交付する。また、三次工業団地の土地を広島県から取得した者に対し5%の土地取得奨励金を交付する。	現在は、IT・電子関連企業の立地の比率が高く、当該業種の企業の集積を図ることにより「三次ブランド」の確立をめざす。 また、当該業種は今後とも成長が見込め、若者にも人気が高いため、若者の定住促進や将来にわたる雇用機会の拡大の可能性が高い。 このため、今後も企業進出動向を踏まえながら、必要に応じてIT・電子関連等産業を対象とした優遇助成制度の拡充を検討する。	市民	本制度をセールスポイントに、本市への企業の立地促進を図る。	雇用機会の拡大を図り、もって市民生活の安定に資する。	9,706	企業立地引合い件数	件	5	4	4	三次工業団地の分譲に関する引合いのあった企業数	H17 3,796,400 H18 2,426,500 H19 2,204,500	奨励金申請件数	社	3	1	3	三次工業団地に立地し探索開始した企業で土地取得奨励金を申請した企業数	平成17年3月に奨励制度の拡充を行ったことにより立地企業が増加した。	4	3	4	5	4	4	24	B	事業拡大	事業拡大	拡大	拡大	本市経済の活性化と雇用の拡大を図る上で有効な事業であるため、積極的なPRを行い、あわせて人口増加等の定住促進に対する効果も検証して事業を進める必要がある。	三次 期地区工業団地への企業誘致促進に有効な事業であるため、積極的なPRを行い、あわせて人口増加等の定住促進に対する効果も検証して事業を進める必要がある。	事業規模	1 5	効果の検証
186	産業・経済	3 商工業	(2) 雇用の拡大をめざした企業誘致や起業支援	観光商工室	三次期地区工業団地への企業誘致促進	広島県が平成19年度から工事に着手する三次 期地区工業団地(平地分譲面積7.3ha)の早期完成を図るとともに、企業誘致を進め早期分譲による整備効果の拡大を目指す。	本市のセールスポイントを前面に押し出し、三次 期地区工業団地への企業誘致を進める。 また、期地区土地造成事業の円滑な実施と早期完成を図るため、地域住民等の関係者や広島県との調整を進める。	市民	三次 期地区工業団地の早期完成を図るとともに、団地への企業誘致を行う。	雇用の場を確保し、労働者とりわけ若年層の定住促進を図る。	789	協議回数	回	3	4	6	期の着工に関する県企業局(部)、商工労働部と協議を行った回数	H17 242,000 H18 197,250 H19 125,333	立地希望企業件数	社	1	3	3	将来的に期地区工業団地へ立地する意向を示した企業の数	期の分譲は残り0.2haを残すだけ(平成19年6月末現在)となり、期への企業誘致を本格化させる必要がある。	4	3	5	5	5	27	A	事業拡大	事業拡大	拡大	拡大	期地区造成工事の着工が決定したため、具体的な誘致活動が可能となった。期地区工業団地の確保に極めて重要な事業であり、十分なる事業効果をもたらすため、積極的に誘致活動を行う必要がある。	人口増加、定住対策、雇用の確保等あらゆる施策において重要な事業であるため、造成工事にあわせて、県内外に積極的なPR活動を取り組む必要がある。	その他	9	事業の迅速化	
187	産業・経済	3 商工業	(2) 雇用の拡大をめざした企業誘致や起業支援	観光商工室	新規産業創出・ベンチャー企業育成事業	新技術・新製品等の研究開発、試作等に取り組む創業者、中小企業者に対し、その研究開発費、試作費などの事業費を補助することにより、創業的ビジネスの促進を図り、産業の活性化を図る。 補助対象事業は、事業者自らが行う研究開発(試作)に限り、事業費合計が100万円以上、補助限度額は1億円	三次市創造的ビジネス開発事業の制度について、事業評価を行いながら、使いやすい効果の上の制度として、創業者、中小企業者の積極的な活用を図る。そして、この制度の事業の推進により、中小企業の活性化を目指す。	三次市内の中小企業者・ベンチャー企業等、創業を目指し	積極的な事業展開を目指している事業主に対して、助成を行う	地域経済の活性化、雇用の拡大	509,000	補助制度の普及啓発回数	回	5	5	5	補助制度の普及啓発を行った回数	H17 509,000 H18 513,800 H19	補助金交付決定件数	件	1	1	1	制度を利用して補助金を交付した件数	新技術、新製品、新商品などの開発に取り組む企業等に対する補助は、市場に直結しており、高工業の活性化、雇用の創出につながる。	4	4	3	3	4	22	B	要改善	要改善	継続	継続	新規産業の創出は定住対策においても雇用の確保から重要な事業であるため、産、学、官連携事業等で新事業の可能性を協議し、制度の積極的利用を進める。	取り組み内容を拡大する。	10	内容の改善		
188	産業・経済	3 商工業	(2) 雇用の拡大をめざした企業誘致や起業支援	観光商工室	構造改革IT調査事業	IT産業を中心とした情報通信関連や電子関連産業の集積を促進するため、先進地の事例や動向を調査し、三次市の実態に合わせたビジョンを明らかにする。現在立地しているIT関連企業や関係機関、大学と連携し三次市の産業活性化を図る。 また、IT産業を支えるソフトウェア技術者や世界で活躍できるエンジニアなどの人材育成を図るための施策や、研修機関の設置についての研究、外国人IT技術者の受け入れなどを推進する。	三次市ではハイテク団地と称される工業団地があるが、今後IT産業の集積をどのように進めていくのか、また人材育成をどう進めていくかなどの課題もある。インドハイデラバード市との交流を基盤とした動きも模索中であるが、方向性を早期に固める必要がある。	企業・大学・自治体	企業動向の調査、IT分野の方向性調査、人材育成のための施策の展開、総合的な三次市産業活性化に向けた対策作り	三次市の産業を、IT産業を基軸とした成長可能な産業構造へ転換させる。	1,878	情報収集活動・協議	回	-	6	8	自治体における産業集積の実態調査と連携、大学や企業からの情報収集、及び三次市の方向性について	H17 #VALUE! H18 313,000 H19 709,875	ITビジョンの策定	件	-	1	1	国内企業、自治体等への視察を踏まえ、三次市の現状とインド交流を規定にした産業活性化策	先行して進まなければならない課題であり、産業都市「みよし」の創造に向け重要な施策である。	4	3	4	4	4	23	B	未実施	未実施	継続	継続	2年前後で大筋の方向性が出るように進んでいる。その先では企業や大学などと連携したプロジェクトを立ち上げ事業を具体化していくことが急務である。	IT産業は技術革新がめまぐるしいため、早急にITビジョンを策定し、具体的なプロジェクトへ移行していくことが急務である。	9	事業の迅速化		

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価
 ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11
 総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分類	大項目	中項目	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	17年度評価	18年度評価	1次総合評価		2次評価		拡大/縮小	改善区分									
											活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性				社会的ニ-ズ	市民ニ-ズ	総合評価	判断理由			総合評価	判断理由							
																																							1次総合評価	2次評価					
189	第4 産業・経済	3 商工業	(3) 商工業の活性化	観光工室	産学官連携事業	産業の振興や地域の活性化のため、産業界、大学、行政、地域社会等の連携を強化することにより、大学の有する研究成果、機能等を活用し、活力ある地域の再生に貢献する。	市内事業者の取り組みを促進するための施策を打ち出すことが必要であり、その一環として具体的なマッチングに対して助成を行い、産学連携を促進することとした。今後大学の情報提供や交流を推進する努力が必要である。	企業、大学、地域社会	みよし産学官連携セミナーの開催、先進地事例研修、会報誌の発行により産学官連携の情報提供、産学官技術交流フェアなどへの出席による新技術企業の支援。	企業のニーズと大学のシーズのマッチングにより、新商品・新技術を創出し、地域経済の活性化に貢献する。	2,379	セミナー、研修等の開催数	回	15	10	13	セミナー、ワーキンググループ会議、研修会等の開催、会報の発行	H17: 185,266 H18: 237,900 H19: 183,000	マッチングによる新製品、新技術の開発事例	件					1	マッチングによる新製品の成果	3	3	3	4	4	3	3	20	C	事業拡大	要改善	継続	他の地域では、具体的な研究テーマを見つけて、一つの産業として構築する事例もある。三次市の実態として個々の企業が意欲的に産学連携に取り組める環境づくりを推進していく必要がある。	県立広島大学との連携を深めているが、今後は、早稲田大学や今年度、包括的連携協定を締結した、広島大学との産学官連携も進めていく必要がある。	14	成果の向上			
190	第4 産業・経済	3 商工業	(2) 雇用の拡大をめざした企業誘致や起業支援	観光工室	空き店舗チャレンジショップ運営補助事業	商店街の中の空き店舗をチャレンジショップとして運営する商店街振興組合などに対し、運営費を補助する。補助金上限:1件100万円 補助対象:店舗借上げ費、店舗改修費、光熱水費、運営管理に要する経費など	市外からの誘致などPRの強化が必要である。チャレンジショップとして活用できる、空き店舗を確保するため所有者の理解を得ることが必要である。	市内商工会、市内商工会議所又は法人格を有する市内商店街振興組合などが事業主体となり、商店街内の空き店舗をチャレンジショップとして運営する場合に、運営費等に対し補助を行う。	創業・独立者を増やし、地域の活性化につなげる	6,498	広報活動	件	1	2	2	制度周知のため、市広報、HP、CATVなどでの周知回数	H17: 2,498,000 H18: 3,249,000 H19: 2,249,000	交付決定件数	件	1	4	4	補助金交付件数	4	4	4	4	3	4	3	22	B	現状維持	要改善	継続	PR方法を改善し、市外への情報発信を強化する。	補助金を削減することは、事業の縮小または新規創業者と地域の関係が親密であり、あわせて身近に指導・相談できるため効果的である。	補助金を削減することは、事業の縮小または新規創業者と地域の関係が親密であり、あわせて身近に指導・相談できるため効果的である。	新規創業者の相談は多く、受け入れが間に合っていないのが現状である。	市外からの出店を促進するため、PR方法の検討が必要である。チャレンジショップから本格的な出店を円滑に進めるため、研修や資金などの支援が必要である。	本事業は定住対策事業としても効果も期待できるため、市内外への積極的なPRが必要である。	10	内容の改善		
191	第4 産業・経済	3 商工業	(1) 元気なお店づくりとにぎわいの創出	観光工室	空き店舗対策事業	商店街の中の空き店舗(過去に事業を営んでいた店舗)への入居者に対し、店舗改装費の補助を行う。補助金交付決定方法:審査会により、交付決定及び補助金額を決定する。補助限度額:300万円 補助率:1/2	利用要望、問い合わせが年々増加している。事業の拡大推進、予算化と、補助金・利用者負担割合のバランスを検討すべきである。空き店舗情報の整理が必要である。	三次市内の中小企業者 又は市内で新たに事業を開始しようとする者	改装費の一部を助成する	商店街の活性化	8,553	広報活動	件	1	2	2	制度周知のため、市広報、HP、CATVなどでの周知回数	H17: 2,731,000 H18: 4,276,500 H19: 6,211,500	交付決定件数	件	1	3	5	補助金の交付を行った件数	5	3	3	4	5	4	24	B	現状維持	要改善	継続	新規出店者を支援し空き店舗を解消することは、商店街の活性化に直結している。	上限額及び補助率の見直し、実施場所を限定するなど効果を集める。	補助金の上限額を引き下げや補助率の低下、半年程度の家賃補助など、補助内容の変更を検討する時期にきている。	商店街の振興は行政としての課題ではあるが、商工会、商工会議所に事務委託は可能である。	市内商店街における空き店舗の数は増加しており、対策を行わなければ三次市の商圏は崩壊する。	市民の関心は、年々増加しており、問い合わせ件数は申請件数の4.5倍はある。	開店企業者の要望が増加しており、制度が認知されてきたと考える。今後は、その要望にこたえるために、予算だけでなく、補助率等の見直しが必要である。	利用しやすい制度としての見直しと、ある程度地域を限定とした制度とすることも検討する必要がある。	10	内容の改善
192	第4 産業・経済	3 商工業	(4) さまざまな立場の人の就業の場の確保	観光工室	勤労者生活安定支援事業	市内に勤務、又は居住している勤労者に対して、住宅費建設関連・教育資金をはじめ冠婚葬祭費等、生活を支援するための融資を行う。取扱いは中国労働金庫。	三次市提携融資制度・三次市生活応援融資制度について、取扱金融機関と連携をとりながら、利用しやすい効果の上がる制度として市内に勤務、又は居住している勤労者の積極的な活用促進を図る。そして、この制度の推進により市民が安心して暮らせることを保障する。	市民(三次市内に勤務または居住している勤労者)	低金利の資金融資	勤労者への生活支援	170,284	PR活動(チラシ配布)	枚	150	150	200	制度啓発用チラシ(融資制度の問い合わせが急増した。)	H17: 1,135,226 H18: 1,135,226 H19: 851,420	融資貸出件数	件	16	24	60	問い合わせ件数	4	4	4	4	3	23	B	未実施	事業縮小	継続	資金が必要で、低金利で融資が受けられ安心して生活ができる。	借り易い金額・貸出利率で運用を進めている。市民が安心して暮らすための支援として、必要不可欠である。	市民の暮らしを保障するためにも、金融機関の商品との違いを明確にし、借りやすい制度を設けることが行政として重要である。	決められた収入で賄えないために、発生した場合、安心して融資を受けることができることは、現代の社会が必要としている。	景気の回復感が味われない一般市民が、少しでも安心して暮らせるための融資制度の利用、問い合わせ件数は増加している。	PR効果により問い合わせ件数は増加しているため、今後は、より利用しやすい制度に改善していく必要がある。	10	内容の改善			

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業 の対象者 等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ			市の役割		必要性		合計 点	17年度 評価	18年度 評価	総合 評価	1次総合評価		2次評価		拡大/縮小 理由	改善 区分				
												活動指標	単位	H 17	H 18	H 19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H 17	H 18	H 19	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性					社会的ニ- ズ	市民ニ-ズ	判断理由	総合 評価			判断理由	内容	その他 の内容	
193	産業・経済	3 産業・経済	(4)さまざまな立場の人の就業の場の確保	16	観光商工室	中小企業融資支援制度設置事業	市内に主たる事業所を有する小規模事業者、中小企業に対し、運転・設備資金を固定の低金利で貸し出す融資制度を実施することにより、地元企業の活性化を図る。貸出利率は、各金融機関のプロパー商品よりも低く借りやすい条件となっている。市内5つの金融機関で取り扱っている。	取扱金融機関と連携をとりながら、より使いやすい(効果の上がる)制度として、小規模事業者・中小企業者の積極的な活用促進を図る。そして、この制度の事業推進により中小企業の活性化を目指す。	三次市内に主たる事業所を有している者、又は新たに事業所を営もうとする者	企業・商店への低利融資	経営安定への支援	平成18年度事業費(千円)(職員人件費含む)	PR活動(チラシ配布)枚数			1,810	融資制度の積極的な活用促進を図るためのPR	H17 #DIV/0!	H18 #DIV/0!	H19 155,866	融資貸出件数	件	24	20	25	低金利で借りやすい制度であることの認識が広がった。	景気回復が感じられない市内の中小企業者へ融資制度を利用してもらうことにより、中小企業の経営安定に繋げていく。	4	4	3	3	4	3	21	C	要改善	要改善	継続	地元中小企業者にとって、本制度の関心は高い。問い合わせ件数も急増し、企業経営に意欲を持たれていくことが感じられ、継続していく必要は大いにある。	ニーズに応じて制度を見直す。	10	内容の改善
194	環境	5 環境	(1)美しい山・川・田園風景に配慮したまちづくり	12	あんしん建設室	江の川水質汚濁防止連絡協議会に関すること	江の川水系上流における公共水域の水質の実態把握及び汚濁機能の究明を行うとともに、汚濁事故発生時における情報及び連絡調整を図る。また、技術研修として水質事故想定訓練を実施する。水質事故対応の資器材(オイルフェンス・マット等)を備蓄し、緊急時には関係機関が資材調達の相互協力を図る。	事故発生に対する対応については、情報連絡も現場対応も充分機能しているが、市民や企業、事業所など汚濁の第一原因者となりうるところへの啓発活動を充実させる必要がある。	江の川水系上流水	水質を良好に保つとともに、汚濁事故発生に対処する。	江の川(上流)水質汚濁防止連絡協議会幹事会が年1から2回開催され、活動計画などを審議し、会員の研修、事故防止に向けての啓発等について協議する。また、水質事故発生時には、関係機関が情報を共有し相互協力に対処を図る。	143	協議会回数	回	2	2	2	江の川水質汚濁防止連絡協議会の開催回数	H17 75,500	H18 71,500	H19 75,500	技術研修参加者	人	54	50	50	水質事故訓練参加者(国・県、市職員)	特に啓発活動は貢献度が高い。	4	3	5	3	2	19	C	現状維持	事業縮小	継続	水質事故発生時の早期対応には、国・県、市の連携が必要である。	水質事故訓練を広く市民や企業が参加して行うなど工夫が必要である。	10	内容の改善
195	環境	5 環境	(1)美しい山・川・田園風景に配慮したまちづくり	17	かいてき環境室	環境クリーンフェスタ	三次環境グリーンセンターで市民参加の環境イベントを実施。11月第一日曜日(かいてき環境の日)に開催。19年度は、18年度の内容に加え、学校版ISOの取り組み発表を実施。標語募集を一般募集する。 [平成18年度事業内容] ・エコカーなど環境に配慮した車の展示説明会。 ・グリーンセンターの施設見学にリサイクル過程の一部開放説明。 ・リサイクル品抽選会 ・環境ポスター及び標語の展示・表彰及びみよし環境大賞表彰 ・環境関連企業によるバザー ・環境パネル展示 ・環境ミニセミナー など	広く市民に周知し、環境意識の向上に効果的なイベントを実施する。	市民への啓発、学習機会の提供	地球環境問題をはじめとして、地域の環境保全に意識を持ち、少しでも環境にいいことを実践していただきたい。	市民	6,291	来場者数	人	600	650	700	環境フェスタへの来場者数	H17 11,056	H18 9,678	H19 9,200	来場者数	人	600	650	700	環境フェスタへの来場者数	イベント内容を工夫することで更に啓発効果が得られる。	3	4	3	4	4	22	B	未実施	要改善	継続	社会的・市民のニーズの高い事業であり、行政・企業・市民が一体となった内容を検討する必要がある。	行政・企業・市民が一体となった内容を検討する必要がある。	4	市民の多様な力の活用
196	環境	5 環境	(1)美しい山・川・田園風景に配慮したまちづくり	16	かいてき環境室	環境審議会に関する事務	環境基本計画の策定および変更に関すること。その他、環境保全に関する重要事項について調査審議する。	継続して実施する。	三次市環境基本条例により、リーディングプランの内容を検討する。	審議会委員	三次市がリーディングプランに沿った施策を実施しているか、環境審議会が審議していたか。	197	審議会を開催した回数	1	1	2	審議会を開催した回数	H17 197,000	H18 197,000	H19 188,000	審議事項の答申・承認割合	%	100	100	未定	諮問・変更承認事項については、すべて適当との答申・承認を得た。	市への諮問機関であり、答申により検討結果を報告。	4	3	4	5	3	3	22	B	現状維持	要改善	継続	環境基本計画において策定したリーディングプランの検証であり実施が必要なもの。環境問題について、市民等からなる唯一の審議会として、幅広い問題を取り扱う機会とすべき。	審議会において積極的な意見をいただき、常に見直しを進める。	1	市民と行政の協働

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価
ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分類	大項目	中項目	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業 の対象者 等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ			市の役割		必要性		合計 ポイント	十七 年度 評価	十八 年度 評価	1次 総合評価		2次評価		拡大 縮小	改善 区分							
											活動指標	単位	H 17	H 18	H 19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H 17	H 18	H 19	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性				社会的ニ ーズ	市民ニ ーズ	総合 評価	判断理由			総合 評価	判断理由					
																																							1次	2次	総合	判断	
197	第5	環境	18	環境	環境教育推進事業	保育所園児向けの環境教育教材(絵本・紙芝居等)を作成し、市内各保育所や図書館に配布。保育所園児を含めた幼児の環境教育に努める。	完成した教材の活用。	市民(幼児・保育所園児)	幼児・保育所園児向けの絵本・紙芝居の作成。	幼いうちから環境を守ることの大切さを学ぶ。	環境教育で使用する絵本の作成数	冊	-	200	-	環境教育で使用する絵本の作成数	H17	#VALUE!	H18	5,445	H19	#VALUE!	学習人数	人	-	2,614	-	幼児・園児の人数を学習見込み数とした	4	4	4	3	3	4	22	B	未実施	要改善	終了	終了	完成した教材を今後も有効活用できるように、フォローが必要である。		
198	第5	環境	18	環境	環境料理教室事業	食生活改善推進員等の研修会において、調理をする時の省エネ対策を研修する。材料や調理器具等の使い方を含めたエコクッキングを行なう。(三次市内3地区で実施)	参加者からの波及効果、参加者の環境に対する意識向上。	主婦を対象に、家庭で簡単にできる料理の紹介と調理実習。	環境に配慮した料理を紹介し、家庭で実践してもらう。	市内3会場でエコクッキング教室を開催する回数	回	-	3	-	市内3会場でエコクッキング教室を開催する回数	H17	#VALUE!	H18	53,333	H19	#VALUE!	参加者数	人	-	53	-	エコクッキング教室への参加者数	4	2	4	2	4	4	20	C	未実施	事業縮小	終了	終了	市民の自主的活動として、自治組織で取り組む事業。	市民の自主的活動として、自治組織で取り組む。		
199	第5	環境	17	環境	建設リサイクル法に関すること	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(略称:建設リサイクル法)に基づき、一定の対象建設工事(建築物の解体、新築、増築、修繕、模様替、その他の工作物に関する工事)を行う者から提出される届出及び通知を受理、審査し、特定建設資材の分別解体及び同廃棄物の再資源化等に関する助言、監督、命令を行う。また、無届け工事や、不適切な解体作業等を監視する。	建設リサイクル法が目的としている資源の再利用の面だけでなく、老朽危険建築物の除去や、市街地等の健全な更新といった観点からも、解体工事が適切に行われる必要がある。また、工事中は、近隣の生活環境に直接影響を与えることにもなる。これらの工事が適切な管理のもとに実施されることは、市民の生活環境を保全するためにも重要であり、法の遵守を徹底する必要がある。それに対し、届出件数の地域的な偏りが見受けられるなど、制度の周知が徹底していない可能性が拭えず、また、パトロールも十分に実施できる体制にはなく、改善が求められる。	特定建設工事の発注者及び自主施工者は、工事に着手する7日前までに届出書を提出する。公共工事の場合は通知書を提出する。パトロールを行い、現地や作業状況を確認し、不適切な工事が行われていれば指導する。	特定建設工事について、分別解体及び再資源化と、再生資源の利用及び廃棄物の減量等を促進し、資源の有効利用と廃棄物の適正処理を図ることで、生活環境を保全し、また国民経済の発展に寄与する。	届出件数(1)	件	83	110	120	市審査対象分の届出件数	H17	8,566	H18	6,463	H19	5,925	届出件数(2)	件	83	110	120	届出件数のうち、摘発、指導の対象とならなかった件数	4	3	5	5	5	5	27	A	現状維持	要改善	継続	継続	制度の周知徹底のために、パトロールの頻度、回数が増す必要があり、体制の強化が必要である。	道路管理上のパトロール等とあわせ行うなど、事務事業の効率化を行う。	8	事務事業の効率化
200	第5	環境	16	環境	ISO14001推進事業	環境基本計画に基づき、三次市の事務事業から生じる環境負荷を軽減し、環境保全施策の取り組みを継続的に進める。平成18年度は、本庁舎の更新審査、福祉保健センター・生涯学習センター・青少年女性センター・水道局・資源リサイクル室・情報システム準備室で拡大審査を受けた。みよまづくりセンターと7つの支所は定期審査を受けた。それぞれ認証取得した。登録範囲については、市民病院部・小中学校・保育所・上下水道施設を除く(部署となったので、今後拡大は行わない)。平成19年度については、マネジメントの質を高める目的で各部署の業務における環境目標を設定し、環境に配慮した事務事業を行うことを徹底する。	課題:職員ISO14001への取組意識を向上させる。市役所が率先してISO14001を取得したことにより、今後住民・事業所への波及・PRが求められる。	マニュアル・システム文書の構築(要綱・要領の作成)計画(環境側面調査・目的及び目標の設定)実施及び運用(体制及び責任・職員研修・運用管理)点検及び是正(内部環境監査)計画の見直し	ISOの認証取得を契機に、全職員の環境に対する意識が変化し、各職場において環境に配慮した事務事業が展開される。オフィス活動や事業活動を、環境保全対策の視点から継続的に見直し、改善することにより、事業活動に伴って発生する環境負荷を低減する。	職員への研修が、ISO14001の意識浸透に寄与する。	市内事業所の取得回数	回	420	599	599	職員への研修が、ISO14001の意識浸透に寄与する。	H17	13,535	H18	9,071	H19	8,170	市内事業所の取得回数	件	15	16	20	市内事業所の取得が、市民の環境意識向上の指標となる。	3	2	3	4	3	19	C	事業拡大	要改善	継続	継続	地球環境温暖化防止等の環境問題の市民の関心の高まりがあり、これからは、重要な施策となる分野である。ISO14001については、職員の環境意識の向上のため、更なる工夫や経費削減が求められる。そのほか、子どもへの波及版環境ISO市民への実施として家庭版環境ISOを実施していることで、市が率先して認証取得を受けることは必要である。	取組場所の拡大はされているが、取組内容は形骸化されており、職員の意識改革を促す研修等を実施し、成果を向上させる必要がある。	14	成果の向上

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

実施番号	分類	大項目	中項目	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業 の対象者 等	手段	目的	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件 費含む)	各評価項目は、1～5の5段階で評価										総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択																									
												定量分析					手段の適切さ					市の役割					必要性					1次総合評価					2次評価										
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニース	市民ニース	合計 点	17年度 評価	18年度 評価	19年度 評価	判断理由	判断理由	内容	その他 の内容	改善 区分								
201	5	環境保全・資源循環	16	資源リサイクル室	生ごみ処理機 購入補助金	市民による家庭ごみの自家処理を推進し、収集ごみの軽減およびごみの資源化意識の高揚を図ることを目的として、生ごみ処理機を設置した者に対して、補助金を交付する。	補助金交付の対象となった生ごみ処理機の使用状況のフォロー(設置場所の確認等)が不十分。 補助金額および補助率の再検討(生ごみ処理機は高性能になり、高額なものも多く、実態としてほとんどが1/3程度の補助となっている現状がある)	市民	生ごみ処理機購入者の申請により購入価格の1/2相当額を助成する。(その額が2万円を超えるときは2万円を上限とする。)	生ごみ自家処理を推進することによって、ごみの資源化意識の高揚を図るとともに、収集・焼却ごみの減量化により、ごみ処理施設・設備の延命化につなげていく。	2,777	補助金交付件数	件	155	106	120	生ごみ処理機購入者に対する補助金交付件数	H17 23,935	H18 26,198	H19 30,925	1	40	27	31	1世帯当たりの生ごみ搬出量を260kgとして補助金交付件数に乘じたもの	4	3	4	4	4	4	23	B	現状維持	要改善	拡大	縮小	15	効果の検証								
											202	5	環境保全・資源循環	18	資源リサイクル室	買い物袋持参・ノー包装推進事業	レジ袋等の削減及び簡易包装に協力的な事業者を、ノー包装運動協力店として認定し、店舗名等を広報することにより、その活動を支援する。 買い物袋の持参、レジ袋等の包装を辞退することにより、ポイント制の特典を設けることにより、本事業の普及を図る。	協力店舗数やマイバック持参者も増加し、市民の関心も高まっているが、三次市で使用されるレジ袋全体の2%程度の削減に留まっている。このため、ポイント特典の充実等事業の拡充により、ごみ減量化に対する意識の高揚を図り、「選ばれる自治体」を実現していく必要がある。	市民	市民が買い物袋を持参し、事業者は無駄・過剰な包装をしないことにより、レジ袋等のごみ排出を抑制する。	三次市認定ノー包装運動協力店舗数	店舗	-	333	450	上記協力店へ配布したポイントカード・ポスター87,000枚、ポスター284枚	H17 #VALUE!	H18 9,153	H19 6,940	冊	-	12,224	15,000	平成18年度指定袋交換冊数	4	3	3	4	4	22	B	現状維持	事業拡大	拡大	拡大	10	内容の改善
											203	5	環境保全・資源循環	19	資源リサイクル室	街角EC アクションモデル事業	地域との協働により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的として、地域に根ざした住民の自主的な環境活動を支援・育成していくため、地域の環境保全に取り組む住民自治組織に対し、助成金を交付する事業である。	今年度についてはモデル事業であるが、将来的にはこの事業を発展させ、住民自治組織を環境保全及び公衆衛生向上に関する総合拠点として、地域住民と行政との細やかなネットワークを構築する。	市民(自治組織)	助成の対象となる事業 不法投棄のハロー環境アドバイザーの設置 ごみ分別学習会の開催 廃食油及び廃割りばしの回収	指標：市内19自治組織全ての参加 自治組織独自に活動を行っているところもあり、参加に対し難色を示す組織もある。	実施自治組織数	組織	-	-	10	一般家庭からの1年間の廃食油回収量	H17 #VALUE!	H18 #VALUE!	H19 301,800	-	-	-	1,500	4	3	4	4	4	23	B	未実施	未実施	拡大	拡大	4	市民の多様な力の活用
204	5	防災・安全	2	企画調整担当	消防ポンプ積載車更新	消防格納庫は、消防ポンプ積載車、ポンプ車、可搬式ポンプの格納場所であり、地域消防団員の活動拠点施設として計画的な整備を図る。	地域格差が大きいため、施設の点検調査を行う。	地域消防団・地域住民	消防積載車の格納庫を新設することにより、地域防災活動の拠点施設の充実を図り、地域住民に安心感をもたらす。	消防格納庫の新築	格納庫の利用状況	回数	40	40	40	格納庫の利用回数	H17 396,050	H18 345,300	H19 378,550	回	200	200	200	消防ポンプ積載車がどの程度活動しているかの指数	3	3	3	5	3	20	C	現状維持	要改善	継続	継続	7	施設の見直し										

施策番号	分類	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	ランク	十七年度評価	十八年度評価	1次総合評価		2次評価		拡大/縮小	改善区分	
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニーズ					市民ニーズ	総合評価	判断理由	総合評価			判断理由
205	第5 環境	2 防災・安全	(1) だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	16	企画調整担当	消防団事務	三次市の消防団活動が円滑に遂行されるよう消防団に関する事務処理を行う。具体的には、団員の人事管理、手当、報償金等の支払事務、消防施設、設備、物品の維持管理、各種消防行事の準備・運営、広島県消防協会三次支部、三次市消防団員互助会等の関係機関の庶務等を行う。	消防団活動を充実させるためには、市の事務補助以外に、三次消防等の常備消防との連携・協力体制が必要であるが、確立されていない。また、現在、消防団事務の嘱託職員を市役所本庁と三次消防管内にそれぞれ1名ずつ置いているため、連絡体制等において非効率である。	三次市民・消防団員	団員の人事管理、手当、報償金等の支払事務、消防施設、設備、物品の維持管理、各種消防行事の準備・運営、広島県消防協会三次支部、三次市消防団員互助会等の関係機関の庶務等を行う。	6,118	各会議・訓練等開催回数及び研修会等参加回数	回	39	39	39	会議・訓練開催回数で変化は見られない。	H17 157,153 H18 156,871 H19 156,974	各会議・訓練等開催回数及び研修会等参加回数	回	39	39	39	会議・訓練開催回数で変化は見られない。	5	2	3	5	5	25	B	要改善	要改善	継続	市民の安全と安心を確保するために、市の消防事業を担う消防団の活動が必要であり、その活動を円滑に遂行するための活動補助業務は今後も継続して実施していく必要がある。ただし、市町村合併後により大きな組織となっている消防団の運営方法等の整備を行い、より効率的に事務を遂行する必要がある。	継続	旧市町村の消防団運営の一本化。	8	事務事業の効率化	
206	第5 環境	2 防災・安全	(1) だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	16	企画調整担当	水防事業	気象情報(注意報・警報等)に基づき、水防の注意体制・警戒体制として職員を配置させ、浸水被害の未然防止と軽減を図る。また、国・県から委託を受けた河川樋門について操作員への出動及び定期点検等の指示・管理等を行うとともに、委託料の請求及び操作員への資金支給事務を行う。気象情報やダム放水情報などの水防情報の収集を行う。18年度において、大雨洪水注意報等に基づく注意体制を26回、大雨洪水警報に基づく警戒体制を4回配置した。また、7月及び9月の豪雨災害においては災害対策本部を設置した。	水防体制の配置に当たっては、気象予報に基づき行っているが、とりわけ、注意報発令の回数が多い(注意報に伴う時間外手当の経費が多くなる)。また、国及び県から委託を受けている樋門操作員について、高齢化が進み操作員の確保が困難な状況となっているため、国土交通省において自動式樋門への移行をさらに推進する必要がある。	市民の生命と財産	集中豪雨や台風被害などの水害から市民の生命と財産を未然に守り、被害を最小限に抑える	水防体制の設置、国土交通省等から委託の河川樋門の操作及び管理、水防情報の収集	31,186	出動回数	回	32	30	30	注意体制・警戒体制の出動回数	H17 490,375 H18 1,039,533 H19 929,466	出動回数	回	32	30	30	注意体制・警戒体制の出動による災害防止	4	3	4	5	5	26	B	現状維持	要改善	継続	水防対策は市の責務で行うものである。水防対策は水防法で規定する水防管理団体である市の責務で行う必要があるため、水害に対する行政の対応について、市民の意識や関心度は高い。	継続	現地状況を正しく把握する方法の検討。	9	事業の迅速化
207	第5 環境	2 防災・安全	(1) だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	16	企画調整担当	排水機場の維持管理	市設置の排水機場7箇所及び国土交通省から管理委託を受けている排水機場5箇所の維持管理として、操作員である市職員が月1回排水機場の点検を行う。また、市設置の排水機場については、点検結果を受けて修繕を行うとともに、電気保安業務等、業者委託により維持管理を行う。	洪水時における浸水被害を軽減させるためには内水排除を行う排水機場の役割は重要であり、今後もその維持管理を確実に、防災機能の充実を図る必要がある。そのためにも、日常の移動点検は排水機場へ配置される市職員による縦・横の連携を図った体制で引き続き行うことが、洪水時における的確な対応と繋がっていく。ただし、市設置の排水機場については老朽化しているため、今後、修繕等の維持管理料が増える見込であるとともに、専門業者による定期的な点検が必要である。	市民	市内の排水機場が災害時に稼働できるよう維持管理を行い、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する	8,123	操作員(市職員)の点検回数	回	18	18	18	市内12箇所の排水機場年間点検回数 現状維持のため、回数に変更なし	H17 376,833 H18 451,277 H19 651,388	操作員(市職員)の点検回数	回	18	18	18	市内12箇所の排水機場年間点検回数 現状維持のため、回数に変更なし	5	3	4	3	5	25	B	現状維持	要改善	拡大	防災機能の充実を期し、市民が安心して暮らせる安全なまちづくりを進めるためには、洪水時における浸水被害を軽減させる排水機場の役割は重要である。そのためにも、市職員の定期点検も含めた排水機場の維持管理は引き続き必要である。また、施設の老朽化に伴い、有事の際に確実に稼働させるためには、専門業者による点検も検討していく必要がある。	継続	職員の技術向上が必要である。	10	内容の改善	
208	第5 環境	2 防災・安全	(1) だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	16	企画調整担当	防火水槽整備事業(40トン有蓋)	防火水槽は、火災発生時の初期消火の水源確保に、非常に重要な消防施設であり、水利の確保が困難な地域において、緊急度や必要性を考慮して、計画的に整備する。	地域の防火水槽の現有数と基準による充足率の向上	消防水利の無い地域	火災発生時の水利を確保し、地域住民の不安を取り除く	計画的な防火水槽の設置	16,769	設置基数	基	5	5	6	防火水槽の年間設置基数	H17 3,851,000 H18 3,353,800 H19 4,510,333	充足率	%	60	60	60	市全体の防火水槽の充足率	4	5	4	5	3	24	B	現状維持	要改善	継続	他事業との調整を図り、効率的な整備を行う。	継続	計画的整備。	7	施設の見直し

施策番号	分類	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	17年度評価	18年度評価	1次総合評価		2次評価		拡大/縮小	改善区分						
													活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明				目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性			社会的ニ ーズ	市民ニ ーズ	総合 評価	判断理由	総合 評価	判断理由
209	第5環境	2防災・安全	(1)だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	16	企画調整担当	防災会議	本会議において、市の防災に関する基本方針や計画を作成するとともに、防災関係機関が協議を行い、本市における防災対策が一体的に行われ、的確かつ円滑に実施されるよう連絡・調整を行う。委員構成は、市長を会長とし、防災に関する国・県の行政機関や公共機関の計25名の委員で構成。毎年度6月の出水期前に開催している。	本会議は市全般的な防災対策の会議であるため、議題が情報交換・意見交換に終わってしまうのが現状である。そのため、本会議の内容充実を図るとして、会議を開催するまでの各関係機関と調整・協議した課題を整理していくことが防災機能の充実を図ることに繋がり、その成果を本会議にて確認していくというスケジュールにより行うことが重要である。ただし、市民・地域・行政が一体となった防災対策を行うためには、本会議の内容を市民へ情報開示し、市民との価値観の共有を図る必要がある。	市民	本市の防災対策が三次市地域防災計画に基づき一体的有機性をもって的確かつ円滑に実施されるよう連絡・調整を行う	防災会議において、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する	160	防災会議開催回数	回	1	1	1	防災会議開催回数については、必要に応じて開催すればよい。また、増加の必要はない。	169,000	防災会議開催回数	回	1	1	1	防災会議開催回数	3	2	5	5	5	2	22	B	要改善	事業拡大	継続	継続	自治連との情報共有。	10	内容の改善
210	第5環境	2防災・安全	(1)だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	58	企画調整担当	防災行政無線等	災害、公害及び気象に関する予報、警報や営農指導、流通市況等農家生活に関する情報等を提供する。	災害時において、あらゆる手段により市民へ各種の防災情報を提供していくことは重要であり、現在ある防災行政無線・オフワークの設備を有効活用していくことは防災機能の充実を図るうえでも、当面は引き続き行っていく必要がある。ただし、設備の老朽化などを考慮し、将来的には防災行政無線等は、CATVの普及率を考慮しつつ、その機能をCATVの音声告知放送へシフトしていく計画であるが、円滑にシフトしていくために、移行方法等が課題である。	市民	災害時などの緊急を要する時は、随時放送により災害情報や避難情報の伝達を行うとともに、通常時においては、市政や農家生活に関する情報などを定時放送で伝える。緊急を要する災害時には、随時放送で災害情報や市民への避難指示等の周知を行う。	市民に災害等の情報伝達を迅速かつ的確に行い、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する目的と併せて通常時においては市政等の情報を伝える。	20,599	防災行政無線・オフワーク戸別受信機設置数	回	7,921	7,933	7,846	旧三次市以外の設置世帯数で、受信機設置数はほぼ変化なし。	4,483	緊急時放送(火災)	件	11	14	10	火災等の災害時において緊急に放送を行う回数	4	4	3	5	4	5	25	B	要改善	事業縮小	継続	縮小	CATVの音声告知へ移行する。	10	内容の改善
211	第5環境	2防災・安全	(1)だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	16	企画調整担当	消防格納庫整備事業	消防格納庫は、消防ポンプ積載車、ポンプ車、可搬式ポンプの格納場所であり、地域消防団員の活動拠点施設として計画的な整備を図る。	合併により、地域格差が大きいため、施設の点検調査を行う。	地域消防団 地域住民	消防積載車の格納庫を新設することにより、地域防災活動の拠点施設の充実を図り、地域住民に安心感をもたらす。	消防格納庫の新築	7,462	格納庫の利用状況	回	40	40	40	格納庫の利用回数	71,575	格納庫の利用状況	回	40	40	40	格納庫の利用回数	3	3	3	5	3	20	C	要改善	要改善	継続	継続	計画的整備。	7	施設の見直し	
212	第5環境	2防災・安全	(1)だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	16	企画調整担当	消火栓新設	上下水道管の新設時や現在設置されていない上下水道計画ルートにおいて消火栓を設置する。	消火栓、水道管の口径が75mm以上で設置が可能であり、現在、給水区域内において口径が75mmに満たない地域については、設置できないため、配水管の布設替え等が必要と考える。	住民(給水区域内)	市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、被害の軽減を図るため。	水道管布設時に、消火栓を設置する。	3,971	消火栓の設置数	箇所	12	13	11	上下水道事業に伴う消火栓設置箇所数で、箇所数の変化はない。	431,416	整備率	%	100	100	100	水道管布設ルートにおいて、設置箇所を消火栓として、全て設置した。	5	5	5	4	5	29	A	現状維持	拡大	継続	水道事業の整備に合わせて、消火栓設置を行っているが、市民からの要望もあり、消火栓の設置し、管理を行う必要がある。	7	施設の見直し		

Table with columns: 施策番号, 分類, 大項目, 中項目, 開始年度, 所管, 事務事業名, 事業概要, 今後の課題(ミッションの達成との関連), 事務事業の対象者等, 手段, 目的, 平成18年度事業費(千円)(職員人件費含む), 活動指標, 単位, H17, H18, H19, 説明, 活動指標単位あたりコスト(円), 成果指標, 単位, H17, H18, H19, 説明, 目的適合性, 実施改善等による成果向上の余地, コストの削減余地, 市関与の妥当性, 社会的ニーズ, 市民ニーズ, 合計点, ランク, 十八年度評価, 十九年度評価, 1次総合評価, 判断理由, 2次評価, 判断理由, 拡大/縮小/継続, 改善区分

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

施策番号	分類	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析										手段の適切さ				市の役割		必要性		合計 ポイント	十八年度 評価	十八年度 評価	1次総合評価		2次評価		拡大・縮小 の内容	改善区分		
													活動指標					成果指標					目的適合性		実施改善等による成果向上の余地		コストの削減余地		市民ニーズ					総合評価	判断理由	総合評価	判断理由				
													活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市民ニーズ	市民ニーズ											
217	第5環境	2 防災・安全	(2) 相互の助けあいによる安全・安心なまちづくり	16	企画調整担当	防犯事業	平成18年度は、「減らそう犯罪」みよし安全なまちづくり推進連絡協議会において協議された事項に対して、推進方法を検討する必要がある。また、安全で安心して暮らせる三次市を目指して、各種団体との連携を図り住民とともに防犯活動を展開する。	「減らそう犯罪」みよし安全なまちづくり推進連絡協議会において協議された事項に対して、推進方法を検討する必要がある。また、安全で安心して暮らせる三次市を目指して、各種団体との連携を図り住民とともに防犯活動を展開する。	市民	各団体と連携を図りながら、安心安全なまちづくりを進める	市民が安心して暮らせる、犯罪の起こりにくいまちづくりを進める	14,014	防犯灯設置補助金交付	件	90	50	防犯灯設置補助金交付申請件数	H17 #VALUE! H18 155,711 H19 424,380	市内刑法犯認知件数	件	478	447	350	市内の刑法犯認知件数が減少傾向にあることから、一定の成果がみられる。	4	3	4	3	5	5	24	B	要改善	継続	総合評価	判断理由	総合評価	判断理由	1	市民と行政の協働	
218	第5環境	2 防災・安全	(2) 相互の助けあいによる安全・安心なまちづくり	18	あかるい住宅室	アスベスト対策事業	三次市既存建築物アスベスト対策事業補助金 多数の者が利用する民間建築物で、吹付アスベストの分析調査、除去等に係る費用の3分の1以内で補助する。 補助対象事業費の上限は750万円。本年度は2件分計上。 分析調査 補助率1/3 以内 補助対象事業限度額 15万円 補助金限度額 5万円 除去等事業 補助率1/3 以内 補助対象事業限度額 750万円 補助金限度額 250万円	既存建築物アスベスト補助金制度では、基本的に国が1/3、県と市で1/3以内となっているが、広島県は19年度も補助しない方針のため、国1/6・市1/6となり4/6が建物主となり負担が大きいため除去が進まない要因となっている。今後県に補助するよう要望していく必要がある。 三次管内の1000㎡以上の対象施設について、県が平成17年度に調査した。(117件の内3件にアスベストが確認され内自社除去1件・平成18年度補助事業で1件・平成19年度補助事業対応予定1件)また、市が平成18年度500～1000㎡未満の	・多数の者が利用する民間建築物所有者(多数の者が共同)	アスベストの分析調査、除去、封じ込み、囲い込み工事等に必要資金を補助する。	アスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、その生命及び身体保護を図る。	5,711	アスベスト除去等対策	件	1	2	既存建築物アスベスト対策事業は、補助限度額250万円/2件を予算計上	H17 #VALUE! H18 5,711,000 H19 2,855,500	アスベスト除去等対策	件	33	67	1件(実施済件数)/3件(補助対象件数)	4	4	4	4	4	4	24	B	要改善	継続	総合評価	判断理由	総合評価	判断理由	18	受益と負担の適正化		
219	第5環境	2 防災・安全	(2) 「消費者が求める安全・安心・そしておいしいもの」のまちづくり推進	13	ひとづくり推進室	消費生活情報整備体制事業・消費生活相談事業	PIO-NET(パイオネット)(消費生活情報整備体制事業)独立行政法人(H13年)国民生活センターのシステムを導入することにより、消費生活相談員の相談内容の情報を的確に入手し、相談者への消費生活相談や消費者の自立を目指した啓発活動に活用することができる。	市として相談体制のさらなる充実を図るため、専用の相談室の設置整備が必要である。また、将来的には総合的な生活・人権相談、消費生活相談、婦人相談、外国人生活相談、地域相談、市民無料法律相談等の生活相談センターとしての機能化が望まれる。	消費生活相談(苦情・問合せ・要望)各種相談情報を行う。PIO-NETで運用する各種データベースの検索・集計を	消費生活相談、本人面談 代理人面談 電話による相談	7,327	相談者数	人	349	314	350	相談者数	H17 21,189 H18 23,334 H19 21,048	相談者数	人	349	314	350	相談者数	4	3	3	4	3	3	20	C	現状維持	要改善	継続	総合評価	判断理由	総合評価	判断理由	13	サービスの向上
220	第5環境	3 地域交通	(1) 利便性の高い生活交通体系の確立	16	自治振興室	生活交通確保対策事業	市民バス…地域内における交通手段として運行(君田町、布野町、作木町、吉倉町、三和町、甲奴) デマンド型バス…三良坂町内における交通手段として運行(平成18年10月から本運行) 路線バス…三次市の地域間、都市間を結ぶ幹線交通手段の確保するための補助金を交付「JR・芸備線、福塩線、三江線の各協議会に関すること(利用促進、要望活動等)	中期プランの具体的な推進・市民バス、路線バスの配置及びダイヤの調査、見直し・BDFバスの調査研究、運行実施・デザインバス導入、車両改造補助助設	市民・市外観光客	公共交通機関の確保	市民誰もが快適な暮らしができるよう、利用の実態や需要の多寡に応じた運行を行うこと。また、市外からの移動手段を確保すること。	179,946	市民バス等運行便数	便	15,658	22,369	22,400	市民バス・デマンド型バス年間運行便数(スクールを含む)平成17年度は7月開始	H17 12,494 H18 8,044 H19 8,729	市民バス等利用者数	人	100,242	141,637	142,000	市民バス等利用者数平成17年度は7月開始	3	3	3	3	4	4	20	C	要改善	継続	総合評価	判断理由	総合評価	判断理由	10	内容の改善

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価
 ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分類	大項目	中項目	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	17年度評価	18年度評価	1次総合評価		2次評価		拡大/縮小	改善区分	
											活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニーズ				市民ニーズ	総合評価	判断理由	総合評価			判断理由
221	第5環境	3地域交通	(1) 利便性の高い生活交通体系の確立	自治振興室	三次市民タクシー運行事業	公共交通機関がない地域において、交通手段を持たない住民が利用組合を立上げ、共同で週1回を限度にタクシーを利用した場合、運行に係る経費の1/2を補助するもの。	平成18年度に中期プラン策定するにあたり、全利用組合に対し、ヒアリングを実施した。その中で次の課題が明らかになったことから、平成19年度中に要綱の改正を行う予定である。 ・運行日数が週1回を限度としており、通院や買物に不便な状況がある。 ・利用組合の設置基準があいまい。 ・会計処理や補助申請等について、煩雑であるとともに事務の担い手の高齢化から、負担になっている。	市民	運行にかかった経費の1/2を補助	交通空白地区における住民の日常的な移動手段の確保	1,401	利用者数(年間)	人	1,244	1,214	1,800	市民タクシー利用者数	H17 1,147 H18 1,154 H19 1,117	利用者数(年間)	人	1,244	1,214	1,800	市民タクシー利用者数	4	3	5	5	4	3	24	B	継続	縮小	10	内容の改善		
222	第5環境	3地域交通	(2) 広域的な高速交通体系の確立	自治振興室	芸備線対策協議会	県と連携を図り、ダイヤの改正、列車接続時刻の改善、車両や鉄道施設の整備等の要望をJR西日本広島支社、岡山支社に対して行う。 ・各団体が芸備線利用促進にかかる行事の後援を行う。 ・HPの設置やちらしを作成し、沿線のイベントや見どころなどの情報を発信する。	利用状況については、依然減少傾向にあることから、引き続き列車の高速化など利便性を向上させ、利用者を増加させる必要がある。	市民、市外観光客、JR	利用促進事業・情報発信事業・要望活動	芸備線の利用促進・列車の高速化など利便性向上	1,480	三次駅乗車数(1日平均)	人	776	729	700	福塩線・三江線分離不能	H17 2,365 H18 2,030 H19 2,114	三次駅乗車数(1日平均)	人	776	729	700	福塩線・三江線分離不能	2	2	4	3	4	19	C	継続	継続	8	事務事業の効率化			
223	第5環境	3地域交通	(2) 広域的な高速交通体系の確立	自治振興室	三江線改良利用促進期成同盟会	平成18年7月の豪雨災害により三江線が全線運行中止となり、廃線を危惧したが、沿線市町をはじめ、広島県、島根県とともにJRに対し、早期運転再開を積極的に要請し、平成18年12月に三次・浜原間の開通、そして、平成19年6月に全線開通となった。 ・県と連携を図り、ダイヤの改正、列車接続時刻の改善、鉄道施設の整備等の要望をJRに対して行う。 ・各団体が芸備線利用促進にかかる行事の後援を行う。 ・主催イベントの実施	利用状況については、下げ止まり状態にあることから、引き続き利便性の向上や観光とタイアップさせ、利用者を増加させる必要がある。	市民、市外観光客、JR	利用促進事業(主催イベント、イベント実施補助)・情報発信事業・要望活動	三江線の利用促進・利便性向上	1,561	三次駅乗車数(1日平均)	人	776	729	700	福塩線・芸備線分離不能	H17 2,481 H18 2,141 H19 2,231	三次駅乗車数(1日平均)	人	776	729	700	福塩線・芸備線分離不能	2	2	4	3	4	19	C	継続	継続	8	事務事業の効率化			
224	第5環境	3地域交通	(2) 広域的な高速交通体系の確立	自治振興室	福塩線対策協議会	県と連携を図り、ダイヤの改正、列車接続時刻の改善、鉄道施設の整備等の要望をJRに対して行う。 ・各団体が福塩線利用促進にかかる行事の後援を行う。 ・主催イベントの実施、利用に対する補助 沿線のイベントや見どころマップを作成し情報を発信する。	利用状況については、依然減少傾向にあることから、引き続き利便性を向上させ、利用者を増加させる必要がある。また、三次市中心部へ通学するにあたり、現行ダイヤでは不便な部分があるため、改善する必要がある。	市民、市外観光客、JR	利用促進事業(主催イベント、イベント実施補助)・情報発信事業・要望活動	福塩線の利用促進・利便性向上	1,517	三次駅乗車数(1日平均)	人	776	729	700	芸備線・三江線分離不能	H17 2,417 H18 2,080 H19 2,165	三次駅乗車数(1日平均)	人	776	729	700	芸備線・三江線分離不能	2	2	4	3	4	19	C	継続	継続	8	事務事業の効率化			

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価
 ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	ランク	十八年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次評価		拡大/縮小	改善区分		
											活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性					社会的ニ-ズ	市民ニ-ズ	総合評価	判断理由			総合評価	判断理由
225	第5	環境	3 地域交通	(3)交通基盤づくり	地域整備グループ	市道の維持補修 市道の除草 市道の除雪 災害復旧事業	自主防災組織の立ち上げに向けて現在取り組みをしている。災害時における独居生活老人の安否の確認及び避難場所への安全な誘導が、求められている。安心して安全な市道管理は、市民生活に重要な要素となっている。	市民	安全な通行 人や物の流れの 確保(ライフライン) 良好な道路環境	維持補修工事、市道除草、市道除雪を行い、安心・安全な生活道の確保する。	維持補修 対象路線	28	16	20	市道の維持補修の対象となる路線	H17 1,220,821	維持補修 件数	28	20	25	市道の維持補修を行った件数	4	4	4	4	4	5	5	25	B	要改善	要改善	継続	継続	4	市民の多様な力の活用			
226	第5	環境	3 地域交通	(3)交通基盤づくり	布野支所	交通基盤の整備及び市道の安全確保のための維持・管理の実施	一定額以下についての維持工事が支所設計となり迅速に対応できるようにしたが、移動により設計できる職員がいなくなる場合があるので連携が必要。 除草について、地域活動での報償費対応が多くなっているが、高齢化の進んでいる地域において今後できないケースが出てくるため、地域を広めた自治組織で対応していくよう推進する必要がある。	市道(1級路線、2級路線、その他路線) 市道(1級路線、2級路線、その他路線)	維持及び管理 維持・・・各種修繕、清掃、除草、除雪 管理・・・防災点検、異常時巡回、道路情報の収集・提供 占用工事 申請受付、台帳管理、不法投棄連絡受付	快適性の確保 住民の皆様にとって最も身近な生活基盤であり、常に安心・安全な状態に保つことをもくろきとする。	維持補修 対象路線	83	83	83	市道の維持補修の対象となる路線数	H17 252,000	維持補修 件数	35	25	25	市道の維持補修を行った件数	5	5	4	5	5	5	29	A	要改善	要改善	継続	継続	4	市民の多様な力の活用				
227	第5	環境	3 地域交通	(3)交通基盤づくり	作木支所	市道の維持補修 市道の除草 市道の除雪	除草において、2路線を除いて全て地元除草(報償費対応)としているため更にコスト削減は困難。 除雪は請負業者が保有している機械により、作業効率に差がでていた。また、降雪前において道路状況の把握をした上で作業しているが、昨年度のような豪雪の場合道路施設の損壊が多く検討する必要がある。 維持管理について、民間委託等効率的な手法を検討する必要がある。	市道の利用者	維持補修・除草・除雪	安全な通行 人や物の流れの確保 (ライフライン) 良好な道路環境	維持補修 対象路線	47	48	48	市道の維持補修の対象となる路線数	H17 1,290,340	維持補修 対象路線	122	122	122	市道の維持補修を行った件数	5	4	5	5	5	5	28	A	要改善	要改善	継続	継続	4	市民の多様な力の活用				
228	第5	環境	3 地域交通	(3)交通基盤づくり	吉舎支所	市道の維持補修 市道の除草 市道の除雪	除雪等において支所間にまたがる路線でスムーズに取り組める状況。 マイロードシステムの充実。	市道利用者・市民	適確な維持補修・除草及び除雪	快適性の確保 市民にとって最も身近な生活基盤であり、常に安心安全な状態に保つことを目的とする。	維持補修 対象路線	121	94	100	市道の維持補修の対象となる延長路線数	H17 234,371	維持補修 件数	121	94	100	市道の維持補修を行った件数	5	5	4	5	5	5	29	A	未実施	未実施	継続	継続	4	市民の多様な力の活用				

施策番号	分類	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	ランク	十七年度評価	十八年度評価	1次総合評価		2次評価		拡大・縮小	改善区分	
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニース					市民ニース	総合評価	判断理由	総合評価			判断理由
229	第5環境	3地域交通	(3)交通基盤づくり	16	三良坂支所	市道維持管理	道路・橋梁等の点検を随時行い、修繕・補修の規模の小さいものや経費の少ない工事については、業者へ作業指示し、復旧を行う。	1.ゴミのポイ捨て減退と通報体制の確立 2.土地所有者による道路際の立木伐採者へ作業指示し、復旧を行う。	市道利用者・市民	安全で適確な維持補修・除草及び除雪	路面・側溝の破損の修繕。落石・崩土・堆積物の除去等の補修指示。落下物・動物の死骸等の回収。	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	維持補修 対象路線	220	229	229	市道の維持補修の対照となる路線数	H17 57,327	維持補修 件数	29	18	25	市道の維持補修を行った件数	4	4	4	4	4	4	4	4	22	B	要改善	要改善	継続	継続	4	市民の多様な力の活用	
230	第5環境	3地域交通	(3)交通基盤づくり	16	三和支所	市道維持管理	市道や市道橋の補修、修繕、除草、除雪などを内容・規模(事業費)に応じて業者委託や工事請負契約、地元への報償金の対応を行う。	形あるものは壊れる。のは自然の摂理であり、舗装路面や未舗装路面、道路側溝などの老朽化に伴い修繕箇所が増加が顕著で、必要経費(事業費)も増大している。しかし、維持修繕に対する予算確保が不十分で事業の目的達成がなされているとは言えない状況にある。適切な予算の確保と迅速でより効率的な現地対応の必要性がある。	市道認定された路線を通行する不特定多数の利用者	道路パトロールによる情報収集と危険箇所等の早期発見と対応 利用者や市民の要望や苦情への対応 請負業者や委託業者への修繕や作業などの指示 地元除草に対する報償費の支出	安全性の確保と快適な市道環境の形成	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	維持補修 対象路線	192	192	192	市道の維持補修の対象となる路線数	H17 9,265	維持補修 件数	90	110	100	市道の維持補修を行った件数	3	3	4	3	5	5	23	B	要改善	要改善	拡大	継続	4	市民の多様な力の活用			
231	第5環境	3地域交通	(3)交通基盤づくり	18	甲奴支所	市道維持管理	市道・準用河川・普通河川等の維持管理するための、道路修繕及び補修、随時点検を行い、緊急性が高く尚且つ修繕・補修規模、費用が低いものについて委託業者へ施工指示をする。	随時、点検パトロールを実施。また、住民からの要望や通報に対する早急な対応、緊急度の判断と速やかな委託業者への指示と指導。	市が管理する道路・河川修繕、補修路線委託。	道路や河川の維持修繕。支障物・危険物の除去、回収の指示。(路線委託業者)	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	維持補修 対象路線	327	330	330	市道の維持補修の対照となる路線数	H17 24,700	維持補修 件数	38	38	25	市道の維持補修を行った件数	4	3	2	4	5	5	23	B	要改善	要改善	拡大	継続	4	市民の多様な力の活用				
232	第5環境	3地域交通	(3)交通基盤づくり	16	みらい都市室	都市計画道路上原万地線整備	三次市の中心市街地である十日市地区と住居地区である畠敷地区が馬洗川で分断され、畠敷地区から十日市地区にいくのに、国道184号の鳥居橋や県道知和三次線の旭橋、巴橋付近が交通混雑している。この為、三次町原万地から十日市上原地区に行く(道路・橋を整備することにより、交通量を分散させ、市内の交通の円滑化を図る。	橋梁設計(橋梁形式を決定する検討委員会の立上等)	道路利用者	道路・橋梁築造	交通渋滞解消及び安全な通行	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	交通量	4,000	4,000	4,000	十日市側の供用開始することによる交通量	H17 64,554	交通量	3,000	4,000	4,000	交通量については目視で計測する。	5	5	4	5	5	5	29	A	現状維持	要改善	拡大	継続	9	事業の迅速化			

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業 の対象者 等	手段	目的	各評価項目は、1～5の段階で評価										ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11										総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択										
												定量分析					手段の適切さ					市の役割					必要性					1次 総合評価		2次 評価		拡大/縮小						
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニ- ズ	市民ニ-ズ	合計点	ランク	17年度 評価	18年度 評価	総合 評価	判断理由	総合 評価	判断理由	内容	その他 の内容	改善 区分	
233	第5 環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	16	あんしん建設室	吉倉油木線改良促進期成同盟会に関すること	主要地方道吉倉油木線の整備促進を図るため、三次市、府中町、神石高原町の市町長、議会議員を構成員に、国・県等に対して予算確保のための提案活動を中心として活動を展開している。会長および事務局は神石高原町で、三次市長は副会長、三次市議会議員は理事に就任している。	全国的に道路経費に係る予算が削減される中で、改良実績が上がらない状況がある。しかし、現状では沿線市町が単独で予算獲得を行うよりは、期成同盟会による提案活動がより効果があると言える。将来的には、税源移譲を含めた権限移譲に移行すべきである。	利用者や沿線住民。	提案活動による建設促進。	当該道路の整備促進を図る。	176	要望会の回数	回	2	2	2	広島・東京要望会各1回	H17 132,000 H18 88,000 H19 99,500	改良率	%	98	99	99	全線における改良率(4月1日現在)	3	整備率の向上に繋がっている。	4	4	5	3	3	22	B	要改善	事業縮小	継続	期成同盟会による提案の成果により、未改良区間もわずかとなった。今後も継続して取り組むことにより、早期の全線改良を図る。	継続	早期改良に向け、取り組むこと。	9	事業の迅速化
234	第5 環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	16	あんしん建設室	主要地方道甲山甲奴上市線改良促進期成同盟会に関すること	主要地方道甲山甲奴上市線の整備促進を図るため、三次市、庄原市、世羅町の各市町長、議会議員を構成員に、県や県議会に対して、事業促進の要望活動を展開している。会長および事務局を庄原市が、三次市長は副会長、三次市議会議員が監事を務めている。	全国的に道路経費に係る予算が削減される中で、改良実績がなかなか伸びない状況にある。しかし、現状では沿線市町が単独で予算獲得を行うよりは、期成同盟会による要望活動がより効果があると言える。将来的には、税源移譲を含めた権限移譲に移行すべきである。	利用者や沿線住民。	要望活動による建設促進。	当該道路の整備促進を図る。	186	要望会の回数	回	1	2	2	広島要望2回(地域事務所、県庁)	H17 182,000 H18 93,000 H19 91,000	改良率	%	77	78	79	全線における改良率(4月1日現在)	3	整備率の向上に繋がっている。	4	4	5	3	3	22	B	要改善	事業縮小	継続	未改良延長も約7kmにおよぶため、今後も継続して要望活動に取り組むことにより、早期の全線改良を図る。	継続	継続して早期改良に取り組むこと。	9	事業の迅速化
235	第5 環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	16	あんしん建設室	土木協会に関すること	社団法人広島県土木協会を本部とし、市町を会員として、県地域事務所建設局単位に支部が設置されている。三次支部は、合併以前は7市町村の会員で構成されていたが、合併により三次市単一の会員となった。活動は主に下記の事業を実施している。 1 建設事業及び災害事業に関する各種情報活動 2 建設事業及び災害事業に関する支部所属職員の研修 平成18年度は、財団法人広島県建設技術センターの職員を講師に「構造物設計・安定計算等」の研修を18名の参加者で実施	合併により、1会員で支部を構成するという体制となり、会員同士の連携もなくなった。県内においても同様な状況があり、今後は本部において事業を集約すべきである。	三次支部所属職員(研修対象として)	技術研修会への参加。視察研修など研修会の開催。事業推進のための資料や備品類の購入(書籍類やデジタルカメラ等)	土木技術や知識の向上。土木事業の推進。	1,625	研修会の開催	回	3	3	3	本部主催の実務担当者研修や支部主催の技術研修の開催。	H17 777,666 H18 541,666 H19 661,000	研修会参加者	人	21	18	30	財団法人広島県建設技術センター職員による研修会(2日間)を予定。	3	知識や技術の向上に繋がっている。	3	2	5	4	21	C	要改善	事業縮小	継続	土木技術の向上と職員の連携のためには、土木協会の果たす役割はあると判断するが、1会員で1支部を組織するという至極不適切な構成は是正すべきである。今後は、本部において事業継続すべきである。	縮小	効率的に事務を行う。	人員		
236	第5 環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	16	あんしん建設室	道路・河川期成同盟会事務局	国道375号(大田・三次間)改良促進期成同盟会の事務局を務める。何れの期成同盟会についても、整備促進を図るために国・県等関係機関や議会に対しての要望活動が主要な活動であり、その企画や連絡調整、総会等を行っている。	単独自治体での要望活動だけでは、予算措置が十分でない状況では今後関係市町との要望活動は必要と考える。ただし、整備が進み所期の目的が達成されれば、解散すべきである。	(沿線市町の住民や道路利用者、関係市町、関係国・県、関係市町、関係国・県議会議員(要望対象))	会員相互の連絡調整、要望活動の実施や総会を開催する。また、要望のための情報収集や調査、調整を行い要望書を作成する。	当該道路や河川の早期整備を目的に連携を図る。	5,057	総会	回	2	2	2	各同盟会総会の開催回数	H17 1,697,500 H18 2,528,500 H19 2,271,500	要望先	箇所	8	8	8	三次河川国道事務所、中国地方整備局、国土交通省、財務省、国会議員、広島県、県議会他	4	関係機関との連携、連絡調整がとれ、目的達成の活動が展開できている。	4	3	5	3	3	22	B	要改善	事業縮小	継続	会員市町に共通する大きな課題を有する間は、期成同盟会の要望活動は効果的である。ただし、将来的には関係市町と連携を保ちながら、市の全体構想の位置づけに基づき、独自の要望活動で取り組むことも検討する必要がある。	継続	継続して取り組み、早期改良完成を目指すこと。	9	事業の迅速化

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価
 ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析										手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	十八年度 評価	十九年度 評価	総合評価	判断理由	2次評価	判断理由	拡大・縮小 の内容	改善区分		
													活動指標					成果指標					目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ												
													活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明															
237	第5	環境	3	地域交通	(3) (交通基盤づくり)	府中世羅三和線整備促進期同盟会に関すること	主要地方道府中世羅三和線の整備促進を図るため、三次市、府中市、世羅町の各市町長、議会議長を構成員に、県や県議会に対して事業促進の要望活動を展開している。 会長および事務局を世羅町が、三次市長が副会長を務めている。	全国的に道路経費に係る予算が削減される中で、改良実績がなかなか伸びない状況にある。しかし、現状では沿線市町が単独で予算獲得を行うよりは、期成同盟会による要望活動がより効果があると言える。将来的には税源移譲を含めた権限移譲に移行すべきである。	利用者や沿線住民。	要望活動による建設促進。 当該道路の整備促進を図る。	178	要望会	回	4	1	2	広島要望1回(県・県議会)	H17 46,250 H18 178,000 H19 87,000	改良率	%	91	91	92	全線における改良率(4月1日現在)	3	4	4	5	3	3	22	B	要改善	事業縮小	継続	世羅町の改良率が進んでいないため、今後も三市町が連携して早期完成を図る。とりわけ三和町と吉吉町を結ぶ世羅町区間の改良は、本市にとって重要である。	継続して取り組み、早期改良の完成を目指すこと。		9	事業の迅速化
238	第5	環境	3	地域交通	(3) (交通基盤づくり)	県道維持管理(権限移譲)	市内に存する県道(主要地方道・一般道)のうち35路線について、ポットホール(穴ぼこ)補修、崩壊土砂の除去、倒木処理、動物死がい処理、除草、側溝清掃、街灯修繕など県との基本協定に基づき設定された19項目の維持修繕業務を行う。	道路法第17条第2項の規定による管理権限の移譲に向けた取り組みと、移譲後の円滑な対応	県道(権限移譲路線)の維持修繕による通行の利便性・安全性の確保	住民に身近な基礎自治体(市・町)が地域の実情や住民ニーズに沿った行政サービスを自主的に実施できるような自己完結型事務の実現	199,625	件数	件	66	26	20	契約件数	H17 2,159,727 H18 7,677,884 H19 10,489,750	事業執行率	%	100	100	100	契約額に対する事業執行	4	3	4	4	5	4	24	B	未実施	事業拡大	住民に身近な基礎自治体(市・町)が地域の実情や住民ニーズに沿った行政サービスを自主的に実施できるような自己完結型事務の実現を目指す	権限移譲で市が管理する上で、市民の安全、安心した生活に繋がるため、継続して実施していく必要がある。		12	終期の設定	
239	第5	環境	3	地域交通	(3) (交通基盤づくり)	県道改良事業(権限移譲)	県道に係る単線道路事業(国補と関連したものを除く)のうち、起終点が三次市の区域内で完結する一般県道改良工事(生活密着道路)を権限移譲事務として移譲を受けて、事業実施するものである。 平成17年度は、3路線4箇所について事業実施を行った。 平成18年度は、5路線6箇所について事業実施を行った。 平成19年度は、4路線4箇所について事業実施を行う予定。 県道改良事業を市で行うことにより住民サービスの向上を図る。	住民ニーズに柔軟な対応、地域を面的に整備を行うためには、管理権限を早期に行う必要がある。	県道を拡張等により整備する。 安全で快適、利便性の確保	安全で快適、利便性の確保	164,119	道路改良整備延長	m	429	823	228	改良工事の延長	H17 249,694 H18 199,342 H19 311,652	改良延長	m	429	823	228	改良を行った延長	5	4	4	5	5	27	A	未実施	未実施	拡大	県道といえども、三次市の区域内で完結する生活密着型の一般県道であれば、市が改良工事を行うことはよりきめ細かな住民ニーズが得られやすく、住民満足度が高められることが期待できるため。	権限移譲で市が管理運営をしていく上で、市民の改良要望箇所の早期に完成に向け、計画的に実施していく必要がある。		13	サービスの向上	
240	第5	環境	3	地域交通	(3) (交通基盤づくり)	「土木の日」に関すること	11月18日が土木の日に制定されているが、これにあわせて土木事業及び公共事業のPRイベントとして、親水公園で「土木の日」親水公園フェスタinみよしを開催する。 このイベントは13年度から始まり、三次地区安全対策協議会が主催、国交省、県、市等が共催して実施されていたが、16年度より国土交通省を中心に県、市が主催して開催されている。平成18年度は11月12日(日)に開催し、ステージ発表、パネル展示、建設機械の展示、運転体験、ミニ新幹線、バザー、フリーマーケットを行った。 このうち、市は、会場・テント	特に無し イベント運営については、主に国交省と三次地区安全対策協議会が行っており、市の関与は最小限にとどまっている。一定数の来場者があり、秋のイベントとして定着しつつある。	イベントを開催し、土木事業及び公共事業のPRを行う。	土木事業に対する理解と認識の向上	569	開催回数	回	1	1	1	イベントを開催した回数	H17 569,000 H18 569,000 H19 569,000	来場者	人	3,000	3,000	3,000	イベントに来場された人数	3	3	5	3	3	20	C	現状維持	事業縮小	現在の市の関与については最小限の範囲で行われている。国交省など関係団体との協力体制を維持するうえで、引き続き現地の状況が望ましい。	ここ数年参加者が一定であるが、これをどう捉えるのか、定着なのか、マンネリで新規参加者がいないのか検討する必要がある。		10	内容の改善		

実施番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	17年度評価	18年度評価	1次総合評価		2次評価		拡大・縮小	改善区分		
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性				社会的ニ- ズ	市民ニ-ズ	総合評価	判断理由			総合評価	判断理由
241	第5	環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	あしん建設室	マイロードシステム	ボランティア活動に意欲を持つ企業や団体あるいは個人を「里親」に認定し、里親契約を締結して、道路管理者(県)とバックアップしながら、道路の一定区間の清掃、緑化等を推進する。道路管理者においては、団体名等を記した表示板を設置し、団体・企業の社会貢献をアピールすることにより、清潔で良好な道路環境の実現とともに、住民の道路への愛着心、地域への帰属意識を高める。	現在、登録が10団体余りという状況なので、これをいかに周知し、活用を行っていくか県と連携し検討する必要がある。	地域住民(団体)・企業等	ゴミ回収等の活動支援のため、クリーンセンターの受け入れ体制の調整を行う。申請書を受け付け、県へ進達をし、認定決定後は協定書を締結する。完了後、事業完了報告を受け、県へ進達する。	県道の環境美化活動を支援する。	71	認定活動箇所	15	14	20	認定箇所数	H17 4,733	作業延長	km	29	29	32	美化された延長距離	2	2	4	2	4	2	16	D	現状維持	要改善	継続	市民への周知、市道も含めた運用を検討。	市民への周知が不足している、市道も含めた運用を検討。	4	市民の多様な力の活用
242	第5	環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	あしん建設室	小規模市道整備(維持管理修繕等)	道路・橋梁・河川等の維持修繕に関する業務(パトロ-ル含む)を市内を地区割りにし業者委託及び直営により行う。 業務内容は、ポットホ-ル(穴ぼこ)補修、崩壊土砂除去、倒木処理、動物死骸処理、除草、側溝清掃、街灯修繕など、主に緊急性の高い修繕業務を行う。	1. 昨今の道路事情の複雑化への対応及び現場での判断の的確・迅速性が求められる為、担当職員の更なる資質向上を図る。 2. パトロ-ルについては、計画的な巡回、重点路線の設定など業者委託も含め効率的な方法検討を進める必要がある。 3. 年度変わりに、業務空白期間をつくらぬよう債務負担等の手法等の対応検討。	市道・橋梁	ポットホ-ル(穴ぼこ)補修、崩壊土砂除去、倒木処理、動物死骸処理、除草、側溝清掃、街灯修繕など。	道路環境の保全と通行に安全な道路状態を確保する。	委託地区数	地区	17	17	12	市内の区域割を行い各業者に委託した地区数	H17 7,197,117	事業執行	%	100	100	100	事業の執行率	5	3	4	5	5	4	26	B	要改善	要改善	継続	更なる業務効果向上のため、従来型の業者委託方法の改善も検討している。権限移譲による県道の維持修繕業務との整合性、速効性を検討する。	市民が安全で通行できるよう継続して実施していく。	4	市民の多様な力の活用
243	第5	環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	あしん建設室	除雪業務	12月1日～3月15日を基準期間とし、積雪時における主要幹線道路の通行を確保するため、積雪深20cmで各地区のモニターからの通報を受け除雪を実施する。また、低気温で凍結の恐れがある場合は、幹線(西酒屋寺町線・粟屋中央線・双三農免道)の凍結防止剤散布を行う。 18年度実績は603路線、620km凍結防止剤積置き、旧三次市67箇所及び各支所。	除雪の要望は強く、除雪機械の所有量など物理的な面から、路線によって時間的ずれが生じる。 権限移譲に伴い、県道除雪と連携した効率的な除雪計画をたてる必要がある。また、除雪基準の統一見直し検討が必要。 市街地の除雪(排雪)について検討を要する。	住民及び路線利用者	積雪が除雪基準以上の量(cm)になれば、連絡体制により各モニターから通報を受け、除雪委託業者に連絡し除雪を実施する。 凍結防止剤の設置、散布	道路交通の安全確保。 経済活動の確保及び市民の生活の安定を図る。	計画路線数	路線	603	580	580	除雪計画路線数	H23 224,595	除雪延長	km	623	623	623	除雪計画延長	5	4	4	4	5	5	27	A	現状維持	要改善	拡大	道路交通かつ市民生活安定確保のため社会的ニ-ズ・市民ニ-ズが非常に高く、必要不可欠である。市街地の除雪ニ-ズが非常に高い。市街地内の主要道路も除雪が必要である。なお、市街地は雪の持ち出しが必要な路線が多い。	市民が安心して、安全で通行するために必要である。市街地は特に交通量が多く、渋滞や事故に繋がると、早期の除雪が必要であり、対応を検討すること。	4	市民の多様な力の活用
244	第5	環境	3 地域交通	(1) 利便性の高い生活交通体系の確立	あしん建設室	生活道路整備	国道・県道・市道以外の道路で、日常生活で1戸以上が利用し、一般の通行の用に供している道路の舗装及び改築を行ったものに対して補助金を交付することにより、市民生活の向上及び公共の福祉の増進を図る。 対象事業は延長20m以上で、舗装新設の場合は幅員0.9m以上、As4cm又はCo8cm以上、改良の場合は幅員3.0m以上とし、補助金は原則事業費の1/2とし、上限50万円。(住民税非課税世帯7.5/10、補助・生活保護世帯10/10補助)	多様化するニ-ズに対する補助内容の検討、事務体制の見直し・支所との連携	住民	日常生活で1戸以上が利用し、一般の通行の用に供している道路の舗装及び改築を行ったものに対して補助金を交付する	住居への進入の効率化による市民生活の向上及び公共の福祉の増進	助成件数	件	18	24	25	補助金申請から書類申請、交付決定、完成検査、補助交付までの一連の処理	H17 364,500	申請件数のうち、補助金交付決定となったものの割合	%	100	100	100	補助要綱に基づき、完成検査を行ったところ適切と判断された。	4	4	4	3	4	4	23	B	現状維持	要改善	継続	事業開始から7ヵ年が経過し、かなりの整備が進むとともに、ニ-ズも広がってきた。今後、期間となる平成20年度までに制度面、予算措置等の見直しを計りながら、多様化するニ-ズに即応すべく検討を進めていく	終期を見越して、早期に実施する。	9	事業の迅速化

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価
 ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ		市の役割		必要性		合計点	17年度評価	18年度評価	総合評価	1次総合評価	2次評価		拡大/縮小	改善区分						
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地						市関与の 妥当性	社会的ニ-ズ			市民ニ-ズ	判断理由	総合評価	判断理由	内容	その他の 内容
245	第5環境	3地域交通	(3)交通基盤づくり		あんしん建設室	道路河川の占改築	1. 道路、河川管理者として、電柱、水道管等の占有申請の審査し、適正なものについては許可をし、条例に基づき占用料を徴収する。 2. 道路、水路等の改築申請を審査し、適正なものは許可をし、また、指導を行う。	電柱等の地中化を推進するため、占用料の無料化の検討が必要。無断占有及び改築を防ぐため、関係法及び事務手続きについて住民周知を図る必要がある。	市道、里道、河川、水路を占有又は改築しようとする住者、開発事業者、電気通信事業者、上下水道占有者等。	道路法、河川法に照らし合わせ、申請を受付、審査、許可及び承認をする。	市民の利用や日常生活に対し、支障の無いよう公共物を管理する。	1,423	申請件数	件	535	554	650	道路・河川占 用(新規・継 続)申請件数	H17 2,659	占用料 (千円)	千円	16,785	15,996	16,000	占用料徴収 額	5	3	4	5	5	2	24	B	継続	継続	8	事務事業の効率化					
246	第5環境	3地域交通	(3)交通基盤づくり		あんしん建設室	道路台帳	道路台帳は、道路管理を行ううえで正確に整備することが必要であり、住民から閲覧の申し出があれば供しなければならない。新規認定、区域変更など変更が生じた路線について、道路台帳及び平面図の修正を行う。新規認定、変更認定、廃止はいずれも議会議決を必要とする。	現在ペーパーでの管理を行っているが、PC管理に移行し効率的かつスピーディーな対応ができるよう、システムを構築する必要がある。合併により自治体の枠組みが変わったので、見直し再編を行い、平成19年度に市道再編を提案し、その後台帳の再整備を行う必要がある。	三次市が市道として認定した道路	市道を的確に管理するとともに、市民の閲覧に供する。	新規認定、変更が生じた路線について、道路台帳及び平面図の修正を行う。	22,135	新規路線、変更路線数	路線	5	20	3,100	市道の見直し	H17 3,997,000	修正量	km	1	10	道路台帳の修正面積	5	3	3	5	5	3	24	B	継続	継続	14	成果の向上						
247	第5環境	3地域交通	(3)交通基盤づくり		あんしん建設室	小規模市道整備(道路補修業務謝礼)	市道除草業務委託路線以外の除草作業を地域の団体等で行い、それに対する支援として1㎡あたり20円の謝礼金を支払う。また、作業中の怪我への対応として、市が傷害保険に加入する。平成18年度は、549件の請求があり、44,583千円を支出した。なお、傷害保険については該当が無かった。	高齢化・少人数のため対応が難しい地域が増えつつあるため一定規模の組織での取り組みが必要。地域によっては「市が全て行うべき」という意識があり、活動が活発に行われている地域との格差が生じている。	市民及び市道近隣の地域団体・市道利用者	地域団体が行う市道整備(除草等)作業に対し、謝礼金を支払う。(年間2回を限度)	安全で良好な道路環境づくりと道路保全・美化の向上を目指す。	47,065	道路補修件数	件	489	549	500	道路補修1件あたりの単価	H17 87,564	除草面積	㎡	1,923	2,320	2,000	除草総面積	3	3	3	4	4	20	C	継続	継続	4	市民の多様な力の活用						
248	第5環境	3地域交通	(3)交通基盤づくり	16	あんしん建設室	小規模市道整備(道路・橋梁修繕)	地域や市民からの要望、パトロール等により確認した修繕箇所について、必要・緊急度の高い箇所から順次修繕工事を行う。 18年度においては99件の維持補修工事(128,998千円)を施工した。	1. 膨大な修繕要望に当たっては、昨今の工法複雑化への対応及び緊急順位判断の的確・公平性が求められる為、担当職員の更なる資質向上を図る。 2. コスト重視、安易工法等、従来の手法にとらわれず交通弱者や環境に配慮するなど時代に即した工事執行を進める必要がある。	市道(橋梁)の維持・修繕工事	道路環境の保全と通行に安全な道路状態を保つ。	146,795	工事発注件数	件	112	99	100	市道・橋梁等の維持修繕工事発注件数	H17 1,593,669	事業執行率	%	100	100	100	事業の執行率	4	4	5	5	5	5	28	A	拡大	継続	4	市民の多様な力の活用						

Table with columns: 施策番号, 分野, 大項目, 中項目, 開始年度, 所管, 事務事業名, 事業概要, 今後の課題, 事務事業の対象者等, 手段, 目的, 平成18年度事業費, 活動指標, 単位, H17, H18, H19, 説明, 活動指標, 単位あたりコスト, 成果指標, 単位, H17, H18, H19, 説明, 目的適合性, 実施改善等による成果向上の余地, コストの削減余地, 市関与の妥当性, 社会的ニーズ, 市民ニーズ, 合計点, ランク, 十八年度評価, 十八年度評価, 十八年度評価, 一次総合評価, 二次評価, 拡大/縮小, 改善区分

Table with columns for project details (事業概要, 目的, 手段, 活動指標), quantitative analysis (定量分析), and qualitative assessment (手段の適切さ, 市の役割, 必要性). Rows 257-260 describe projects like 'Local Network Utilization', 'E-Government Promotion', and 'Local Information Promotion (CATV Addition)'. The table includes specific metrics like 'Number of internet connections', 'E-application rates', and 'CATV subscription rates'.

実施番号	分類	大項目	中項目	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	17年度評価	18年度評価	1次総合評価		2次評価		拡大・縮小	改善区分						
											活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニーズ				市民ニーズ	総合評価	判断理由	総合評価			判断理由					
																																							1次総合評価	2次評価	総合評価	判断理由	
265	第6都市	3都市の魅力づくり	(3)美しい景観の創出と保全	みらい都市室	屋外広告物許可	屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して公衆に対して屋外で表示されるものであり、平看板・立看板・はり紙・広告塔・及び建物や工作物に掲出表示されたもの、並びにこれらに類するものをいう。 これらの広告物は、社会生活や経済活動に役立ち、街にぎわいや活気をもたらすものである。しかし、無秩序に設置・掲示が行われると、広告物が氾濫し、良好な景観や自然の風致が損なわれることとなり、また、設置や管理が適切に行われず、倒壊や落下により、公衆に対して危害を及ぼす恐れがある。そのため、屋外広告物法に基づき、広島県において屋外広告物条例を制定し、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止等の観点から屋外広告物の許可、規制を行う。	市内一円での法令の適用を一元化し、広報等に利用しているところではあるが、十分な認識を得ていない。申請がなされないものや、制度を知らないで無申請で設置される看板が多数存在している。 良好な景観の形成と自然の風致の維持と、公平性の確保という観点から、さらなる周知を図り、違法状態にある広告物について、改善の働きかけを継続していかねばならないが、市域が広く、違反・無許可広告物の調査・把握が困難である。また、景観保護に係る基準が不明確なため、申請者に明確な基準を	屋外広告物及びその設置者	申請に基づく審査、手数料徴収、許可証交付(期限1年間)違反広告物の調査	良好な景観を形成し、自然の風致を維持すると共に、公衆に対する危害を未然に防止する。広島県屋外広告物条例に掲げる基準の遵守及び景観に配慮した屋外広告物の設置	1,478	屋外広告物許可件数	件	266	276	290	申請件数は、働きかけにより増加している。	H17 5,349	屋外広告物許可件数	件	266	276	290	屋外広告物許可件数	5	H19.9月現在0件	5	悪質な違反広告物に対して簡易除去を行うなど、良好な生活環境を維持するため、積極的に取り組んでいる。	申請の働きかけにより許可件数は増加しており一定の成果は上がっている。しかし、無申請の違反広告物が多数存在しており、これを把握し、申請を行ってもらうよう、継続して指導をしていかなければならない。	許可期限が1年以内となっているため、1件の看板について、年毎の許可証の発行が必要。コスト削減に向け、管理システム(平成19年度から運用開始)。	景観づくりはまちづくりに関するもので公共性が高い。条例に基づいて市が行っているものである。	5	5	4	27	A	要改善	要改善	継続	良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止においては、欠くことのできない制度であり、一定の成果もあがっているが、十分な認識を得ていない。景観条例の制定にあわせて、周知の徹底を図る必要がある。事務手続きにおいては、管理システムを導入し、平成19年度から運用している。	法令に基づき、淡々と実施する、また法令遵守のための啓発活動も重要である。	8	事務事業の効率化
266	第6都市	3地域交通	(1)元気なお店づくりとにぎわいの創出	みらい都市室	三次町歴史的地区環境整備事業	歴みち事業として、平成8年度より官民協同で取り組んでいる。民は歴みち協議会の設立と街並み協定の締結(約300件)と家屋の修繕。官は基盤整備については、巴橋-三次本通り-荒瀬病院-太才神社までの延長約1400メートルの現道幅員を電線地中化、下水道、上水道移設、石畳舗装、水路改良、街灯を設置する。ソフト事業としては、家屋の修繕に補助金を出す。事業完成後は、住民が歴史を認識しながら、高次の生活を営みながら持続可能な町とし、また、市内外の来訪者も三次市の歴史を歩いて楽しむことを目標とする。	地域住民による積極的な歴史的街なみ創り(家屋修繕補助金を利用した改修)	地域住民	電線地中化・下水道・水道・石畳舗装・家屋修繕補助	中心市街地としての活力をとりもどす。	676,481	修繕補助の件数	件	1	2	3	家屋修繕補助の件数	H17 334,802,000	修繕補助の件数	件	1	2	3	家屋修繕補助の件数	5	H17 338,240,500	5	平成17・18年度で全路線の主たる工事を完了した。	歴史的な街の環境整備が整った。	上下水道と一体で整備している。	民間ではない。	他都市でも歴みち事業を積極的にしている。	他地区の市民の中には、理解していない方もおられる。	28	A	現状維持	要改善	拡大	都市や街は変遷していき、やがては世世代代と変遷を繰り返しながら変化していく。三次町の歴みち事業は、衰退した通りを過去ながら未来に活かす方向に持っていき、向かって持続可能な街づくりを推進している。今後の中心市街地の街づくりは、過去の街を壊しながら整備するのではなく、過去に活かす「アドリブ」方式(再開)で整備する余地ができた事業だと判断した。	地元商店街と協力し、魅力ある商店として復活させるには、何が足りないか検討し、課題を見つめ直す。	1	市民と行政の協働	
267	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	みらい都市室	違反建築物に対する措置(指導、命令、処分等)	建築物は、建築中に限らず建築の完了後であっても適法にする必要がある。建築主等が自主的に適法にしない場合は、適法となるように強制的な手段が必要である。特定行政庁は、建築基準法第9条の規定により、建築主等に対し違反建築物の是正に必要な措置(工事の停止、除去、使用制限等)をとることを命じる。また、定期的なパトロール等により、違反建築物の防止を図る。平成18年度においては、23件の違反指導を行った。	三次市は、主として木造2階建てまでの住宅について違反指導を実施しているが安全安心なまちづくりの最低限の条件は、すべての建築物が法に適合することであり、広島県と連携して、違反是正や違反防止の取組みの促進を図る必要がある。	建築主(主に住宅等小規模な建築物で、建築基準法第6条第1項第4号に該当するもの)	指導し是正させる。	建築物を建築基準法に定める最低限の基準に適合させることにより、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする。	3,773	違反建築物パトロール	回	9	10	12	違反パトロール	H17 395,444	違反指導件数	件	39	23	30	建築基準法違反の指導件数	4	H18 377,300	3	周辺に影響を与える違反建築物に対して指導等を実施し、建築基準法に適合させることにより、安全安心な建築物を目指す。	定期的なパトロールの実施により、早期に違反建築物に対する対応を図る。	コストはほぼ人件費のみである。	建築基準法第9条の規定により、特定行政庁が実施することとなっている。	防災的見地から安全安心な建築物を目指す意識が高まっている。	防災的見地から安全安心な建築物を目指す意識が高まっている。	25	B	現状維持	要改善	継続	行政、住民がより一体となって防災意識を高め、安全安心な建築物を目指す。違反建築物防止に向けた啓発を継続して図る。	法令に基づき、淡々と実施する、また法令遵守のための啓発活動も重要である。	8	事務事業の効率化	
268	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	みらい都市室	建築確認事務	建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定め、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。建築基準法に基づき、建築物の建築等に関する確認事務及び建築物に関する検査事務等。平成17年4月から建築主事を行うことにより、限定特定行政庁となり、三次市において確認等の事務の一部を取扱っている。平成18年度は、確認事務においては、43件を審査し、検査事務においては、89件を検査した。	権限委譲を受け事務事業を行って2年になるが、職員の技術力が不足しているため、職員の技術能力向上を図ると共に、市民が安全で安心して生活できるように、厳正な業務を行っている必要がある。建築主事の育成も必要である。民間確認検査機関による確認等件数が増え、今後は、確認事務の他、違反建築物の指導等に力を入れる必要がある。	建築物を建築する者	建築確認申請等により、建築主事が建築物又は建築計画が建築基準法等に適合しているかを建築工事の着手前、工事中及び完了後に審査及び検査を行う。	市民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築物の敷地、構造、設備及び用途の規制を行うことにより、建築物の安全を確保し、都市環境の整備を図る。	7,759	建築確認検査件数	件	206	132	130	建築確認、中間検査及び完了検査の審査及び検査実施件数	H17 64,621	建築確認件数	件	84	43	40	建築確認審査件数	4	H18 58,780	3	申請等に対する確認行為や検査のため、申請件数での目標達成指標としては、評価しにくい。その申請等に対する審査事務の正確性及び迅速性について、向上余地がある。	申請等に対する確認行為や検査のため、申請件数での成果としては、評価しにくい。その申請等に対する審査事務の正確性及び迅速性について、向上余地がある。	確認申請の審査事務及び検査実施の現場への交通費であり、コストの削減余地は、小さい状況である。	民間指定確認検査機関においても確認及び検査は実施できる。この場合でも、法律上は市(建築主事)が行ったことになる。	建築基準法の基準により建築物の安全、衛生を確保し、市街地の安全環境を確保することにより、建築物の使用者の生命、健康等を守り、良好な市街地環境を確保する意味から、社会的ニーズが高い。	23	B	現状維持	要改善	継続	建築基準法による確認及び検査事務については、民間指定確認検査機関においても同様の業務を行うことができることとなっている。しかし、市においては、確認及び検査事務の審査及び検査の業務を行う。安全安心な生活環境を確保し、市民の生命、健康等を確保することにより、建築物の安全環境を確保することにより、建築物の使用者の生命、健康等を守り、良好な市街地環境を確保する意味から、社会的ニーズが高い。	法令に基づき、淡々と実施する、また法令遵守のための啓発活動も重要である。	8	事務事業の効率化		

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	各評価項目は、1～5の5段階で評価										ランク:A:27-30 B:22-26 C:17-21 D:12-16 E:6-11					総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択														
													定量分析					手段の適切さ					市の役割					必要性					1次総合評価					2次評価				
													活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニ- ズ	市民ニ-ズ	合計点	総合 評価	判断理由	総合 評価	判断理由	拡大・縮小 内容	改善 区分				
269	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	あんしん建設室	排水路新設改良事業	排水路を改良することで、環境整備を図り、快適な生活を確保する。(漏水を防ぐことで井戸水等への影響をなくし、また汚泥のたまりを解消する)	排水路整備後は地域で出来る維持管理(清掃等)については地元組織で管理をやって頂く。	排水路付近の住民	排水路の整備	整備を図り、安全で快適な生活を確保する。	12,134	排水路改良延長 (m)	391	250	300	工事延長	H17 34,846	件数	件	9	6	6	要望、苦情の解消	4	3	3	3	3	3	3	19	C	未実施	未実施	継続	住宅の造成、大規模開発、道路工事等により排水路の整備が必要であり継続する。施工方法は地元(受益者)が事業主体となれるような制度の検討も必要。	継続	施行・管理等について、出来る限り地元で行えるよう、見直しを行う。	4	市民の多様な力の活用	
270	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	17	あかるい住宅室	公営住宅ストック総合改善事業	既設公営住宅ストックの有効活用を図るため、建替え・改善を計画的に実施し、適切な維持管理を行う。基本的な補助基準として基幹事業と提案事業がある。基幹事業としては公営住宅整備または既存住宅の居住環境整備などがあげられる。また提案事業としては、住宅施策に資する事業となっており幅広い事業をすることができ、なお補助率(交付率)としてはおおむね4.5%。	住環境改善として公共下水道への接続、合併浄化処理槽の設置を順次進めている。また火災報知機を全戸に設置し居住者の安全確保にも取り組んでいる。しかし、現時点でも市営住宅によってはトイレの水洗化等未整備の住宅もあり、設備性能等に大きな開きがあることから、今後も順次改善に取り組んでいく。	市民	トイレの水洗化・消防設備の整備・外壁改修	市営住宅を管理しているうち約7割が耐用年数の半分を経過して老朽化が進んでいる。それに加えこれらの市営住宅は現在の居住水準からみても広さ・設備性能・高齢化対応など様々な改善点が見受けられる。こうした背景を踏まえ、市営住宅の改善事業を行う。	13,586	整備戸数 件	13	85	298	市営住宅において公共下水道接続並びに火災報知器設置を行った戸数	H17 1,049,230	整備戸数 件	13	85	298	市営住宅で整備を行った戸数	4	2	3	5	4	5	23	B	要改善	要改善	継続	市営住宅によっては設備性能等に大きな開きがあり計画的に居住水準の向上を図る必要がある。	継続	計画的に実施して行かなければならない。	8	事務事業の効率化			
271	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	あかるい住宅室	住宅維持修繕	市営住宅入居者の居住整備及び市営住宅内維持管理を行うもの。	共用部分(浄化槽・敷地整備等)の管理について、住宅ごとに管理組合を設置し維持管理をしていただくよう努めていく。	市営住宅入居者	維持修繕内容を調査し、緊急に行うのか、計画的な判断し実施する。また設備機器の管理については委託し維持管理をしていく。	入居者が快適に生活できるように住宅環境の整備を行う。	54,228	市営住宅修繕等件数 件	402	420	400	市営住宅の修繕を行った件数	H17 139,475	改善された住宅戸数 件	402	420	400	修繕を行ったことにより居住の改善が行われた戸数	5	2	4	5	4	5	25	B	事業縮小	事業縮小	継続	市営住宅の7割が耐用年数を経過している現状では、市の財政を助長しつつ計画的に維持管理を行っていく必要がある。	縮小	市が行う部分と入居者が行う部分を明確にして、計画的に実施して行い必要がある。	18	受益と負担の適正化			
272	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	あかるい住宅室	住居入居募集・抽選	市営住宅に空きが生じれば、広報みよし・ホームページなどにより入居者を募集する。空き募集戸数に対し、入居申込者が上回れば、公開して入居決定抽選会を実施し入居者を決定する。	ケーブルテレビを利用して市営住宅の募集情報を提供する。	入居を希望する市民。	広報みよし、ホームページ及び各支所からは無線放送などで市営住宅の入居募集を行う。その結果、応募戸数が募集戸数を超えれば抽選を行い入居者を決定する。	住宅の供給を行う。	614	抽選回数 回	9	14	12	市営住宅入居者決定抽選回数	H17 42,777	入居率 %	63	96	80	入居戸数/募集戸数	5	4	4	5	3	3	24	B	要改善	要改善	継続	入居募集に対する市民のニーズがあるため。なお、入居希望が特定の住宅に偏る。市営住宅ストック総合活用計画等に沿って、施設改善を図っていくことが必要。	継続	需用と供給のバランスであり、抽選はやむを得ない。	13	サービスの向上			

Table with columns: 施策番号, 分野, 大項目, 中項目, 開始年度, 所管, 事業名, 事業概要, 今後の課題, 事務事業の対象者等, 手段, 目的, 平成18年度事業費, 活動指標, 単位, H17, H18, H19, 説明, 活動指標, 単位あたりコスト, 成果指標, 単位, H17, H18, H19, 説明, 目的適合性, 実施改善等による成果向上の余地, コストの削減余地, 民間委託の妥当性, 社会的ニーズ, 市民ニーズ, 合計点, ランク, 十八年度評価, 十七年度評価, 1次総合評価, 判断理由, 2次評価, 判断理由, 拡大/縮小, 改善区分.

施策番号	分類	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	17年度評価	18年度評価	総合評価	1次総合評価	2次評価		拡大/縮小	改善区分					
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性						社会的ニ- ズ	市民ニ-ズ			判断理由	総合評価	判断理由	内容	その 他の 内容
277	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	18	営業管理室	簡易水道施設管理業務委託	平成14年4月から水道法が改正され、民間委託が認められるようになった。このことを受け、定期的な人事異動と技術者の養成コストの縮減を図るため、平成18年4月から簡易水道浄水場等施設の運転管理業務を民間委託している。水道施設の運転管理及び危機管理に精通した業者へ委託することにより、以前に増して、簡水利用者の方へ安全で安定した水を供給できるようになった。	さらに簡水利用者の方へ安心して安定した浄水を給水するため、浄水濁度管理や警報通報装置の整備を進め、運転状況から機械更新を的確に行う。	簡易水道利用の市民	各簡易水道事業 三次市簡易水道施設に合わせた適切な管理体制の構築を図り、一般管理業務のほか、災害や事故発生時に迅速な対応ができるようにする。	三次市簡易水道施設に合わせた適切な管理体制の構築を図り、一般管理業務のほか、災害や事故発生時に迅速な対応ができるようにする。	現在業務委託数が2件となったが、南部と北部の2地区の切替期による技術力の向上を目指す	業務委託件数	件	-	2	2	H17 #VALUE!	18216,500	利用者からの苦情件数	件	-	15	9	4	3	3	2	4	4	20	C	拡大	継続	委託可能なものは、全て委託していく必要がある。	3	民間委託等の推進					
278	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	17	営業管理室	浄水場整備事業	日常的に排出されるし尿・汚泥を処理する施設の維持修繕を行い、平成22年から供用開始される新施設の設置まで、現在の旧施設を維持管理する。	施設の老朽化に伴い、大規模な修繕が必要とならないよう早期のメンテナンスと対応を充実させてゆく。	三次市民	三次市し尿処理施設(錦水園)の機器の維持管理	施設本来の処理機能が発揮できるよう、日々の点検により異常の有無を確認し、維持管理を行う。	件数が多いほど、施設の老朽化が顕著である	工事請負件数	件	3	3	3	H17 2,346,333	3,028,333	施設停止日数	日				5	3	3	5	5	26	B	継続	新施設が稼働するまで、最善の注意を図り運営に当たること。	8	事務事業の効率化							
279	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	19	営業管理室	上水道施設整備(寺戸浄水場整備)	設置から20年以上経過しているものもあり、維持管理上、現在の情報収集数は不足している。また、現在は生産中止している機種であり、雷等により被害が出るおそれがある。また、区域拡大により、新しくできた配水池・加圧ポンプ所からの情報を収集し、維持管理体制の充実を図る。今年からの実施計画であり、3年間で整備を進めていく。	安心して使える水を、安定して供給できる事業への要求は今後も高まる。運転状況に応じて、機械の更新・修繕が事前に判断できるようにする。	市民	老朽化した部品を、新機種に更新する。区域拡大による、災害時などの故障や不具合に迅速に対応できる。配水池・加圧ポンプ所に遠方監視システムを構築する。	中央監視システムが構築されることにより、災害時などの故障や不具合に迅速に対応できる。安定的に水を供給できる。市民満足度を高めることができる。	整備を実施する件数であり本年度は、全体計画を作成を行い、監視制御装置及び小原第2ポンプ所を整備予定	整備件数	箇所	-	-	2	H17 #VALUE!	15,889,500	警報の収集量	-	-	未定		5	2	3	5	4	23	B	拡大	継続	計画的に実施し、市民が安心して飲める水道水を供給していくこと。	8	事務事業の効率化						
280	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	14	営業管理室	上水道施設管理業務委託	平成14年4月から水道法が改正され、民間委託が認められるようになった。このことを受け、定期的な人事異動と技術者の養成コストの縮減を図るため、平成14年11月から浄水場の維持管理業務を民間委託している。このことから以前に増して、安全で安定した水を供給できるようになった。遠方監視システムの構築と併せて、一層安定した水の供給を進める。	今年が委託発注してから最終年度であり、更なる業務内容の充実と、遠方監視システムの整備を進め、24時間365日安全で安定した水の供給ができるよう運転管理・機械更新などを的確に行う。	上水道を利用している市民	第4次三次市水道事業拡張計画に則り、新しく計画しているポンプ所や配水池と、これまでの委託施設と併せて業務内容の適正化を図る。	三次市水道施設に合わせた適切な管理体制の構築を図り、一般管理業務のほか、災害や事故発生時に迅速な対応ができるようにする。	現在業務委託数が1件・簡易水道2件となっているが、業者間での切替期による技術力の向上を目指す	委託件数	件	1	1	1	H17 31,704,000	31,704,000	利用者からの苦情件数	件	8	7	6	4	2	3	2	4	19	C	拡大	継続	業務を精査し、可能なものは全て委託していくこと。	3	民間委託等の推進						

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

実施番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析										手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	十八年度 評価	十七年度 評価	十八年度 評価	1次総合評価		2次評価		拡大・縮小	改善区分							
													活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニース					市民ニース	総合評価	判断理由	総合評価			判断理由	内容	その他 の内容				
																																												補助件数	件	49	45
281	都市	第6都市	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	事業推進室	飲用水供給施設補助事業	水道事業の計画区域外又は区域内でも1年以内で給水が開始されない区域で、飲用水検査に合格した一定の水量を確保するためのボーリング又は掘井戸の費用のほか、揚水ポンプ、水質及び水量検査の費用に対する補助をしようとするもの。	水道事業においては、家庭の運搬路や幹線ルートのみを計画しており、その他については地域住民において給配水管工事をしていただいている。本線に近い住民と離れた住民において費用に差があるため、地域にて組合を設立し工事費をプール計算し給水工事を行っている地域もあるが、組合が設立されない地域においては本線から離れた住民は給水工事に高額な費用を要している。このような場合においてもかわらず水道工事費よりボーリング工事費が安価な場合は、ボーリング補助を選択すると想定される。今後、水道	水道事業の計画区域外に在る地域に在る住民でも1年以内に給	飲用水の供給を目的として新たにボーリング及び掘井戸方式により水源を確保するものに対し補助金を交付する。	市民が「安全、かつ安定」した飲用水を確保することを目的とする。	19,114	H17	補助件数	件	49	45	70	本制度による補助件数	H17	419,571	補助により飲用水水源が確保できた戸数	戸	53	47	80	本制度により水源を確保した戸数	5	5	4	5	4	27A	拡大	要改善	拡大	平成18年度に補助要件を追加したことにより有効性が向上した。	平成18年度に補助要件を追加したことにより、より利用しやすい制度として市民に利用していただいている。今後、申請件数の増加も考えられる。課題としては、市民にこの制度をより知っていただくための広報活動が必要。	水道、簡易水道ともに計画のない地区があり、事業の継続は必要である。給水区域内で給水が既に実施されている場合は、この制度を利用させない。市の施策が上水、簡水である訳であり、加入促進に努める必要がある。	10	内容の改善						
282	都市	第6都市	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	事業推進室	給水工事審査・検査・給水台帳	給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去しようとする者は水道事業等管理者へ申し込み、その承諾を受けなければならない。水道事業等管理者は給水装置工事を行う指定給水装置工事業者に対し設計審査及び完了検査を行う。また、水道事業等管理者は、給水工事申込書を給水台帳として管理し、既設の給水装置の改造、増設を行うものに対して、給水装置の情報を提供すると同時に漏水事故が発生した際にも配管ルート等の把握に活用することができる。	市街地の配水管網において配水機能が限界に達している(宅地化により家屋の増大)エリアでの給水工事や集合住宅、高層マンションなどの審査には知識や経験が必要とされる。今後、専門職を配置するなどの対応により高度な給水のサービスが必要と考えられる。	給水区域内住民、指定給水装置工事業者	給水工事の申込受理・設計審査・関係機関への許可申請(道路占用申請等)給水工事の指導監督・工事立会・検査・給水台帳の管理	指定給水装置工事業者が行う給水工事について、給水装置の構造及び材料の基準に関する省令、三次市給水装置工事業者規程並びに三次市上水道給水装置工事施行基準を厳守した施工を行わせることにより、飲料水等の供給を受ける住民に安全な水を安定的に供給する。	指定給水装置工事業者が行う給水工事について、給水装置の構造及び材料の基準に関する省令、三次市給水装置工事業者規程並びに三次市上水道給水装置工事施行基準を厳守した施工を行わせることにより、飲料水等の供給を受ける住民に安全な水を安定的に供給する。	4,158	H17	給水工事審査・検査・給水台帳の申込件数	件	610	1,009	1,000	給水工事審査・検査・給水台帳の申込件数	H17	5,640	検査合格件数	件	610	1,009	1,000	三次市上水道給水装置工事施行基準等を遵守した施工を行い、検査に合格した件数	5	5	4	5	4	27A	拡大	要改善	拡大	安全な水を安定的に供給するためには、許可制度により給水装置への法令基準への適合を図るほか、当該工事を適正に指導監督しなければならない。	現在実施している給水台帳のファインリング(電算保存)を進め、効率化を図ることに職員1人当りの処理能力を高めていく。	水道法第5条に基づき水道事業管理者には給水の義務がある。なお、同法第16条及び第17条において、給水工事の構造及び材質の法令基準への適合並びにこのための給水装置工事業者の指定制度が明記されている。また、個人情報である給水台帳の保護のためにも市で行うべきである。	生活環境の向上のため、安全な水を安定的に供給するサービスとしての社会的ニースが高い。	市民生活に欠かれない安全な水を安定的に供給するサービスの向上に向けて実施する。	給水区域の拡大、高層マンションや住宅団地開発など大規模な給水計画の増加に伴い高い社会的ニースがある。	申請に応じて、実施された。	8	事務事業の効率化	
283	都市	第6都市	(4)安全で快適な生活環境づくり	14	事業推進室	君田地区簡易水道事業	君田町の簡易水道事業は藤兼簡易水道事業により藤兼地区の一部及び茂田飲料水供給施設茂田地区への給水が行われ、本事業はその地区以外を全域給水区域とする君田地区簡易水道事業である。君田町においては、平成18年度に君田簡易水道の一部供用開始を行うまでは、藤兼簡易水道及び茂田飲料水供給区域のみで、多くの市民は各世帯では夏季の水不足が深刻な問題になっており、多くの家庭では井戸等に依存し、水量の不足、保健衛生面での水質管理等、多くの問題を抱えていた。浄水方法は、緩速ろ過方法を採用しております。採用にあたっては神野湖峡にほど近いセチ谷の清流を水源確保したことにより比較的簡単な運転制御で浄水機能が得られ、緩速ろ過法によってクリプトスピリジムの対応も実施しています。	この事業の効果指標には水道普及率の向上が求められる。一部供用開始を平成18年10月30日開始した。また、平成19年6月20日にさらに一部供用開始地区を追加した。その結果、給水区域内世帯数587件に対し、403件の分岐工事を17年度、18年度に実施したが、接続工事を市民が行ったのは約100件と少なく加入促進の啓発を行うことが課題である。	三次市市民(君田町)	良質な水質、水量の供給を図り地区住民の健康と生活文化の向上を目指すものである。	平成24年度事業完了を目標に掲げて水道施設整備を実施する。	一部供用開始を平成18年10月30日開始した。また、平成19年6月20日にさらに一部供用開始地区を追加した。その結果、給水区域内世帯数587件に対し、403件の分岐工事を17年度、18年度に実施したが、接続工事を市民が行ったのは約100件と少なく加入促進の啓発を行うことが課題である。	295,685	H17	事業費	事業	1	1	1	本事業に投資した事業費	H17	331,262,000	施工予定延長	m	5,610	7,920	6,948	水道管の延長距離	5	1	2	5	2	17C	縮小	要改善	縮小	平成14年度から事業着手し、給水区域の約9割近くの整備が完了した。	一部供用開始を平成18年10月30日開始した。また、平成19年6月20日にさらに一部供用開始地区を追加した。その結果、給水区域内世帯数587件に対し、403件の分岐工事を17年度、18年度に実施したが、接続工事を市民が行ったのは約100件と少なく加入促進の啓発を行うことが課題である。	受益者ニースの再調査を実施し、不必要な管路整備の整理を実施する。	水道事業は原則、市町村が経営するものである。	良質な水質、水量の供給を図り地区住民の健康と生活文化の向上を図るものがあるが、本地区の給水区域内の市民感覚として、社会的ニースが低い傾向がある。	水道未普及地域では各家庭で湧き水、渓流水及び井戸水に依存しており、一部地域によっては湧き水期における水不足が深刻化している。しかし全体の加入者数から助産するに市民ニースは低い。	給水区域内の事業箇所を精査し、事業の見直しを計る。	加入率を向上させる必要がある。	15	効果の検証
284	都市	第6都市	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	事業推進室	甲奴地区簡易水道整備事業	本事業は、増補改良・水量拡張・区域拡張の3種類の補助をもとに水量、水質の確保のため取水・導水・浄水・送水施設の改良及び矢原地区のク・カ・シビックセンターをはじめとした公共施設が点在するほか、宅地開発された箇所への配水施設の建設を行なう。	平成22年度事業完了を目指すためには、次年度においても複数の事業メニューを実施する必要があり、予算確保ができるかどうか課題となる。	地域住民	対象となる地域の水道管の布設及び施設の改良	水道未普及地域の解消及び取水・導水・送水施設の改良を行い、定住環境の改善を行なう。	水道未普及地域域解消に貢献している。	143,559	H17	事業費	事業	1	1	1	本事業に投資した事業費	H17	130,826,000	施工予定管延長	m	6,277	6,277	6,277	水道管の延長距離	3	3	4	5	4	23B	継続	要改善	継続	水道未普及地域域解消に貢献している。	費用対効果調へにより検証済み	公共性が高、市でなければならない。	水道未普及地域域解消のため、社会的ニースが高い。	生活環境が改善されるため、市民ニースが高い。	事業内容の精査を行う時期ではあるが、現在の予算が確保できれば計画年度完了の見通しがあるため。	22年度完了予定であるが、加入者の状況はどうか、加入促進と同時進行で事業を進めて行くよう努めること。	9	事業の迅速化	

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価
 ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析										手段の適切さ		市の役割		必要性		合計点	十八年度 評価	十七年度 評価	総合評価	判断理由	2次評価	判断理由	拡大・縮小 の内容	改善区分							
													活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの削減 余地										市関与の 妥当性	社会的ニ- ズ	市民ニ-ズ				
													事業費	事業	1	1	1	本事業に投資した事業費	H17	施工予定 延長	m	4,281	8,427	9,770	水道管の延長距離	3	3	3										5	5	5				
285	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	事業推進室	三良坂町統合簡易水道事業	平成14年度に変更認可を受け統合簡易水道事業に移行したことにより、三良坂地区・灰塚地区・仁賀田利智瀬地区の簡易水道が統合され、各地区間の連絡管の新設、専送配水の電気設備の更新、未普及地域の配水管の新設等が予定されている。今後においても自家用井戸等の独自水源の水質悪化や水量の低下などが進行するなかで、未普及地域の早期解消を図り安全で衛生的な生活用水の供給を行うことが必要である。	事業が長期に渡るため、定期的に整備手法の見直しを行う必要がある。例えば、統合簡易水道事業のみに留まらず上水道との統合により、浄水場の統廃合を行い水道事業の効率的な運営を行う。	地域住民	対象となる地域への水道管の布設。	水道の未普及地域を解消することにより、定住環境の改善を行なう。	203,532	H17	203,734,000	施工予定延長	m	4,281	8,427	9,770	水道管の延長距離	3	3	3	5	5	5	24	B	現状維持	要改善	拡大	継続	多少手法等で改善の必要があるが、社会的・市民ニ-ズの観点から事業の拡大が望ましい。(吉野町の一部・旧三次市の一部への拡張)	上水未普及地区の解消のための必要性は理解する。加入率の向上に努められた。	9	事業の迅速化								
													H18	203,532,000	本事業施工予定全延長	m	32,648	32,648	32,648	水道管の全延長距離	3	3	3	5	5	5	24	B	現状維持	要改善	拡大	継続												
													H19	167,400,000	施工率	%	13	26	30	水道管布設の進捗率	3	3	3	5	5	5	24	B	現状維持	要改善	拡大	継続												
286	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	9	事業推進室	三和地区簡易水道事業	地域住民の福祉と生活に必要な社会基盤施設である。水洗トイレの普及など生活様式の変化に伴い、水源確保と長期的な視点とした計画により、市民に安全で安定した飲料水の供給をする。平成9年～平成15年度 取水・導水・浄水・送水・配水施設設備 平成16年～平成19年度 配水施設設備	地域住民の水道加入促進、水道普及率の向上。	給水区域内住民	水道未普及地域を解消し、安定した水を住民に供給する。	水道施設の整備	99,906	H17	193,527,000	施工予定延長	m	4,473	1,880	1,864	水道管の延長距離	4	4	3	5	4	3	23	B	現状維持	要改善	継続	加入促進により加入率の向上に努め、その結果によってルート、管種・口径の再検討を行う必要がある。	水道未普及地区の解消のため、事業の必要性は理解できる。加入率の向上に努められた。	9	事業の迅速化									
													H18	99,906,000	本事業施工予定全延長	m	26,580	26,580	26,580	水道管の全延長距離	4	4	4	5	4	3	23	B	現状維持	要改善	継続													
													H19	132,641,000	施工率	%	17	7	7	本事業の進捗率	4	4	4	5	4	3	23	B	現状維持	要改善	継続													
287	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	15	事業推進室	公共工事に伴う工事負担金	配水管の新設・増径・更新を、他事業(道路改良・下水道事業)と一体で施工を行う。	水道施設の整備(配水管布設工事)をすることによって、ライフラインの整備拡充及び生活基盤の改善を図ること。	市民	水道施設の整備(配水管布設工事)	他事業と一体施工を行い、安全で衛生的な生活用水を安定供給し、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図る。あわせて水道管の維持管理費と経費削減を図るための工事負担金である。	82,531	H17	56,085,000	配水管布設延長	m	647	1,558	1,545	本事業により、配水管を布設した延長	5	5	3	5	5	4	27	A	未実施	未実施	継続	道路改良・下水道事業等・他事業と併せ、一体的に上水道管の新設・改良・更新を行うことにより、経費の削減を図る。	コスト削減の余地がまだあると判断されており、最大限の努力を求める。	17	コストの削減									
													H18	82,531,000																														
													H19	88,678,000																														
288	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	事業推進室	上水道整備事業	本市の上水道事業は、昭和39年に創設した。創設後、4期の上水道拡張計画を行い、順次給水区域の拡張を行っている。また、給水区域内についても必要に応じ配水管の布設及び、布設替え・老朽管の更新を行う。平成18年度は、田幸地区・青河地区の拡張事業を行った。また、酒屋地区の配水管布設工事、及び、皇敷地区・三次町で老朽管の更新を行った。	水道施設の整備(拡張事業・配水管布設工事・水道老朽管の更新)を進めることにより、更なるライフラインの整備拡充及び生活基盤の改善を図ること。	市民	水道施設の整備(拡張事業・配水管布設工事・水道老朽管の更新)	給水区域の拡大・配水管施設の整備・施設更新による安全で衛生的な生活用水を安定供給し、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図る。あわせて水道管の維持管理経費の軽減を図る。	841,041	H17	852,919,000	給水戸数	戸	12,481	12,741	12,800	本事業により給水が可能となる戸数	5	3	3	5	5	4	25	B	未実施	未実施	継続	未普及地域の水道施設の整備や老朽管の更新を行うことにより、ライフラインの整備拡充及び生活基盤の改善を図る。	未普及地区の解消のため継続して実施が必要であると同時に、加入促進にも力を入れる必要がある。	9	事業の迅速化									
													H18	841,041,000	給水人口	人	32,382	32,974	33,037	本事業により給水が可能となる人口	5	3	3	5	5	4	25	B	未実施	未実施	継続													
													H19	919,920,000																														

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	各評価項目は、1～5の5段階で評価										総評価値・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択																
												定量分析					手段の適切さ					市の役割		必要性		合計点	17年度評価	18年度評価	1次総評価値	2次評価	拡大・縮小	改善区分						
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性								実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	
289	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	事業推進室	汚泥再生処理センター建設事業(し尿処理場)	し尿及び浄化槽汚泥等を適正に処理するため、循環型社会に向けた3R(汚泥の資源化)を考慮した汚泥再生処理センターを整備する。	環境に配慮した施設及び効果的で経済的な施設建設のため、最も適した処理方式及び資源化方式の検討が必要。	全市域のし尿・浄化槽汚泥及び農業集落排水処理汚泥	平成18年度に設置した「三次市汚泥再生処理施設」において、処理方式及び資源化方式等について検討を重ね、三次市にとって最も効果的で経済的な施設の建設を平成19年度から平成21年度までの3か年度で行う。	現有施設(錦水園)の老朽化及び処理量超過の対応。また「甲双衛生組合し尿処理場」の平成21年度末の取壊しに対応するため新たな施設を整備し、し尿及び浄化槽汚泥等を適正に処理すると共に汚泥の資源化を図る。	170,784	測定・調査	式	1	1	1	平成17～18年度で測量調査等を行い、平成19年度よりプラント建設に着手する。	10,142,000	測定・調査	式	1	1	1	平成19年度よりプラント建設に着手	5	3	3	5	5	3	24	B	未実施 要改善	継続	平成22年度4月の供用開始を目標に今後も事業を継続していく。	22年開始時に向け、使用料を安易に今までと精度よく決定していく必要がある。	9	事業の迅速化
290	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	事業推進室	公共下水道事業(三良坂)	三次処理区においては、平成2年に事業着手。三良坂処理区については、平成7年に事業着手した。三次処理区 三良坂処理区 全体処理区面積 1,010.0ha 80.0ha 現在の認可面積 410.9ha 80.0ha H18年度末整備面積 210.3ha 46.0ha	近年の産業の高度化や、生活様式の多様化などにより河川の汚濁は進行しており、ここ三次区の河川の汚濁は進んでいる。快適な環境づくりのため、早期完成・早期供用開始が課題である。維持管理費については、使用料でまかなうのが原則であるが、拡張事業が完了していないため、バランスが取れた適正な料金となっていない。	下水道管渠及び処理場の整備。また、必要に応じて上水道と道路側溝及び舗装のリニューアル。	市民生活における水・生活環境の改善。家の水洗便所や水周りを改造することによる快適な生活。汲み取り便所の改造による臭いの除去。道路側溝に蚊やハエ等が発生する生活雑排水の除去。古い上水道管に溜まっている汚れや、配水管・給水管の口径を更新することにより、各家庭への水の適切な供給。老朽化した道路側溝やアスファルト舗装等を更新することにより、生活環境の再整備を図る。	1,646,787	拡大処理区域面積	ha	247	256	266	本事業による処理区域面積三次区・三良坂町の面積を行った。	6,730,566	処理区域人口	人	9,288	9,581	9,900	本事業により排水処理が可能となる人口	4	3	3	5	5	4	24	B	要改善 要改善	拡大	三次処理区の場合、平成2年度に処理区域1,010haを計画し、平成18年度末で210haの整備であり、16年間で20%の整備率の為	供用開始区域の拡大と同時に加入率の向上に努める必要がある。	9	事業の迅速化	
291	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	事業推進室	小型合併浄化槽設置補助事業	生活排水の浄化対策として、公共下水道等の整備区域を拡大しているが、事業認可区域以外の区域においては、排水対策が遅れている。このため、浄化槽の設置に対して補助金を交付し、公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を推進する。公共下水道・農業集落排水・市町村設置浄化槽対象区域(布野町・君田町)を除く市内全域を対象とし、住宅(店舗併用住宅を含む)への浄化槽設置希望者に対して補助金を交付する。平成18年度補助内容(5人槽41基・7人槽102基・10人槽4基)補助基數:147基 総事業費:78,298千円	18年度の設置者が16・17年度に引き続き減少傾向にある。環境への関心が高まっているこの時期に、広報・ホームページ等により制度の周知を図り普及促進に努める必要がある。作木町においては、平成20年度まで補助限度額を別途定めているので制度を周知し活用を図る必要がある。水質悪化の原因成分のひとつである窒素の除去を推進するため、高度処理窒素除去型への補助額の増額を検討する必要がある。	公共下水道・農業集落排水・市町村設置浄化槽対象区域(布野町・君田町)を除く市内全域	申請に基づき、浄化槽設置者に補助金を交付する。	対象区域内に1件でも多くの浄化槽を設置し、公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を推進する。	79,721	補助基數	基	171	147	180	補助対象基數	532,614	浄化槽処理人口	人	580	543	590	本補助事業により浄化槽処理が可能となった人口	5	2	4	4	5	25	B	現状維持 要改善	継続	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への改修を促進する必要がある。水質悪化の原因成分のひとつである窒素の除去を推進するため、高度処理窒素除去型への補助額の増額を検討する必要がある。	下水道等の計画の無い地区での事業であり、申請に応じて継続して行い必要がある。	8	事務事業の効率化	
292	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	事業推進室	浄化槽市町村整備推進事業	近年の産業の高度化・生活様式の多様化等により、河川等の水質悪化が進行している。環境意識の変化により産業活動に伴う排水の浄化は促進されているが、生活排水の浄化対策は、公共下水道等の整備区域を拡大しているが、事業認可区域以外の区域においては、排水対策が遅れている。このため、市町村設置型浄化槽を設置し、公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を推進する。平成18年度設置内容(布野4基・君田14基)設置基數:18基 総事業費:17,745千円	平成19年度で、君田町が事業終了となるので事業の周知徹底を行なうとともに、希望者全員に対してサービスを提供できるよう努力する必要がある。平成22年度で事業終了(布野町の放流管の特例については、平成20年度まで)となるので、対象者への普及促進する必要がある。事業終了後、設置した浄化槽の修理費がかさむことが予想されるので、個人への払い下げ・譲渡等を検討する必要がある。	公共下水道等の対象区域(布野町・君田町)を除く市内全域	申請に基づき浄化槽を設置する。設置の対価(分担金)と日々の使用料を徴収し維持管理費に充てる。	対象区域内に1件でも多くの浄化槽を設置し、公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を推進する。	21,140	浄化槽設置基數	基	38	18	20	浄化槽の設置基數	1,246,947	浄化槽処理人口	人	146	69	76	浄化槽の処理人口	4	3	3	3	5	23	B	現状維持 事業縮小	縮小	市設置のため、設計・入札等に時間がかかり設置時期に施工することが難しい。事業を迅速に実施するための改善が必要である。浄化槽整備事業については、市町村設置整備事業と個人設置の補助事業がある。維持管理費と使用料に違いが生じているが、合併協議会の取り決めがあり、今後検討を要する。個人設置の補助事業への制度改正により、整備費の軽減が考えられる。	合併時の取り決めはなされ、期間を区切り経費の統一など、矛盾の解消を図る必要がある。	18	受益と負担の適正化	

各評価項目は、1～5の5段階で評価
 ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析										手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	17年度 評価	18年度 評価	総合評価	1次総合評価	2次評価		拡大/縮小	改善区分				
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性						社会的ニ- ズ	市民ニ-ズ			総合評価	判断理由	総合評価	判断理由
												拡大処理 面積	ha	300	303	310	三良坂町・布 野町・吉舎 町・甲奴町の 面整備を行 った。	2,149,090	処理区域 内人口	人	4,635	5,040	5,100	本事業によ り排水処理 が可能となる 人口	4	3	4	5						5	4			25	B	要改善	拡大
293	都市	第6	都市	(4)安全で快適な生活環境づくり	特定環境保全公共下水道事業 (酒屋・吉舎・坂・甲奴)	近年の産業の高度化や生活様式 の多様化などにより河川や海の 汚濁は進行しており、ここ三次で も生活排水により市内河川の 汚濁は進みつつあった。三次公 共下水道事業は市内河川の水質 保全をはじめ市民生活の向上や 環境改善を図るため平成2年三 次市公共下水道基本計画を策定し 同年都市計画法・下水道法の認 可を受けて事業着手した。 平成18年度は、管渠延長2.0k m、排水面積3.4Haの整備を行っ た。	市民の快適な環境づくりのため の下水道事業として、早期 完成・早期供用開始が課題。	下水道事業区域内に定住する住民及び事業所。	市民の快適で便 利な暮らしのため、また三次市内 を流れる河川の水質保全のため。	事業区域内の下水道管 渠の面的整備を行い下 水道整備区域の拡大を 図り下水道を利用でき る状態にする。	496,864	拡大処理 面積	ha	300	303	310	三良坂町・布 野町・吉舎 町・甲奴町の 面整備を行 った。	2,149,090	処理区域 内人口	人	4,635	5,040	5,100	本事業によ り排水処理 が可能となる 人口	4	3	4	5	5	4	25	B	要改善	拡大	9	事業の迅速化					
294	都市	第6	都市	(4)安全で快適な生活環境づくり	台帳管理システム整備事業	特定環境保全公共下水道を整 備したうち、布野処理区と甲奴 処理区の管路について電子台 帳で整理するものであるが、 紙台帳が整備されていない状 況のため、電子台帳で整理す るためには、資料収集等にお いて困難が予測される。	特定環境保全公共下水道を整 備したうち、布野処理区と甲奴 処理区の管路について電子台 帳で整理するものであるが、 紙台帳が整備されていない状 況のため、電子台帳で整理す るためには、資料収集等にお いて困難が予測される。	布野処理区・管理を担当する職員。特定環境保全公共下水道を 有する者、新築移転を考慮した	電子台帳として整 理する。	管路の維持管理の効率 化、及び加入者からの 問合せに対するスピー ディーな対応を行う。	2,208	整理距離	Km		6	11	台帳整理を 実施した距 離	#DIV/0!	利用者数 (のべ)	人				1	部分的な整 理のため、 今現在では ほとんど利 用は見込め ない。	5	2	3	5	4	22	B	未実施	拡大	8	事務事業の効率化					
295	都市	第6	都市	(4)安全で快適な生活環境づくり	農業集落排水資源循環統合補助事業 (和知地区)	農村は、わが国の可住地面積 の9割を占め、総人口の4割が居 住する空間であり、国民の重要な 居住・就業・食料の安定 供給の場であるほか、国土と自然 環境の管理と保全、余剰空間の 提供など、重要な役割を果している。しかし ながら、農村社会における混住 化、生活水準の向上、農業生産 様式の変貌などから、農村の水 環境をめぐる状況は大きく 変化している。これを背景とし、 農業用排水の水質保全と農村 の生活環境の改善を重点施策と して位置づけ、農業生産 基盤と生活環境の一体的な整備 を図る。	和知地区においては、処理 場を新たに整備せず、既設処 理場へ接続を予定している が、既設処理場の能力を助 け、機能を増設すべきか否かの 判断を要する。 和知地区農業集落排水組合 加入者のうち、条件的に管路 により接続することが難しい加入 者について、浄化槽市町村 整備推進事業により浄化槽を 整備する予定にしているが、こ の事業で整備すべきか、ある いは単独市費により管路を整 備するかの判断を要する。	区域内	生活環境改善、 農村での快適な生活 環境を確保し、若者が 結婚・定住し故郷を守っ て行く生活の場所とし、ま た、都市部から帰省す る子や孫が怖がらないとい えし、併せて公共用水 域の水質改善で、安全 な農作物の生産、また、 水路・河川にタニシ・シジ ミ・ホタル、川魚が復活 し、子ども達が遊べる場 に。	区域面積	ha		24	平成19年度 は和知地区 全体面積。	#DIV/0!	区域内人 口	人		891	今年度は測 量及び実施 設計、和知地区全 体を対象と する。 測量及び実 施設計と、向 江田処理場 への連絡管 の工事を予 定、接続家 屋の見込み は無し。	5	4	4	5	4	26	B	未実施	継続	18	受益と負担の適正化										
296	都市	第6	都市	(4)安全で快適な生活環境づくり	農業集落排水台帳整理事業	農業集落排水事業で整備した管 路について、電子台帳として整理 し、管路の維持管理に使用する。	農業集落排水事業は、昭和6 3年度三和町で着手(開始) し、旧三次(向江田・神杉)、吉 舎町(敷地)、三良坂(仁賀・田 利)、三和町(敷名・板木・下板 木・上板木・上山・敷名第2・下 羽出庭)の12処理区において 事業実施してきた。19年度か ら和知地区の整備を開始す る。当初は紙資料であり、現況が 変わっている場合も想定され るため、電子台帳で整理する ためには、資料収集等にお いて困難が予測される。	土管地を維持する者、新築移 転を考慮する者、農業集落排 水事業で整備した地区に	電子台帳として整 理する。	管路の維持管理の効率 化、及び加入者からの 問合せに対するスピー ディーな対応を行う。	2,207	整理距離	Km		5	10	台帳整理を 実施した距 離	#DIV/0!	利用者数 (のべ)	人				1	部分的な整 理のため、 今現在では ほとんど利 用は見込め ない。	5	2	3	5	4	22	B	未実施	拡大	8	事務事業の効率化					

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価
 ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業 の対象者 等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ		市の役割		必要性		合計 点	17年度 評価	18年度 評価	1次総合評価		2次評価		拡大/縮小 内容	改善区分					
											活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの削減 余地				市関与の 妥当性	社会的ニ ーズ	市民ニ ーズ	総合 評価			判断理由	総合 評価	判断理由		
297	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	15	斎場建設事業	新しい斎場施設の整備、平成19年度は、斎場(火葬場)建設のための測量調査、地質調査、基本設計、用地購入を行う。	建設予定地周辺住民の理解、	市民	測量調査、地質調査、基本設計、用地購入	畏怖感や不浄感を払拭し、あかるく清潔な施設であるとともに、周辺環境との調和や環境保全に配慮した施設を整備している。	平成18年度事業費(千円)(職員人件費含む)	2,637	適地選定調査	地区	9	1	1	候補地の比較、評価資料作成、環境調査 平成19年度は、平成18年度実施できなかった。測量、地質調査、基本設計、土地購入	H17 1,401,888	H18 2,637,000	H19 777,827,000	候補地の選定	選定	用地購入	基本設計	4	3	3	3	4	4	21	C	現状維持	要改善	継続	選定した候補地の用地取得を行い、市民ニーズに対応した施設の早期建設を行う。	現在の施設は老朽化しているため、早期に選定した候補地の用地取得を行い、整備計画に基づき、市民ニーズに対応した施設の建設を行う。	9	事業の迅速化
298	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	地籍調査事業	毎筆の土地についてその所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積(土地の面積)に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する。 その成果は土地に関する行政の基礎資料として活用されるほか、不動産登記及び課税へ反映される。	18年度から支所担当職員が管財室付けとなったが、一層の連携を強化するため本庁への人員集約等、組織体制の整備 事務を迅速に行うための事務支援システム、調査図作成システムの導入 将来、GIS(地図情報システム)を構築するにあたり、地籍調査の成果を有効活用するための数値情報化 公共事業とリンクした地籍調査事業の執行	国土調査を行っていない地域	調査区域内の1筆ごとの土地の境界を確定するための調査及び地積測量を行う。	地籍の明確化を図ることにより、土地取引の効率化や正確な地図に基づいたまちづくり、公共事業の円滑化、災害の迅速な復旧といった国土の開発及び保全ならびにその利用の高度化に資する。	201,107	調査面積	km ²	20	29	32	年度ごとの地籍調査実施面積	H17 11,480,650	H18 6,934,724	H19 7,619,468	調査完了面積比率	%	40	41	42	年度ごとの地籍調査完了面積比率	5	3	4	4	5	26	B	事業拡大	要改善	拡大	地籍の明確化を図ることにより、土地取引の効率化や正確な地図に基づいたまちづくり、公共事業の円滑化、災害の迅速な復旧といった国土の開発及び保全ならびにその利用の高度化に資するため、未実施地区を早期に調査していく必要がある。	限られた予算の中で対応するためには、特定地域への事業集中も検討し、迅速化を図る。		
299	第6都市	4市役所改革	(4)自主自立の財政基盤づくり	16	法定外公共物関係事務	法定外公共物とは道路法、河川法等の適用又は準用を受けていない公共物で、いわゆる里道・水路がその代表的なものであるが、平成18年度までにその大部分を国から譲与を受けている。機能を喪失した法定外公共物の払下げについては、国有財産については市で公用廃止をし、広島県を経て財務局へ引継いだ後に財務局から払下げを受けることになるが、市有の法定外公共物については、公用廃止から払下げまでを一括して市で行うことになっている。	管理システムの構築(アナログデータとデジタルデータの統合)	法定外公共物(里道・水路)	譲与を受けた法定外公共物を合理的に管理する。	譲与を受けた法定外公共物の管理体制の確立 払い下げ手続きの簡素化 譲与済み法定外公共物管理図面の統一(電子化)	51,941	譲与物件面積	km ²	-	478	478	法定外公共物の譲与を受け管理することとなった面積	H17 #VALUE!	H18 108,595	H19 4,463	譲与物件面積	km ²	-	478	478	法定外公共物の譲与することとなった面積	4	3	4	5	4	23	B	要改善	要改善	拡大	18年度において三次市全域の法定外公共物の譲与が完了した。今後、管理体制の整備が必要である。 現在、旧町村時に譲与を受けたものについて、電子データが無い状態である。システム構築時にはある程度のコストがかかるが、管理体制が整えば、ランニングコストは一定のものになると思われる。 市が管理すべきものは譲与が完了しているため、手続きの簡素化が可能なため、社会的ニーズは高いと考える。	事務事業の効率化を図り、今後の維持・管理体制の確立を図る。	8	事務事業の効率化
300	第6都市	3都市の魅力づくり	(5)魅力ある地域づくり	19	オアシスプロジェクト(人口増加推進プロジェクト)	市内人口の減少や流出に歯止めをかけ、多くの子どもが生まれ育つ環境を整えることと併せて、市内外住民から選ばれる自治体となるよう、魅力ある豊かな暮らしを創出できる施策の展開により、定住化を促進し人口増加を図ることを目的とする。	三次の定住施策を積極的にPRし、三次市外からの定住人口を増加させる。	市民及び全国各地の三次市転入を希望する人	人口増加施策の推進	一人でも多くの人に三次市に住んでもらう。			宅地購入奨励金制度申請者数	人	-	-	今年度から導入した、宅地購入奨励金制度の申請者数	H17 #VALUE!	H18 #VALUE!	H19 297,108,000	人口増加数	人	-	-	100	対前年の人口(住民基本台帳人口)から増加した人数	5	3	4	5	4	25	B	未実施	未実施	拡大	今後も人口増加施策を進めて、定住・交流人口を増加するために、兼任で対応せず専任の人員と組織が必要と考える。	窓口一本化し迅速に対応するため機構の見直しも必要。	5	組織・機構の見直し

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価
ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分類	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件 費含む)	定量分析					手段の適切さ					市の役割		必要性		合計 点	十八年度 評価 ランク	十七年度 評価 ランク	十八年度 評価 ランク	1次総合評価		2次評価		拡大/縮小 理由	改善区分					
													活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性					実施改善等 による成果向上 の余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニ- ズ			市民ニ-ズ	総合 評価	判断理由	総合 評価	判断理由
301	都市	4市役所改革	(1)市民満足度の向上	16	企画調整担当	広島県内陸部振興対策協議会を創設した主要施策要望業務	県議会議員と広島県内陸部の市町長又は議長で構成する広島県内陸部振興対策協議会を通じ、内陸部の市町に共通する課題及び本市の課題等について、広島県へ要望する。毎年7月に事務局である庄原市により翌年度の要望事項の取りまとめが行われ、役員会、理事会を経て、10月に要望活動が実施される。構成団体(三次市・安芸高田市・庄原市・三原市・安芸太田町・広島町・世羅町・神石高原町)	市の施策や共通目標の実現のため、政策提案を行っている。	の三次市市民全体の公共福祉の向上のため、また、内陸部全体の活性化を図る。	三次市民全体の公共福祉の向上のため、また、内陸部全体の活性化のため、広島県内陸部振興対策協議会を通じて広島県へ要望することにより、県事業等の促進を図る。	403	H17	7,603	H18	7,603	H19	6,982	3	4	3	5	3	2	20	C <td>要改善</td> <td>要改善</td> <td>縮小</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>効果の検証</td>	要改善	要改善	縮小	1	5	効果の検証										
302	都市	4市役所改革	(1)市民満足度の向上	16	企画調整担当	事務・権限移譲の推進	市町村合併により規模・能力が拡大した三次市はさらなる地方分権推進と道州制への移行に向け、多様化する市民ニーズに対応し、自己決定・自己責任・自己完結型に基づく行政運営を行うことで、個性豊かな地域社会の実現が可能となるとの認識に立ち、県内・全国の自治体と先駆けて広島県から事務・権限の移譲を積極的に取り組んでいる。平成16年11月策定の「広島県分権改革推進計画」に基づき、広島県との移譲に向けた協議・調整を経て、平成17年3月、142事務の移譲を定めた「広島県・三次市移譲業務具体化プログラム」を策定した。	県から移譲された新たな事務を行うため、担当部局と企画調整担当が連携を図り問題が発生した場合も早急に対応できる組織をつくる。 ・移譲を受ける142事務の内、保健所事務等44事務については法改正が必要であるため、県と連携を図り国に対して法改正を提案する。 ・三次市独自に県・国に対して新たな事務・権限移譲の提案及び協議を行う。(県道の管理権限、こども家庭センター(児童相談所)業務、都市計画決定権等)	三次市民、関係事業所等	1,474	H17	81,300	H18	73,700	H19	58,080	4	3	3	5	5	5	25	B <td>事業拡大</td> <td>事業拡大</td> <td>拡大</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>成果の向上</td>	事業拡大	事業拡大	拡大	1	4	成果の向上											
303	都市	4市役所改革	(1)市民満足度の向上	15	企画調整担当	主要事業提案	県選出国会議員、国の関係省庁、県知事及び関係部局に対して、次年度の本市に係る国・県及び市の主要事業(国・県道路改良、駅周辺整備事業等)や制度及び法改正(保健所設置要件の緩和等)の提案活動を行い、早期の事業実施、完了、制度及び法改正等を実現し、市民サービスの更なる向上を図る。	自己決定、自己責任、自己完結型の行政運営ができるよう、これまで以上に国・県頼みの提案は必要最小限とし、制度改正提案、税源移譲及び権限移譲を推進する提案や本市の政策提案を中心に行う必要がある。また、主要事業提案活動の内容を、あらゆる手段・機会を通じて市民へ情報を開示し、市民との価値観の共有化を図る必要がある。	市民	2,293	H17	425,857	H18	327,571	H19	236,000	4	4	3	5	4	22	B <td>要改善</td> <td>要改善</td> <td>継続</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>内容の改善</td>	要改善	要改善	継続	1	0	内容の改善												
304	都市	4市役所改革	(1)市民満足度の向上	11	企画調整担当	公共事業再評価	公共事業の効率的かつ効果的な実施とその実施過程の透明性の向上を図るため、市が実施する公共事業について、特に事業採択後5年が経過してなお継続中の事業、事業採択後10年が経過してなお継続中の事業等を対象に、当該公共事業の再評価を行う。評価は、学識経験者・市民代表等5名の委員で構成する三次市公共事業評価監視委員会において行い、主に「事業進捗状況」「事業をめぐる社会経済情勢の変化」「費用対効果分析の要因変化」「コスト削減や代替案の立案等の可能性」等の観点からの再評価を行う。平成11年度以降、上下水道整備・	委員会が事業執行可否を判断するために必要な調査・議論等の時間を十分に確保するとともに、「積極的な情報開示を行うことで市民との価値観の共有化を達成していく必要がある。また、単市事業等へも拡大していくことを検討していく必要があると思われる。	市民	179	H17	38,500	H18	89,500	H19	59,500	4	3	4	4	5	2	22	B <td>要改善</td> <td>要改善</td> <td>継続</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>徹底した情報公開</td>	要改善	要改善	継続	2	2	徹底した情報公開											

Table with columns: 実施番号, 分類, 大項目, 中項目, 開始年度, 所管, 事務事業名, 事業概要, 今後の課題, 事務事業の対象者等, 手段, 目的, 平成18年度事業費, 定量分析 (活動指標, 単位, H17, H18, H19, 説明, 活動指標, 成果指標, 単位, H17, H18, H19, 説明), 手段の適切さ (目的適合性, 実施改善等, コスト削減, 市関与の妥当性), 必要性 (社会的ニーズ, 市民ニーズ), 合計点, ランク, 17年度評価, 18年度評価, 1次総合評価, 2次評価, 拡大/縮小, 改善区分.

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価
 ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

実施年度	大項目	中項目	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	17年度評価	18年度評価	総合評価	1次総合評価	2次評価	拡大/縮小	改善区分				
										活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 余剰の削減	コストの削減 余剰	市関与の 妥当性									社会的ニ ーズ	市民ニ ーズ		
																																					証明書等 発行枚数	証明手数料 収入
309	第6都市	4市役所改革	(1)市民満足度の向上	吉舎支所	住民票等発行事務	不明 どこでもいつでも対応ができるように、本庁支所変わらぬ事務対応。時間的制約が打破できるかどうか。	届出・証明発行請求をする市民及び三次市に本籍を置く者	届出、交付申請に つき、新基幹シ ステム・戸籍端 末により交付す る(交付時、手 数料を徴収す る。)	申請者の諸手続きに必要 な証明・届出が迅速 に完了する。正 確性及びスピード により、満足が 実感してもら える。	3,559	枚	6,101	5,668	5,700	支所窓口で 発行した各 証明書の件 数	H17 583 H18 627 H19 624	証明手数料 収入	円	2,540,400	2,396,100	2,400,000	証明書発行 に対する手 数料収入	5	4	4	4	5	5	27	A	未実施	未実施	継続	「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づき、各種届出の受付・諸証明書の発行を行う。 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」により、諸証明書の発行(現戸籍・外国人登録・住民票・戸籍附票・印鑑登録)は郵便局でも可能であるが、現状、申請者は他の届出や相談等と併せて来庁される場合が多いのでメリットが少ない。 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」により、諸証明書の発行(現戸籍・外国人登録・住民票・戸籍附票・印鑑登録)は郵便局でも可能であるが、現状、申請者は他の届出や相談等と併せて来庁される場合が多いのでメリットが少ない。	事務の一部は、郵便局で実施可能であるが、届出処理等、一連の業務は市でなければならぬ。 各種資格及び身分その他の証明関係等にかかる証明書の発行や、それらに伴う届出等が必要となる。 上記に同じ。	ISO9001の業務手順書等により、サービスの向上及び効率化を図る。	8	事務事業の効率化
310	第6都市	4市役所改革	(1)市民満足度の向上	三良坂支所	住民票等発行事務	不明	届出・証明発行請求をする市民及び三次市に本籍を置く者	届出、交付申請に つき、新基幹シ ステム・戸籍端 末により交付す る(交付時、手 数料を徴収す る。)	申請者の諸手続きに必要 な証明・届出が迅速 に完了する。	3,559	枚	5,904	5,115	5,500	支所窓口で 発行した各 証明書等の 件数	H17 602 H18 695 H19 647	証明手数料 収入	円	2,259,780	1,945,260	2,000,000	証明書発行 に対する手 数料収入	5	4	4	5	5	27	A	未実施	未実施	継続	「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づき、各種届出の受付・諸証明書の発行を行う。 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」により、諸証明書の発行(現戸籍・外国人登録・住民票・戸籍附票・印鑑登録)は郵便局でも可能であるが、現状、申請者は他の届出や相談等と併せて来庁される場合が多いのでメリットが少ない。 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」により、諸証明書の発行(現戸籍・外国人登録・住民票・戸籍附票・印鑑登録)は郵便局でも可能であるが、現状、申請者は他の届出や相談等と併せて来庁される場合が多いのでメリットが少ない。	事務の一部は、郵便局で実施可能であるが、届出処理等、一連の業務は市でなければならぬ。 地方主権の時代であって、まちづくりの主役である市民の自治活動推進へのニーズは高まる一方と認識する。 上記に同じ。	ISO9001の業務手順書等により、サービスの向上及び効率化を図る。	8	事務事業の効率化	
311	第6都市	4市役所改革	(1)市民満足度の向上	三和支所	住民票等証明発行事務	旧時代の印鑑登録の未更新が多くある。これらは合併後一度も交付申請に来所されていないケースであるが今後保存し継続して更新していくことを要す。 その他、各種窓口受付及び証明事務は、高齢化により、なお一層の質的向上が求められる。そのためには、基幹システムの操作は本より制度の本質的な理解を伴った職員の資質の向上のため各種研修が課題となる。	市民(印鑑登録申請にあつては15歳未満及び青年被後見人を除く)	窓口業務：戸籍届出書の受付、印鑑の登録、住民票の更新、住民票の登録、住民票の更新及びこれらにかかる証明書の交付事務。 住民の申請による事務であるが、各届出、申請を正確に処理しこれにより発生する権利、義務について周知を図る。また証明については、正確性を重視することはもとより、丁寧で上質な対応により、行政証明事務の信頼性を高める。	1,494	件	5,458	4,657	4,200	支所窓口で 発行した各 証明書等の 件数	H17 273 H18 320 H19 355	証明手数料 収入	円	2,362,850	1,937,850	1,850,000	証明書発行 に対する手 数料収入	5	3	5	5	5	28	A	現状維持	要改善	継続	「法律事項であり、市民からの届出等の受付、登録及び証明の交付は重要な行政の事務であり法の本旨に沿っている。 「研修等により、人的資質を向上させ、より上質なサービスの提供に際限はない。 「支所における事務費の支出なし。 戸籍事務は法定受託事務とされ、印鑑登録、住民票については基礎自治体の自治事務とされ、地方自治体ではあるが、重要な役割である。 当該事務は住民の利便を促進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とし、自治の基本となるものであるが、重要な役割である。 当該事務は、他に代替性がなく、公的にも民間における取引においても、当該登録又は証明が要求されている。 当該事務は上記のとおり、法定受託事務又は代替性のない自治事務とされているため、継続して(以外)の方法はないと考える。今後一層のIT化の進展により、直接的移動を必要としないシステムが望まれるが、現段階においては、高齢化(独居化)が進む中で、対面しサービスを提供することは、本支所における重要な役割であり、継続の必要があるものと判断した。	ISO9001の業務手順書等により、サービスの向上及び効率化を図る。	8	事務事業の効率化			
312	第6都市	4市役所改革	(1)市民満足度の向上	甲奴支所	窓口証明発行業務	住民に信頼される。存在価値のある支所づくり	戸籍届出者及び戸籍簿本・抄本等請求者、その他証明請求者	住民申請による各種証明書の交付	住民サービス向上のために、親切・丁寧な対応で迅速・正確な事務処理を行う	3,559	件	4,593	4,309	3,736	支所窓口で 発行した各 証明書等の 件数	H17 774 H18 825 H19 952	証明手数料 収入	円	1,957,350	1,879,850	1,566,200	証明書発行 に対する手 数料収入	5	4	3	3	4	22	B	未実施	未実施	継続	「市民からの申請により、各種証明書を交付している。 市民からの申請により、各種証明書を交付している。 印鑑証明の代理申請の場合など、一枚の申請書で複数申請できれば、用紙代、市民の方の負担も軽減できる。支所における事務費の支出なし。 一部の業務は、市でなくても出来るが個人情報の部分が多く、一連の業務があるので市でなければ出来ない。 各種証明書の添付の必要がある申請制度があるため。 各種証明書の添付の必要がある申請制度があるため。	ISO9001の業務手順書等により、サービスの向上及び効率化を図る。	8	事務事業の効率化		

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ					市の役割		必要性		合計点	17年度 評価	18年度 評価	総合評価	1次総合評価	2次評価		拡大/縮小	改善区分				
													活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性						実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地			市関与の 妥当性	社会的ニ- ズ	市民ニ-ズ	総合評価
313	第6都市	4市役所改革	(1)市民満足度の向上	16	君田支所	国民健康保険の加入・喪失事務	会社の健康保険や公務員の共済組合などに加入している人や生活保護を受けている人以外、住民登録のある市町で加入することを義務づけられている保険である。支所においては国民健康保険の加入や喪失の手続きを受付、基幹システムで加入・喪失の管理をしている。	君田支所独自の事業でなく本庁・支所の全窓口に対応する義務的業務のため、ミッションの達成との関連の記述が難しい。 ミッション 子育て、教育、雇用環境、娯楽がかなりの部分市内で充足している(環境整備。 市職員がそれぞれの地域で地域づくりの役割を担う。 自治組織の活動サポート(まち・ゆめ基本条例・協働のまちづくりの推進) 君田町・君田地域まちづくりビジョンの実践・推進	国民健康保険の加入・喪失を要する三次市民	住民から国民健康保険加入者の健康を保障し、事業に対する安心を与える。	2,135	国民健康保険加入・喪失届数	件	91	96	86	国民健康保険の資格異動を伴う届の件数(世帯)	H17 23,461 H18 22,239 H19 24,825	国民健康保険加入者・喪失者数	人	130	132	114	異動届に基づく国民健康保険加入者・喪失者数	5	4	5	3	5	5	27	A	未実施	未実施	継続	保険事業は常に制度も変革しており、より事務に精通するよう研修・自己啓発が必要である。	加入・喪失事務に際して、制度や保険料等について被保険者に十分説明を行うと理解を得ると共に、事務についてもISO9001の業務手順書等により、サービスの向上及び効率化を図る。	8	事務事業の効率化
314	第6都市	4市役所改革	(1)市民満足度の向上	16	布野支所	国民健康保険の加入・喪失事務	国民健康保険への加入・喪失手続き住所の異動(転出入)、社会保険の加入・喪失届等により国民健康保険の加入・喪失届を受け、資格の異動処理(入力)、保険証の交付、回収等を行う。 この届出の遺漏は、各種保険制度の適用除外者、または重複加入状態を生じさせる等、市民は国民健康保険税(社会保険料)等の賦課(負担)面、及び制度未適用等の不利益を被ることとなる。また、届出の遅延は保険税の滞り、課税(重負担感)や過納付を生じさせ、後々の事務処理に労力を費やすことにもつながる。 平成18年度国民健康保険資格異動届(加入)	関係法令等に基づき手続きを行っているが、対象者が届出義務を知らず届出遺漏となっているケースも考えられる。こうした遺漏があった場合、対象市民には保険料(税)の一時的重重負担や制度の未適用といった不利益、保険者(市)には事後の事務負担増加など、市民・行政の双方に不利益が生じることとなる。このように事例をなくすためにも、今後さらに市民に制度への関心と理解を深めるため、国民健康保険の仕組みや届出義務について周知活動を行うことが重要な課題と考える。	国民健康保険法に定められた被保険者資格を取得・喪失する者	届出に基づき国民健康保険に加入又は喪失の手続き(事務処理)を行う	届出に基づき対象者を国民健康保険に加入もしくは資格喪失させる	1,423	国民健康保険加入・喪失届数	件	109	61	75	国民健康保険の資格異動を伴う届の件数(世帯)	H17 13,055 H18 23,327 H19 9,480	国民健康保険加入者・喪失者数	人	178	93	100	異動届に基づく国民健康保険加入者・喪失者数	5	3	3	5	4	24	B	未実施	未実施	継続	被保険者資格取得・喪失時の届出義務について市民に周知徹底することにより事務の効率化を図る。また、研修の実施により制度を理解した上で迅速な事務処理を行えることが望ましい。	加入・喪失事務に際して、制度や保険料等について被保険者に十分説明を行うと理解を得ると共に、ISO9001の業務手順書等により、サービスの向上及び効率化を図る。	8	事務事業の効率化
315	第6都市	4市役所改革	(1)市民満足度の向上	16	作木支所	国民健康保険の加入・喪失事務	自治体が運営母体の本制度は、原則自治体内に居住する、住民からの加入・喪失等の届出を本所・支所で随時受付、保険証の交付などを行っており、本年度からは新基幹システムの整備により、本所・支所何処の窓口でも異動内容の入力や、保険証の即時交付がスピーディーに行えるようになり、サービスの向上に役立っている。	作木支所の方針は「市民との協働」と住民自治組織との連携。であるが、個人情報との関わりが強い窓口業務においては、これらを達成するための直接的な連携は困難かと思われる。特に過疎・高齢化が進行している町内の状況をふまえて、市民や自治組織との連携により、交通の利便性の悪い町内においては、特に車を運転されないお年寄りの支所窓口への交通手段の確保や、手続方法等の指導・助言等が必要かと思われる。	市民	各種届出等の迅速な受付処理を行うため、事務処理マニュアルの作成と、それを理解するための自己研修と研修の実施を行う。	市民の医療保障と福祉の増進のため、来所される方への適切な対応と、異動に伴う関連業務の指導・助言により、窓口に来られた市民の方が、安心して満足していただけるサービスの提供に努める。	2,989	国民健康保険加入・喪失届数	件	-	75	78	国民健康保険の資格異動を伴う届の件数(世帯)	H17 #VALUE! H18 39,853 H19 27,371	国民健康保険加入者・喪失者数	人	-	120	124	異動届に基づく国民健康保険加入者・喪失者数	4	3	3	4	4	22	B	未実施	未実施	拡大	本所・支所共通の簡単なマニュアルは、日々の窓口業務やグループミーティングにおいて、必要と思われる部分については随時改善し、接遇マナーと共に対応職員の研修を行い、更なるサービスの向上に努め、併せて今後は支所間での研修等も実施し、市全体の窓口サービスの向上にも結び付けていく。	加入・喪失事務に際して、制度や保険料等について被保険者に十分説明を行うと理解を得ると共に、ISO9001の業務手順書等により、サービスの向上及び効率化を図る。	8	事務事業の効率化
316	第6都市	4市役所改革	(1)市民満足度の向上	16	吉舎支所	国民健康保険の加入・喪失事務	国民健康保険の資格異動届けによる入力、保険証発行事務	不明 スムーズな異動受付と的確な処理 どこでもいつでも対応できるように、本庁支所変わらぬ事務対応。	異動届出を行う市民	資格異動(加入、喪失)処理、保険証発行事務	届出に基づく適切な資格異動により必要なサービスの受給	2,349	国民健康保険加入・喪失届数	件	218	203	200	国民健康保険の資格異動を伴う届の件数(世帯)	H17 10,775 H18 11,571 H19 11,745	国民健康保険加入者・喪失者数	人	-	-	-	異動届に基づく国民健康保険加入者・喪失者数	5	5	4	4	5	28	A	未実施	未実施	継続	保険者として相扶共済の精神に則り、自営業者や農家の方などを対象にした社会保険制度である。	加入・喪失事務に際して、制度や保険料等について被保険者に十分説明を行うと理解を得ると共に、ISO9001の業務手順書等により、サービスの向上及び効率化を図る。	8	事務事業の効率化

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	17年度評価	18年度評価	総合評価	1次総合評価	2次評価		拡大/縮小	改善区分									
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性						社会的ニ- ズ	市民ニ-ズ			判断理由	判断理由	内容	その他 の内容					
																																										総合評価	判断理由			
317	第6都市	4市役所改革	(1)市民満足度の向上	16	三良坂支所	国民健康保険の加入・喪失事務	国民健康保険の資格異動届けによる入力、保険証発行事務	不明	異動届出を行う市民		資格異動(加入、喪失)処理、保険証発行事務	届出に基づく適切な資格異動により必要なサービスの受給	2,349	国民健康保険加入・喪失届数	件	228	208	220	国民健康保険の資格異動を伴う届の件数(世帯)	H17 10,302 H18 11,293 H19 10,677	国民健康保険加入者・喪失者数	人	228	208	220	異動届に基づく国民健康保険加入者・喪失者数	5	5	4	5	5	5	29	A	未実施	未実施	継続	保険者の事務である。	加入・喪失事務に際して、制度や保険料等について被保険者に十分説明を得ると共に、事務についてもISO9001の業務手順書等により、サービスの向上及び効率化を図る。	8	事務事業の効率化					
318	第6都市	4市役所改革	(1)市民満足度の向上	16	三和支所	国民健康保険の加入・喪失事務	窓口業務：すべての人が何らかの医療保険に加入する国民健康保険制度が採用されている。国民健康保険には、社会保険に加入している人や生活保護を受けている人を除くすべての人の加入が義務付けられている。特に支所窓口では国民健康保険への加入・喪失手続き事務は、国民年金等の他施策とも深く関連があり正確な事務実務が求められる。また、目的税としての適正な負担の説明理解を求める。	単に加入・喪失の手続きにのみ終始するのではなく、医療制度の負担について説明を行う必要がある。	市民(国民健康保険加入者・喪失者)		窓口における国民健康保険加入・喪失手続き事務、国民健康保険制度及び納税の説明	国民健康保険事業の健全な運営を確保し、国民健康保険制度の維持、社会保障及び国民健康保険の向上に寄与すること。	355	国民健康保険加入・喪失件数	件	186	159	173	国民健康保険加入・喪失の届出受付件数(世帯)	H17 1,908 H18 2,232 H19 2,052	国民健康保険加入者・喪失者数	人	295	240	268	異動届に基づく国民健康保険加入者・喪失者数	5	4	5	5	5	5	29	A	未実施	未実施	継続	国民健康保険制度は、偶発的な事故によって経済的な損失を生じ、あらかじめ提出された共通の準備財産から給付を行うことで、その損失を補填する制度であり継続する必要がある。また、支所窓口による届出受付事務は、地域住民の高齢化に伴い継続が必要である。	加入・喪失事務に際して、制度や保険料等について被保険者に十分説明を行って理解を得ると共に、ISO9001の業務手順書等により、サービスの向上及び効率化を図る。	8	事務事業の効率化					
319	第6都市	4市役所改革	(4)自主自立の財政基盤づくり	16	甲奴支所	国民健康保険の加入・喪失の事務	窓口業務(国民健康保険証の発行、喪失事務)	住民に信頼される、存在価値のある支所づくり、税の話を一緒に行う。	国保の加入、喪失に來られた市民		国民健康保険証の発行、喪失	住民サービスの向上のために親切・丁寧な対応で迅速・正確な事務処理を行う。	3,559	国民健康保険加入・喪失届数	件	124	145	102	国民健康保険の資格異動を伴う届の件数(世帯)	H17 28,701 H18 24,544 H19 34,892	国民健康保険加入者・喪失者数	人	173	185	137	異動届に基づく国民健康保険加入者・喪失者数	5	4	3	3	3	22	B	未実施	未実施	継続	市民からの申請により、保険証を交付している	市民からの申請により、各種証明書を送付したり、喪失事務を行っている	社会保険事務所との連携を密にする	一部の業務は市でなくても出来るが個人情報が多く、一連の業務があるので市でなければ出来ない。	税金に係っている	医療機関にかかると必要な情報は、必ず必要である	申請、喪失業務は、迅速・正確な事務処理が求められる。研修・自己啓発等により、より一層事務処理に精通することが出来る。	加入・喪失事務に際して、制度や保険料等について被保険者に十分説明を行って理解を得ると共に、ISO9001の業務手順書等により、サービスの向上及び効率化を図る。	8	事務事業の効率化
320	第6都市	4市役所改革	(1)市民満足度の向上	16	さわやか市民室	総合窓口(ワンストップサービス)	よりよい市民サービスの提供を目指し、ワンストップサービスにより、住民ニーズに対応した業務を実施することにより、住民の負担の軽減と満足度アップを図る。住民要望に応えるため、10月から土日窓口開設を行い更なるサービスの向上を図る。	各部署に関連する知識も含め、広く深く知識の習得が必要であり、研修等により職員の実力の向上を図る。土日開設に関して、実施状況及び住民ニーズの把握により、開設窓口及び業務内容を定期的に見直す。基本である接遇の向上と待ち時間の解消を図る。	各種手続き・証明発行請求等ため来庁する市民		総合窓口において出来るだけ広範囲に住民ニーズに対応する。10月から土日窓口開設を行う。	複数の部署に関連する手続きを1箇所で実施する。	65,927	証明発行枚数	枚	67,810	63,286	64,000	総合窓口で交付した諸証明の数量	H17 985 H18 1,041 H19 927	証明手数料	円	26,404,850	25,003,400	25,290,000	諸証明の手数料	3	3	3	5	4	22	B	改善	事業拡大	平成14年から総合窓口を実施し、現在試行的に(毎週金曜日)平日の時間延長も実施している。サービス向上策は休日開庁である。その内容は適時検証により改善を図る。	本年10月から窓口業務の土日開設により、確実に市民サービスは向上しているが、ISO9001の取組等により待ち時間の短縮や進めたい必要がある。	13	サービスの向上							

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の段階で評価

ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11 総合評価:「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

Table with columns for project details (事業概要, 目的, 手段), quantitative analysis (定量分析), and qualitative analysis (手段の適切さ, 市の役割, 必要性). Rows 321-324 describe various administrative tasks like external audits, budget reviews, and advisory committee meetings.

施策番号	分野	大項目	中項目	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析										手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	十八年度 評価	十九年度 評価	1次 総合評価		2次評価		拡大/縮小	改善区分				
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニーズ				市民ニーズ	総合評価	判断理由	総合評価			判断理由			
																																								1次 総合評価	2次評価	
325	第6都市	4市役所改革	(2)現場主義による市民と行政との協働	秘書広報担当	タウンミーティング	市内12カ所において、市長・副市長・教育長・部局長が出席し、市の主要施策を説明した後、懇談を行う。中学校区単位での開催。タウンミーティング開催後、小単位で各地域において自治振興部主催の地域懇談会を開催。	限られた時間の中での市からの説明を懇談の時間配分、要約筆記と託児は、継続の必要あり。中高生に出席を促すチラシを配布したものの、内容が難しく各地域において自治振興部主催の地域懇談会を開催。	市民	市の施策や事業への関心、理解を深めていただくことにより、行政と市民の信頼関係を築く。	市長が市政全般を説明し、部局長が重要施策を説明した後、市民の質問や意見に答える。	5,163	タウンミーティング開催回数	回	12	12	12	タウンミーティングを開催した回数(会場数)	H17: 425,833 H18: 430,250 H19: 430,250	参加者数	人	957	874	1,031	タウンミーティングへの参加人数	4	3	5	5	4	4	25	B	現状維持	要改善	継続	協働のまちづくりを推進するため、継続していく必要がある。	より多くの市民の意見を聞くために、参加者を増やす工夫が必要である。	10	内容の改善			
326	第6都市	4市役所改革	(2)現場主義による市民と行政との協働	秘書広報担当	記者クラブ運営	三次市記者クラブに属する9社(新聞4社・テレビ5社)と三次ケーブルテレビへの対応を行う。記者会見の開催や情報提供等を行う。取材についての報告(パブリシティ報告書)を取りまとめる。記者クラブ会費の徴収等の会計事務。	住民との協働のまちづくりを進めていくためには、住民と行政の情報共有が前提である。そのためには、記者クラブ・三次ケーブルテレビとの相互の協力が不可欠であり、より積極的な情報提供を行うべきである。日常的に危機管理意識を持ち、取材対応できる力を持つ職員を養成する。	記者クラブ会員・三次ケーブルテレビ	新聞・テレビ・ラジオなどの情報機関を通じて市の行政情報をタイムリーに住民に知らせるため協力を仰ぐ。	新しい施策や事業などを広くかつ早く住民に周知するために、月1回の定例記者会見(毎月第1火曜日)を随時、記者発表や資料提供を行う。	1,423	記者会見回数	回	12	12	12	定例記者会見(毎月第1火曜日)	H17: 118,583 H18: 118,583 H19: 118,583	パブリシティ処理報告	件	169	183	180	新聞・テレビ・ラジオなどの情報機関から取材等を受けた件数。市政の情報を広く知らせることができ	5	3	4	5	5	27	A	現状維持	要改善	継続	市から積極的に情報を提供するため、マスコミの速報性・伝達範囲の広さと、無料であるという経済的メリットを十分に活用すべきである。	マスメデアを利用した広報は非常に重要であり、積極的に取り組む必要がある。	2	徹底した情報公開				
327	第6都市	4市役所改革	(2)現場主義による市民と行政との協働	秘書広報担当	みよしなるほど!出前講座	地域や団体からの要請により、住民の知りたい話題について、職員が出向き講座を開催する。話題については、講座メニューの中から希望のメニューを選ぶことができる。職員の専門知識を活かし、仕事に対する自覚を高める。	自治振興部が進めている生涯学習講座の中に組み込む予定だが、まだ実施にいたっていない。	市内に在住・通勤・通学する人など、おおむね10人以上	市政に対する理解を深め、協働のまちづくりの担い手としての意識を高める。	専門知識を持った職員が指定された会場に出向き、住民の知りたい情報について説明を行う。	3,915	開催回数	回	31	203	180	住民からの希望により開催した出前講座の回数。	H17: 39,032 H18: 19,285 H19: 21,750	参加人数	人	665	5,446	5,320	出前講座に参加された人数。	4	3	4	4	4	23	B	事業拡大	要改善	継続	協働のまちづくりに向け、住民の行政に対する関心や自治意識を高めることで貢献できる。	希望講座メニューに偏りがあるため、他のメニューについてもPRが必要である。	休日・夜間などの開催における講師職員の時間外勤務手当で、削減の可能性は低い。	市民に行政の取り組みを行政職員が出向いて説明することにより、行政に対する関心や自治意識を高め、協働のまちづくりを促進させる。	行政の取り組みについて理解を得ることで、自立した地域活動の促進が期待できる。	行政職員が出向いて説明するところである。また、職員が地域に出かけ話をすることで、職務に対する責任感が増し、自己の意識改革につながるため、さらに積極的に推進していくべきである。	1	市民と行政の協働
328	第6都市	4市役所改革	(2)現場主義による市民と行政との協働	秘書広報担当	市長室にいらっしやい	市民の皆さんに市長室へ来訪していただき、市長と(内容によっては担当部長も同席)対話していただく。	開催が不定期であるため、申込者との時間調整が行き届かない場合がある。	市民	市長室や市長を身近に感じていただき、気軽に市制への提言等を行っていただく。	申し込みがあった方に時間設定し、市長と対談していただく。時間は、一人(一団体)15分	4,271	開催回数	組	84	62	60	開催された回数(来訪されたグループの数)	H17: 50,845 H18: 68,887 H19: 71,183	来訪者数	人	156	152	160	来訪された市民の人数	5	5	5	5	4	4	28	A	現状維持	要改善	継続	市長室で直接市長と対話いただくことで、自由に市政に対する意見や要望、提言をいただき、市政に反映することができる。	市長の思いが直接市長に届くことで、重要である。	10	内容の改善			

Table with columns: 実施番号, 分野, 大項目, 中項目, 開始年度, 所管, 事務事業名, 事業概要, 今後の課題, 事務事業の対象者等, 手段, 目的, 平成18年度事業費, 定量分析 (活動指標, 成果指標), 手段の適切さ (目的適合性, 実施改善等), 市の役割 (実施機関, コスト削減), 必要性 (社会的ニーズ, 市民ニーズ), 総合評価 (1次, 2次), 改善区分.

Table with columns for project details (事業概要, 目的, 手段), quantitative analysis (定量分析), and qualitative analysis (手段の適切さ, 市の役割, 必要性). Rows 333-336 describe various administrative and agricultural projects.

実施番号	分類	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	総合評価値	17年度評価	18年度評価	総合評価	1次 総合評価	2次評価	拡大/縮小	改善区分									
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニース										市民ニース								
337	第6都市	4市役所改革	(3)市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	16	総務室	セクハラ防止	組織としても行政としてもセクシュアル・ハラスメント防止対策に取り組まなければならない。そのための苦情・相談窓口の設置し職員研修を行う。	現状把握と具体的な対応策の模索	三次市職員	苦情・相談窓口の設置並びに職員研修の実施	セクハラ防止体制の確立	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	71	研修会・相談窓口設置回数	回				4	セクハラ防止に関する研修会並びに相談窓口の設置回数 講師 カウンセラー 謝礼10,000円/回	H17 17 H18 18 H19 19	#DIV/0!	相談者数	回					3	職員研修による事前防止、相談窓口の設置により目的が達成できると思われるが、より周知をすることが必要と思われる。	アンケート調査実施による状況把握や専門家意見を取り入れることにより、一層の効果が期待できる。	4	今後に向けて、更なる強化・充実が必要であるため、コスト削減の余地はない。	5	市の職場を対象とした事業である。	3	男女雇用機会均等法に定められるように、社会的な関心は高く、社会的ニースは高いと思われる。	1	市の職場を対象とした事業である。	17C	要改善	要改善	継続	セクハラ防止に関する事業は、社会的に大きな問題であり、男女雇用機会均等法の定められるように、継続して実施する必要がある。今後はセクハラ防止に関する研修、相談窓口の設置だけでなく職場で取り組めるようマニュアルを作成するなど、より効果的な防止体制を早急に確立する必要がある。	全職員研修の実施。	6	職員の意識改革
338	第6都市	4市役所改革	(3)市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	16	総務室	メンタルヘルス	メンタルヘルスの正しい知識と理解の普及に努め、心の病の予防と迅速かつ確かな対応を図ることを目的とし、長期休職者の職場復帰に向けたサポートを行って行く。 平成18年度においては、三次市職員を対象に心の健康管理のため、二月に1回臨床心理士による相談事業を実施するとともに、必要な部署に対しては外部講師による職員研修を実施した。また、担当医の許可を取り、1週間から1ヶ月の職場復帰訓練を実施した。	職場のメンタルヘルスに関する理解が不十分なことが、相談事業利用者が少ない原因の一つになっている。 今後は、メンタルヘルスに関する理解を深める研修を充実させるとともに、うつ病や過労の早期発見、病後休職復帰後のサポート体制の充実が課題となる。	三次市職員	臨床心理士による相談事業及び外部講師による職員研修並びに職場復帰訓練	職員の心の健康管理及び長期休職者の減少並びに職場復帰者のサポート	212	相談事業回数・研修回数	回	10	7	24	カウンセラーの相談事業の回数並びに研修の回数	H17 17 H18 18 H19 19	24,200	相談回数	回					3	長期休職者の50パーセントが、精神及び行動の障害によるものである。相談事業等を継続的に行うことによる効果は十分期待できる。	職場と障害を持つ職員との相互理解を深める研修や病気の早期発見、復帰者のサポート体制を充実させれば、より一層の効果が期待できる。	4	費用対効果による判断は困難であるが、今後充実させていく必要があるため、コスト削減の余地は少ないと考えられる。	5	市の職場を対象とした事業である。	4	社会的な問題であるので、本市の事業が社会指標の一つとなれば、社会的ニースは高い。	1	市の職場を対象とした事業である。	20C	要改善	要改善	継続	メンタルヘルスに関する正しい知識と理解の普及に努め、心の病の予防と迅速かつ確かな対応を図るとともに、職場復帰に向けたサポート体制について効果的な実施方法に見直す必要がある。	管理職への研修実施も必要。	6	職員の意識改革		
339	第6都市	4市役所改革	(3)市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	18	総務室	人事評価	平成18年度から室長以上の管理職に対して導入され、12月の勤労手当へその成績を反映させています。 また、評価者研修を2回実施し、人事評価の定着と評価者のスキルアップを図っています。 人事評価は、実績、の側面から成果創出の志向性、の側面から構成され、それらの人事評価シートを評価者が作成することにより、評価の判断基準になります。	一般職(GM級以下)への導入に向けた評価者のスキルアップと全職員の理解が必要になります。 また、人事評価導入により職員の意識改革を徹底して推進し、事務改善に取り組み、自己決定、自己責任、自己完結型の行政運営ができるよう、一人ひとりの職員の資質の向上を図ります。	三次市職員(医師を除く)	主要事業のピアリングや総合計画等から重点目標を設定し、設定した目標の達成度や達成までに至るプロセス(行動実績)より実績を評価します。また、志向性の評価については、協働、チャレンジ、責任等の日頃の勤務について評価します。	職員の職務について勤務成績の評価を統一的にを行い、これを職員的能力開発及び人材育成に反映し、公正な人事行政を行うことを目的とします。	4,548	研修回数	回	1	2	2	研修の回数 評価者研修2回 視察研修1回	H17 17 H18 18 H19 19	2,628,000	研修回数	回	1	2	2	評価者研修2回 視察研修1回	4	評価シートや運用方法等、概ね目的に合致している。	職務、職費に応じた評価シートのカスタマイズや評価者研修による評価者のスキルアップの方法等、成果向上の余地が大きい	3	人事評価が完全に定着し、外部講師による研修の必要性がなくなり、コスト削減の余地がある。	4	職員個人の評価を第3者が行うことは非常に困難である。但し、政策に対する実績、目標管理の及ぶキャリアアップの作成については、外部評価が可能であると考えられる。	4	民間企業では早くから取り入れられている項目であり、昨今の社会情勢を鑑みても社会的ニースは高いと思われる。	3	人事評価を行い、評価をフィードバックさせることで業務改善につなげていくことにより、市民ニースは高まるものと思われる。	20C	未実施	未実施	継続	現時点で管理職の人事評価については、若干の改善の必要があるものの、事項を進めていく中で修正できるものである。しかしながら、今後、一般職(GM級以下)への導入に際しては、評価シートのカスタマイズ、評価者の更なるスキルアップ及び公正な処遇反映などの運用をすす中で課題を整理し改善する必要がある。 また、人事評価により業務改善し、組織のレベルアップにつなげていく職員の意識改革が必要である。	継続的職員研修の実施(内部講師の養成)	6	職員の意識改革		
340	第6都市	4市役所改革	(3)市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	16	議事グループ	会議の議事に関する事務	年4回の定例会及び臨時会における会議の運営に関する事務	執行部との緊密な連携	市民	二元代表制のもと、公平・公正な議会運営に努める	分かりやすい議会運営に努め、市民にとって議会が身近に感じられるようにする	5,695	定例会及び臨時会の開催回数	回	5	5	5	年4回の定例会(3月6月9月12月)及び臨時会の開催回数	H17 17 H18 18 H19 19	1,139,000	定例会及び臨時会の開催回数	回	5	5	5	年4回の定例会(3月6月9月12月)及び臨時会の開催回数	5	議会としての役割の必要性	議会をスムーズに進めさせるため法律に基づき決められている。	5	議会を開くにあたり必ず必要であり削減できない。	5	市でなければできない。	5	議会議事に関する、市民の代表としての議員が市に反映される活動が必要。	5	議会議事に、市民の要望が議員を通して反映される。	30A	未実施	未実施	継続	議会開催に伴う議事については法律に基づき継続して進める。	引き続き市民にわかりやすい議事の運営に努め、市民サービスの向上を図る。	10	内容の改善		

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価
 ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11
 総合評価値・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分類	大項目	中項目	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析				手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	十八年度評価 ランク	十七年度評価 要改善	十八年度評価 要改善	1次総合評価		2次評価		拡大/縮小	改善区分									
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19					説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の余地	コストの削減 余地			市関与の 妥当性	社会的ニ ーズ	市民ニ ーズ	総合 評価	判断理由	総合 評価	判断理由		
341	第6都市	4市役所改革	(3)市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	政務調査グループ	議員提出議案調査	市、市民、議会は、ともに協力して、明るい未来を築く政策展開を行う必要がある。特に自治体の自己決定権が拡大される中で、政策形成能力の充実に求められており、市民の代表である議員による議案提出は、今後益々重要となってくる。平成18年度に1件の政策的議案提出があったが、これからも更なる調整が必要となってくる。	提案に向けた議員研修の実施・専門的知見の活用 議会全体の合意形成 継続的な提案の実施 市民の意見を取り入れた提案	より市民サイドにたった政策立案を行う。		他市の提案状況、方法等の研究とともに、議員の資質の向上を図る。	711	議員研修、関連視察、議会報告会	回	1	4	25	政策提案に向けて、会派での先進事例の視察及び業務の研修を実施することも、今年度は、議会全体の研修会、議会報告会を実施する。	355,000	提出議案件数	件				1	2	3	本年度は、議会基本条例(案)を含め、2件の議案提出を目指す。	地方行政における議会としての役割として、今後益々その重要性が高まっていく。	議会の活性化の柱となることにも、市民を市政に反映できる有効な手段である。また、議員の資質の向上にもつながる。	今のところ、コストはかかっているが、今後、専門的知見の活用などコストがかかる可能性が高い。	議会では出られない事項であり、事務局としてサポートし、活動の活性化を図る。	議員提出議案は、議会活性化の1つの手段であり、その社会的ニーズは高まっている。	民意を反映した政策的議案の提出に向けて、議会報告会を開催する。	25	B	要改善	要改善	継続	全国的に、議会改革の中で、その取組がなされている。議会の活性化、議員の政策形成能力の向上に向けて、今後も取組を継続していく。今後は、政策的議案が、いかに民意を反映したものであるか、その方法について、改善していく必要がある。	市民の期待に応える議会の有り方として重要な調整であることから、今後も市民のニーズを把握し、市民の意見の反映に努める。	4	市民の多様な力の活用
342	第6都市	4市役所改革	(3)市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	政務調査グループ	諸調査・資料収集	地方自治法においても、議員の調査研究に資するため、図書室を併置し、中略・広報及び刊行物を保管しておく必要がある。また、地方分権の進展による自己決定権と自己責任の拡大や、急激な流れに議員として対応する知識を得るため、諸調査や関係資料収集等は益々重要となっている。	予算の確保 資料収集の精度 情報収集力の強化 タイムリーな情報の収集方法	議員活動の支援及び議会事務局職員研修のため。	議員及び事務局職員の資質を向上させ、市政発展へとつなげる。	908	行政視察における各資料の保管	冊	8	10	9	行政視察における各資料の保管	117,250	蔵書冊数	冊	690	700	720	議員活動に利用している保管数	4	3	4	議員の資質向上に向けての資料収集は極めて重要であり、先例として議会に取り入れる資料となる。	収集手法の検討や、全国市議会等との連携等による、迅速な資料収集等に努める。	これ以上のコスト削減はほとんど考えられない。	市(議会事務局)以外に実施は難しい。	議員活動に関するものであり、社会的ニーズは高い	民意を市政に反映させるには、市民ニーズは高いとされる。	24	B	現状維持	要改善	継続	政務調査の基本となる資料収集等は拡大すべきであるが、その方法等について改善の余地があるため継続とした。	資料収集及び情報収集力を強化するとともに、分析能力を向上させることにより、住民サービスの向上を図る。	10	内容の改善	
343	第6都市	4市役所改革	(3)市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	選挙管理委員会	選挙開票事務スピードアッププロジェクト	選挙開票事務の大幅なスピードアップを図るためプロジェクトチームを組織し、開票事務のスピードアップは公職選挙法第6条第2項の「選挙の結果を選挙人にも事前に知らせる」を目的とし、開票作業の正確性、迅速性に取組む過程をとおして職員の意識改革を図る。	広島県議会議員一般選挙並びに第21回参議院議員通常選挙において、開票時間の大幅な短縮を目指す。各選挙とも事前シミュレーションの実施が目標達成の大きな要素である。今後の選挙については事前シミュレーションの実施回数等についての検討が必要である。	市民	開票時間の大幅な短縮を図り、選挙結果をすばやく市民に知らせること。また、その過程をとおして職員の意識改革を進め、その経験を三次市が進める行政改革に活かす。	1,423	開票事務シミュレーション	回	-	-	7	開票時間スピードアップの取組は、開票システム作成やタイムスケジュールを作成するだけではなく、シミュレーションを行うことで無駄をなくす取組が重要となる。	#VALUE!	開票時間	分	-	-	30	平成17年の開票時間を参考に目標設定	5	3	3	公選法上では選挙結果が速やかに有権者に知られるよう努めなければならないとされており、スピードアップの取組は、十分目的に合致している。	国政・地方選挙全ての選挙が済まないが、目標開票時間については先行投資的に行っている。全ての選挙を参考にする。また、開票事務スピードアップの取組は、開票時間の短縮に貢献している。	スピードアップの取組は、開票時間の短縮に貢献している。また、開票事務スピードアップの取組は、開票時間の短縮に貢献している。	有権者の意識としては、投票結果を早く(知りたい)と思うのは当然である。しかし、投票率の低下から考えれば、開票事務のスピードアップの取組は、選挙に関心をもつていただく(取組)により、市民ニーズが高まっている。	23	B	未実施	未実施	継続	開票時間短縮の取組は、開票時間の短縮に貢献している。また、開票事務スピードアップの取組は、開票時間の短縮に貢献している。	今後の選挙についても、正確な開票結果を迅速に伝えることにより、住民サービスの向上を図る。とくに正確性の面において、疑義の面が出やすいため、開票事務のスピードアップの取組は、選挙に関心をもつていただく(取組)により、市民ニーズが高まっている。	10	内容の改善			
344	第6都市	4市役所改革	(4)自主自立の財政基盤づくり	企画調整担当	行財政改革の推進	50年、100年後の未来の三次市民に夢の持てる地域を引き継ぎ、限られた資源を有効に使い、創意と工夫で市民が誇れるまちづくりを推進するため、自己決定・自己責任・自己完結型の行政運営を目指した行財政基盤の整備・強化に取り組む。 市役所全体が計画的に行財政改革に取り組むため、平成17年度に三次市行財政改革大綱及び三次市行財政改革推進計画を策定し、計画的に行財政改革を推進している。	自己決定・自己責任・自己完結型の行政運営をめざして、職員の意識改革と資質の向上を図り、職員一人ひとりの「気づき」を活かした事務改善等の改革を進めていく。	市民	三次市行財政改革推進計画に定める61項目の取組を推進する。	1,423	実施した取組項目数	項目	26	48	61	三次市行財政改革推進計画(全体の1項目)の実施項目数であり、取組項目は増加している。	109,500	行財政改革による削減効果額	千円	-51,283	-553,715	-853,856	三次市行財政改革推進計画による削減効果額で、年々その効果が拡大している。	4	3	4	地方分権時代に対応した自己責任・自己完結型の行政運営をめざすためには、行財政基盤の整備・強化が不可欠であり、改革の基本指針・実行計画としての行財政改革推進計画の役割は大きい。	行財政改革推進計画は、改革により生じる効果を可能な限り数値化したものであるが、改革の効果が何に生かされたのかという部分を市民に分かりやすく説明する必要がある。	行財政改革は主として内部の改革である。	自主・自立した自治体運営を行うためには、効果的・効果的な組織体制と施策の実施、財政基盤の強化が必要であり、改革の必要性は高い。	情報公開、市民サービスの向上、職員の削減・意識改革、財政健全化等、改革を求め、市民ニーズは極めて高い。	25	B	事業拡大	事業拡大	拡大	限られた資源を有効に活用し、未来の三次市民に誇れる地域を引き継ぐためには、不断の取組が必要である。市民サービスの向上、効果的・効果的な行政運営が図られるよう行財政改革推進計画の計画的実施に取り組むとともに、日常業務に対しても「カイゼン」の意識を持ち、計画に定める項目以外にも、市民にとって有益な取組を積極的に進める。	6	職員の意識改革			

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価

ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

Table with columns for project details (事業概要, 目的, 手段), quantitative analysis (定量分析), and qualitative analysis (手段の適切さ, 市の役割, 必要性). Includes rows for projects 345, 346, 347, and 348.

施策番号	分類	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	十八年度評価	十七年度評価	総合評価	1次総合評価	2次評価		拡大/縮小	改善区分									
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性						社会的ニ-ズ	市民ニ-ズ			総合評価	判断理由	総合評価	判断理由	内容	その他 の内容			
353	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	総務室	臨時職員賃金支払事務	平成14年度末に導入した「人事給与システム」により、臨時職員の賃金管理・計算・支払いをおこなっている。	正確性を欠くことなく、個人情報保護の意識をもって、作業の効率化をはかっている。また関係部署と連携を図り、支払い事務がスムーズにおこなえるようにしなければならない。	三次市臨時的任用職員	実績等のデータチェックと人事給与システムへの入力作業、賃金の支払いと支給明細の発行。	迅速かつ正確に賃金の支払いをおこなう。	臨時職員賃金支給のべ人数	人	5,035	5,114	4,908	賃金支給対象人数の延べ数	H17: 1,332 H18: 1,180 H19: 1,229	臨時職員賃金支給のべ人数	人	5,035	5,114	4,908	賃金支給対象人数の延べ数	3	3	2	5	1	1	15	D	要改善	事業縮小	継続	義務的な業務であるが、事務の合理化・コストの削減を考えると必要ではない。	支払いシステムの改善。	その他	8	事務事業の効率化						
354	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	あかるい住宅室	市営住宅家賃収納事務	市営住宅の家賃収納については、納付書と口座振替の方法があり、そのいずれかの選択は入居者の判断に任せている。納付書による納付については、年度当初に入居者に対し1年分の納付書を送付し、毎月よりの金融機関で納付することとしている。今年4月よりコンビニエンスストアからの納付が可能となり利便性の向上を図っている。次に口座振替による納付については、毎月市より口座振替依頼書とフロッピーディスクを各金融機関に送付し、月末にそれぞれの入居者の口座から引落としを行い、残高不足等で引落としできなかった者については、翌月の1	各入居者の調定・収納状況の把握については、常にその正確性が求められている。このため、住宅情報システムへの入金情報入力、徴収台帳の消込み状況の照合及び財務会計システムの入金の照合が不可欠となっている。しかしながら、専属で徴収業務にあたることのできないため事務処理に時間を要しており現状においては、毎月市より口座振替依頼書とフロッピーディスクを各金融機関に送付し、月末にそれぞれの入居者の口座から引落としを行い、残高不足等で引落としできなかった者については、翌月の1	市営住宅入居者	市営住宅入居者から家賃徴収	市営住宅入居者から家賃徴収	市営住宅入居者から家賃徴収	納付書・口座振替件数	件	871	875	870	市営住宅使用料	H17: 13,985 H18: 12,779 H19: 16,940	督促件数(延件数)	件	1,471	1,475	1,400	市営住宅使用料	%	96.5	96.8	98.2	市営住宅使用料	4	3	4	5	4	5	25	B	要改善	要改善	継続	家賃収納の事務処理体制の強化を図り、正確性・迅速性を図る必要がある。	悪質滞納者には、法的措置も含めた対応をしていくこと。		14	成果の向上
355	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	17	営業管理室	滞納整理(簡易水道)	受益者の応分の負担である料金(使用料)の未納についての各種手段を用いて解消することを目的とし、事業に係る財源の確保及び公平性の堅持を図る。滞納者に対して、督促や催告を行う。納付の意思のない者に対して、給水停止を行い未納の解消に努める。執行停止等の適切な滞納処分を行う。	水道局と支所とが連携し、滞納者情報の把握に努め、また、催告状の発送、給水停止措置等滞納者の解消に向けた具体的徴収行動の積極的な実施を図る。	簡易水道料金滞納者	催告状の発送、給水停止措置等の徴収行動を積極的に行う。	滞納者の減少、未納料金の早期回収を図る。財源の確保	定期的な実施により、滞納者が減少しはじめ、実施件数の減少が見込まれる。コスト減が見込まれる。	催告書、停水行動実施件数	件	18	34	60	滞納繰越額	円	8,944,971	10,877,439	9,245,000	三次市行政推進計画において、平成22年度の目標値を対平成18年度滞納繰越額15%としている	4	2	3	5	4	4	22	B	要改善	要改善	拡大	簡易水道事業の安定運営のための財源の確保または公平性の堅持の観点から、今後ますます事業を積極的に取り組む必要がある。	滞納者に対しては毅然とした対応が必要であり、法的措置の視野に入れた取組みが必要である。	事業規模	8	事務事業の効率化							
356	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり		財政室	財政状況の公表	歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高、その他財政に関する事項を公表するよう定められており、毎年度、前年度決算と当該年度上半期の状況を11月末日までに、当該年度下半期の状況を翌年度5月末日までに、公表している。そのほか、ホームページ、広報誌にわかりやすく財政状況を掲載する。	広報誌やホームページへ財政状況を掲載したが、まだまだ「わかりにくい」との意見を聞くので、今後も更なる工夫が必要。	全市民	予算の施行状況をわかりやすく住民に知らせる。ホームページや広報誌に財政状況を掲載した。	予算執行状況などを精査し、決裁を受けた上で掲示板に掲示する。ホームページや広報誌に財政状況を掲載した。	指標の設定が不可能である。昨年度の指標は使えませんでした。	#VALUE!	H17: #VALUE! H18: #VALUE! H19: #VALUE!	#VALUE!	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	28	A	要改善	要改善	継続	今後は更にわかりやすい資料を用いて、ホームページなどに公表すべきと考える。	県内の類似団体等との比較を行うなど、より市民に分かりやすい内容で財政状況を公表する。		10	内容の改善									

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価
ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

Table with columns: 施策番号, 分野, 大項目, 中項目, 開始年度, 所管, 事務事業名, 事業概要, 今後の課題, 事務事業の対象者等, 手段, 目的, 平成18年度事業費, 活動指標, 単位, H17, H18, H19, 説明, 活動指標, 単位あたりコスト, 成果指標, 単位, H17, H18, H19, 説明, 目的適合性, 実施改善等による成果向上の余地, コストの削減余地, 市役所の役割, 必要性, 社会的ニーズ, 市民ニーズ, 合計点, ランク, 十八年度評価, 十七年度評価, 1次総合評価, 2次評価, 拡大/縮小, 改善区分.

施策番号	分類	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	17年度評価	18年度評価	総合評価	1次総合評価	2次評価		拡大/縮小	改善区分					
												活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性						社会的ニ- ズ	市民ニ-ズ			判断理由	総合評価	判断理由	内容	その他 の内容
361	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	課税室	特別徴収賦課	地方税法の定めにより、特別徴収義務者を指定して市県民税を徴収する。	市県民税の納税は、特別徴収の方が納税義務者にとっても有利であり、特別徴収義務者の拡大を図る必要がある。また、退職等の異動によって徴収方法が異なることから、特別徴収義務者に異動届の早期提出を周知する必要がある。	市県民税の納税義務者と特別徴収義務者	給与の支払をしている法人等または個人のうち、市が指定した特別徴収義務者に対し、給与の支払を受ける納税義務者の課税額や納付書を送付する。	市県民税の徴収方法の一種であり、給与支払者を特別徴収義務者と定め、納税義務者の毎月の給与から天引きした税金を納入させる。	8,314	特別徴収納税義務者数 人	15,176	15,366	16,602	市県民税納税義務者のうち、特別徴収による納税義務者数	H17 544 H18 541 H19 525	特別徴収納税義務者割合 %	60	55	60	市県民税納税義務者のうち特別徴収による納税義務者の割合	5	5	4	4	4	5	5	5	28	A	未実施	未実施	継続	市県民税を特別徴収することにより、納税義務者にとってより便利で、徴収率の向上にもつながる。	事務事業の周知を図るとともに、徴収率の向上や事務の効率化につなごうとする必要である。	15	効果の検証		
362	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	課税室	農業所得収支計算の啓発	農業所得が平成16年度から収支計算方法が変わったため、正しく収支計算ができるよう市民の啓発を行う。	農業所得の収支計算は自分で行い、申告受付をすることが申告相談時間の短縮にもつながる。	市内の農業所得者	農業の収入や経費の種類がわかるチラシや収支計算書を事前に配布し、自分で行うことの啓発を行っている。また、各地域において収支計算の事前相談会を実施している。	農業所得の収支を自分で正しく計算し、収支計算書に記載できる。	1,560	農業所得者数 人	5,953	5,670	5,600	市県民税納税義務者のうち農業所得のある者	H17 262 H18 275 H19 279	農業所得者割合 %	5,953	5,670	5,600	市県民税納税義務者のうち農業所得のある者	4	3	4	4	4	4	4	23	B	未実施	未実施	継続	農業所得を正しく申告し、事前に計算して申告することは、申告受付時間の短縮にもつながる。その啓発が必要である。	申告受付時間の短縮につながっているかの検証により、申告事務の効率化に反映させる。	15	効果の検証			
363	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	課税室	市県民税・国保税賦課	賦課期日現在、市内に住所を有する個人、及び市内に事業所を有する法人に対して、課税資料に基づき市県民税を賦課する。また、国民健康保険の加入世帯に対し、国民健康保険税を賦課する。	給与支払報告書等の課税資料の入力事務をアウトソーシングすることにより、事務効率の改善を図る。また、入力チェック、システムチェックを十分にを行い、賦課の正確性を向上させる。	賦課期日現在 市内に住所を有する個人、及び事業所を有する法人	所得税確定申告書、給与・年金支払報告書、住民税申告書等の課税資料を基に、各納税義務者に賦課決定を行う。市県民税賦課期日 1月1日 国保税賦課期日 4月1日(本算定7月1日)	納税義務者を正確に把握し、課税額を正しく算定し、税負担の公平性を確保する。	48,387	現年賦課人数 人	40,869	41,160	41,100	現年度の賦課人数 市県民税 + 国保税	H17 1,180 H18 1,175 H19 1,281	現年賦課人数 人	40,869	41,160	41,100	現年度の賦課人数 市県民税 + 国保税	4	3	4	5	5	5	26	B	要改善	要改善	継続	法や条例に定められた業務であり、より公平で正確な事務処理が求められる。新システムにより事務の効率化と、入力やチェック等業務マニュアルにより事務の正確化を進めなければならない。	事務の効率化と合わせ、公平・正確・迅速な事務処理のため内部研修の充実を図る。	6	職員意識改革				
364	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	課税室	固定資産税土地評価事務	固定資産税の課税客である土地の利用状況を把握し、国の定めた「固定資産評価基準」によって土地評価事務を行う。平成18年度において評価替えを実施した。平成19年度は、平成21年度の評価替えに向けて、標準宅地の鑑定評価事務や標準地比率指数の見直し等を行い、公平、適正な課税のための評価事務を行う。	平成21年度の評価替えに向けて、全市的に標準宅地の地点数を見直し、評価水準の均衡を図る。また、統一した標準地比率に基づいて宅地の洗い替えを実施するが、膨大な業務量になるため年次計画を立てて実施する必要がある。	固定資産税の課税客のうち土地を対象としている。	土地の価格を決定するために鑑定評価による適正な時価や、地目認定のための土地利用状況把握を行う。そのため、現地調査や物件異動による確認、図面等の資料を活用して評価を行う。	課税客である土地の利用状況や適正な時価を把握して評価し、公平な課税を行う。	32,210	評価対象事業数 筆	309,459	309,459	308,158	固定資産税の課税客である土地の評価筆数(概要調査より)	H17 131 H18 104 H19 229	平均価格(土地全体) 円/㎡	444	440	443	総評価地積に対する総平均価格	5	3	3	5	5	5	26	B	現状維持	要改善	継続	適正な課税客の把握と適正な評価が求められる。評価替えに向けて標準宅地の再編を進めているが、統一した標準地比率に基づき宅地の比率洗い替えや、地目変更による適正な評価をさらに進める必要がある。	課税客の把握に努め、適正な課税を行う。事務の効率化も行う。	8	事務事業の効率化				

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価
 ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

実施番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業 の対象者 等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ		市の役割		必要性		合計 点	総合 評価	17年度 評価	18年度 評価	総合 評価	1次 総合評価	2次評価	拡大・縮小 の内容	改善 区分					
												活動指標	単位	H 17	H 18	H 19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H 17	H 18	H 19	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの削減 余地										市関与の 妥当性	社会的ニ ーズ	市民ニ ーズ		
365	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	課税室	償却資産に関する事務	固定資産税の課税対象である償却資産の把握と課税事務。	償却資産の課税は納税義務者の申告に基づくものであることから、正しく申告されているかを把握する必要がある。そのため、法人税や法人市民税の申告書を調査し、申告を勧奨することで公平で適正な課税を目指す。	固定資産税の課税対象のうち償却資産。	課税対象を所有する納税義務者の把握と正しい申告を勧奨することにより、公平、適正な課税を行う。	納税義務者を把握し正しい申告を徹底するとともに、法人税や法人市民税の申告内容を調査し、課税対象を把握する。	納税義務者数	人	1,328	1,344	1,373	償却資産の納税義務者数(概要調査より)	5,589	平均価格	円/人	25,083	26,066	24,864	納税義務者に対する市が価格を決定した課税標準額の平均	5	3	4	5	5	5	27	A	未実施	未実施	継続	納税義務者の適正な把握と適正な申告を勧奨することにより課税を行うが、課税対象の把握についてさらなる正確さが求められる。	課税対象の正確な把握と適正な申告が、従来の事務と比較し、どれだけの効率化ができたか検証することが必要である。	14	成果の向上		
366	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	収納室	市税・国保税法的措置(差押業務)	地方税法に定められた事務処理。督促状を発生した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税、固定資産税、軽自動車税、水増し利益税等に係る地方団体の徴収金を先納しないときは、滞納者の財産を差押えなければならない。の規定に基づき、財産調査後その者に財産がある場合は差押を執行している。但し、財産が無い場合、滞納処分等の執行により生活を著しく窮乏させる場合及びその者が不明等の場合は、滞納処分等の執行停止を行っている。	本年度より、動産についてはネット公売を実施、不動産については随時に公売を行っているが、配当の見込みが無い物件については、解除から停止への処理を行っていく必要がある。債権調査の件数も多く、調査に要するコストも高くなっている。いかに納期内納付を確実にしているかが今後の課題である。また、市税については特に滞納者に対する調査は重要である。また、市税については特に滞納者に対する調査は重要である。また、市税については特に滞納者に対する調査は重要である。	滞納者	滞納者に対する調査は重要である。また、市税については特に滞納者に対する調査は重要である。また、市税については特に滞納者に対する調査は重要である。	滞納者に対する調査は重要である。また、市税については特に滞納者に対する調査は重要である。また、市税については特に滞納者に対する調査は重要である。	滞納者に対する調査は重要である。また、市税については特に滞納者に対する調査は重要である。また、市税については特に滞納者に対する調査は重要である。	差押件数	件	-	551	500	市税・国民健康保険税差押件数	#VALUE!	差押による徴収金	円	-	129,006,985	80,000,000	90,475,239円	債権38,531,746円 不動産90,475,239円	5	3	3	5	5	5	26	B	未実施	未実施	拡大	債権(給与・預貯金・売掛金等)、不動産の差押強化により、件数・徴収金は多くなっている。今後は、調査による動産差押を強化し、ネット公売、自動車へのタイヤロックの手法を実施することにより、アナウンス効果を含め、早期の滞納解消を目指す。	法的措置は課税の公平性から避けて通れない課題であるが、地域ごと・ケースごとの公平性が確保されるための事務担当者との連携や事務マニュアル化など統一した迅速な事務処理が必要である。	6	職員意識改革
367	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	19	収納室	コンビニ収納業務	納付時間の制約、納付場所立地条件の制約を改善することにより、納期内納付の手段を拡大し、収納率の向上と滞納整理に係る事務処理の軽減を図るため、平成19年4月より、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、住宅使用料、保育料、介護保険料、受益者負担金のコンビニ収納を開始。10月より、滞納繰越分についても利用開始予定。利用可能店は、セブンイレブン、ローソン、ポプラ外11店で全国約41,000店舗での納付が可能。収納消込データの変換業務を委託することにより、消込作業に係る事務を軽減し速報データによる誤督促等の軽減を図る。	督促手数料を徴しているため納付期限を超過した場合、既送付の納付書ではコンビニ利用ができない。金融機関での利用は可能だが、コンビニ納付を選択された場合、納付書の再発行が必要となる。また督促状発付後は延滞金の関係で短い期限での納付書を再発行する必要があり、それに伴うコストもかかる。また督促状、催告書に合わせた納付書も再交付が必要となるため、今後は督促状、催告書が納付書を兼ねる様式に改善する必要がある。	市民	365日年中無休、24時間営業窓口納付の時間短縮 納税者の納付場所の拡大	納期限内納付による収納率向上 市財源の確保 滞納整理事務の軽減 市民の納付利便性の向上	コンビニでの利用見込件数	件	-	-	31,000	コンビニでの納付件数	#VALUE!	督促状発付件数(6月)	件	6,044	6,308	5,589	固定資産税1期、軽自動車税の発布数	5	3	3	4	5	5	25	B	未実施	未実施	拡大	全税、料、負担金のコンビニ収納を確立	督促状、催告書が納付書を兼ねる様式に改善する必要がある。	10	内容の改善		
368	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	管財室	工事等検査	市が発注した工事について、工事の目的が契約図書に定められた出来形・品質等であるか確認し、発注者として工事目的物を受け取る。また、工事成績を評定することにより、請負者の適正な選定及び指導育成に資する。	工事検査内容の共通認識を図り、適切な検査の充実を図る。工事検査が集中する期間の検査体制について事前調整を実施する。	市が発注する建設工事等	対象物が契約図書に定められた出来形・品質等であるか寸法検査及び書類検査を行う。また、工事成績を評定する。	対象物が適正に、かつ良品で構築されること。	工事完了後の検査件数	件	224	250	200	工事完了後の検査件数	15,888	工事検査数	件	224	250	200	工事完了後の検査件数	4	3	5	5	5	27	A	要改善	要改善	拡大	工事の業種においては、検査内容にばらつきがあるため、拡大していく必要がある。	工事の計画の推進と迅速な検査体制を構築する。	8	事務事業の効率化			

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価
 ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

施策番号	分野	大項目	中項目	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業 の対象者 等	手段	目的	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件 費含む)	定量分析										手段の適切さ		市の役割		必要性		合計 点	ランク	十七年度 評価	十八年度 評価	1次 総合評価		2次評価		拡大・縮小 の内容	改善区分			
												活動指標	単位	H 17	H 18	H 19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H 17	H 18	H 19	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの削減 余地					市関与の 妥当性	社会的ニ ーズ	市民ニ ーズ	総合 評価			判断理由	総合 評価	判断理由
												件数	件	件	件	件	件	円	件	円	円	円	円	円	円	円	円					円	円	円	円			円	円	円
369	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	管財室	入札・契約	三次市が発注する事業の入札・契約に関する事務を行う。特に三次市が発注する公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の制定により、入札及び契約の透明性の確保・公正な競争の促進・不正行為の排除・契約された公共工事の適正な施工の確保が求められている。	入札・契約適正化の基本原則である「透明性の確保」については、毎年度の発注見直し・入札契約に係る情報の公表を推進する。公正な競争の促進については、電子入札の促進・入札契約方法の改善(一般・指名競争の適切な実施)に努める。不正行為の排除については、不良不適格業者の排除・ダンピングへの対応・入札契約のIT化を推進する。適正な施工の確保については、丸投げの全面禁止・施工体制(技術者の配置・下請の状況等)の報告を確認する。	三次市の入札に参加する建設業者・建設コンサルタント業者等	公平・公正で競争性の高い入札の実施(電子入札による一般競争・指名競争入札等の実施)及びその契約の締結	公平・公正で競争性の高い調達方式で、信頼性の高い確実な工事・業務委託等の施行を確保する。	24,916	入札契約件数	件	624	620	600	工事入札契約件数と業務入札契約件数の合計	39,929	入札契約件数	件	624	620	600	工事入札契約件数と業務入札契約件数の合計	4	3	4	5	4	4	24	B	要改善	要改善	継続	継続	8	事務事業の効率化		
370	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	管財室	公用車管理業務	公用車(216台)の日常点検及び車検整備までの一切の公用車に関する事務及び安全運転に関する講習等安全教育。自動車損害賠償保険にかかわる事務。有料道路使用に関する事務(ETC含む)。公用車にかかわる事故処理の一切。	・庁用自動車の適正配置と維持管理経費の削減 ・事故防止の強化策 ・民間委託等の推進	市職員等公用車運転者	庁用自動車の適正管理、効率的な使用と事故防止の徹底 事故が発生した場合の迅速な対応ができるシステムづくり	公用車が安全かつ効率的に利用されること	38,877	保有台数	台	242	230	216	庁用自動車の適正配置を行う。	199,322	削減台数	台	26	12	14	前年度と比較された台数	4	3	3	2	4	20	C	要改善	事業縮小	縮小	縮小	3	民間委託等の推進			
371	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	会計室	基金の運用計画	「三次市資金管理並びに運用基準」第5及び「三次市債券運用指針」に基づいて安全・有利に管理・運用する。現在26種類115億円の基金を国債を中心とする債権で81億円、定期預金・普通預金で34億円を管理・運用している。	基金全体の一括運用方式の導入(財政室と検討)・運用益の拡大に向けた取り組み	市民	「三次市資金管理並びに運用基準」及び「御世阻止し債券運用指針」に基づいて管理・運用をする。 ・より有利な条件の金融機関口座への基金の保管替え ・財産運用のための基金取り崩し件数を少なくする。 ・管理・運用にあたる職員の研修等への参加による知識・能力の向上・運用益の増大	市民に新たな負担を生じさせない適正で効果的な基金の管理・運用	1,423	基金保管替え件数(件)	件	98	31	35	より安全で有利な基金管理運用を図る。(1年預け入れの場合、入札を行う)	14,520	基金利子積み立て額	円	7,676,000	79,582,204	85,000,000	権力取り崩しをしないよう残高を増やし、国債等を購入し利子の増額に努める。	5	5	5	5	4	28	A	要改善	要改善	継続	継続	10	内容の改善			
372	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	会計室	収入支出資金運用計画	適切な資金繰りを行うため、各室から提出された収支計画に基づき、毎月に資金運用収支計画を立てて、資金に不足が生じる場合には、支払時期の調整または基金からの借入(繰替)、金融機関からの一時借入(繰替)、金融機関からの借入れ、定期預金等への預金(保管換)	「自主財源の確立」に寄与するため、資金の運用益の増加と必要最小限の借入をめざし、早期で正確な収支予定の把握及び支払い時期の調整を行う。	市民	各室の収支計画に基づき(資金運用収支計画の作成(毎月)・資金運用収支計画に基づく(資金運用)・支払時期の調整・基金からの借入れ(繰替)・金融機関からの借入れ、定期預金等への預金(保管換))	市民に新たな負担を生じさせない資金繰り(金融機関からの一時借入をしくもすむ資金繰り)	1,423	資金の延運用額(運用額×日数)	億円	7,799	8,799	8,000	資金の延運用額1億円あたりのコスト。正確な収支計画が預入金額、期間の多寡に影響する。	182	保管換えによる利息収入額	円	444,464	2,267,639	3,355,000	17年度最大0.02%であった利率が、18年度は最大0.17%へ上昇した結果収入額が増加した。	5	4	4	5	4	26	B	要改善	事業縮小	縮小	縮小	10	内容の改善			

平成19年度「The行政チェック」事務事業評価一覧

各評価項目は、1～5の5段階で評価
 ランク:A27-30 B22-26 C17-21 D12-16 E6-11

総合評価・・・「拡大」「縮小」「継続」「終了」「廃止」から選択

実施番号	分類	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	平成18年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	17年度評価	18年度評価	総合評価	1次総合評価	2次評価	拡大/縮小	改善区分								
													活動指標	単位	H17	H18	H19	説明	活動指標 単位あたり コスト(円)	成果指標	単位	H17	H18	H19	説明									目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの削減 余地	市関与の 妥当性	社会的ニース	市民ニース		
373	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	会計室	収入支出命令書の審査	公金の収入・支出が適正かどうかを審査する。	審査の正確性を確保しながら、審査業務の効率化を通じてより迅速な審査を行うこと。	市民	収入・支出が適正かどうかを、科目・金額・証拠書類等を審査し処理する。	市民に不利益を生じさせないために、審査の正確さを基本として、処理の迅速化をはかる。	28,476	17	18	19	この指標は公金の出入りの件数であり、イコール審査件数ではないが、審査件数も比例しているためこの指標を使用している。	125	17	18	19	審査の正確性に関する指標(出納整理期間除く)。起案日・科目錯誤などが主な指摘事項。	5	4	4	5	金額・科目・手段等の審査を自動化することは難しく、職員による審査が適当である。	審査業務の流れを再度チェックし、効率的な手法を模索する中で、より成果があるシステムを構築する余地がある。	収支にかかる審査の効率化・迅速化を進めるために、電子システムを含めた事務・指定期間間の処理システムの分析を行い、コストを下げる余地がある。	5	5	4	市民は日常的には意識していないかもしれないが、公金の執行にあたって、適正な審査が必要であるという意味でニースは高い。	27	A	未実施	未実施	継続	審査の正確性を確保しながら、効率化をはかり迅速な審査を行うための改善余地がある。	正確性かつ迅速な審査を行うことによって、正確な支払事務を行い住民サービスの向上をはかる。	9	事業の迅速化
374	第6都市	2高度情報化	(2) 情報ネットワークによる生活情報の提供	18	秘書広報担当	三次市CATV情報発信事業	ケーブルテレビの番組制作の一部。市広報番組「みよし夢通信」を毎週制作(15分間)。文字放送掲載・音声告知(旧三次市内)	各部事業の情報提供を求める。	市民全般	各部事業のPR・観光事業面のPR	市事業に係る事業紹介、観光スポットの紹介	11,856	17	18	19	「みよし夢通信」制作にあたり、経費に見合うよう制作費の見直しがあったため、コスト高になっている。	#VALUE!	17	18	19	市の情報提供の有効な手段として活用するために、CATVの加入促進を図る必要がある。市民の知りたい情報を知りたい市民に視聴していただくような番組作りが必要である。	4	2	3	3	市の情報提供の有効な手段として活用するために、CATVの加入促進を図る必要がある。市民の知りたい情報を知りたい市民に視聴していただくような番組作りが必要である。	事業費(三次ケーブルテレビへ支払う経費)の支出が拡大しているため、経費削減のための検討が必要。	市の情報を発信していくため、市の政策等に精通した人材が必要である。	生活に密着した情報を速くわかりやすく伝えることができるため、社会的ニースが極めて高い。	市からの行政情報を映像にて発信することができ、わかりやすさがあり、市民ニースが極めて高い。	22	B	未実施	未実施	継続	市の情報発信の手段として、市の広報紙やホームページと合わせて、CATVの特性を生かした番組作りを検討している必要がある。	マスメディアを媒体にしての情報提供は重要であり、特に視聴者に訴えるCATVは、特に効果が大きい。	13	サービスの向上		
375	第6都市	4市役所改革	(5) 広報戦略の強化	16	政務調査グループ	議会ホームページの更新	議長あいさつ各委員会の構成議員名簿市議会一般質問市議会議事録議長交際費執行状況みよし市議会だより行政視察	議会は市民の代表機関であり、全市民の負託を受けてその存在がある。ミッションにおいても掲げているように、市民との直接対話を推進することにより、住民が求めるニースは把握できる。その中で、市民生活に必要な施策でありながら、執行部の事業執行にないものや実施計画に予定されていないものがある場合は、議会(議員)から執行部に対して事業提案を行う。ただし、平素から市民が議会運営に関わっていく市民参加型のしくみをどうつづけていくかが大きなポイントであり、そのために、議会からはあらゆる情報を分かりやすく発信することに取り組む。	市民	ホームページの更新 ・各委員会による行政視察報告の掲載 ・定例会における委員長報告の掲載 ・各議案の本会議での議決結果の掲載	最新の情報を提供し、開かれた議会を目指す。	711	17	18	19	視察の受け入れ状況について、平成19年度から掲載している。	101,571	17	18	19	インターネットの普及に伴い、市民の議会活動に対する参加意識が高まる。	5	3	4	5	ホームページで議会の情報を発信し、広く市民に周知することは重要である。	掲載内容等さらなる充実が必要である。	人件費であり、コスト削減にはその削減余地は少ない。	市議会事務局以外に実施は難しい。	議会に関する情報は全国共通であり、社会的に認められたニースである。	議会に関する積極的な情報開示を行うことは、市民が求められるサービスである。	27	A	未実施	未実施	継続	市民にとって議会を身近に感じたいため、最新の情報の提供に努め、開かれた議会を目指すため。	より市民にわかりやすいHPとし、積極的な情報公開を行うことにより、住民の知る権利を満足させ、議会への関心を高める。	2	徹底した情報公開	
376	第6都市	4市役所改革	(5) 広報戦略の強化	16	選挙管理委員会	選挙結果調べ作成	三次市選挙管理委員会が実施した選挙結果を、選挙毎に「選挙に関する結果調」として電子データにまとめ、三次市ホームページに掲載する。内容は、合併後の選挙について、投票率一覧表、開票結果、候補者別得票数等について記録する。平成18年度は、合併後の選挙結果を全て掲載した。平成19年度は、県議会議員選挙並びに参議院議員選挙結果をすみやかに掲載する予定である。	市民が検索しやすい形式でホームページに掲載する方法を引き続き研究する必要がある。	市民	選挙毎に選挙結果を電子データにまとめる。内容は、合併後の選挙について、投票率一覧表、開票結果、候補者別得票数等について記録し、ホームページに掲載する。	選挙に関する結果を、市民がいつでもホームページによって検索できるように記録することによって、選挙への関心を高め投票率のアップを図っていく。	569	17	18	19	平成18年度は合併後の全選挙結果を三次市のホームページに掲載したが、平成19年度以降は実施する選挙毎に追加で掲載していくこととする。	#DIV/0!	17	18	19	各選挙ごとにその結果を作成し、三次市のホームページに掲載する。	5	4	5	5	市民がいつでも選挙結果をホームページで検索できることは、選挙結果を情報公開する上で非常に有効な手段である。	三次市のホームページを活用する場合は、有効的な手段であり成果向上の余地は小さい。なお、ホームページへの掲載方法については、市民が理解しやすい形式で行っていく必要がある。	小冊子を作成し記録を配布する方法もあるが、電子データとしてホームページへ記録する方が経済的であり、コスト削減の余地がない。	投票事務及び開票事務は、公選法上選挙管理委員会の事務として位置づけられているため、関心が高まっていく結果として投票率の向上につながるが、掲載方法については引き続き研究していく必要がある。	社会的ニースの観点から言えば、まだ低いが、選挙結果を積極的に公開することで、関心が高まっていく結果として投票率の向上につながるが、掲載方法については引き続き研究していく必要がある。	市民ニースの観点から言えば、全体的には低いと考えるが、市民生活の直接影響を受ける選挙であることから、選挙結果の公開に関するニースは高まっている。	23	B	要改善	要改善	継続	選挙結果を三次市のホームページに掲載し、市民がいつでもその情報を検索できるようにすることは、選挙に関心を持っていただき、結果として投票率の向上につながる。結果として投票率の向上につながるが、掲載方法については引き続き研究していく必要がある。	年代別投票率など、啓発活動に資するような資料も作成し、投票率の向上に繋げる。	10	内容の改善	